

令和 7 年
第 2 回定例会会議録

令和 7 年 5 月 12 日 開 会

令和 7 年 6 月 5 日 閉 会

国 分 寺 市 議 会

目 次

○5月12日（月）

出 席 議 員	9
出 席 説 明 員	9
議会事務局出席職員	9
議 事 日 程	10
議会議長の辞職許可について	11
選 挙 第 1 号 議会議長選挙について	11
会議録署名議員指名	13
会 期 決 定	13
議会副議長の辞職許可について	13
選 挙 第 2 号 議会副議長選挙について	13
選 挙 第 3 号 東京都十一市競輪事業組合議会議員選挙について	15
選 挙 第 4 号 東京都四市競艇事業組合議会議員選挙について	16
選 挙 第 5 号 東京たま広域資源循環組合議会議員補欠選挙について	16
選 挙 第 6 号 浅川清流環境組合議会議員補欠選挙について	17
選 挙 第 7 号 湖南衛生組合議会議員補欠選挙について	17
議案第 32号 監査委員の選任について	17
委員会提出議案第2号 新庁舎建設等特別委員会の廃止について	18
委員会提出議案第3号 国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会の設置について	19
常任委員会委員の選任について	20
議会運営委員会委員の選任について	20
公共施設等総合管理特別委員会委員の選任について	21
推 薦 第 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について	21
一 般 質 問	
対 馬 ふみあき 議員	22
1 恋ヶ窪交差点の渋滞について	
2 A I オンデマンド交通について	
3 国分寺市の郷土愛を育む取組について	
4 西国分寺駅周辺について	
森 田 たかし 議員	33
1 人材確保の取組について	
2 再生可能エネルギーの導入について	
3 子どもの居場所づくりについて	
田 中 政 義 議員	41
1 国3・2・8号線について	

○5月13日（火）

出 席 議 員	47
出 席 説 明 員	47
議会事務局出席職員	47
議 事 日 程	48
一 般 質 問	
高 野 ふみお 議員	49
1 教員の過重労働の実態について	
2 防災について	
3 有機フッ素化合物（P F A S）について	
4 ぶんじ地域応援商品券について	
5 忌野清志郎について	
久 保 けいこ 議員	62
1 健康増進のための施策について	
2 認知症普及啓発について	
3 子育て世帯の支援施策について	
4 防災訓練について	
5 野焼きについて	
6 道路舗装等について	
小 坂 まさ代 議員	72
1 市民との協働を進めていくために	
2 学校における子どもたちへの特別な支援について	
3 こども家庭センターについて	
4 困難な問題を抱える女性への支援について	
はぎの 英 輔 議員	85
1 防犯対策について	
2 高齢者施策について	
3 資源循環について	
4 環境活動について	
5 新庁舎について	
鳥 居 あかね 議員	98
1 飼い主のいない猫（野良猫）対策について	
2 市営自転車駐車場について	
3 黒鐘公園の整備について	
4 認可保育所の待機児童について	

○5月15日（木）

出 席 議 員	109

出席説明員	109
議会事務局出席職員	109
議事日程	110
一般質問	
皆川りうこ 議員	111
1 高齢者福祉について	
2 第3次国分寺市男女平等推進行動計画について	
3 自殺対策について	
4 新庁舎について	
5 福祉センターの長寿命化について	
中山ごう 議員	123
1 国3・4・6号線と西武国分寺線の踏切について	
2 暮らしと営業を支える物価対策を	
3 難聴・言語障害の通級指導学級の設置に向けて	
4 小学校における朝の児童の居場所づくりを	
5 子どもの医療費助成について	
木島たかし 議員	135
1 「小1の壁」について	
2 介護施策について	
3 居住支援について	
4 道路の安全について	
5 公共施設マネジメントについて	
だて淳一郎 議員	144
1 カスタマーハラスメント対策について	
2 トイレトレーラーについて	
3 新府中街道について	
4 シティプロモーションについて	
松岡まり 議員	154
1 プラスチック削減に向けた取組	
2 子どもたちを取り巻く環境	
3 不登校児童・生徒への支援「トライルーム」	
4 妊娠期からの切れ目のない支援	

○5月16日（金）

出席議員	173
出席説明員	173
議会事務局出席職員	173
議事日程	174

一 般 質 問

星 　　いつろう 議員	175
1 ぶんバスについて	
2 障がいのある子どもたちの移動に関するサポートの拡充に向けて	
3 特別支援学級について	
高 瀬 かおる 議員	187
1 防災について	
2 空き家対策・居住支援・地域づくりについて	
3 ヤングケアラーについて	
4 認知症について	
5 自分らしく生きるための終活支援について	
鈴 木 ちひろ 議員	200
1 有機フッ素化合物（PFAS）について	
2 性と生殖に関する健康と権利（SRHR）について	
3 若者に向けた政策の充実について	
4 気候危機における熱中症対策について	
寺 嶋 たけし 議員	213
1 闇バイトに代表される近年の新たな犯罪への対策について	
2 国分寺市のごみ処理に関する現状と今後について	
3 デジタル技術活用及びDX推進の状況に関して	
4 リスキリングをはじめとした市民の労働支援に関して	
5 猿をはじめとした害獣に関して	
6 シティプロモーションサイトに関して	
木 村 　　徳 議員	227
1 ゼロカーボンシティに向けて	
2 物価高騰対策について	
3 アピランスケアと内部障害について	
4 まちの魅力発信について	
5 市財政について	

○5月19日（月）

出 席 議 員	241
出 席 説 明 員	241
議会事務局出席職員	241
議 事 日 程	242
常任委員会委員の辞任について	243
議案第 30号 国分寺市オンブズパーソンの選任について	243
議案第 31号 監査委員の選任について	244

議案第 28号	専決処分について	〔一括議題〕 〔委員会付託〕	…	244
議案第 29号	専決処分について			
議案第 33号	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について			
議案第 35号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）			
議案第 36号	市道路線の一部廃止について			
議案第 37号	市道路線の認定について			
議案第 38号	工事請負契約について			
議案第 39号	動産の買入れについて			
議案第 40号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について			
議案第 41号	社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について			
議案第 34号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）	〔特別委員会付託〕	…	246

○5月27日（火）

出席議員		251
欠席議員		251
出席説明員		251
議会事務局出席職員		251
議事日程		252
議員の辞職許可について		253

○6月5日（木）

出席議員		257		
欠席議員		257		
出席説明員		257		
議会事務局出席職員		257		
議事日程		258		
議案第 42号	国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	〔一括議題〕 〔委員会付託〕	…	259
議案第 43号	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について			
議案第 45号	工事請負契約について			
議案第 44号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）	〔特別委員会付託〕	…	260
総務委員長報告				
議案第 28号	専決処分について			260

議案第 39号	動産の買入れについて	261
議案第 42号	国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	261
厚生文教委員長報告		
議案第 29号	専決処分について	262
議案第 33号	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について	263
議案第 40号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	263
議案第 41号	社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について	264
議案第 45号	工事請負契約について	264
議案第 43号	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について	265
建設環境委員長報告		
議案第 38号	工事請負契約について	266
議案第 35号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）	266
議案第 36号	市道路線の一部廃止について	267
議案第 37号	市道路線の認定について	267
補正予算審査特別委員長報告		
議案第 34号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）	268
議案第 44号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）	269
閉会中の継続審査について		269
議員派遣について		270

5 月 12 日 （ 月 ）

（ 第 1 日 ）

令和7年国分寺市議会第2回定例会会議録

令和7年5月12日（月）

○出席議員（22人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	12番	丸山	哲平
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	及川	妙子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○出席説明員

市	長	井澤邦夫	副市	長	橋本正之
副市	長	塩野目龍一			
政 策 部 長	村越隆治	公共施設マネジメント担当部長		細川啓明	
総 務 部 長	宮本学	市民生活部長		杉本守啓	
健 康 部 長	新井宏伸	福祉部長		玉井理加	
子ども家庭部長	石丸明子	まちづくり部長		加藤政幸	
建設環境部長	島崎進一	秘書課長		佐藤久美子	
会計管理者心得	野中美由貴				
教 育 長	古屋真宏	教 育 部 長		日高久善	

○議会事務局出席職員

局	長	伊藤	寿一
次	長	鈴木	輝哉

○議事日程

第1		議会議長の辞職許可について
第2	選挙第1号	議会議長選挙について
第3		会議録署名議員指名
第4		会期決定
第5		議会副議長の辞職許可について
第6	選挙第2号	議会副議長選挙について
第7	選挙第3号	東京都十一市競輪事業組合議会議員選挙について
第8	選挙第4号	東京都四市競艇事業組合議会議員選挙について
第9	選挙第5号	東京たま広域資源循環組合議会議員補欠選挙について
第10	選挙第6号	浅川清流環境組合議会議員補欠選挙について
第11	選挙第7号	湖南衛生組合議会議員補欠選挙について
第12	議案第32号	監査委員の選任について
第13	委員会提出議案第2号	新庁舎建設等特別委員会の廃止について
第14	委員会提出議案第3号	国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会の設置について
第15		常任委員会委員の選任について
第16		議会運営委員会委員の選任について
第17		公共施設等総合管理特別委員会委員の選任について
第18	推薦第1号	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について
第19		一般質問

午前 9 時 30 分開会

○副議長（だて淳一郎君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 人であります。

これより令和 7 年国分寺市議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



○副議長（だて淳一郎君） 御報告いたします。

田中議長より議長の職を辞したいとの申出があります。よって、本件を先議することにいたしたいと思
います。

本件は、議長の一身上に関する事件となりますので、地方自治法第 117 条の規定により議長が除斥とな
っておりますことを確認いたします。



日程第 1 議会議長の辞職許可について

○副議長（だて淳一郎君） 日程第 1、議会議長の辞職許可についてを議題といたします。

お諮りいたします。田中議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○副議長（だて淳一郎君） 御異議なしと認めます。よって、田中議員の議長の辞職を許可することに決
しました。

（21 番 田中政義君入場）



日程第 2 選挙第 1 号 議会議長選挙について

○副議長（だて淳一郎君） 日程第 2、選挙第 1 号を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（だて淳一郎君） ただいまの出席議員は 22 人であります。

事務局より投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（だて淳一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○副議長（だて淳一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（だて淳一郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員に
よる点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

書き損じた場合には、その投票用紙と引換えに新たな投票用紙を配付いたしますので、お申し出願いま
す。書き損じはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○副議長（だて淳一郎君） なしと認めます。

これより投票を行います。点呼を命じます。

（書記点呼、投票）

○副議長（だて淳一郎君） 投票漏れはございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○副議長（だて淳一郎君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○副議長（だて淳一郎君） これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に鈴木議員及び新海議員を指名いたします。

両議員の立会いを求めます。

それでは、開票を願います。

（開 票）

○副議長（だて淳一郎君） これより投票の結果を議会事務局長より報告いたします。

○議会事務局長（伊藤寿一君） 御報告いたします。

出席議員数22人、投票総数22票、うち有効投票数22票、無効投票数0票。

有効投票中、尾沢しゅう議員19票、田中政義議員1票、木村徳議員1票、木島たかし議員1票。

以上でございます。

○副議長（だて淳一郎君） この選挙の法定得票数は6票であります。よって、尾沢議員が議会議長に当選することになりました。

ただいま議会議長に当選されました尾沢議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、議長となりました尾沢議員に就任の御挨拶をいただきたいと思います。

尾沢議長、御登壇願います。

（議長 尾沢しゅう君登壇）

○議長（尾沢しゅう君） ただいま皆様からの御信託をいただきまして、ここで新たに国分寺市議会の議長を預からせていただくことになりました。重責だと自認しておりますので、これまで培ってきた経験と、それから皆様との協力の下に、国分寺市議会の公正で公平な議会運営に尽力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（だて淳一郎君） ここで、議事進行を尾沢新議長に交代いたします。

○議長（尾沢しゅう君） それでは、この際、議事日程等の調整のため、暫時休憩いたします。

午前9時49分休憩

午前9時54分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。

————— ◇ —————

○議長（尾沢しゅう君） この際、御報告いたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。



日程第3 会議録署名議員指名

○議長（尾沢しゅう君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番 中山 ごう 議員

6番 木村 徳 議員

7番 寺嶋 たけし 議員

8番 小坂 まさ代 議員

を指名いたします。



日程第4 会期決定

○議長（尾沢しゅう君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日から6月5日までの25日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月5日までの25日間と決定いたしました。



○議長（尾沢しゅう君） 御報告いたします。

だて副議長より、副議長の職を辞したいとの申出があります。

本件は、副議長の一身上に関する事件となりますので、地方自治法第117条の規定により副議長が除斥となっておりますことを確認いたします。



日程第5 議会副議長の辞職許可について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第5、議会副議長の辞職許可についてを議題といたします。

お諮りいたします。だて議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、だて議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

（14番 だて淳一郎君入場）



日程第6 選挙第2号 議会副議長選挙について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第6、選挙第2号を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの出席議員は22人であります。

事務局より投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（尾沢しゅう君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（尾沢しゅう君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員による点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。
書き損じた場合には、その投票用紙と引換えに新たな投票用紙を配付いたしますので、お申し出願います。書き損じはございませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） なしと認めます。
これより投票を行います。点呼を命じます。

(書記点呼、投票)

○議長（尾沢しゅう君） 投票漏れはございませんか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 投票漏れなしと認めます。
以上で投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（尾沢しゅう君） これより開票を行います。
会議規則第30条第2項の規定により、立会人に高野議員及び田中議員を指名いたします。
両議員の立会いを求めます。
それでは、開票願います。

(開 票)

○議長（尾沢しゅう君） それでは、これより投票の結果を議会事務局長より報告をいたします。

○議会事務局長（伊藤寿一君） 御報告いたします。
出席議員数22人、投票総数22票、うち有効投票数22票、無効投票数0票。
有効投票中、星いつろう議員19票、だて淳一郎議員1票、高瀬かおる議員2票。
以上でございます。

○議長（尾沢しゅう君） この選挙の法定得票数は6票であります。よって、星議員が議会副議長に当選されました。
ただいま議会副議長に当選されました星議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。
この際、副議長となりました星議員に就任の御挨拶をいただきたいと思います。
星副議長、御登壇願います。

(副議長 星いつろう君登壇)

○副議長（星いつろう君）　ただいま御選任いただきました、副議長、星いつろうでございます。各議員の多様な視点、そして見解、これをまちづくりにつなげていく、このことをこれまで以上に追求する国分寺市議会に向けまして、議長と共に、議員の皆様と共に働いてまいります。市民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　ここで、田中議員及びだて議員より発言の申出がありますので、これを認めたいと思います。

田中議員及びだて議員は御登壇願います。

（21番 田中政義君、14番 だて淳一郎君登壇）

○21番（田中政義君）　ただいま尾沢議長、また星副議長が誕生したところでありますが、一言御挨拶申し上げます、お時間を頂戴いたしました。

私自身、改選前を含めれば4年間議長を務めさせていただきました。特にこの2年間は、一昨年度の東京都市議会議長会会長というお役目、また昨年度は関東市議会議長会副会長という大変大きなお役目を務めさせていただきました。そうした役職を務められたこともそうですが、これまで議会運営を続けてこられましたのは、国分寺市議会議員の皆様、そして井澤市長をはじめ行政の皆様、そして議会事務局の皆様とだて副議長のお支えがあったからこそと思います。これからは一議員として尾沢議長を支えてまいりたいと思います。2年間、誠にありがとうございました。

○14番（だて淳一郎君）　ただいま副議長の任を辞させていただきますのででございます。この2年間、副議長の職責を果たしていくために皆様方のお力添えをいただいたこと、まずもってありがとうございました。

この間、田中前議長が本当に御多忙ということで、私もその代理を務めさせていただくことが通常よりも多かったかなというように思っております。その中で得られた経験、そして知見をこれからの議員活動、そして国分寺市議会のますますの活性化に向けて、微力ながらではございますが活用させていただきたく存じております。皆様方の多大なる御協力に心から感謝を申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君）　それでは、この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時23分再開

○議長（尾沢しゅう君）　会議を再開いたします。



日程第7 選挙第3号 東京都十一市競輪事業組合議会議員選挙について

○議長（尾沢しゅう君）　日程第7、選挙第3号を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決しました。

東京都十一市競輪事業組合議会議員にだて議員及び田中議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しただて議員及び田中議員を東京都十一市競輪事業組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、だて議員及び田中議員が東京都十一市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま東京都十一市競輪事業組合議会議員に当選されましただて議員及び田中議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。



日程第8 選挙第4号 東京都四市競艇事業組合議会議員選挙について

○議長(尾沢しゅう君) 日程第8、選挙第4号を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決しました。

東京都四市競艇事業組合議会議員にだて議員及び田中議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しただて議員及び田中議員を東京都四市競艇事業組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、だて議員及び田中議員が東京都四市競艇事業組合議会議員に当選されました。

ただいま東京都四市競艇事業組合議会議員に当選されましただて議員及び田中議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。



日程第9 選挙第5号 東京たま広域資源循環組合議会議員補欠選挙について

○議長(尾沢しゅう君) 日程第9、選挙第5号を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決しました。

東京たま広域資源循環組合議会議員に星議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した星議員を東京たま広域資源循環組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、星議員が東京たま広域資源循環組合議会議員に当選されました。

ただいま東京たま広域資源循環組合議会議員に当選されました星議員が議場におられますので、会議規

則第31条第2項の規定により告知いたします。



日程第10 選挙第6号 浅川清流環境組合議会議員補欠選挙について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第10、選挙第6号を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決しました。

浅川清流環境組合議会議員に対馬議員、小坂議員、森田議員、はぎの議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した対馬議員、小坂議員、森田議員、はぎの議員を浅川清流環境組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、対馬議員、小坂議員、森田議員、はぎの議員が浅川清流環境組合議会議員に当選されました。

ただいま浅川清流環境組合議会議員に当選されました対馬議員、小坂議員、森田議員、はぎの議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。



日程第11 選挙第7号 湖南衛生組合議会議員補欠選挙について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第11、選挙第7号を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決しました。

湖南衛生組合議会議員に高瀬議員及び皆川議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した高瀬議員及び皆川議員を湖南衛生組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、高瀬議員及び皆川議員が湖南衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま湖南衛生組合議会議員に当選されました高瀬議員及び皆川議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。



日程第12 議案第32号 監査委員の選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第12、議案第32号を議題といたします。

（20番 木島たかし君退場）

○議長（尾沢しゅう君） 市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） それでは、議案第32号について、御提案申し上げます。

本案は、国分寺市監査委員のうち、高瀬かおる氏が令和7年5月11日をもって退任したため、新たに木島崇氏を選任いたしたいというものでございます。任期は、令和7年5月12日から市議会議員任期の末日である令和9年4月30日までの間でございます。

地方自治法第196条第1項の規定により提案するものでございます。御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

（20番 木島たかし君入場）



日程第13 委員会提出議案第2号 新庁舎建設等特別委員会の廃止について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第13、委員会提出議案第2号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

（20番 木島たかし君登壇）

○議会運営委員長（木島たかし君） 委員会提出議案第2号、新庁舎建設等特別委員会の廃止について、提案理由を申し上げます。

本案は、新庁舎建設が完了したほか、国分寺駅及び西国分寺駅周辺の整備等に関する特別委員会を新たに設置するため、特別委員会を廃止いたしたいというものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(尾沢しゅう君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長(尾沢しゅう君) この際、御報告いたします。

本日、公共施設等総合管理特別委員会委員である鈴木議員、新海議員、私、尾沢より、委員を辞任したいとの申出がありました。委員会条例第11条の規定によりこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

◇

日程第14 委員会提出議案第3号 国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会の設置について

○議長(尾沢しゅう君) 日程第14、委員会提出議案第3号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

(20番 木島たかし君登壇)

○議会運営委員長(木島たかし君) 委員会提出議案第3号、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会の設置について、提案理由を申し上げます。

本特別委員会は、国分寺駅・西国分寺駅周辺の整備及び都市計画道路国3・4・12号線の整備に関し、調査及び対策を図ることを目的とし、設置するものであります。よって、ここに10人の委員で構成する本特別委員会の設置を提案するものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(尾沢しゅう君) お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(尾沢しゅう君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま設置されました国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第5条第1項の規定により、委員の選任は議長が会議に諮り指名することになっております。

これより議会事務局長から国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会委員を申し上げます。

○議会事務局長(伊藤寿一君) 国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会委員について申し上げます。

鈴木議員、鳥居議員、寺嶋議員、小坂議員、松岡議員、森田議員、及川議員、皆川議員、木島議員、新海議員。

以上でございます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。ただいま議会事務局長が申し上げましたとおり、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会委員を選任することに決しました。



日程第15 常任委員会委員の選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第15、常任委員会委員の選任を行います。

委員会条例第5条第1項の規定により、委員の選任は議長が会議に諮り指名することとなっております。これより議会事務局長から常任委員会委員を申し上げます。

○議会事務局長（伊藤寿一君） 常任委員会委員について申し上げます。

総務委員会委員、鈴木議員、木村議員、小坂議員、森田議員、尾沢議員、だて議員、はぎの議員、新海議員。

厚生文教委員会委員、高野議員、鳥居議員、松岡議員、星議員、皆川議員、木島議員、田中議員。

建設環境委員会委員、対馬議員、中山議員、寺嶋議員、高瀬議員、丸山議員、及川議員、久保議員。

以上でございます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。議会事務局長が申し上げましたとおり、常任委員会委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員を選任することに決しました。



日程第16 議会運営委員会委員の選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第16、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第5条第1項の規定により、委員の選任は議長が会議に諮り指名することとなっております。これより議会事務局長から議会運営委員会委員を申し上げます。

○議会事務局長（伊藤寿一君） 議会運営委員会委員について申し上げます。

対馬議員、寺嶋議員、小坂議員、高瀬議員、皆川議員、はぎの議員、田中議員。

以上でございます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。ただいま議会事務局長が申し上げましたとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員を選任することに決しました。

この際、お諮りいたします。議会運営委員会については、委員の任期中、定例会等に関する事項、議会

だよりに関する事項及び議長の諮問に関する事項を継続して審査することを認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。



日程第17 公共施設等総合管理特別委員会委員の選任について

○議長(尾沢しゅう君) 日程第17、公共施設等総合管理特別委員会委員の選任を行います。

先ほど報告いたしました委員の辞任に伴い、公共施設等総合管理特別委員会委員に3人の欠員が生じております。委員会条例第5条第1項の規定により、委員の選任は議長が会議に諮り指名することとなっております。

これより議会事務局長から新たに選任される公共施設等総合管理特別委員会委員を申し上げます。

○議会事務局長(伊藤寿一君) 新たに選任される公共施設等総合管理特別委員会委員について申し上げます。

木村議員、丸山議員、田中議員。

以上でございます。

○議長(尾沢しゅう君) お諮りいたします。ただいま議会事務局長が申し上げましたとおり、公共施設等総合管理特別委員会委員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、公共施設等総合管理特別委員会委員を選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午後1時33分再開

○議長(尾沢しゅう君) それでは、会議を再開いたします。

日程に入る前に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において正副委員長が決定されましたので、議会事務局長より御報告いたします。

○議会事務局長(伊藤寿一君) 御報告いたします。

総務委員会、委員長、森田議員、副委員長、小坂議員。

厚生文教委員会、委員長、皆川議員、副委員長、鳥居議員。

建設環境委員会、委員長、中山議員、副委員長、久保議員。

議会運営委員会、委員長、高瀬議員、副委員長、はぎの議員。

公共施設等総合管理特別委員会、委員長、対馬議員、副委員長、だて議員。

国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会、委員長、寺嶋議員、副委員長、新海議員。

以上でございます。



日程第18 推薦第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第18、推薦第1号を議題といたします。

本件につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会議員選挙の候補者を推薦するものであり、国分寺市議会として1名を推薦いたします。

お諮りいたします。推薦の方法は、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、本推薦は議長において指名することに決しました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者に高野議員を指名いたします。

ただいま議長において指名した高野議員を推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、高野議員を東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者に推薦することに決しました。



日程第19 一般質問

○議長（尾沢しゅう君） 日程第19、一般質問を行います。

質問は通告順に質問席にてお願いいたします。

では、最初に、対馬議員。

○4番（対馬ふみあき君） 自由民主党国分寺の対馬ふみあきでございます。よろしくお願いいたします。

本日、タブレットを使った一般質問ができる初めての議会ですので、せっかくですのでタブレットと、それから念のため紙を用意しながらやらせていただければと思います。以前、タブレットを使って一般質問させていただいた経験がございまして、そのとき見事にフリーズいたしまして、紙を取りに行くということが経験としてございましたので、しっかり念を入れてやらせていただきたいと思います。

それでは、まず初めに、恋ヶ窪交差点について質問させていただきたいと思います。都市計画道路国3・2・8号線が市役所通りまで暫定開放いたしまして、3か月程度がたっております。歩行者の方々と車がしっかりと分離されて車がスムーズに、歩行者は安全に通っている姿を見ると、私も自宅の近くに都市計画道路国3・4・6号線が走っている身からすると、大変羨ましい環境だなと思っているところでございます。東京都によれば、この先、国3・2・8号線につきましては五日市街道まで延伸して小平市に入っていくというようにお伺いしておりまして、ぜひ東京都には頑張っていただきたいなと思っているところでございます。

一方で、府中街道、連雀通り、市役所通りが交差する恋ヶ窪交差点につきましては、国3・2・8号線が市役所通りまで暫定開放されたことに伴って、市役所通りの渋滞というものがちょっと悪化している状況にございます。市民の、特に地域の方々の生活に影響が出てしまっているなと思うところがあります。もともと流れがよいという場所ではなかったんですけども、それまで第一中学校の辺りまでの渋滞であったものが、今は恋ヶ窪駅の所まで延びるようになってしまっているというような状況にございます。当然、国分寺市にできることというのは限られていると思っているんですけども、今後、東京都とやり取りしていただくにもいろいろと情報は共有させていただければなと思いますので、現状の認識とか、あるいは見通しについて質問させていただきたいと思います。

まずは、この市役所通りの渋滞について、今後、国３・２・８号線が五日市街道まで届けば、ある程度解消するかどうか、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 東京都施行事業の国３・２・８号線につきましては、現在、市役所通りまでの区間が暫定交通開放されている状況でございます。市役所通りから五日市街道までの区間が開通すれば、市役所通りの交通についても状況が変化すると認識しているところでございます。

○４番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。私もある程度変化はするのかなというように思っております。しかし東京都は、特にその変化について調査するという動きがないようです。また、五日市街道まで延びれば、そもそもあった第一中学校の前まで延びている渋滞がすぐ解消されるということにはつながっていかないのかなと思っているところでもございます。今後の見通しについて、どこまで把握されていらっしゃるのでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 東京都施行事業の国３・２・８号線については、事業認可が令和８年度末となっております。令和７年２月に国３・４・６号線から市役所通りまでの区間が暫定交通開放され、現在、残る市役所通りから五日市街道までの区間の開通に向けて街路築造工事等が進められていると伺っております。国３・２・８号線の工事の状況については引き続き東京都から情報を収集し、適宜周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○４番（対馬ふみあき君） 工事自体は順調ということだと思います。ただ、恋ヶ窪交差点の渋滞に対して根本的な解決ということ考えたときに、恐らく青梅街道の所まで延びていかないと、根本的に解消されるかという、恐らく五日市街道まで延びたとしても、市役所通りで曲がる方ですとか、あるいは五日市街道で曲がる方というところで分かれていくのかなと思うところでもございます。小平市から先がどのようなのかなというところは、当然国分寺市というよりも小平市でやっていただく部分だと思うんですけども、ちょっとお伺いしたところだと特に暫定開放する場所がないということなので、もう一気に青梅街道まで突き抜けていくんだというような話をお伺いさせていただきました。用地買収のほうは大変順調だということもお伺いしたんですけれども、そうすると、一気に工事が進むまで待たなければいけないというようなところがあるのかなと思います。この間、ずっと地域住民の方に対して何もできないままとなってしまうと、やっぱり不満がたまっていってしまうんだろうなというところを今、懸念しているところでございます。

例えば東恋ヶ窪五丁目の交差点から西方向に延びる、東恋ヶ窪五丁目の交差点はコンビニエンスストアとかがあり、自転車屋がある所の信号ですが、あそこを西側に曲がって行って一方通行の周辺の地域の方々なんです、交通標識に従って進行しますと、どうしても第一中学校のほうへ突き当たりを右に曲がって出ていかなければいけないというような状況もございまして、そうすると、当然朝の時間帯なんかは大変な渋滞になっているわけですからなかなか右折することができないと、左折するしかないというような状況であります。それが毎日毎日続いていると、土日は違うかもしれないんですけども、日常的に続いていくと生活とか仕事に影響もある程度出てくるのかなというようにも思っているところです。

いずれにしろ開通すれば解決するものだと思いますんですけども、その前に何か対策ができないのかなと思っております。例えば市役所通りに出る手前の丁字路の一方通行ですね、右に曲がるしかない一方通行を暫定的に、あるいは一時的に仮処置という形でも、どういう形でも結構なんですけども左折して南下できるような形にすることというのは考えられないでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 議員に御紹介いただいたとおり、市役所通りに接続する手前の丁字路は

交差点を含め一方通行及び指定方向外進行禁止となっており、現状は右折のみ可となっているところでございます。交通規制は交通管理者の権限となっているため、交通規制の解除ないし変更につきましては要望としまして、交通管理者へ伝えてまいりたいと考えてございます。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。ぜひお伝えいただければと思います。当該の場所は、一方通行の解除に当たりまして判断材料の一つ、もしくは条件の中に沿道ないし地域住民の総同意が必要であるというような場所であるということは存じております。また、なかなかその総意が得られないという状況であるということも当然把握させていただいているんですけども、市民の方々が不利益を被っているということも事実でございまして、ぜひ何らかの形で何か改善していただければと思いますので御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 影響範囲は限定的であり、さらに住民以外の車両通行が増加することが懸念されるということもございます。市として地域住民に働きかけることは難しいと考えてございます。いずれにいたしましても交通管理者へ要望を伝えまして、判断を仰ぐことになるということでございます。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。なかなか難しいということです。当然、主体となる住民の方々の同意というものは必要だと思いますし、そこにつきましては、当然、実際に使われる方々の話し合いというものが一番優先されるべきものだと思っております。ただ、何らかのヘルプとか、ちょっと手助けしてほしいとか、そういったお声があればぜひ相談には乗っていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げまして、1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、A I オンデマンド交通について、お伺いさせていただきたいと思います。本市における公共交通機関であるぶんバスをめぐる様々な課題については、これまでもかなり議論されていると考えております。特に人件費を理由とした事業者確保の困難という課題については深刻であると思いますし、10年後、20年後まで見据えますと、現在のぶんバスの運用をどこかで見直す場面がやってくるのではないかなと考えているところでございます。そこで、今回はA I オンデマンド交通の可能性について質問させていただきたいと思います。

まずは、ぶんバスの現状についてお伺いします。

○建設環境部長（島崎進一君） 現在、ぶんバスは6ルートを4事業者で運行してございますが、6月末をもって京王バス株式会社が完全に撤退します。このため、7月からは京王バスが運行していたルートを、本多ルートに引き続きトーショー交通株式会社が受け持つため、3事業者ということになります。

利用者数は、全ルート合計で令和元年度が約100万人でした。令和2年度はコロナの影響により約70万人と減少していますが、令和3年度からは回復傾向に向かいまして81万人、令和4年度が91万人、令和5年度が97万人となっております。補助金の支出額も、令和元年度は約8,400万円でしたが、利用者減少により令和2年度は1億500万円、回復に向かった令和3年度が9,300万円、令和4年度が9,200万円、令和5年度が※8,300円となっております。コロナにより利用者が減少していましたが、かなり回復してきたという状況になってございます。（※次ページに訂正発言あり）

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。利用者がコロナによって減少したけれども、今は回復傾向にあるというようなお答えでございました。御答弁をお伺いさせていただいても、ぶんバスに対するニーズというのはある程度高いなと思っております。それを増便すれば増便しただけの効果もある程度見込めるのかなと思う中で、一方で、そういったことがなかなか難しいというような状況があるとも感じているところでございます。今後このぶんバスを維持していくとか、あるいはニーズに合わせて増便

していくということにつきまして、今の状況からもう一步踏み出すということについてのお考えについてお伺いします。

○建設環境部長（島崎進一君） 答弁する前に一点、すみません、先ほどの答弁で訂正をお願いします。令和5年度の補助金支出額について、8,300万円を8,300円と言ってしまったというところでした、これの訂正のお取り計らいをお願いいたします。

それから、今の御質問への答弁です。ぶんバスは市民の重要な交通手段として定着しているため、少なくとも現状の運行は維持できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

増便につきましては、御要望いただくルートもございますが、増便するためには追加で運転手を確保しなければならないという大きな課題がございます。また、これに伴う人件費の増加やバス車両の購入といった予算の確保も必要となりますので、今後の状況を注視していきたいと考えてございます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいま建設環境部長から申出がありました訂正については、これを認めたいと思います。

○4番（対馬ふみあき君） 大変力強い御答弁だったなと思います。特に現状の運行は何とか維持してくんだというような強い意志をお伺いさせていただいて、大変心強く思うところでございます。一方で、増便することに対してはかなりハードルが高いというようにもお伺いさせていただきました。期待させていただきつつも、今後のことまで考えますと、ニーズがあってもなかなか難しい部分があるんだろうなと思います。

一応念のためお伺いするんですけども、交通空白地域はないという認識でよろしいでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 本市では、平成28年度に万葉・けやきルートの運行を開始し、交通空白地域はおおむね解消しているという状況になってございます。

○4番（対馬ふみあき君） しっかりとルートの見直しを行って、空白地域がないように工夫していただいているということでございます。そういう意味では、空白地域というものはもうないと考えられるとも思うんですけども、ただ、ぶんバスを求める声というものはこれからも上がってくるんじゃないかなと思います。例えば私が住む西恋ヶ窪の地域につきましてもやっぱりそういうお声を聞きますし、市全域でもそういったニーズというのは今後増えていくんじゃないかなと思っているところです。市としてこのニーズというものに対してどのようにお考えなのかなということについても、ぜひお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 市民のニーズにつきましては、日々の問合せや住民の声収集システムなどでいただいております、やはり増便に関する要望や早朝の運行を求める声が多いと認識しているところでございます。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。市民の方々はもっと便利にぶんバスを使いたいけれども、市としては現状維持をまず第一優先として頑張っていただいて、増便については何とか検討はしていくというようなことなだと思います。大変御苦勞していただいているなと思います。正直、なかなか難しい局面が何度も何度もあったと思いますし、そのたびに乗り越えていただいているということには本当に感謝しかございませんので、ぜひ引き続きお願いしたいなと思うわけでございます。

ただ、今後、少子高齢化もございまして、車とか自転車に乗らない高齢者の方々というのも増えると思いますし、あるいは車を持たない若年層もこれから増えていくんじゃないかなと思います。車離れなんていう言葉もよく聞くようになってきましたので、どんどん車に乗らない人が増えていってしまう可能性があると思っております。

とはいえ、最終的には物流の車とかそういったもののニーズが大変高まっていく可能性もあると思って
いるところはあるんですけども、だからこそ今、ぶんバスがまだ現状で稼働がしっかりできているうちに
A I オンデマンド交通ができるように検討していただきたいと思うわけであります。A I オンデマンド
交通という言葉は、なかなか新しいほうの言葉なのかなと思います。オンデマンド交通とかデマンド交通
という言葉についてはちょくちょく出てくる言葉だと思うんですけども、そこにA I が乗っかってくると
どういうことになるのかというところがなかなか分かりづらいのかなと思いますので、ちょっとだけ説明
させていただきますと、簡単に一言でなるべく端的に説明させていただきますと、利用者の予約に応じて
最適なルートや配車をA I が自動で計算し、運行する交通サービスというのが、国土交通省が示している
A I オンデマンド交通の定義ということでございます。

現在のバス停までお越しいただいている状態から、インターネットとか電話で事前に予約していただき
ましたら、家までというのはなかなか難しいかもしれないですけど、家の近くまで車が迎えに来て、その
まま乗り合いのような形で目的地まで向かっていくというようなサービスになっていくものだと私は捉え
ております。イメージとしては、バスより便利でタクシーより安いというようなイメージです。つまり、
そこにA I を入れることによって、最適なルートを自動入力で計算してナビゲートすることまでできると
いうところなんです。これが大変すばらしいのは、展開として事業者に依存しなくてもいいという利点がある
と思っております。お客様を乗せることができる免許証をお持ちの方がいらっしゃれば、展開として事業
者と契約する必要がなくなる、国分寺市がお客様を乗せたい方とその車を使いたい方をマッチングするだ
けで、その問題が解決する方向に持っていくことができる可能性があるというところが大変大きな
メリットではないかと思っております。既に国土交通省では日本版MaaSの推進の一環としてA I オン
デマンド交通を推奨されていらっしゃいまして、支援も行っているのを確認させていただいております。

ほかにもこのA I オンデマンド交通の優れているところというのは、移動支援だけではなくて経済活
化にも寄与できる部分があるというところだと思います。例えば行き先が駅とか市役所といったところ
になりますと、なかなか経済というのは回っていかないかなと思うんですけども、例えば行き先がスー
パーマーケットであったり、ドラッグストアであったり、何らかの買物をしたりといったものが絡んでく
る場所になってくれば、そこで買物をして地域にお金を回すということが可能になります。お金はあるん
だけど、足が悪くてなかなか買物に行けないという方もいらっしゃると思います。たまに家の前まで移動
型のスーパーが来てくれるというようなサービスも目にしますけれども、やはり自分でその場所まで行
って買物をしたいというようなニーズも当然あると私は考えているところでございます。様々な可能性
が秘められているものが、このA I オンデマンド交通だなと私は考えているところでございます。

ただ、デメリットもあるんじゃないかなというふうに思っております。例えば、A I オンデマンド交
通は、恐らくですけども、現行のぶんバスよりも料金が安くなるということはないというふうに思っ
ております。また、事業者を十分に用意できるかどうか、こういう課題もあるというふうに思いま
す。当然、一番最初からマッチングをしますという形だと、なかなか利用が進まないんじゃないかな
というふうに思っている。一番最初は事業者の方々と一度契約をして、一番最初の走り出しをやって
いただくというのが安心感があるのかなというふうに思います。なかなかそういったところに課題
があるのかなというふうに思っております。だからこそ、ぶんバスが運行をしっかりとしてでき
ているうちに検討することが大事なんじゃないかなというふうに思います。今のうちに検討す
るか実施をしていただいて、状況によって、ぶんバスとA I オンデマンド交通を両立させ
ながら運用していくということも視野に入れられるんじゃないかな

いかなというふうに思っております。市で御検討は、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 本市におきましては、これまでA Iを含むオンデマンド交通について具体的に検討した経過はございませんが、他市では実証実験の結果、導入に至っている事例がございますので、本市としましては検討の必要があると感じているところでございます。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。ぜひ御検討していただきたいというふうに思います。本当に今が大事なんじゃないかなというふうに思います。というのも、ぶんバスから移行するということになりますと、かなり慎重に御検討いただかなければならなくなってしまうというふうに思います。それはもう後がない状態での検討ということになってしまうので、両立を視野に入れた運用まで考えると、やっぱり今のうちなんじゃないかなというふうに思います。

A I オンデマンド交通のスタートアップは、例えば、タクシー業者の方々に御協力をいただきながら、実証実験を始めてみるということもできるというふうに思いますし、そうすると、ニーズというものも結構具体的に見えてくるんじゃないかなというふうに思うんです。実際に乗った方とか、あるいは、そういうサービスがあるんだったら、ちょっと使ってみようかなと思う方々ですとか、本当はぶんバスで、ここまで行ってほしかったなという方々のニーズですとか、そういったものがきっと出てくるんじゃないかなというふうに思います。このA I オンデマンド交通の実証が、どういう形に振れるか分からないですけども、そのデータというものが、物すごく、この先の国分寺市の公共交通の在り方に影響を与えてくるんじゃないかなと私は感じているところでございます。ぜひとも、様々な展開がございますので、初めはぶんバスを強化するというような形で実証実験を行うことを検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） A I オンデマンド交通のメリットは、本市においても魅力があるものだと考えてございますが、効率的・経済的な運行や運転手確保などの課題もありますので、まずは他市の事例の調査をさせていただければと考えてございます。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。ぜひ、他市の事例なんかも見ていただきながら、事例は国土交通省にもございましたし、幾つかの自治体でも、今、実証実験をやっているところもありますし、もうそれが終わって実施に動いているところもございますし、様々なところがございます。ぜひ情報を集めていただいて、国分寺市として、国分寺市らしいA I オンデマンド交通の実証実験をぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、国分寺市の郷土愛を育む取組について、お伺いをさせていただきます。

先日、こくぶんじ写真コンクールの結果が載った冊子を拝見させていただきました。どの作品も力作ぞろいで、大変素晴らしいなというふうに思いました。私なんかは写真は素人なので、どの写真がどれだけすごいのかということが深いところまで理解できなかったのも、専門家でございます新海議員に御解説をいただきながら、一つ一つ作品を楽しませていただきました。こうした国分寺市の魅力に対して市民の方々が主体的に取り組む事業というものは、市民の方々の郷土愛を育む取組としては大変素晴らしいなというふうに私は考えております。こうした取組というものはシティプロモーションにつながっていくというふうに思いますし、もっともっと、こういった事例、成功事例だと思いますので、こういったものを増やしていただきたいなというふうに思っております。そこで、今回は国分寺市の郷土愛を育む新たな取組を模索するべく質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、こくぶんじ写真コンクールの実施状況と成果について教えてください。

○政策部長（村越隆治君）　こくぶんじ写真コンクールは、こくぶんじ観光まちづくり協会が主催している事業で、昨年度で第46回となっております。最近はスマートフォンなどを利用して簡単に撮影ができる環境が整ってきましたので、気軽に参加いただけるイベントとなっております。

また、入選した作品は、どれも本市の魅力を伝える貴重なものであり、市民の皆さんが作品を鑑賞することを通して、市に対する愛着を深めるきっかけになっている点も本事業の成果だと認識してございます。

○4番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。46回という歴史がある事業でありながら、ああして様々な作品が投稿されて楽しまれているというのは大変すばらしい事例だなというふうに私は考えております。特に手軽に参加できるようになったというのも大変味方しているなというふうに思いますし、それだけ国分寺市には魅力ある観光資源があるんだなということを実感をさせていただきました。また、投稿した作品を見た方も、国分寺市にはこういった場所があるんだなというようにところに気付いてもらえるという、大変すばらしいロジックだなというふうに思います。

そこで、今回、私が御提案したい取組といたしますのが、（仮称）国分寺文学賞です。概要を簡単に説明いたしますと、国分寺市を舞台とした文学作品を投稿していただき、コンクール方式で審査することで、国分寺市の新たな魅力を発掘し、投稿する方も作品を見る方も郷土愛を育むことができるというような、まさにこくぶんじ写真コンクールと同じスキームの取組でございます。

こくぶんじ写真コンクールは、どちらかというとも市内の方向けの取組なのかなというふうに思っております。当然、市内をぐるぐると回って、人によっては、一年中、その写真のスポットですとか、シャッターチャンスを狙って待っている方もいらっしゃるということでございまして、まさに市民の方々向けの取組だなというふうに思うわけでございますが、私が今、御提案させていただきます、（仮称）国分寺文学賞につきましては、どちらかというとも地域ブランド力の強化ですとか関係人口の拡大、市を代表する次世代のクリエイターの発掘ですとか、そういった外向きのものの御提案になります。このような取組を行っている自治体は、様々なあるかと思いますが、国分寺市としては、自治体が行っている文学賞という取組で、どんなものを把握されていますでしょうか。

○政策部長（村越隆治君）　自治体による文学賞は、地域ゆかりの文豪がいる場合や、まちおこしを実施している場合など、実施するきっかけは様々であり、都内では葛飾区、千代田区、北区、三鷹市が文学賞の事業を実施していることを確認してございます。

○4番（対馬ふみあき君）　ありがとうございます。都内だけでも様々な自治体が行っているということで、ここからどうやって国分寺らしさを出していくのかということでもまいりますと、一番分かりやすいのは、著名な方に審査員に入っていただくですとか、そういったことになってくるのかなというふうに思います。そういった方がいらっしゃるのかどうか、ぜひ今後、調査をしていただきたいというふうに思います。

また、こういった文学賞を創設したけど、成功までたどり着いていない自治体というのも数多くあるわけでございます。むしろ成功事例というのは結構少なく、私が調べたところでは、例えば、本当に歴史的に、皆さん、誰もが御存じの文豪の方々、坊ちゃん文学賞なんていうのは、もうまさにの賞ですし、あるいは、最優秀賞に輝いた作品に対する賞金が物すごく高いとか、そういう何らかの差別化を図っているところなんです。そこに魅力がなければ、内輪にどんどん狭まってしまって、あまり成功には導いていけないのかなというような状況が、今まで私が調べた中で、なかなかうまくいっていないという自治体のデータを集めると、そういったところなのかなというふうに思います。

あるいはプロモーションの不足ですとか、そういった受賞後の展開ですね。受賞した後に、どういったことになっていくのか、どういった展開になっていくのかということが魅力がないと、なかなか応募の意欲につながっていかないというところがございますので、そこが差別化のポイントだろうというふうに考えております。

こうした状態にならないように、例えば、1万字程度の長文部門ですとか、あるいは2,000字程度の短編部門を設けることで、例えば、長編部門に関しましては、まさに著名な作家の方をお呼びをさせていただいて、ちゃんと本格的な審査をさせていただく。こちらにつきましては、当然、受賞をすれば箔がつくような方向性に持っていく。さらに、それができれば、国分寺市が舞台になっているわけでございますから、聖地巡礼というらしいんですけども、これが何々の舞台になった、この作品の舞台になった場所なのかということで訪れていただける方がいらっしゃったりですとか、あるいは、そういったものをきっかけとして、成長していただいて、有名になっていただいた作家の方々に、国分寺市のために何かお願いをさせていただくということもできるんじゃないかなというような展開もあるかなというふうに考えております。

逆に、短編部門につきましては、まさに参加しやすさに特化できるんじゃないかなと。先ほど例として2,000字というふうに申し上げましたけども、SNSの発展ですとか、あるいはスマホの普及ですとか、そういったところにおいて、投稿しやすさというのは増えておりますので、別に2,000字にこだわらなくても、例えば、スマホで投稿することが条件とか、別に紙に書かなくてもいいですよ、パソコンで書かなくてもいいですよというところもハードルを低くしたりすることによって、例えば、若年層の方々、学生の方々とかは参加しやすいというふうに思いますし、そういった方々が国分寺市の魅力について、どういうふうに考えているのかなということ、そして国分寺市のどういうところを推したいのかなということの調査にもつながってくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。こういった調査にもつながる、その先の発展にもつながる文学賞の取組をぜひ御検討いただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） 国分寺市の魅力が盛り込まれた小説は、現在実施している写真コンクールと同様に、市民の市に対する愛着を醸成できる可能性があると考えてございます。しかしながら、応募者の作品を的確に評価できる審査員の確保や、相当数に上る作品の審査を含めた実施に係る経費など、課題は多くあると認識してございます。また、持続可能な事業とするために、産官学の連携なども含めて検討する必要があるかと思えます。既に実施している自治体の状況を調査し、本市においても実施できるかどうか、研究してまいります。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。様々、課題は多くあるのかなというふうに思います。特に、なかなか成功までたどり着いていない自治体のほうが圧倒的に多い中で、そこにチャレンジしていくというところが大変難しいところなのかなというふうに思います。

ただ、そこにチャレンジしている自治体はたくさんあるわけで、当然そこにデータがたくさんたまっています。その自治体がたくさんございますので、参考にいただきながら、国分寺市として、どういった文学賞にできるかなということを考えたときに、大変考えられる材料が多くあるのかなというふうに思います。

また、審査委員をどなたにお願いできるのかと、そういったところもあるというふうに思いますけども、ぜひ、魅力がある文学賞にできれば、これは本当に大きなメリットがあるというふうに思っております。

で、ぜひ御研究をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、西国分寺駅周辺について、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

まず、南口について、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

最近、朝、駅に立っておりますと、通勤の時間帯なんですが、今日も実は南口ではなく北口なんですけれども、立っておりますと、忙しそうに、朝、通勤通学される方々に混じって、自転車に乗ったまま、その前を通り過ぎるという方がちらほらいらっしゃいます。年度が替わってすぐだからなのかもしれないですし、それぞれ、いろんな事情があって、やむなく乗っていらっしゃるのかなというふうに思っているところではございますが、特に南口の構内を出たところは、新しい市役所になって、西国分寺駅を御利用になっている職員の方々は御存じだと思いますが、かなり狭い道となっております、そこを自転車で、びゅーっと進みますと、大変危険だなというふうに思うわけでございます。中には電動アシストになっている自転車の方もいらっしゃいまして、西国分寺レガの敷地内に警備員も立っていただいています、よく見いただいているというふうに思うんですけども、なかなかスピードが速く、通り過ぎてしまいますと、なかなか声もかけづらいんじゃないかなというふうに思っているところでもございます。

ただ、危険な状況には変わりございませんし、当然、南口も北口も、どちらもそうなんですけれども、小学生の子ですとか、幼稚園に通っている子、保育園に通っている子、小っちゃい子どもも歩いています。保護者の方々と手をつないで歩いている子もいますけど、そうじゃない子もいらっしゃるという中で、一定、敷地外からでもアプローチできることがあれば、していただきたいなというふうに思うわけでございますが、国分寺市として、西国分寺レガのこの敷地外から何か注意喚起をすることはできないでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 自転車通行への注意喚起につきましては、現地確認及び西国分寺レガと調整の上、一般車両の通行上支障とならない範囲におきまして、簡易的な看板等の設置を検討してまいりたいと考えてございます。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。ぜひ、悲しい事故が起きる前に、その方々に御自覚いただけるような取組をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、東側のエリアについて、お伺いをさせていただきます。

これまでも西国分寺駅周辺のにぎわい創出のために様々な取組をしていただいております、本年も引き続き、そうしたにぎわい創出に資する取組をしていただきたいというふうに思いますけれども、現在予定しているもの、あるいは今年度行ったものがあれば、ぜひ教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 5月10日土曜日、そして11日の日曜日、この2日間にわたりまして、西国分寺駅東側交通広場を活用しました西国縁日というもの、地元商店会の主催で開催をされております。多くの来場者の方が、地元の商店会による模擬店、また、こくフェスの音楽ライブ、地ビールなどを楽しんでいただけたことと思っております。

また、西国分寺駅に加えまして、国分寺駅南口周辺の21店舗を紹介する寄り道マップを配布いたしまして、記載された飲食店に寄っていただくなど、地域全体でにぎわいを創出する活気あるイベントとなったと、このように認識しております。

本イベントにつきましては、本年度の実施形態を基本にしまして、さらなる改善をして、来年度以降も継続して実施できるよう、関係団体と連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、これまでも、駅の北口のほうに出られてしまう方が多いことから、北口駅前直近の国分寺市土地開発公社の所有地に案内所を設置いたしまして、開催場所の道案内、こういったことも実施しております。

また、これまでビアフェスタ、それから「中央線！武蔵野線！西国分寺駅50周年記念駅前フェスティバル」等によりまして当該地の活用を実施してまいりましたが、今後につきましては、より多様なプレーヤー及び視点での利活用を行っていく段階だと、このように認識しております。

現在、市有地を貸しておりますJ A三井リース株式会社の建物、また、その運営事業者であります株式会社ルネサンス、さらには本市と地域活性化包括連携協定を締結しております株式会社竹中工務店とも連携をいたしまして、交通広場や東山道武蔵路跡、あと都立武蔵国分寺公園、そして市役所等の公共空間を活用した新たな地域活性化の取組ができないか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。私も昨日、一昨日の西国縁日に行かせていただきまして、土曜日のほうは天気が午前中よくなかった部分がありましたが、それでも結構お客さんがお越しいただいて、ビールを飲んだり食べ物を食べたりしながら、コンサートを聴きながら、体を揺らしたり、手拍子したり、一緒に歌ったりというのを拝見させていただきまして、昨年、ビアフェスタを交番の横のところでやっていただきましたけども、そのさらに拡大版として、新たなチャレンジも含めた取組をしていただいたなというふうに思いますし、大変盛況だったというふうに私は思います。

また、あそこに出店されている方々ともお話をさせていただきましたけど、こういう取組をもっとやってほしいというようなお声もお伺いさせていただきました。

そこで楽しそうなことをやっているというだけで、人って入っていくと思いますし、一旦、私も西国分寺駅から歩いてみたんですけど、ちょっと音が聞こえたりとか、そっちの方向に人がどんどん流れていくのを見て、チラシを持っていないんだけど、そっちに流れていくという方もお見かけしましたので、大変すばらしい取組をしていただいたなというふうに思います。これから先も様々な可能性があるというような御答弁だったというふうに思いますので、ぜひできることを活用していただいて、にぎわい創出の取組をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

先ほどの答弁の中で、もう一つ、北口の土地開発公社の用地につきまして少し御答弁をいただいたので、そこもお伺いをさせていただきたいというふうに思いますけども、昨年度、そのフェンスの中につきましては、むさし商興会ですとか株式会社J R中央線コミュニティデザインの方々とコラボレーションをして、そちらでも縁日というか、フェスというか、音楽があり、食べ物があり、飲物があるというようなものをしていただいたというふうに思いますけども、今年度の利活用の予定がもしあれば教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 昨年度につきましては、むさし商興会などによる街中縁日という形で、イベントのほうを令和6年10月10日木曜日から12日の土曜日、3日間、夕方から夜の時間帯に実施のほうをしております。

大変好評であったことから、商興会のほうから、引き続き当該用地を利用して、地域のにぎわい創出につながるようなイベントをしていきたいというような話をいただいておりますので、今年度につきましても、ぜひ商興会と共催により実施してまいりたいと、このように考えております。

内容につきましては現在検討中といった状況でございます。

また、イベントのみならず、様々な利活用の方法についても引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。そういったイベントというか、地域を活性化するために一肌脱いでいただける方々がいらっしゃるというのは本当に財産だなというふうに思います。ぜひ、よりすばらしいものになっていくような形で相談をしていただければなというふうに思うわけでござい

す。

また、当該地域につきましては、今まで用地の利活用につきましては、様々な議員から、当然、私もそうなんですけども、質問させていただいたことがございます。その状況と、市役所が移転したことによって、ちょっとまた状況が変わってきたのかなというふうに思うところもございますので、そこも踏まえた上で、新たな展開がもしあれば、そちらもぜひ検討していきたいなというふうに思いますので、また、そちらについては御相談をさせていただきたいというふうに思います。

次に、西国分寺駅北口のエリアについての開発、こちら、まちづくり計画についての検討状況について、今年度の概要を教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） こちらについて、昨年度は地盤高の測量などの現地調査を行いつつ、道路等の都市基盤や土地利用について検討のほうを進めました。あわせて、当該エリア内における土地利用計画のたたき台のほうを作成をいたしまして、事業スキームの検討や勉強会における議論を実施したといったところでございます。

今年度につきましては、昨年度に示しましたプランに加えまして、ほかのプランのほうも模索をしまして、複数のプランを比較しながら、よりよい土地利用等となるように検討を進めてまいりたいと考えております。

引き続き現地調査を進めつつ、土地利用計画案のさらなる具体化を図り、昨年度実施したような勉強会や意見交換会、こういったものを通じて、地権者の方との話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。私もこの間、様々、勉強会ですとか、説明会ですとか、参加をさせていただきまして、市の職員の方々が本気になって取り組んでいただいているというのは拝見させていただいております。また、様々測量ですとか、そういったものをしていただいた結果、やっとな、まちをどうしていくのかということが話し合える状況が整いつつあるのかなというふうに思っております。そういった意味で、一定、完成までのフローを、一般的なものとはいえ示していただいたことというのは大変大きな価値があるというふうに思っております。これを出すのは、とても迷われたんじゃないかなというふうに思うんです。それくらい先の見通しが読みづらい中で、でもやるんだという意思を見せていただいたことにつきましては、私も私の周りの開発に関わっている方々、開発をしていただきたいたいと思っている方々も大変高く評価されていました。出してくれたと、うれしいというふうにおっしゃっていました。それくらい価値のあることをしていただいたなというふうに思うわけでございます。

今後は主体がちょっとずつ市民に移っていくのかなというところの中で、合意形成ですとか、進め方ですとか、取組ですとか、そういったものを検討する段階に入ってくるだろうというふうに思います。そこを国分寺市としてうまくサポートをしていくようになっていくのかなと。あくまで主体として話していただきながら、市民の方々に話していただきながら、どうやってよりよい、皆さんに納得していただくようなまちにしていくのかということに対して、今年度どのようなことをされていくのか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 当該エリアの事業化につきましては、地権者の方々との合意形成が非常に重要であると認識をしております。この合意形成を図るには、具体的な将来像を共有して、議論のほうを重ねて、最終的な将来像を決めていくといった必要がございます。令和6年度に実施しました勉強会、あと、これまでに開催してきた意見交換会、こちらにおいて様々な御意見をいただいているところでございますけれども、自分の土地や家が、いつどうなるのかという個々の具体的な疑問の声を聞くようになって

てきたといった状況でございます。そのため、今後の勉強会におきましては、他地区の事例やモデルケースを通して、実現可能な都市基盤整備や土地利用計画の案を示した上で、その実現の手法、その仕組みの理解や個々の地権者の方が土地や建物の将来像をよりイメージできるような取組を実施してまいりたいと、このように考えております。

その上で、今後におきましては、地権者の方々が主体的に最終的な将来像を見いだして、実現に向けた取組を行っていく、こういったことが最も重要となりますので、市としては、その支援を引き続き担ってまいりたいと考えております。

一方で、このような合意形成に向けて、様々な工夫が求められるところだといったように認識しておりますけれども、エリア全体で議論をするのか、また、エリア内をさらに細分化して議論をするのかといった進め方の工夫は必要になりまして、併せて、テーマによって議論の進め方を工夫するなど、今後の合意形成の進め方について、検討してまいりたいと考えております。

○4番（対馬ふみあき君） ありがとうございます。今、御答弁いただいたとおり、これからは主体が地元の方々に移っていくというところだというふうに思います。なかなか、主体的にもう既に取り組んでいる方々につきましては、具体的なイメージまで恐らくついているような状態なんだというふうに思います。一方で、なかなかそういう話に入っていない方ですとか、あるいはそういった方向に明るくない方というのは、そもそもどういった建物を建てていいのかとか、そういったところから多分分らない状況になっていくんだと思います。そこを主体的にもともと進めていただいている方々が、ぐいぐい進めていくというよりは、多くの方が広く、そこに関わる方々が、特に御納得いただけるところにしていくためには、ある程度平均化というか、意識の統一といったところも必要になってくるというふうに思います。その調整がまた難しい部分なんだろうなというふうに思うんですけども、そこにつきましては、当然、私も中に入って、いろいろと調整はさせていただきたいというふうに思うんですけども、ぜひ、行政の方々と一緒になって、そこは進めていただければなというふうに思いますし、その合意形成がうまくいけばいくほど、この計画というものを早めることができるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。今の段階で、ほとんどの方が合意しているのが、一日も早くやってほしいというところが、一番多くの合意形成が図れるんじゃないかなというふうに思います。中には自分たちの住まいがなくなってしまうとか、今までの暮らしが変わってしまうという御不安から反対される方もいらっしゃるというふうに思うんですけども、そういった方々も含めて、しっかりと我が事として皆様方に話していただく環境をぜひ一緒になってつくっていったらなというふうに思いますので、今年度も引き続きよろしくお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、対馬議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時41分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。



○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、森田議員。

○11番（森田たかし君） 自由民主党国分寺の森田たかしです。

まず、新庁舎に移りまして、こういった議場で、この質問台に立つのも初めてなので、以前はもっとカジュアルな議場だったので、ちょっと緊張しておりますが、こういったしっかりとした議場で質問できるのも大変なことかなと思いますので、しっかりと頑張っていきたいと思います。

あと、新議長になりましたので、何とぞ尾沢議長もよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を開始いたします。

まず1番、人材確保の取組について、お伺いいたします。

少子高齢化が進む中で、社会全体での人手不足が深刻になってきております。民間企業では、働きやすい職場環境づくりや賃金アップなどに取り組みながら人材確保に力を入れているところでございます。

一方、公務員の世界でも、若者を中心に公務員離れが進んでいると聞いておるところでございます。新卒の就職先として民間企業を選ぶ人が増えたことで、公務員志望者の減少にもつながっているのではないのでしょうか。昨今では、安定性だけでは就職先を選ぶ決め手になりにくくなっており、公務員という働き方の魅力の再発信を必要としているのではないかと考えておるところでございます。そこで本市の職員採用試験について、直近の応募状況や合格者の辞退状況などを伺います。

○総務部長（宮本 学君） 令和6年度の国分寺市の職員採用試験の一般事務の状況でございますが、応募者は457人、合格者は60人で行いました。合格者の辞退につきましては、26人が辞退という状況でございます。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。合格者の約4割が辞退されたという状況からも、人材を確保していくというところの難しさがうかがえたところでございます。

しかしながら、このような状況であっても、市としては優秀な人材をしっかりと確保していく必要がございます。そうした中で、市として人材確保のために新たな取組を実施したと伺っておりますが、その取組がどのような内容で、また、それに対する参加者の方の感想などがあれば伺いたいと思います。お知らせください。

○総務部長（宮本 学君） 今年3月12日に、令和7年度職員採用試験の受験者向けに職員採用説明会を、今回初めて開催をいたしました。この説明会では、冒頭に市長のビデオメッセージ、その後、市の概要と魅力、市の組織と業務内容、また、給与、休暇、あるいはキャリアパス、研修などについて、説明をさせていただきました。

また、新庁舎での開催になりましたので、市で働くイメージを持っていただくため、庁舎の見学ツアーも実施しまして、実際に職員が働いている姿を間近で見ていただきました。

また、今回の職員採用説明会は、3月12日、当日に3回実施しまして、87名の方に御参加いただきました。今回の説明会の参加者には、説明会終了後にアンケートを実施いたしまして、回答では、新庁舎見学では、魅力的な庁舎だけでなく、職員の働く姿も近くで見ることができ、職務中の雰囲気を感じられ、自分で働いている様子がイメージできたというお話だったり、あとはサポートゾーンや集中ブースなど、状況に応じて効率的に業務を進める意識の高さを感じたなど、様々な感想をいただいております。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。本当、説明会では見学も行われて、非常に雰囲気が伝わったとか、前向きな感想が寄せられたということで、こうした、実際、新しい庁舎で働く様子を体験してもらえることは、市役所で働くことの魅力を伝える上で、とても効果的な取組だと思っております。

そして、1月から新しいところで運用が開始されて、非常に立派な建物でありますし、また、こういった職場の働く環境というのも以前より非常に向上していると思いますので、こうしたよくなった環境とい

うものをしっかりと打ち出しながら、人材確保に努めていってください。

今後、こうした取組が応募者の増加にもつながっていくのではないかと、こうした説明会など、現場の様子をきちんと伝える取組は非常に大切だと思いますので、今後にも大いに期待しております。

このような人材確保の取組については、ほかの自治体でも様々工夫がなされて進められていると伺っております。例えば、日野市、多摩市、稲城市では、3市合同で職員採用説明会を開催したり、また、東大和市では、若手職員が中心となり、職員採用PRのショート動画を作り配信しています。こうした今の若い方向けに、ショート動画という媒体を使って、市で働くことの魅力を発信しているという取組でございます。国分寺市としても、こうした合同説明会などには参加されているのか、また、今後、市で働く魅力を発信する動画などの作成も行っていくてはよいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 今、御紹介いただきました他団体との合同採用説明会につきましては、昨年8月に昭島市の主催で、多摩地区9市の市役所合同の公務員合同職員説明会が開催されまして、本市もこの説明会に参加させていただきました。

また、本年度より、国分寺市で働く魅力を応募者にお伝えするため、従来の採用試験の募集要項を受験案内と職員採用案内に分けさせていただきまして、職員採用案内全体の構成をより親しみやすい内容に変更させていただきました。

今後も国分寺市で働くことの魅力を発信するため、議員御提案の動画作成も含めまして、人材確保に向けた取組については研究してまいりたいと考えてございます。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。現在も本当に、この職員採用案内等も、なかなか人柄の分かるようなホームページのつくりになりまして、御覧になられている採用、就職を検討されている方にも非常に響く内容になっているかなと思います。ぜひ、今後も人材確保のために、ほかの自治体もいろいろ研究、そしていろいろな発信の方法をしていますので、いろいろな事例なども研究し、取組を進めていってください。

そして、次に、会計年度任用職員について、お伺いいたします。

こうした職員の皆様は、多様な行政サービスの担い手として、日々現場で大きな役割を果たしていただいております。市の行政運営にとって、なくてはならない存在だと思っているところでございます。特に、本市で経験を積まれた方が、ほかの自治体に転職されてしまうというのは、市にとっても大きな損失だと考えております。そこで、本市として、会計年度任用職員の人材確保について、どのような取組をされているのか、まずお伺いいたします。

○総務部長（宮本 学君） 会計年度任用職員の人材確保につきましては、今、議員のおっしゃるとおり、他自治体との獲得競争は年々厳しくなっている状況でございます。昨年、国が基幹業務職員の公募によらない再採用の上限回数を撤廃したことに伴いまして、地方自治体の会計年度任用職員の場合においても同様の動きが見られております。これらの状況の変化を受けまして、本市において、勤務実績に基づく能力の実証により行ってきた公募によらない再度の任用の上限回数を4回としてきたところでございますが、この上限回数を令和7年度から撤廃をさせていただきます。

○11番（森田たかし君） そうですね。国の制度としては、公募によらない再採用の上限が撤廃されたことは伺っております。この見直しに至った背景には、どういった理由や課題があったのか、そして、市としてどのように捉えていらっしゃるか伺います。

また、実際、今働いている会計年度任用職員の皆様にとって、この見直しにはどんなメリットがあるの

かも併せてお聞かせください。

○総務部長（宮本 学君） 国の基幹業務職員においては、高い適性を有する人材が公募によらない再採用の上限の年数を区切りに人材が流出するなど、貴重な人材を確保する必要があるというような判断があったものと思われます。当市においても、公募によらない再度の任用の上限の撤廃により、勤務を続けたという方は5年ごとに再受験をしていただいておりますが、この再受験がなくなります。優秀な人材確保という面において、これらの見直しは大変重要だと考えてございます。引き続き、国の動向や他の自治体の動向を注視しながら、会計年度任用職員の人材確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。本当に、これまで長年支えてきてくださった方々が、引き続き安心して働く環境が整うことは本当に大きな前進だと考えております。今後も現場での経験が生かされ、市の人材力の安定につながっていくことを期待しております。

今回、正規職員と会計年度任用職員、両方の人材確保についてお伺いいたしました。どちらも今後の安定した市政運営を支える重要な基盤でございます。今後もほかの自治体に遅れを取らないように、積極的に、そして国分寺市として戦略的で継続的な人材確保の取組を進めていっていただくことをお願いいたします。そして、次の質問に移ります。

続きまして、2番、再生可能エネルギーの導入について、お伺いいたします。

近年、地球温暖化を起因とした記録的な猛暑や大型台風、集中豪雨による自然災害などが多発しております。地球温暖化や気候変動を取り巻く状況は厳しさを増しており、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、国は2050年カーボンニュートラルを目指すとして宣言しました。本市でもゼロカーボンシティの実現を掲げ、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにするという目標を立てております。そのために、国分寺市ゼロカーボン行動計画を策定して対策を進めているところです。この計画の中で、市は再生可能エネルギーの導入を進めているとしております。

施政方針では、リバースオークションを活用して、価格を抑制した再エネ電力の導入を試みていくことが表明されており、そして代表質問では、市の教育施設から再エネ電力を導入していくという説明がありました。また、さきの予算特別委員会においては、4月にリバースオークションを実施していくとの説明がありました。現在の状況について、まずお聞かせください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 御質問のとおり、4月に高圧電力のほうを受電している教育施設を対象としてリバースオークションを実施いたしました。結果、3者から実質再生可能エネルギー100%電力の価格提示がございまして、最も低い金額を提示した小売電気事業者と契約の手続のほうを進めているといった状況でございます。

○11番（森田たかし君） 御説明ありがとうございます。こうした今回の取組は、ゼロカーボンに向けた確かな一歩だと感じているところでございます。

では、今回の再エネ導入によって、実際どれぐらい温室効果ガスの削減が見込めるのか教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 令和7年度のこれからの電気の使用量が確定しない現状での概算になりますけれども、二酸化炭素換算で年間約1,600トンの削減が見込めるといった状況でございます。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。1,600トンですね。温室効果ガスは目に見えないので、1,600トン削減という数値はなかなか実感しづらく、イメージが湧きにくいものでもございます。市のゼロカーボン行動計画の進捗としては、一体どれぐらいの達成度になるか教えてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 市役所版ゼロカーボン行動計画におきましては、長期目標で2050年ま

でに市の事務事業を伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指しております。また、中期目標といたしまして、2030年度において、2013年度比で60%削減するとしております。

なお、基準であります2013年度の排出量が7,635トンで、把握できている直近の2023年度の排出量が6,367トンとなっております。ここから、再エネ電力導入による約1,600トンを引きますと、排出量の見込みは約4,800トンとなりまして、基準年度からは約37%の減ということになります。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。多々数字が出てきましたが、37%の減ということで、60%削減という中期目標に対して、37%の削減は半分以上の達成ではありますが、まだまだ意欲的な取組が必要だと改めて感じております。

また、リバースオークションには価格を抑える効果が期待できると聞いておりますが、今回の結果はいかがだったのでしょうか、お伝えください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 効果につきましては、令和7年度の電気使用量が確定しない中での推計になりますが、従前の電気料金を基にして積み上げた予算から約33%削減の価格提示があったといった状況でございます。金額で申しますと、予算約1億5,100万円に対しまして、約4,900万円の削減見込みとなります。

○11番（森田たかし君） すごいですね。4,900万円。想像していた以上に大きな削減効果があって、驚きを感じているところでございます。

このリバースオークションなんですけれども、結果は毎回同じような結果が得られるとは限らず、同様の削減効果が期待できるかというのは毎回分らないということは十分に理解しているところでございます。ですが、今、数字をおっしゃっていただいたように、そこに大きな可能性もあると考えております。

このリバースオークションの活用により、歳出を膨らませることなく公共施設への再エネ電力の導入という道筋が見えてきます。ほかの公共施設に広げていくに当たり、現在、課題などはあるのでしょうか、お知らせください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 今回、リバースオークションの対象にしました学校をはじめとする教育施設は市の中で大きな施設でございまして、高圧電力を受電する電気使用量が多い施設ということでありまして、小売電気事業者からの引き合いが強いといったことをあらかじめ想定はしておりました。一方で、低圧電力を受電する小さな公共施設につきましては引き合いが弱く、今後、再エネに切り替えていくためには、小売電気事業者の意欲をかき立てる必要があると考えております。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。今、御説明のあったように、小規模の、小さな公共施設については、今後なかなか難しい面も出てくるということですが、この点は非常に重要だと考えておるところでございます。もう少し、この点を確認させていただきたいと思います。

先日の代表質問では、市内事業者の方々もリバースオークションを利用できるというやり取りがございました。本市には必ずしも大きな事業者ばかりではなく、中小規模の事業者も数多く存在しておるところでございます。また、昨今の電気料金の高騰は、そうした事業者の経営を圧迫する大きな要因にもなっていると感じております。環境への配慮はもちろんですが、仮に再エネ電力が電気代の抑制にもつながるのであれば、高いというイメージも薄れ、選択肢の一つとして十分に検討の対象になるのではないかと考えております。そのためにも小さな公共施設や市内の事業者にも目を向けていただき、より多くの小売電気事業者がリバースオークションに参加したいと思えるような仕組みを工夫していく必要があると考えておりますが、いかがでしょうか、お知らせください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 御指摘いただきましたとおり、リバースオークションの条件設定のほうを工夫することによりまして、小さな公共施設や、その他事業者のほうで再エネ導入できる可能性が高まると考えます。他の事例の情報を収集するとともに、今回のオークションの結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○11番（森田たかし君） ぜひ、よろしくお願いいたします。こうして市が再エネ電力を実際に導入したという実績は、市民や事業者の皆さんへの周知や普及啓発において非常に説得力のあるものだと感じているところでございます。この取組をきっかけに、今後もさらに前向きな展開が進んでいくことを期待しております。

それでは、この質問を終了いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして3番、子どもの居場所づくりについて、お伺いいたします。

少子高齢化や人口減少が進む中で、子育て世代に選ばれるまちづくりということの重要性が非常に高まっているところでございます。例えば、有名なところで、千葉県流山市では「母になるなら、流山市。父になるなら、流山市。」というキャッチコピーの下、子育て世代向けの施策を積極的に展開し、転入者の増加や地域の活性化につなげているという事例もございます。国分寺市においても、こうした他市の取組を参考にしながら、子育て支援や子どもの居場所づくりを進めていくことは現在も行っているんですけれども、さらに進めていっていただくことは非常に大切なことだと思っております。なぜかといいますと、将来の生産年齢人口の維持、そして地域の持続可能性の確保にもつながる、こういった子育て支援というのは、非常に大切な取組だと考えております。

実際、地域では、市民の皆様が子どもの居場所を新たに立ち上げ、運営してくださるケースが増えてきているところでございます。中には地域福祉コーディネーターが関わって開設された場所もございまして、その中には、子どもたちが安心して過ごせる空間もございます。

私も先日、並木町のなみき牧場に実際に伺ってみました。伺ったのは放課後だったんですけれども、第六小のお子さんたちなんですけど、皆様が思い思いに遊ぶ姿を見て、ここも大切な子どもの居場所になっているのかなと実感いたしました。また、地域の中に、こういった場所が新たに生まれたこと、本当に大切なことかなと実感いたしました。

そこで伺います。子どもの居場所について、現在、市内にはどのような場所があり、そして市としての現状の認識はいかがか教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 子どもの居場所につきましては、子どもがその場所や一緒に過ごす対象の方を居場所と感じるかが大切で、居場所と感じるかどうかというのは子ども自身が決めることであるというふうに考えております。

市内で実際に子どもたちが過ごしている場所としましては、市の施設では、児童館やプレイステーション、公園などで多くの子どもたちが毎日過ごしております。また、図書館や公民館のホワイエ、c o c o b u n j i プラザの5階では、帰宅途中の高校生がおしゃべりをしたり、勉強したり、1人で本を読んだり、それぞれの使い方でも過ごしていらしゃいます。最近では、市役所のエントランスやリフレッシュスペースなどでも子どもたちを見かけ、一つのよい居場所になっているのではないかとこのように感じているところでございます。

議員から御紹介がありまして、地域にも市民の方々が運営している様々な居場所がございまして。子どもの過ごせる場所があり、そこへ行ってどう過ごすかなど、子どもが自ら決めることで、子どもたち

がそこにいるということは、そういう様々な場所が過ごしやすい場所となっているというふうに考えております。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。今、御答弁の中に市役所の件も出てきましたが、私も市役所に来ますと、5階で、放課後、子どもたちが遊んでいる姿とかを見ると、こうした市役所というところですけども、居場所の一つとして子どもたちがいられるというのもありかなと考えております。子どもたちが日常的に利用している多様な場所があり、また、こうした地域の方々が運営している場所が増えていたりしておりますので、子どもたちにとって、そうした居場所の選択肢が広がりますので、こういった流れは非常によいことだと考えております。こうした現状を踏まえ、市として、子どもの居場所づくりを今後どのように進めていこうと考えているのか、お知らせください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 現在、市報で子どもの居場所を運営している方に向けて、情報発信のために、市報、ホームページに掲載する活動の情報収集を行い、市のホームページで活動や運営状況を発信できるように進めているところでございます。また、地域の方々が活動しやすいよう、支援の方法についても検討しているような状況です。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。お答えとして、市として市報やホームページを通じた情報発信に取り組んでいること、そして地域の方々が活動しやすいよう、支援の方法についても検討されているという御説明がございました。

また一方で、実際に地域で子どもの居場所を運営されている方々からの声に対して、市としては、運営している方々の横の連携を通しての情報共有を促す取組を行っていると同っております。そういった場所から出てきた意見をぜひ大切に支援を行っていただきたいと思います。

この居場所等の運営の継続に当たっては、資金面、人材面、活動の情報がなかなか広まらないといった課題も多くあると考えております。継続的に地域での子どもの居場所を運営できるためにも、さらなる支援をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 市では、識見のある方を交えた懇談の場を現在つくっており、運営の方向性やアドバイス、それから他団体との横の連携に関して情報の共有ができる場所について支援を行っているところでございます。

皆様、様々な方法で運営を開始しているということでございますけれども、そこで出てきた課題について、解決のヒントを懇談の場で得ていただきたいというふうに考えております。

懇談の場の中で、活動されている方々から、市の情報発信に高い要望がございました。市が情報を発信することによって、その居場所の信頼度も高くなり、利用する方も安心して来てくださるというふうに考えているとのことでした。

今後の支援につきましては、懇談の場等で現状を伺い、また、地域資源や地域の活力を生かしながら進めていきたいというふうに考えております。

○11番（森田たかし君） ぜひ、よろしくお願いいたします。声を伺いながら、さらなる支援のほうをよろしくお願いいたします。

子どもの居場所には、児童館や公園といった公共施設のほか、市民の方々が自主的に運営しているものや、また、先ほどお伝えしたように、地域福祉コーディネーターの方も携わりながら、立ち上げに関わったものなど、様々な形態がございます。こうした多様な居場所が子どもたちにとって安心して過ごせる場所となるためには、市の関係部署がしっかりと連携し、地域と協力しながら取り組んでいくことが大切だ

と考えているところです。つきましては、先ほども横の連携を通しての情報共有とお伝えしましたが、市内の連携や地域との協働について、市として今後どのように進めていかれるのか、お考えをお聞かせください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 居場所や活動されている方々、団体等の情報共有について、引き続き市内でも連携を行ってまいります。

また、まずは活動されている方からの要望の高い情報発信の一つとして、市のホームページへの掲載を進めてまいります。

活動している方々は地域とのつながりをとても大切に考えていらっしゃると思いますが、こうしたつながりが継続的な運営にもつながっていくというふうに考えます。市や活動している方、地域の方、それぞれの強みを生かして連携し、居場所間のネットワークをつくっていくことが重要と考えるため、今後もネットワークの支援、地域とのつながりを広げる取組については継続して行ってまいりたいというふうに思います。

○11番（森田たかし君） ありがとうございます。キーワードとしては、つながりや連携、そして情報の共有、情報発信等ございますので、そうしたキーワード一つ一つを体現できるように進めていっていただければと思います。

そして、この質問の最後になるんですけども、安全面ですね。最近、ニュースで、学校の施設において、外部から人が侵入して、トラブルが発生したと報道されるケースが見られました。改めて、この子どもの居場所の安全確保の重要性が問われていると考えております。

また、犯罪、防犯の面だけではなく、災害発生時の対応体制や、また別の視点では、低学年の児童が、この居場所に1人で通う場合の移動時の安全確保といった観点も今後ますます重視すべき課題であると考えております。こうした状況を踏まえて伺います。

子どもの居場所における安全対策について、防犯、災害、移動時の安全確保という多面的な視点から、市として、どのように取り組み、また地域で自主的に運営されている居場所には、どのような支援や情報提供を行っていくのか、お考えをお聞かせください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 子どもの居場所の安全確保につきましては、御指摘のあったとおり、防犯、災害対応、移動中の安全など複合的に考慮する必要があるというふうに認識しております。市では、施設管理者への防災マニュアルの提供や避難訓練の支援、防犯対策の啓発を行っております。また、地域で運営される居場所については、必要に応じて安全管理に関する助言や情報提供を行うなど、今後、どのような支援や情報提供ができるかは、研究・検討してまいりたいというふうに思います。

○11番（森田たかし君） ぜひ、安全対策はしっかりと行いながら進めていってください。

本日は子どもの居場所づくりについて、市の現状と課題、そして今後の方向性について伺いました。子育て世代に選ばれるまちづくりを進めていくためにも、子どもたちが安心して過ごせる居場所の充実は欠かせないと感じております。本市においても、地域の方々による取組が広がっており、市としてもそれを支え、そしてつないでいく姿勢が示されたことは非常に心強く感じたところでございます。今後も市民の方々の声に丁寧に耳を傾けながら、地域と共に子どもの居場所づくりを進めていただけるようお願い申し上げます。

また、流山市に「母になるなら、流山市。父になるなら、流山市。」というフレーズがあるように、国分寺市も我がまちにはこくベジがございますので、「こくベジと共に育つ」とか、「こくベジのある子育て」といった、この地域の特性を生かした子育てができるんだということを情報発信していただくこと

もお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、森田議員の一般質問を終わります。



○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、田中議員。

○21番（田中政義君） 自由民主党国分寺の田中政義でございます。実に4年半ぶりの一般質問となりますので、よろしくお願いしたいと思います。大変新鮮な気持ちで、ここに立っております。

私からは、まず、国3・2・8号線について質問をしたいと思います。先ほど対馬議員の質問の中でも触れられておりましたので、重複するところもあるかと思いますが、御容赦いただければと思います。

令和7年2月に市役所通りまで暫定交通開放されたところではありますが、市役所通り北側の区間での現在の状況について、改めて伺いたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 東京都施行事業の国3・2・8号線の状況ですが、事業認可が令和8年度末までとなっており、現在は市役所通りの北側、五日市街道までの区間において、2件の工事が進められてございます。

これらの工事ですが、市役所通りから五日市街道までの区間の街路築造工事が令和8年12月まで、西武国分寺線とのアンダーパスにおける擁壁設置及びトンネル歩道整備工事が令和7年8月までの期間を予定していると聞いてございます。

○21番（田中政義君） 早くとも令和8年末、来年いっぱいまで、あと1年半ちょいというところですね。それでも、これまでの進み方を考えると、もうあと少しと期待をするところでもあります。

それでは、市役所通り北側の区間でのその他の工事の今後の予定について伺いたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 今後の予定につきましては、道路照明設置工事や遮音壁設置工事などが予定されていると聞いてございます。

工事の状況につきましては、引き続き東京都から情報を収集し、適時、報告をさせていただきたいと考えてございます。

○21番（田中政義君） よろしくお願いたします。

ところで市役所通りはいつまで市役所通りなのでしょう。これは以前、森田議員からも質問があったところでもありますけれども、私も市役所通りは名称を変更するべきではないかと考えます。現段階では検討を行ってはいないとは思いますが、名称を変える手順等について、進め方などを調査しておいてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 愛称を変更する際に必要となる調整や手続等につきまして調べるとともに、市民の方の御意見のほうを伺いながら、なじみ深い名称となるように検討してまいりたいと考えております。

○21番（田中政義君） 適切なタイミングで進めていただくことを求めて、次に移りたいと思います。

続いて、国3・2・8号線に関連して、五日市街道についても拡幅の工事が行われている、その事業のさなかですが、そちらの状況を御説明いただけますか。

○建設環境部長（島崎進一君） 五日市街道の国3・2・8号線との交差部付近につきましては、東京都施行の都市計画道路といたしまして、小平市上水本町一丁目から国分寺市北町一丁目までの延長320メートルの区間において拡幅事業を行ってございます。この拡幅事業により、幅員10メートルの現道を幅員20メートルから24メートルに拡幅いたしまして、五日市街道に国3・2・8号線への右折レーンを設置して

交通の円滑化を図るほか、歩道設置や電線類の地中化などが行われると聞いてございます。

都市計画道路としましては、国分寺市の区間と小平市との間で名称は異なりまして、国3・2・8号線との交差部から西側の国分寺市の区間が国3・4・10号線となっております。国3・2・8号線との交差部より東側の小平市の区間が小平3・1・2号線となっております。

事業の状況といたしましては、事業認可が令和8年度末までとなっております、用地取得率が令和6年4月時点で87%になっています。令和6年度には、道路工事に向けて、ガスや水道などの移設工事が行われたと聞いてございます。

○21番（田中政義君） 五日市街道の国3・2・8号線の接続部の西側と東側で名称が違うという、とても分かりにくい事かなというふうに、普通の市民の方が聞いたらよく分からないなというふうには思うんですけども、当該拡幅事業について、これからの予定については分かりますか。教えていただけたらと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 当該拡幅事業の今後の予定となりますが、街路築造工事などが予定されていると聞いてございます。

工事の状況につきましては、今後も東京都から情報を収集いたしまして、適宜周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○21番（田中政義君） 分かりました。

次に、渋滞緩和についてお聞きしたいと思います。

五日市街道については、今、御答弁の中にもあったとおり、ガスや水道などの工事が行われていたり、現状でも物すごく渋滞をしているところです。ひどいときは府中街道のほうから国分寺高校北の信号の近くまで、コンビニエンスストアとお寺のところの信号の辺りまで渋滞しているときもあつたりなんかして、ひどいことになっています。今後、国3・2・8号線が五日市街道まで開通した際に、五日市街道への交通流入が増加し、渋滞がひどくなるのではないかと。さらに、今度、国3・2・8号線側から逆側、西側へ向けての交通渋滞なんかもひどくなるんじゃないかなというふうな懸念があるんですけども、御認識はいかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 市としましては、国3・2・8号線は、南北方向の幹線道路でございまして、現在、南北方向の交通を担っている府中街道の渋滞緩和に寄与するものと認識をしております。

その上で、国3・2・8号線が開通した後の五日市街道への影響についてでございますが、国3・2・8号線と、その北側の小平市の区間を含む新府中街道等の整備による都市計画道路としてのネットワーク、これは重要であると認識をしております。この都市計画道路につきましては、東京都へ早期整備を求めていきたいと考えてございます。

○21番（田中政義君） そうですね。先ほど対馬議員からも渋滞について質問がございました。また、先ほどの答弁にもあったとおり、拡幅の工事もありますが、五日市街道から国3・2・8号線に入るための拡幅工事でありまして、国3・2・8号線から五日市街道へ流入するための対策というものが少し足りないのではないかなというふうに思っているところであります。できれば西武線の踏切の手前だけではなくて、踏切の向こう側の拡幅工事なんかも、ぜひ東京都には着手をしてもらいたいなというふうにも思うところなんですけれども、それはまだまだ先の話なのかなと。都市計画道路としての計画には乗っかっているのですが、まだ当分先の話だとは思いますが。

先ほどネットワーク形成が重要とありましたけれども、小平市の区間の状況についてはいかがでしょう

か。

○建設環境部長（島崎進一君） 国３・２・８号線の五日市街道から北側、小平市の区間である小平３・２・８号線についてでございますが、東京都施行の都市計画道路といたしまして、五日市街道から青梅街道までの延長約1.4キロメートルの区間となっております。標準幅員、こちらは国分寺市と同じ36メートルといたしまして、事業中となっております。事業認可の期間は令和８年度末までとなっております。

東京都によりますと、現在、用地取得を進めているという状況で、用地取得率は令和６年４月時点で78%というふうに聞いてございます。

○21番（田中政義君） 事業認可の期間は令和８年度末というのは国分寺市の期間と一緒に思うので、これは間違いなく、必ず延伸されるものだというふうに思います。また、去年の時点で、１年前で78%の用地取得率ということは、恐らく現在85%近くまで行っているのかなというふうに想像はいたしますけれども、小平市の区間も進捗をしているということが分かりました。

やはり国３・２・８号線の五日市街道までの早期の全面開通を求めたいと思います。そこが終わって、そして小平市が進むのかなというふうにも思いますので、その上で、小平市の区間についても早期整備が図られるように、東京都や小平市と連携を願いたいと思います。

この都市計画道路国３・２・８号線については、近隣の住民の方々含め、大変多くの市民の期待のある事業だというふうに思います。特に工事が進んでからは、その声が大きくなっているようにも思います。これは私のライフワークとして、都度、進捗等々をお聞きをしていきたいというふうにも思いますので、よろしくお願いをいたします。

今回はこの程度にとどめ、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、田中議員の一般質問を終わります。



○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次の本会議は明日、午前９時半から開きます。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでございました。

午後３時25分延会

5 月 13 日 （ 火 ）

（ 第 2 日 ）

令和7年国分寺市議会第2回定例会会議録

令和7年5月13日（火）

○出席議員（22人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	12番	丸山	哲平
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	及川	妙子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○出席説明員

市	長	井澤邦夫	副市	長	橋本正之
副市	長	塩野目龍一			
政 策 部 長	村越隆治	公共施設マネジメント担当部長		細川啓明	
総 務 部 長	宮本学	市民生活部長		杉本守啓	
健 康 部 長	新井宏伸	福祉部長		玉井理加	
子ども家庭部長	石丸明子	まちづくり部長		加藤政幸	
建設環境部長	島崎進一	秘書課長		佐藤久美子	
会計管理者心得	野中美由貴				
教 育 長	古屋真宏	教 育 部 長		日高久善	

○議会事務局出席職員

局	長	伊藤	寿一
次	長	鈴木	輝哉

○議事日程

第 1

一般質問

午前 9 時 31 分開議

○議長（尾沢しゅう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 人であります。

これより本日の会議を開きます。

冒頭、対馬議員より、通院のため午前 9 時半から正午まで欠席する旨の届出が、また、松岡議員より、家族看護のため午前 9 時半から正午まで欠席する旨の届出がございましたので、御報告をいたします。

日程第 1 一般質問

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 1、一般質問を行います。

最初に、高野議員。

○2 番（高野ふみお君） おはようございます。無会派（れいわ新選組）の高野ふみおです。では、通告に基づいて質問をします。

初めに重く悲しい話、過労死につながりかねない教員の疲弊の問題、災害関連死などから始めて、最後に行くほど明るく楽しい国分寺市の話題へと盛り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ただし傍聴の方、たとえ盛り上がりつつも、拍手だけはおやめください。

まず 1 番、教員の過重労働の実態についてです。

教員の方から、こうした声を伺いました。昼間は授業と会議、保護者対応で 1 日が終わる。授業準備や成績処理は夜 9 時を過ぎてから、ようやく取りかかれる、そして朝は 4 時に起きて学校に向かう、こんな生活が何年も続いているということです。これは特別なケースではなく、多くの教員が同様の働き方を強いられているのが現実です。教育の質の担い手である教職員が心身の限界を超えて働いている、このような実態を私たちは直視しなければならないと思います。

今、国会では公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正案が議論されております。公立の義務教育の先生には、みなし残業代として 4 % 定額で払うという制度のまま、毎年 1 % ずつ増額しようという内容ですが、それに対して、むしろ労働基準法を守り、きちんと残業代を払うべきだ、長時間労働の固定化につながるという批判の声も上がっております。公立小・中学校は、厚生労働省からも過労死が多い職場の一つと認定をされており、過労死等の防止のための対策に関する大綱などによって、教員採用倍率が過去最低と、成り手不足も深刻です。令和 5 年 8 月 28 日の中央教育審議会の緊急提言では、教員の働く環境は、業務が積み上がり危機的状況と指摘をされております。

（1）勤務時間の記録について、お伺いします。

こうした長時間労働の是正に向け、国全体では、勤務間インターバル制度の導入が推進をされ始めております。この制度は、勤務の終了から翌日の始業まで、連続して一定の休息時間を取り、生活時間や睡眠時間を確保するもので、長時間労働の防止やワーク・ライフ・バランスの肝となるものであります。EU では、最低連続 11 時間の休憩が義務化されておりますが、日本でも 11 時間を推奨をしています。一方で、学校は取り残されている感があると識者は指摘をしています。学校現場では、それ以前に勤務時間が正しく把握されていないという課題があるようです。

そこで、まず、お伺いいたします。国分寺市立の学校において、教職員の勤務時間はどのように記録されていますでしょうか。令和 6 年 3 月予算特別委員会で、教員は IC カードを持ち、一定の場所にタッチしながら在校時間を計ると答弁をいただいておりますが、今でも変わりませんか。

○教育長（古屋真宏君） 現在も変更はございません。ＩＣカードを、職員証に機能が入っておりますので、それを校内の打刻機にタッチすることで在校時間を確認をすると、そういうシステムになっているところでございます。

○２番（高野ふみお君） ありがとうございます。令和６年３月から変わらず、教員はＩＣカードを持って、ＩＣカードで一定の場所にタッチをして、在校時間を計るというシステムだということです。

ただ、さきに紹介した声にもありますように、持ち帰り残業の実態がありまして、現在の業務量では、とても勤務時間内に、在校時間内に終わらないという実態があるようです。在校等時間をいくら調べても、自宅への持ち帰り残業がされている限り、実態はつかめないと思います。

持ち帰り残業の実態の把握については、その気になれば方法があるようです。横浜市教育委員会とも調査の実績がある長時間労働問題の専門家によれば、管理職を集めて匿名でアンケートやヒアリングをすれば明らかになるとのことです。

そこで伺います。教員の持ち帰り残業の実態については把握しておられたでしょうか。今後、実態把握を検討すべきではないでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 教員につきましては、絶えず研究と修養を励み、その職責を遂行するということが法令等で義務づけられているところでございます。このことから、自主的に教材研究を行ったり、研究会に参加したり、日々自己研さんに励み、専門性の向上を図っているというところでございます。そのために、持ち帰って自宅で行う業務全てが過重労働に当たるということは一概に言い難いというところでございます。

現状では、教育委員会として実態把握をするという考えはございませんが、今後も管理職が業務内容や業務量を把握いたしまして、効率的な仕事の進め方や超過勤務縮減に向けた職員の意識改革、組織風土の醸成を図るなど、業務改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○２番（高野ふみお君） ありがとうございます。持ち帰り残業というのは、残業というか過重とは見ていないという御答弁で、あとは管理職が把握をするということで指導されていくというお話でありましたが、私としては、教育委員会として、改めて調査と把握が必要ではないかと思われまので、これは要望にとどめたいと思います。

続きます。（２）教員の疲弊の実態と市の取組についてであります。

教員の過労による心身の不調、そして過労死、過労自殺、これらは決してよその出来事ではありません。命を削って教育現場を支えている教職員に対し、市がどのような姿勢で向き合うのかが問われています。この問題を喫緊かつ最優先の課題として位置づけ、対策に取り組むべきではないでしょうか。

そこで伺います。資料を御用意いただいております。市内市立学校教員の病気休職等に変更しております。長期療養者数の推移について御説明いただければと思います。

○教育長（古屋真宏君） 市立小・中学校の教職員の病気による休職者数につきましては資料のとおりでございますが、市立小・中学校においては、毎年一定数の病気休職者がいるという状況でございます。

○２番（高野ふみお君） ありがとうございます。資料を見ると、令和２年、５人、令和３年、６人、令和４年、５人、令和５年、８人、令和６年、７人ということで、これは病気休職といってもメンタルを病んでおられる方も多く含まれるようでありまして、この数字を見れば増加傾向にあると言えるのではないのかなと感じます。過労死や過労自殺には至っていないものの、教壇に立てなくなってしまった先生がこれだけいらっしゃるということを重く受け止め、対策を取る必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。相模原市では、保健師にまず相談できる体制を整え、その保健師が適切な医療機関等を紹介する仕組みがあるそうであります。さらに相談窓口だけではなく、相談や通報などで受けた情報をしかるべき責任者に伝え、対策を促すことも必要ではないでしょうか。弁護士や教育学者といった専門家も加えた形で先生の心と体を守る支援センター的なものを緊急に構築すべきではないでしょうか。市長及び教育長の御認識と今後の具体的な対応方針を伺います。

○教育長（古屋真宏君） 市長がお答えする内容ではございませんので、私のほうから答弁をさせていただきます。

教職員のメンタルヘルス対策につきましては喫緊の課題であるというふうに認識をしているところでございます。学校教育は教職員と児童・生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、教職員が心身ともに健康を維持し、教育に携わることができるようにすることが極めて重要でございます。

そこで、相模原市のような政令指定都市における取組とは比較はできませんけれども、本市教育委員会事務局には学校産業医と保健師を配置をしております。市内全校を巡回したり、学校の要請に応じて訪問したりするなどしまして、教職員の健康の維持・増進やメンタル面のケアに努めているところでございます。また、市立学校においては、常時50人以上の教職員がいる学校に衛生委員会を設けまして、教職員の健康の保持・増進を図るための基本となるべき対策等について協議を行えるようにしたり、その他の学校においても、衛生推進者を置き、健康相談等、教職員の保持・増進に対する対応を行ったりしているところでございます。加えまして、東京都の新規採用教員メンター制度を導入いたしまして、同じ学校の同世代の先輩教員等がメンターとなり、初任者の気持ちや仕事上の悩みなどを理解し、日常的な声かけや相談を通じてサポートを行っているところでございます。さらには、東京都では心と体の両面から総合健康管理事業を担う医療機関を設置しておりまして、教職員のニーズに応えられる仕組みもございます。このような現状から、現在は支援センター的な役割を担う機関を設置することは考えてございません。

しかし、今後も教職員が意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことで、ウェルビーイングを高めることができるように、学校のサポートを継続してまいりたいというふうに考えております。

○2番（高野ふみお君） 御丁寧な御説明ありがとうございます。本市においても相模原市のように、産業医や保健師を配置をされていて、巡回して相談に応じる体制というのは、相模原市に確認しましたが、同様の内容であります。そうした意味の、そういった体制というのは確認はできたんですけども、先ほど後段で述べました、相談するだけではなくて、その後の対策につなげられる、本当の意味での支援センターの構築について、ぜひ検討していただきたいと要望して、次の質問に移りたいと思います。

（3）市独自の正規学校教職員の増員についてであります。

ここで一步引いた視点から申し上げます。国分寺市は、この20年間で、前にも申し上げましたが、正規職員は僅か110名しか増やしておらず、非正規職員は約4倍に増加をしております。この傾向は国の教育行政にも当てはまり、国の方針としても正規教員の採用は抑制され、非正規教職員への依存が進んできたという現実があると思います。

OECD諸国の中で、日本は教育予算の対GDP比が極めて低い国の一つであり、教育に対する人件費の投資を避け続けたツケが学校現場に回ってきたとする識者もいらっしゃいます。そして、そのツケは教員の疲弊だけではなくて、不登校の増加や、いじめ問題の深刻化といった形で、子どもや保護者、地域全体に重くのしかかっていると言わなければならないのでしょうか。

もちろん教員の任命権者は東京都でありまして、市に直接の人事権がないことは承知をしております。しかしながら、だからといって、教員の疲弊を見過ごしてよい理由にはならないと思います。市としても、教育現場を守るためにできることはあるはずです。市民に最も身近な自治体として、学校現場と真摯に向き合い、できることから始めることが必要ではないでしょうか。まず、今述べたことに関する市の現状について確認したいと思います。

資料をまた御用意していただいております。現在の本市における市立小・中学校教職員に占める非正規教職員の割合が分かる資料について御説明をいただきます。

○教育長（古屋真宏君） 市立小・中学校教職員に占めます正規以外の教職員の割合につきましては、資料のとおりでございます。市立小・中学校に勤める教員は全て県費負担でございまして、今回の資料は県費負担教職員の数を示しております。学校では、正規教職員だけではなく、様々な職種の教員や職員が勤務している状況でございます。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。東京都が人件費負担をしている県費負担教職員だけを見ても、この資料にありますように、正規479人、正規以外68人ということで、14.2%ということで、改めて驚きました。今回は資料の形にはなりませんでした。市が人件費を負担する市町村費負担教職員を加えるとなると、多くが非正規でしょうから、さらに多くの非正規の教職員が現場で支えてくださっているということは考えられます。

次に、市独自でできることとして、学校現場に正規の教職員をさらに配置する加配について伺います。

先生から、こんな声を聞きました。授業が持てる、つまりカリキュラムの授業を担当できる教員が欲しいんだという切実なお声をお聞きしました。また、新規採用はきつい。つまり新規採用は負担が重くて、実際、過労死や過労自殺も若い先生に多く発生しているようであります。実は市の教員は東京都でなく市独自でも加配ができるように制度が変わっています。

そこで、大阪市の取組に注目をしました。引用しますけども、日本教育新聞、2024年2月9日の記事ですが、大阪市教育委員会は、2024年度から、年度当初の勤務校では学級担任を持たずに勤務し、他校で欠員が生じたときには、その学校へ異動して学級担任を持つ特別専科教諭を独自に始めると、教員が安心して産育休を取得できる環境を整えたい狙いだ。特別専科教諭には主に新規採用者を充て、1年目の最初から担任を持たないことで、若手教員の負担軽減にもつなげるといって、これなら授業を持てる先生が増えて、なおかつ若い先生は、いきなり授業を持たなくてもいいということで、非常に現場の声に寄り添った解決策だというふうに感じました。

そこで伺います。業務量を減らす取組と並行して人員目標を立てて、非正規ではなく正規のフルタイムで授業が持てる教員を、しかも新規採用者の過重な負担を避ける形で市独自で採用する人員目標を早急に立てるべきだと考えますが、市の見解を伺います。

○教育長（古屋真宏君） 公立の小・中学校の教員は法令等に基づき算出され配置をしており、市独自で教職員を採用することは考えてございません。

教育委員会としましては、新規採用教員への支援も含め、学校がスクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタント等の人材を上手に活用しつつ、仕事を効率的に進められるよう、管理職を通じて指導・助言に努めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。残念ながら、市独自の先生を増やすという考えはないという御答弁だったかと思います。

現場の声として、特に小学校教員は教える仕事以外の様々な事務作業が多いというふうにお聞きしました。私、個人的に大学で事務職員をしていた経験がありまして、そもそも教える専門家である教員に様々な報告とか事務などをさせているということが大きな問題でありまして、負担となっているのではないのかなと感じます。そうした事務を引き取る事務方をしっかり配置して、教員には教える仕事に専念していただくべきではないでしょうか。

こんな声もお聞きしました。スクール・サポート・スタッフの方が、一日中、印刷をしてくれるだけでも大変助かるという、かなり限界に近いお声だと感じたんですけども、本来、そうした事務を専門に請け負う正規の学校事務職員がもっといたほうがいいのではないのかなと思います。

そこで伺います。現在、学校事務職員は何人くらい配置されているのでしょうか。市独自で学校事務職員を正規雇用し、加配するお考えはありませんか。

○教育長（古屋真宏君） 各学校におきましては、学校事務を担当する都の職員と、それから市の職員を既に配置をしているところでございます。そのほか、教員の業務軽減を図るためのスクール・サポート・スタッフや、副校長の業務軽減を図るための副校長補佐など、様々な業務に応じて会計年度任用職員を配置しているところでございます。そのため、市独自でさらに加配するというような考えは持っておりません。

都の事務職員につきましては現在24名、常勤職員が9名、会計年度任用職員は15名という状況でございます。市の事務職員につきましては18名、再任用職員が3名、会計年度任用職員が15名というような状況でございます。

○2番（高野ふみお君） 今、ちょっとすぐには計算出ませんけども、かなり事務職員、正規職員の方と会計年度任用職員の方も、正規の方が若干多いとは思いますが、都の職員の方24人というのは、これ皆さん正規になりますかね。違いますかね。違いますか。ごめんなさい。ちょっと、ここは事前にいただいなくて、すぐ計算できないんですが、かなり非正規の方が多いなということは感じ取られました。

また、ITの担当の先生に負担が集中しているという声もお聞きをしております。私自身の職務経験からすると、今の職場でITのスペシャリストがいない会社とか組織というのはあり得ないことだと思います。

そこで伺います。現在、市は新たな校務システムを導入しようとしてしていると認識していますが、ITサポートの専門スタッフを各校に配置する考えはありませんでしょうか。先生数は少ないかもしれませんが、生徒が多いところでは1,000人規模でいるわけですから、子どもへの対応まで考えたときには、ITのスペシャリストが各学校にいてもいいのではないかと考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 令和5年度に教育委員会事務局のシステム担当職員を増員いたしまして、システムの運用上の確認ですとか対応方法など、教員のICT機器の活用に関する様々な相談を丁寧を受け止めながら、日々適切なサポートを実施しているところでございます。また、令和7年第1回定例会の厚生文教委員会におきまして御報告をさせていただきましたとおり、次世代教育系システムへの更新に当たりましては、新たに巡回サポート人員による定期的な全校の巡回支援等を実施していく予定でもございます。これらの学校のICT教育支援に係ります人員体制の拡充によりまして、教員の負担軽減とともに、ICTの活用能力の向上を目指しまして、全校の情報教育のさらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。こちらも巡回型で、各校配置ではなく、巡回するとい

うことで御対応されるという方針かとお聞きしました。これも I T の要員というのは市にとっては財産になりまして、今後のデジタル化、地域の方のデジタルデバイドの解決などにも必ず力を発揮されると思うので、雇っておいて損はないということで、各校に I T 要員を配置するということも最後に求めまして、次の質問に移りたいと思います。

(4) 現場の声の聞き取りについて。

教員として、そもそも要望を聞かれたことがないという残念な声もお聞きしました。そこで伺います。教員の声を拾い上げる仕組み、定期ヒアリング、匿名意見募集等を設けることについてはいかがお考えでしょうか。教育委員会に現場の先生と話し合う場をつくり、その場ではっきり言う人も少ないと思うので、その後、フォローアップとして、匿名アンケートを行うなどいかがでしょうか。先行事例もあるようです。お願いします。

○教育長（古屋真宏君） 現場の声に耳を傾けるということは重要だというふうに考えているところでございます。学校におきましては、管理職と教員が直接面接を実施いたしまして、定期的に話し合いをするというようなことも行っているところでございます。

また、毎年、学校におきましては、教育活動や運営方法、働き方も含めまして、様々な事柄について評価を行っております。これを通して教員の意見を集め、また協議をし、次年度の学校運営に反映させると、こういった仕組みもございます。

また、教育委員会といたしましては、これまでと同様に、管理職を通して教職員の意見を把握するということに努めたいと思いますし、また、学校訪問等を通して、直接先生方と対話をするということも大切にしていきたいと思っております。教員との対話の中では、それほど話しにくい、言いにくいという状況もございませんので、しっかりと受け止めていきたいというふうに考えております。

○2 番（高野ふみお君） なかなか、匿名じゃなくても、直接話し合う場を大切にされているという御答弁だったと思うんですけども、ぜひ、その際に匿名アンケートも入れて、教育委員会の本当に声を拾いたいんだという姿勢を示していただきたいなと、これも要望にとどめて、次に移りたいと思います。

教員の疲弊は未来への投資の在り方に係る根本的な課題です。子どもたちの学びと育ちを守るために、まずは教職員の命と健康を守ることが大事だと思います。

子どもは身近な大人を見て育つわけです。この前も不登校の集まりに参加しましたが、先生がもう疲れ果てているのを子どもが見て、忖度して、私のことなんて言えないよという声があると。小学校の、たしか低学年だったと思うんですけども、それくらい疲れているというのが実態かなと感じます。そのためには過度な業務量や負担の軽減と同時に、人員増によって先生や学校にもっとゆとりをもたらす方向での市としての具体的なアクションを強く求め、この質問を終わりたいと思います。

では、次の質問に行きます。2 番、防災についてです。

○議長（尾沢しゅう君） 高野議員、すみません。

議長から傍聴者の方に一言お伝えしたいと思います。傍聴される方は、携帯電話等の音については気をつけていただきたいと思います。マナーモード、もしくは電源を切るようお願いいたします。

以上です。高野議員、続けてください。

○2 番（高野ふみお君） では次、2 番、防災についてです。防災・災害ボランティア支援体制の現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

昨年 の 第 1 回 定 例 会 に お い て 、 イ タ リ ア 式 避 難 所 の 考 え 方 を 御 紹 介 し ま し た が 、 こ の イ タ リ ア 式 が 、 今 、

日本でも注目されつつあります。先日、長野県伊那市でイタリア式避難所を再現した訓練の取組が報道され、大きな反響を呼びました。政府の内閣府の防災担当大臣も視察に訪れていたようであります。避難所において、我慢しない、日常生活を維持するという発想に基づき、国もスフィア基準のトイレ基準等を導入し始めています。ただ、温かいパスタにワインということを1年前も申し上げたんですが、伊那市では豚汁が出されましたが、お酒は出なかったみたいですね。

一方で、本市の地域防災計画にはどのような変化があったのでしょうか。私自身も市民防災まちづくり学校に参加させていただき、卒業させていただきました。準備、運営に当たってくださった皆様には心より感謝申し上げます。

ただ、卒業証書を頂いたことを機にというわけではありませんけれども、市民の方から声をいただきまして、私自身の中にも疑問が生まれたことから、本日、この場で質問させていただきたいと思います。

ある市民からこう聞きました。市の担当者からこう言われたと。防災計画が変わって、畳2畳に2人から畳2畳に1人になったので体育館には入り切らない、在宅避難を強いられると、また避難所は避難者自身で運営することになっていると、町内会の役割がどうすればいいのか分からないという困惑の声をお聞きしました。

市に確認したところ、計画上の主な変更点はトイレ基準でありまして、これまで75人に1基だったところを、スフィア基準の20人に1基には及ばないものの、国の基準の50人に1基に改めたということを確認しております。ありがとうございます。

ちなみに、令和6年12月に、実は同じときに国の基準も改定されていまして、新基準を見てみると、国の基準ですね。市町村はスフィア基準に沿って、災害発生当初は避難者50人当たり1基、トイレですね。その後、避難が長期する場合には20人当たり1基、女性用と男性用トイレの比率は3対1、トイレの平均的な使用回数は1日5回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することというふうにガイドラインが改訂をされております。体育館の収容は従来どおりで足りるということで、市の担当者に確認させていただきましたけれども、しかし、こうした市民の不安は依然として拭えていないのが現状かと思われます。

我が国にはバケツリレーや竹やりで爆撃機に立ち向かわせたという歴史的な苦い教訓がございまして、災害関連死の多くは人災だと思います。避難所が苛酷であるがゆえに命を落とす事例が後を絶たないと。理想的な避難所とは、生活を維持しながら安心して過ごせる場所でありまして、防災先進市として実績と蓄積のある国分寺市こそが、率先して、その実現に取り組むべきではないのでしょうか。

そこで、以下の点について伺います。（1）避難所運営に関する考え方についてです。国分寺市では、避難所は避難者自身で運営するという考え方で間違いはないか、お伺いします。

○総務部長（宮本 学君） 避難所においては、避難者が自らが避難所の運営の役割を担っていただきまして、自主運営することで、生活再建に向けた自立を促すことにつながります。

しかしながら、避難所を避難者のみで自主運営するには限界がございまして、そのため地区防災センターの運営班の職員や地域の自治会・町内会等の地域住民が自主運営をサポートする体制を目指しております。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。避難者と市職員、地域住民が運営するという考え方が確認できました。

一方、イタリアの避難所では、経験のある災害ボランティアや民間組織が運営の中心を担うこととなっておりまして、国からの支援、休業補償等もあります。ボランティアといっても準公務員の扱いですね。

専門のチームが即時に派遣される体制が整っているそうです。現在の我が国の制度では、基礎自治体、さらには住民自身に大きな負担がのしかかっており、現行体制には限界を感じざるを得ません。その中で、国分寺市からこそ新たな一歩を踏み出すべきではないかなと考えます。

そこで伺います。国分寺市地域防災計画の最新版を見ると、確かに市職員の関与する日数が減ってはいるものの、残りは避難者自身で運営するとあります。この考え方を早急に見直す必要もあると感じますが、市の見解を伺います。

○総務部長（宮本 学君） 過去の災害では、避難所の運営を職員に任せきりになってしまった避難所において、住民による避難所の運営の意欲がそがれてしまいまして、自主運営が十分に進まなかったという事例もございます。そのため、自主運営を視野に入れて、避難所が落ち着く4日目以降から自主運営に移行することに現在しております。

○2番（高野ふみお君） 市独自で、確かに一気に変えるというのは難しいかもしれませんが、被災者が被災者のケアをするという発想、考え方自体の見直しを強く求め、次に移りたいと思います。

（2）国分寺市民防災推進委員の現状と質の把握についてであります。

閉校式の際、市民防災推進委員は667人いると伺いました。私自身もその一人でありまして、多くの委員がボランティア未経験、または初心者であると感じました。

そこで伺います。現在の667人のうち、国分寺市民防災推進委員設置規程第3条第1項第2号に該当する、同程度以上の理解と積極性を持った者はどれほどいると把握されていますでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 今まで卒業された方につきましては、一定、その規定の該当者だと考えてございます。

ただ、新たな情報等を共有する必要というのはありますので、引き続き活動に参加いただけるよう、呼びかけて、共に情報共有なども考えていきたいと考えてございます。

○2番（高野ふみお君） 市民防災推進委員の中には市民防災まちづくり学校を修了した方以外の方がいるかどうかは特に把握されていないという実態かなというふうに思われました。

次に聞きます。市は災害ボランティアとして活動する市民の数自体把握されていますでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 災害ボランティアの活動を直接行っている方については、個々にはいるのではないかと思います、市では直接把握してはございません。

○2番（高野ふみお君） ありがとうございます。

災害ボランティアとして実際に活動されている方の把握は市としてはされていないということでした。これらの人々を災害時の支援核として、どう育成・支援していくかは今後の市の防災力に直結すると思います。

（3）災害ボランティアへの経済支援制度の創設と受援体制についてです。

繰り返し申し上げてまいりましたが、災害時には被災者に支援活動をさせるのではなく、支援に来てくれた人たちを最大限サポートする受援体制の整備が必要だと思います。新しい地域防災計画、令和6年12月修正を拝見しましたが、受援計画の中に、受援に関する費用の整理という項目が新たに入っております。現在、国では災害ボランティアの交通費補助、上限50万円、1件当たりを令和7年1月からスタートさせています。しかし、休業補償や報酬の制度はなく、いまだ課題が多いのが現状だと思います。

そこで提案です。市として、以下2点について前向きな検討をお願いしたいと思います。1、国分寺市民が災害ボランティアとして市外——海外を含めます——で活動する場合に対する支援制度の創設。2、

市外、海外から国分寺市に支援に来てくれる災害ボランティアへの経済支援制度の創設。特にプロの調理人とか医療福祉関係者の災害時に専門性を発揮できる人々が活動しやすいように必要な費用、例えば宿泊費と交通費を支援し、何がしかの報酬も支払うような体制をつくることで、実効性のある受援体制の確立が可能になるというふうに考えます。実際、能登半島地震では、プライバシーを保てるテントを用意した台湾の宗教団体が駆けつけて、現地の方々は大変感謝をされていました。日本政府や日本国内からでなかったことは甚だ残念ではありますが、人助けに国境の壁はないと思います。

この支援制度はインターネットで簡単に登録できることとしまして、いざというときに頼りになるネットワークとします。そして、国分寺市民で、市外や海外で既にボランティアとして活躍している人、あるいは、市外や海外から国分寺市に駆けつけてくれる個人や団体として、気軽に登録をしてもらえば、市にとっては人材バンクになるというふうに期待されます。国の交通費助成制度を見ると、文書で申請して報告書を出すとか、NPOやボランティアにとっては事務負担がちょっと多くて、果たして活用しやすいのかどうか疑問が残りました。

そこで伺います。上記2点の提案について、市としての見解を伺います。

○総務部長（宮本 学君） 当市が災害に遭った場合、多くのNPOやボランティアの方に駆けつけていただき、支援活動がスムーズに行われるためには、有効な制度であると考えております。ただ、市単独で制度設計はとても難しいと現在考えております。

先ほど御紹介もございましたが、ここで新たに国の補助事業もスタートしましたので、まずは国の交通費補助事業などを御活用いただきまして、多くの方に国分寺市を支援いただければと考えてございます。

○2番（高野ふみお君） 有効な制度であるというふうに受け止めていただいて、誠にありがとうございます。ただ、市単独での制度設計は難しいという御答弁でした。

さらに、重要なことなのですが、こうした災害ボランティア、専門NPO、防災にノウハウを持つ企業・団体などをどう評価して、実際にどう配置するかというのは、専門の地域防災コーディネーターを雇用することが必要ではないのかなと考えます。能登半島地震の支援に入られたNPOから聞いたんですが、行政職員の方は異動もあって経験の蓄積がされていないため、毎回ゼロベースで話さなくてはいけないということを証言をされているようです。能登半島地震の避難者からは、「避難所ガチャ」という言葉が出てきておりまして、避難所によって、あまりにも運用が異なっていたという証言もあります。現在の体制のままでは、行政のプロではありますけれども、必ずしも災害対応のプロとは決して言えない、災害経験しない場合もありますから、自治体の職員、さらには避難者任せの避難所運営では、同じような混乱が起ることは明らかと言わざるを得ません。

そこで伺います。防災の専門家で経験のある方を地域防災コーディネーター、仮の名称として、受援計画のキーパーソンとして雇用されてはいかがでしょうか。市の見解を伺います。

○総務部長（宮本 学君） 防災のスペシャリストの人材では、退役した自衛官を自治体で再雇用するケースがあり、都内で雇用しているというお話は聞いてございます。こちらについては人事にも係りますので、御意見として受け止めさせていただきたいと思います。

○2番（高野ふみお君） ぜひ、他の自治体のそういった先行事例なども研究していただいて、検討をお願いしたいと。

また、市民防災まちづくり学校でも、実際に活動されているNPOや専門家の方が多く講師として参加もされていたので、そうした既にある人的ネットワークを活用する形で、防災スペシャリストの雇用

について検討を進めていただきたいなというふうにお願いして、次に移ります。

最後に端的に伺います。イタリア式の我慢しない避難所を国分寺市でも実現を目指し、長野県伊那市のように関係団体と新たに提携協定を結んで、自主体制の構築を目指す方向で動き始めてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 当市の地区防災センターにおいても、できる限り避難生活が快適な空間になるよう努めているところでございます。

議員の御提案のイタリア式避難所の開設については、1団体では限界があるものと認識してございます。当市としては、現在、トイレ対策についてはかなり力を注いでおります。引き続き、できる対策から進めてまいりたいと考えてございます。

○2番（高野ふみお君） 市1団体としての限界については認識を同じくしておりますが、一方で、伊那市の先行事例があるわけなので、ぜひ、研究していただいて、理想の避難所の実現のために、前に進んでいただくことが市民の安心につながるのではないかと思います。ぜひ、情けは人のためならずで、国分寺市の防災力の高さを、日本だけでなく世界に示すチャンスとして捉えて、実効性ある体制を構築も強く求めて、この質問を終わりたいと思います。

続きます。3番、有機フッ素化合物（PFAS）についてであります。

PFASによる健康影響に対して、国分寺市としてどのような実態把握と対応を行っているかについて伺います。

PFASは自然界で分解されにくく、環境中や人体に長期的に蓄積することが知られており、世界的に様々な健康影響が報告されているということは、これまでこの議会でも何度も、いろんな議員も述べてまいりました。特に胎児期におけるPFAS暴露と出生時体重の低下との関連については多くの疫学研究が示されておりまして、将来のいわゆる生活習慣病リスクにも関係するとの指摘があります。

こうした中、国のPFASリスクのリスク評価書の作成過程に重大な疑義があることが複数の報道で明らかになっております。スローニュース、2025年3月は、政府の専門部会が非公開の会合で、出生体重低下に関する190本もの重要論文を評価対象から除外したと報道しました。朝日新聞、2025年3月、評価書における参考文献の大幅な差し替えについて、市民団体が疑義を呈していると報道しています。東京新聞、2025年4月6日は、最重要とされる文献群が評価から外された事実を報じ、識者からは科学的妥当性が失われたとの強い批判が出ております。

このような国の評価の信頼性が揺らぐ中、国分寺市では、市独自に、むかしの井戸、防災井戸を対象としたPFAS調査を継続的に実施しておりまして、市民の健康を守る姿勢を示しています。市民の不安に真摯に向き合い、科学的根拠と自治体の責任に基づいた対応が求められる今、市としての見解と方針を伺います。

（1）防災井戸への浄水器の設置について。

先日、むかしの井戸のPFAS結果が配布をされましたが、若干数値は低下したようではありますが、依然として国の暫定目標値を超える高い数値を示している井戸が、湧水含め、26地点中6か所ありました。地域防災計画では、これらの防災井戸は生活用水として用途が限定されていますけれども、武蔵野市では、飲料水としても使えるように浄水器を設置したと報道されております。市では、防災井戸は従来から飲料水としては使用を想定してこなかったとのことですが、この際、かつてより市民が飲み水やコーヒ用などとして愛用していた湧水を、名水百選にも選ばれていますね。飲めるような対策を取るのはど

うかなと考えます。

そこで伺います。武蔵野市と同様に、逆浸透膜フィルター方式の浄水器を設置してはどうでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 災害時に災害用給水施設として、むかしの井戸や災害時協力井戸等がごさいますが、こちらはトイレや洗濯用に使用する生活用水を確保するために整備してごさいます。災害時の飲料水としては、地区防災センター等に市民1日分の飲料水を確保しております。2日目以降につきましては、市内2か所の給水拠点や断水を免れた地区防災センター内の応急給水栓及び各所から供給いただけることになってごさいます。そのため、現在、浄水器の設置については考えてごさいません。

○2番（高野ふみお君） 浄水器の設置は考えていないという御答弁でした。

次に移ります。（2）民間井戸への検査助成についてです。

武蔵野市では、民間井戸にも手挙げ方式で、希望者には公費で検査することになったそうです。農業用に使っている場合、市民にも直接関係のある問題ではないでしょうか。

そこで伺います。民間井戸は市内にどれだけありますでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 市で把握している民間井戸につきましては計30か所となっております。

○2番（高野ふみお君） P F A S 水質検査を希望する所有者に、公費で検査をしてはどうでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 現在、市では民間井戸を対象としたP F A S 水質調査における調査費用の助成を考えてはごさいません。

ただ、現在、東京都において、都内260か所、こちらのほうの有機フッ素化合物の水質調査を実施しているところでごさいます。その中で、毎年、国分寺市に対して4か所の調査対象とする井戸の推薦依頼があります。民間井戸の所有者の許可を得て推薦いたしまして、東京都の都費で調査をしているという状況でごさいます。

これまで、民間井戸の所有者からの調査依頼や調査費用の助成といった要望がありまして、東京都へ推薦し、調査したという事例はごさいます。

○2番（高野ふみお君） 民間井戸は毎年4か所を都の費用で調査しているとのこと。そうした実例、実績があるのであれば、全部で市内30か所ですので、市独自で積極的に追加調査を加えれば、すぐに終わるのではないかなと思われまますので、ぜひ、御検討、お願いしたいと申し上げて、次に移ります。

（3）外部専門家との連携についてです。

市として、出生体重の変化とP F A S など化学物質の影響との関連について、疫学的な観点から分析、モニタリング、把握する予定はあるか伺います。P F A S に対して、市として、専門家との連携、外部機関との協力を検討すべきではないですか。

○建設環境部長（島崎進一君） 現在、市では外部専門家と連携することは考えてごさいません。国や東京都の動向を注視している状況でごさいます。

また、市で管理しているむかしの井戸における有機フッ素化合物の調査については、今後も継続していきたい、データの経過を注視していきたいと考えてごさいます。

○2番（高野ふみお君） 専門家との連携は考えていないということでありました。ですが、事の重要性和複雑性を考えれば、これまで何度か求めてきた対策本部設置とまでは行かずとも、最低限、専門家との連携をすることが、市民の健康を守る上でも必要ではないかと思われまますので、意見として述べさせていただきます。

P F A S 問題、これまでも何度も取り上げてまいりましたが、胎児・乳児期からの健康リスクや将来的

な疫病リスクを含む、世代を超える影響がある深刻な環境、公衆衛生の課題です。国の評価基準が揺らいでおりますので、今こそ自治体レベルでの的確なリスク把握と、これまでも繰り返し述べてまいりましたが、住民の不安に寄り添った独自の行動が必要です。国分寺市がこれまで積み重ねてきた独自の調査を生かして、より踏み込んだ具体的な施策が講じられることを期待して、次の質問に移ります。

4、ぶんじ地域応援商品券についてです。

ぶんじ地域応援商品券、全ての市民に1人3,000円発行は、市内の参加した店舗にお聞きしますと、2月の駆け込み需要がすごくて、どこも満席だった、新規顧客の開拓につながった、季節ごとに発行してもらおうと助かるという好意的な意見が私にはほとんどでありました。市民からも、子育てを始めていて、お金がかかって大変なんだけど、赤ちゃんにも3,000円が出て助かったという声を聞いております。あるいは、国分寺市に引っ越したばかりだけでも対象となりますかと聞いてくる方もいらっしゃいました。今回3か月と期限を区切ったことも、消費に向かうサイクルとしては適切だったように感じます。これが1件1万円とかですと、小さな店舗だと対応し切れなかったというお声も聞きました。

先般の予算特別委員会の総括質疑におきまして、トランプ関税による影響についての懸念も申し上げましたが、市長は経済情勢は刻一刻と変化すると、状況によっては補正予算を組んでも市民還元、すなわち再度商品券発行に踏み切る可能性についても言及する答弁をされたかと認識をしております。

その後、トランプ関税の発動等によって、皆さん御承知のように、経済情勢の変化、賃上げが大企業止まりで、中小企業にまで波及せず、格差が増大するおそれや、米の価格が去年の2倍で、物価高など、先行きはますます不透明感を増しているというふうに認識をしております。

端的に伺います。二八（にっぱち）という言葉があります。2月と8月、特に暑い夏は客足がなくなる時期です。なるべく早い再度の発行の御決断、できれば季節ごとの発行について、市長の御見解を伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 令和6年度に実施しました二次元コード付きカード型地域応援商品券事業につきましては、令和6年12月から令和7年2月までを利用期間といたしたところでございます。利用金額は2月の約1億6,300万円が最も多く、売上げが低迷すると言われていた2月の消費喚起、下支えができたというふうに認識してございます。

今後、同種の事業の実施につきましては、現状では未定というふうになってございます。

○2番（高野ふみお君） 地域応援商品券は、2月に1億6,300万円が利用されて、市としても2月の消費の下支えができたという御認識をされているということが確認できました。

市長からはないですかね。

○市長（井澤邦夫君） 予算特別委員会で述べたように、非常に有効な施策であったというふうに思っています。事業者からも、市民からも、今、御紹介あったように、非常に好評いただいたということであります。

次の施策については、次の方にお任せしたいと思います。

○2番（高野ふみお君） 市長からの御答弁ありがとうございます。ただ、この件については、次の市長の方にバトンが渡されるということを心から願って、この質問を終わりたいと思います。

では、最後です。5番、忌野清志郎についてであります。

皆さん、当然、御承知おきだと思いますが、2009年にがんで亡くなった忌野清志郎さんは、※国分寺市富士本生まれ、二小、三中出身で、国分寺の誇る著名人であります。（※次ページに訂正発言あり）

ある市民の方からいただいたアイデアなのですが、西国分寺駅すぐ前のいずみホールを、例えば、清志郎ホールに命名してはどうかという提案です。

先日、忌野忌（いまわのき）という、旧国立駅舎で行われたイベントにも参加をしてまいりました。国分寺市民もボランティアスタッフとして多く参加される中、忌野清志郎さんの曲を幾つかのバンドが演奏されて、旧国立駅舎では、功績をたたえる展示も行われておりました。ゆかりの地をめぐるツアーも企画をされていました。忌野忌では、年齢的には大変幅広い層が参加されておりましたが、今後、市民が持つ、例えば、ゆかりの品物など、これは市史としても史料的価値も生まれてくるのではないかなと感じました。そこで、常設の展示スペースがあってもよいのではないかなということも感じました。『多摩蘭坂』という曲もありまして、国立市のイメージが強いようなんですが、せつかくの国分寺市の名前を全国・全世界に広めるためにも、市が積極的に清志郎を盛り上げてはどうかと思います。

イギリスのリバプールの空港は、ビートルズにちなんでジョン・レノン空港となっております。また、アメリカ、ニューヨークの空港も、ジョン・F・ケネディ空港となっております。リバプール大学大学院には、ビートルズ研究コースまでつくられました。全世界から学生が集まるようです。近いところだと、東村山市には志村けんさんの銅像があります。

考えてみると、それらの人物は、皆、非業の死を遂げています。忌野清志郎さんも実は今の私とちょうど同い年に亡くなられて、まだまだ活躍できたのに、惜しまれる、ある意味、非業の死だったのではないかなと言えらると思います。

そこで伺います。いずみホールを例として、清志郎ホールなどに名前を変えて、それとともに銅像の設置やイベントを行って、国分寺市を全国・全世界から人がやってくる聖地にするというアイデアについてはいかが思われるでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 忌野清志郎さんが国分寺市出身で、ファンの方々が命日に合わせて活動しているということは存じておりますけども、今、議員から提案があったことに関しては、市としては考えておりません、というところでございます。

○2番（高野ふみお君） このアイデア、国分寺市の発展につながることは間違いないのではないかなと思われまますので、ぜひ、前向きに進めていただきたい、御検討いただければ幸いです。

最後になりますが、忌野清志郎さん率いたバンドのRCサクセションの初ヒット曲は『ぼくの好きな先生』でした。ということで、こうした授業をサボった生徒にも愛される先生が、いつまでも健康でいられるよう、先生の疲弊がなくなることを祈りまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、高野議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。

ここで、高野議員から発言を求められておりますので、これを認めたいと思います。

○2番（高野ふみお君） 先ほどの私の一般質問の中で、忌野清志郎さんが富士本生まれと発言したんですが、正しくは中野区生まれでありまして、発言の訂正をお願いしたいと思います。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの申出のとおり、発言の訂正を認めます。



○議長（尾沢しゅう君） それでは、続きまして、久保議員。

○18番（久保けいこ君） 公明党の久保けいこです。大衆と共に、大衆のためになる、希望につながる取組を提案したいと思っております。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

1 番目に、健康増進のための施策について、お伺いをいたします。

最初に、骨粗しょう症の早期発見についてです。

令和 5 年第 3 回定例会の際、骨粗しょう症の早期発見のための検診や検査方法などについて提案をさせていただき、医師会と相談しながら研究するとの答弁をいただいております。現在も骨粗しょう症の国内患者数は男性よりも女性のほうが約 3 倍多いと言われております。骨粗しょう症の早期発見は、介護状態となるのを未然に防ぐことにつながると考えます。前回の一般質問以降、医師会と相談、研究される中、市として、現在どのような検討状況なのか、お伺いをいたします。

○健康部長（新井宏伸君） 骨粗しょう症は骨密度の低下により骨がもろくなる病気で、加齢とともに発症の割合が高くなり、転倒による骨折などのリスクがあります。特に女性に多い病気で、40 歳以上の女性は注意が必要となります。

第 2 次国分寺市健康増進計画においては、女性の健康づくりを支援することを掲げており、骨粗しょう症検診につきましては、課題として認識してございます。

現在、検診の実施方法等について研究しているところでございますが、引き続き国分寺市医師会と協議をしまいたいと考えます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。しっかり検討、協議を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

当市で行われている栄養講座の中で、骨密度を高めることの大切さなど、骨粗しょう症の早期発見につながる意識づけを持てる講座をしていただいていると伺っております。具体的に、内容も含め、教えてください。

○健康部長（新井宏伸君） 本市では、骨粗しょう症予防をテーマとした栄養講座を例年実施しており、今年度も 6 月に実施をする予定でございます。

管理栄養士が丈夫な骨づくりの観点から、食事と栄養について講義を行うことと併せて、おいしくて簡単な野菜料理を 2 品、試食していただいております。

本講座につきましては、参加者のアンケートにおいて高い満足度の結果が出ているというような状況でございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。試食の機会もあるということで、皆さん、参加された方からのお声もいただいております。講座のこの機会を通して気づきがあり、御自身の自覚で骨密度測定に興味を持っていただきたいというふうに思います。

また、一方では、やはり骨密度測定の検査を受診しやすい環境づくりも必要と考えます。ここで先進的に工夫して取り組んでいる自治体を一つ御紹介をさせていただきます。

茨城県城里町での取組では、40 歳以上の市民対象の婦人科系のがん検診の機会に、オプションのような形で骨密度測定検査を自己負担 500 円などで同時に受診を可能というふうに行っているところでございます。この婦人科がん検診の受診者の 7 割以上の方が希望されたとのことでありました。根本的には正規の骨粗

しょう症検診が実施されることが一番望ましいのですが、本市としては、今後どのようにお考えでしょうか。

○健康部長（新井宏伸君） 健康増進法の健康増進事業として市町村が行う事業とされている骨粗しょう症検診につきましては、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢、40歳、45歳、50歳と続きますけれども、これらの女性を対象として、問診及び骨量測定により検診を実施することとされております。

骨量測定につきましては、背骨や太ももの付け根、前腕などの骨密度をエックス線で測定するDEXA法や、手のひらの骨密度をエックス線で測定するMD法など、様々な方法がございます。健康増進事業の内容での実施が望ましいと認識してございますので、実施方法等について、医師会との協議を進めてまいりたいと考えます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。今後もよろしく願いいたします。

続いて、男性のHPVワクチン任意予防接種について、お伺いをいたします。この件も昨年に一般質問で取り上げさせていただいておりますが、男性のHPVワクチン予防接種の有効性について、改めて確認をしたいと思います。

また、他市で既に取り組んでいる自治体の状況も具体的にお伺いをいたします。

○健康部長（新井宏伸君） HPV（ヒトパピローマウイルス）は、男性においても咽頭がん、肛門がんなどのがんのほか、尖圭コンジローマ等の性感染症の原因となります。男性もワクチン接種することにより、性交渉による女性への感染のリスクの減少や集団免疫の獲得、男性のHPV感染に起因する疾患等の予防につながります。

多摩26市の実施状況につきましては、今年度4月に、東京都都市保健衛生担当係長会で実施をした調査におきまして、男性へのHPVワクチン接種費用助成は26市中13市が実施済みとなっている状況でございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。先般から、市民の方から、女性のみが予防接種すればよいのではない。男性にもHPVワクチンの予防接種を推奨する中で、本当の意味で子宮頸がん撲滅の道があると厳しい御指摘をいただいております。そのお声をそのままお伝えをさせていただきます。

東京都からの自治体への補助があると認識をしておりますが、本市として、男性の任意予防接種を取り組んでいただきたいと再度要望したいと思いますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○健康部長（新井宏伸君） 東京都のHPVワクチン男性接種補助事業は、令和7年度も引き続き実施されていることを確認してございます。また、都内でも補助を活用して任意接種助成を実施する自治体が増えてきている状況でございます。

男性に対するHPVワクチン接種は感染予防対策として有効とされておりますので、引き続き医師会とも協議を行いながら検討を行ってまいりたいと考えます。

○18番（久保けいこ君） どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、骨髄移植等により免疫を失った方に対する予防接種再接種費用の助成について、お伺いをいたします。

まず、この事業を開始されて以来の利用実績を教えてください。

○健康部長（新井宏伸君） 本市では、令和4年4月から市の独自制度として、骨髄移植等により免疫を失った方に対する予防接種再接種費用助成制度を実施してございます。これまでの実績といたしましては、制度開始以降7人から申請をいただき、助成の対象の認定をしてございます。また、そのうち6人の方に

助成金の交付を行っているという状況でございます。

○18番（久保けいこ君） 詳細にありがとうございます。この内容に関しては、ほかの議員の方も触れられている時期がございました。国分寺市では、先進的にこの事業を進めていただいていたというふうにお聞きをしています。大変にありがとうございます。市民の方からも感謝されているお声が私のところにも届いております。

また一方で、年齢的に対象ではなかった方からのお声も頂戴をしております。実際に、若者世代の方も免疫消失に伴い、予防接種再接種を全額自己負担でされており、約20万円ほどであったとお聞きをしています。この事業の対象者を若者世代まで拡充していただきたいと考えているところではありますが、全国的な部分で私なりに調査をさせていただいたところ、その結果、2024年の10月のデータになりますが、全国自治体で734自治体がこの事業を行っており、その中で9割の自治体で対象者が20歳未満となっております。国分寺市は現在18歳未満が対象であります、せめて20歳未満までは拡充を要望したいと考えます。この点について御検討いただけますでしょうか。最後に一言いただいて、この質問は終えたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君） 本市の助成制度につきましては、子どもを対象とする定期予防接種の再接種を対象としてございます。また、定期予防接種につきましては、感染症の特徴や罹患しやすい年齢、ワクチンの性質等も踏まえ、疾病ごとに対象年齢が定められております。

本市助成制度の制度設計時には、これらのことを踏まえ、また、他市の状況等も確認した上で、助成の対象を18歳に達する日までに行われた予防接種の再接種とした経緯がございます。制度開始後一定期間が経過しておりますので、議員から御紹介がありました他自治体の実施状況も確認し、その内容を踏まえまして、対象年齢の拡大につきましては検討してまいりたいと考えます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。御検討よろしく願いいたします。

では、続きまして、2番目の認知症普及啓発について、お伺いをさせていただきます。

まず、昨年度の認知症普及月間において実施された、「まちがえても『ま、いっか』と笑える地域づくり～注文をまちがえる料理店から学ぶ～」と題した普及啓発講演会について触れさせていただきます。

私も参加をさせていただき、講演された小国士朗氏の講演内容に明るく前向きな気持ちが芽生える、また、これからの認知症対策にヒントがいっぱいある、すばらしい講演会だったと記憶をしております。

小国氏は一貫して、大きな社会問題を明るく軽やかに受け止め、思わず動き出したくなるような気持ちにさせる企画などを考え、進めてこられた話にも共感をいたしました。また、認知症を発症された方への認識や関わり方にも、注文をまちがえる料理店のことを通し、意識の改革を与えたのではないかと感じます。あの講演会の参加者の声や感想があれば教えていただきたいと思います。

また、市は認知症普及啓発について、どのように評価をされているのか教えてください。

○福祉部長（玉井理加君） 今、御紹介いただきました昨年度の認知症普及啓発講演会でございますけれども、令和6年9月14日に85名の方に御参加いただきました。アンケートでは、98%の方が大変よかった、よかったと回答され、認知症について、向き合い方、考え方を学べた、取組が社会全体に広がれば、誰もが暮らしやすい社会になるのではないかと、などの感想が寄せられております。認知症の方への理解や寛容さを地域に広げていく取組について、多くの市民の方にお伝えできたのではないかとというふうに考えてございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。私もそのとおりであると感じております。

あの講演会の折、一度、注文をまちがえる料理店に来てみてくださいと講師の方が言われておりましたが、なかなか機会がありませんでした。9月の講演会の後、東京都庁の食堂を活動の場として、9月17日に「注文をまちがえる料理店 at 東京都庁」を実施されたとお聞きをいたしました。新聞やニュース等でも報道されていたと思います。どのような内容であったかを教えていただけますでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 今、御紹介のありました、9月17日に開催されたものでございますが、都庁の32階の食堂におきまして、一般社団法人「注文をまちがえる料理店」と東京都の連携で実施をされました。認知症の方が注文を取り、配膳を行うもので、当日は小池都知事も来店されたというふうに伺っております。

参加した認知症の方からは、緊張したが楽しく接客できた、楽しめたなどのお声があったというふうに伺っております。

○18番（久保けいこ君） 分かりました。私も報道番組で拝見をいたしましたが、都庁の担当の課長の方が、認知症の方の社会参加を進めることを考えたときに、当事者側が何かをしなければいけないということではなく、社会のほうが変わる必要があると語っているのが大変に印象的でありました。そこで、認知症理解促進、普及啓発のために、国分寺市でも認知症への理解ある、優しい社会構築への機運を高めていけたらと考えております。

私も先般、青梅市で開催された「まちがえてもmaruカフェ」に参加をいたしました。3年前から取り組まれているようで、主催する有志の実行委員会の方々が企画をし、年に2回、青梅市の民間のカフェをお借りして開催していると聞いております。また、昨年にはその実行委員会が、羽村市でもカフェをお借りして開催したとのことでした。身近な地域で開催をすることができると、地元の認知症の方や、その御家族の方が、そのカフェの場を体験することができ、地域での認知症の理解の促進につながると思います。さらには認知症の方の御家族が、生き生きと、にこにここと、照れながらホールスタッフをする認知症の母を見て、家族である自分自身が元気になっている。どんなところへもスタッフとして参加して、母を支えたいというふうに朗らかに語っている御家族の御様子をお伺いをして、私のほうが感動で涙するほどでありました。今後、民間の方たちによる、このような取組を国分寺市で開催することについては、市はどのようにお考えでしょうか、見解をお伺いいたします。

○福祉部長（玉井理加君） 御紹介いただいたような市民の方、民間事業者等による取組は、認知症や認知症のある方への理解、家族を支える地域づくりや理解の促進に寄与されることを期待いたします。市としましては、多くの方に取組を知っていただくための周知・広報などにより、御協力できるのではないかとこのように考えてございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。市が周知・広報に協力していただけることは、大きな後押しとなると思われます。今後、そういった活動を考えている方が、充実した認知症理解・促進、また普及啓発の企画・活動を進めていけるよう、私も共に尽力してまいりたいと考えます。

以上で、この質問は終えさせていただきます。

続いて、3番目になります。子育て世帯の支援施策について、お伺いをいたします。

最初に、産後ケア事業についてです。

当市の産後ケア事業への取組は先進的に進めていただき、デイサービス、ショートステイ、そして今年度からアウトリーチと着実に拡充していただき、高く評価をさせていただきます。産後の心身の安定や育児不安の軽減を図るとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援するた

めにある産後ケア事業であります。切れ目のない、寄り添う市の姿勢に心から感謝をいたします。

では、早速、質問に移らせていただきます。

まず、公明党として要望し、実現をいたしましたショートステイ型が開始されて2年がたちますが、この2年間の利用実績やアンケート等からのお声などはどのようなものがあるでしょうか。課題も含めて、具体的にお聞かせください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） ショートステイ型の事業につきましては、開始から2年を経過しまして、利用実績は着実に増加をしております。利用実世帯数は、令和5年度が34世帯に対し、令和6年度には58世帯でありました。また、延べ利用者数は令和5年度が55人、令和6年度は96人に増加しております。

利用者には利用後にアンケートを取っておりますが、産後の孤独感や限界を感じていた利用者が専門家の支援を受けられたことで、心身ともに救われたということや、子育ての大変さと楽しさを実感しつつ、自分自身のケアの大切さにも気づくことができたという声が寄せられています。

一方で、実施事業者数の増加や利用時間の延長など、事業の拡充を望む意見も多数寄せられておりました。ショートステイ型は令和5年度は3事業者に委託して実施しておりましたが、令和6年度の初めは2事業者でスタートしました。その後、12月には2事業者が加わり、合計4事業者による実施体制を整備し、また、令和7年度はさらに1事業者が加わり、ショートステイ型は合計5事業者、ショートステイ型以外の産後ケアを含めると、合計7事業者による実施体制を整備しております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。この事業者の推移も大変に頑張っているということが分かりました。昨年の令和7年度の始まりには事業者が2つだけの状態で、大変、今後を心配をしておりましたが、令和6年度中にはプラス2事業者、また今年度始まりで、プラス3事業者が加入をし、合計7事業者が何らかの産後ケア事業に対応してくださっているとのことで、本当によかったと思います。急激に事業者数が増加となった背景には、担当課の営業努力はもちろん、御苦労があったのではないのでしょうか。その点についてお聞かせください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 令和6年度のショートステイ型事業におきましては、利用希望者が増加したこともあって、利用までに一定期間お待ちいただく状況となっておりました。そのため、近隣市の事業者に対して聞き取り調査等を行い、直接、事業者への働きかけや事業者との協議を重ね、事業者数を拡大することができました。

ただし、委託する全ての事業者が既に複数の自治体と契約していることもありまして、今後は利用状況を注視する必要があるとございます。利用状況によっては、必要に応じて、さらなる事業者の開拓などについても検討することを考えております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。私も各事業所のホームページ等を拝見いたしましたが、やはり近隣他市と併用しての対応ですので、また、御本人の負担金額等についても自治体ごとの違いがあり、また、予約など、混雑の状況なども、しばらくは注視していくことが必要であろうと思っております。よろしくお願いをいたします。また、さらなる拡充というところについても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、今年度から始まるアウトリーチ型についても質問をさせていただきます。

このアウトリーチについては、産婦に寄り添う事業として大変に大切な取組であると考えています。御自宅に訪問して、子育ての不安や迷いを聞くことをはじめ、優しく励ましを送ることが何よりも大切と考えます。アウトリーチの丁寧な対応、効果について、市のお考えをお聞かせください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） アウトリーチ型につきましては、それ以外の産後ケア事業であるデイサービス型、ショートステイ型よりも利用期間を拡充いたしました。デイサービス型、ショートステイ型は、これまでどおり利用期間が産後5か月を経過する日までとなっておりますが、アウトリーチ型につきましては、産後1年を経過する日までとなっております。また、このアウトリーチ型を導入することによって、これまで産後ケアの利用が難しかった方などへの対応も可能となりました。外出が困難な方や流産・死産を経験された方、医療的ケア児を育てる家庭など、特別な配慮が必要な方々に対しても、自宅を訪問することで、ゆっくり話を伺い、必要なケアを提供する時間を確保できるようになりました。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。特別な配慮が必要な方々は本当にいらっしゃる中で、自宅で大変な思いをされている、そういうお声も聞いております。今後も、丁寧に寄り添っての対応を心から御期待をいたします。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、家事・育児訪問事業について、お伺いをいたします。

特に多胎児の御家庭について、今年度からの変更点や拡充された内容など、お聞きいたします。具体的に詳細を教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 多胎児出産の場合、母子健康手帳の交付を受けた日から満1歳になる日までの間、合計100時間を限度に支援を受けることが可能となりました。この支援は、産前から産後1年未満までの期間にわたって利用可能であるため、必要に応じて支援を受けることができます。さらに、お子さんが1歳から満2歳になる日まで、60時間を限度に支援を受けることが可能となっております。また、父親の在宅時においても支援を受けることが可能となりました。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。自宅に父親がいたとしても、全く手が足りないという実情を、以前、一般質問でも質問させていただき、この家事・育児支援を使いやすくしてほしいというふうをお願いをしておりました。その点から、このたびの拡充内容をお聞きし、早速、既に多胎児の御家庭の方から喜びの声を先日お聞きしたばかりです。この点も感謝申し上げます。ありがとうございます。

この点は、以上で終わりたいと思います。

最後に、多胎児の家庭の移動支援事業について、お伺いをいたします。これはどういった事業でしょうか。確認のため、改めて詳細を教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 多胎児家庭移動支援事業につきましては、多胎児の保護者が母子保健事業等を利用する際の移動の負担を軽減するために利用する際、タクシーを使った場合に、タクシー費用を助成する制度でございます。

助成内容は、ゼロ歳、1歳、2歳、それぞれの期間に2万4,000円を上限に助成を受けることが可能となっております。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。大分以前のことはありますが、私自身も1歳半離れたきょうだいを両手に抱えながら移動することがあり、同時に寝てしまったときなど、大変だった思い出があります。ましてや双子、三つ子の御家庭の方であれば、さらに大変であろうと推察いたします。

このタクシーでの移動費助成があることについて、利用者は大変に喜ばれているお声をいつも耳にいたします。ただ一方で、申請し、償還払いの手続が大変に手間であるとお声も若干いただいております。そのお声の根拠には、実は国分寺市以外の近隣5市との申請方法の違いが原因であるとも考えられます。近隣5市は2万4,000円分のタクシーに使うチケット、商品券というものを配布をされているようで、その点の違いについて、市としてのお考えをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 本事業は東京都の補助事業を活用して実施しておりますが、移動の経費はタクシーの利用となり、母子保健事業等に係る利用の場合に限定をされております。当市におきましては、申請時に助成対象であるかどうかの確認をし、利用実績に応じて、償還払いにより、移動の経費について、助成を行っているところでございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。当市は丁寧に確認をしながら対応していただいていること、よく理解をできました。

しかしながら、市民からのお声としては、タクシー代に利用するチケット、商品券のようなもので対応をしていただきたいという要望が多く寄せられていることも、今回、お伝えをさせていただきたいと思います。最後に一言だけお願いできますでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 申請の手續に御負担があるとの御指摘につきましては、利用者の負担軽減について、他自治体の実施状況なども把握し、今後、研究してまいりたいと考えております。

○18番（久保けいこ君） 分かりました。今後もさらに市民サービスの向上に御尽力をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、4番目の防災訓練について、お伺いをいたします。

今までも一般質問で取り上げ、何度か確認をさせていただいておりますが、ペットとの同行避難訓練について伺いたいと思います。

まず、国分寺市地域防災計画が、先般、修正をされました。その中の第3部、第9章、第4節、動物愛護の箇所にあります動物避難所巡回チームについて、まず、確認をさせてください。これはどんなチームで、どのような活動になるのか教えてください。

○総務部長（宮本 学君） こちらの動物避難所巡回チームでございますが、こちらは獣医師会が中心となっていて、地区防災センターに開設された各ペット避難所を巡回していただきまして、ふん尿の始末等をはじめとする衛生管理や避難所での飼い主の役割などについての御指導、また、ペットの管理に関する相談業務等を行っていただきます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。そのような巡回チームがペット避難所を回り、相談等にも対応してくださることは、飼い主の方々にとって、不安に寄り添い、安心を与えることにつながると考えられます。

しかし、一方で、各避難所で、ペット避難所として、飼い主中心の運営は、まだまだ手探りの訓練の途上であると感じております。何より、ペットと一緒に訓練をすることそのものにも慣れていないのが現状ではないでしょうか。もちろん、自宅で危険がなければ在宅避難が推奨されており、ペットにとっても極端に環境が変わらないことはストレス軽減であろうと考えます。いざというときに、どのパターンであっても、臨機応変に対応するためにも、日常における防災訓練の機会は大変に有効であり、重要だと感じます。

今回、3月に第三中学校でスターターキット、ペット同伴避難所運営マニュアルの説明会が開催されたとお聞きをしています。当日の状況と参加人数、そこで出た課題等がありましたら教えてください。

○総務部長（宮本 学君） こちら3月26日、三中地区防災協力会の定例会の開催時に防災安全課の職員が参加させていただきまして、避難所におけるペットの取扱いに關してのスターターキット案の御説明をさせていただきました。

当日は17名の方に御参加いただきまして、様々な御意見を頂戴しております。

一部御紹介させていただきますが、そもそも同行避難ができることを知らない。臭いや抜け毛、鳴き声などの衛生面、音に対する心配。ペットを飼っている方と飼っていない方の温度差が違ふ。雨風をしのげる場所は校舎内となるが、人との動線を分けることがなかなか難しい。ペットとケージを避難者が持参していただくことを想定しておりますが、自分の荷物に加えて、さらにペットの荷物を持っていくのは大変である等々、どちらかといえばマイナスの御意見が多く出ておりまして、多くの解決しなければならない課題があると確認できました。

○18番（久保けいこ君） 本当に課題がいっぱいだったんだということが理解をできました。

ペットと一緒に避難所で生活することは大変な課題であり、また、受け止め方も様々であることなど、明確化されたことは大変意義のある説明会だったのだと思います。ペットの御家族の方々と建設的な意見交換をされて、前向きに今後につなげていくことを粘り強く取り組んでいただけますようお願いをしたいと思います。

その上で要望させていただきたいと思いますが、ペットとの同行避難の訓練の実施についてです。大分以前に第六小学校で行ったことがあると聞いておりますが、近年では実施していない状況だと思います。ペットとの同行避難訓練を実施していただきたいと考えますが、その点いかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） さきに御答弁させていただいたとおり、ペット避難所の運営には多くの課題がございますので、実際にペットと同行避難訓練につきましては有効であると感じておりますので、なかなかすぐに実施ということは難しいとは思いますが、実施に向けて検討させていただきたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君） 承知いたしました。何とか実施に向けて御検討をお願いをしたいと思います。

このペット防災については、勉強する機会であったり、また活動されている団体もいろいろな地域にいらっしゃる認識をしています。私自身も防災士として情報交換をする中で、ペット防災に特化した活動をされている方から学ぶ機会があり、気づきをたくさんいただいております。どうか、あらゆる角度で、ペットを大切な家族として受け止めていらっしゃる方々のためにも、ペット防災について一段と情報収集をされ、早期にペットとの同行避難訓練の実施を要望させていただき、質問を終わらせていただきます。

では、続きまして、5番目の野焼きについて、お伺いをさせていただきます。

最初に、この野焼きについては、議事録を確認しますと、過去30年以上前から、たくさんの議員が代々質問をされています。私からは、今回、今年に入り、山火事が続く報道を受けて、不安に感じた市民の皆様からのお声をお伝えをさせていただきたいと思います。

今年に入り、1月、山梨県笛吹市の山火事を皮切りに、2月には岩手県大船渡市、また陸前高田市など3か所で同時発生し、乾燥した天候が続く中で、どうか雨が降るようにと祈る思いでありました。その後も静岡県、山梨県、3月には愛媛県、岡山県と山火事の報道が続いたのは記憶に新しいところでございます。その中でも陸前高田市の火事の広がり、ごみ焼きの火が燃え移ったとの119番通報があったということだそうです。

ここで改めて確認なのですが、法律で野焼きは禁止と認識をしておりますが、東京都の条例も含め、現在どのような対応となっているのか、正式な見解を教えてください。

また、野焼きを発見した場合は、市はどのような対応をされるのでしょうか、教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 野焼きについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例により、一部の焼却行為を除き、原則禁止となっております。

その除外される焼却というのは3項目ございまして、まず風俗・慣習上や宗教上の行事のための廃棄物の焼却行為、これはどんど焼きとかに該当いたします。2つ目が、農業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却行為、これは病虫害の駆除等が該当いたします。それから3つ目が、庭先でのたき火など、軽微で周囲に影響が少ない場合というのは規定がされてございます。

ただし、この例外として認められている行為につきましても、煙や臭いなどにより、周辺環境に影響がある場合は、指導の対象となるというところでございます。

また、野焼きの相談の連絡があった場合、こちらは職員が現場を確認いたしまして、当事者を確定できた場合には、周辺から相談あった旨を伝え、やめるよう指導しているというところでございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。野焼きは、30年以上前から比べると本当に少なくなっているのも事実でございます。でも、今回も、やはりこのお声があったということは、ところどころである、今現状あるという状況だと思います。

市の対応、また警察や消防関係の対応など、いろいろと協力していただいているということも含めて、私も調べさせていただきました。今回、御相談がありました声では、農家ではない、普通のおうちの方が、その庭で紙ごみ等を燃やしている方がいるとのことでありました。今回は消防署に連絡をされ、すぐに消防隊の方が来られて対応してくださったようでありますが、注意喚起と説得をされましたが、その御本人はすぐには理解されず、火も消さず、大変時間がかかったというようなことがあったようでございます。また、違う地域のある方からは、燃えかすが空を飛んで、隣接している我が家の2階のベランダに落ちてきているとの声もあります。

市のホームページを確認させていただいたところ、野焼きについての明示が少し分かりにくいように感じております。近隣市の多摩市など、分かりやすいと感じる部分があったりしますので、当市として、このホームページのことも等、御検討いただき、どう対応するのか、一目瞭然に分かるように明記するとともに、注意喚起も含め、改善をお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 市のホームページにつきましては、今、議員から紹介がありましたような、近隣市を参考にするなどいたしまして、野焼きについて、より分かりやすく理解していただけるよう検討しまして、更新していきたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。あわせて、市報関係になろうかと思いますが、年度内に1度は、野焼きが禁止であるというようなチラシなども含めた広報・周知等にも取り組んでいただきたいと思います。最後にもう一度、一言見解をお願いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） こちらにつきましては、乾燥する時期などに市報等で周知をしていくよう努めたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。この野焼きに関しては、私が議員になって、毎回、秋の季節に、秋というか、冬の季節に言われるという、そういう状況が、地域によるとは思うんですけどもありますので、どうか、くれぐれもよろしくお願いさせていただきたいと思います。

では、最後の6番目の質問になりますが、道路舗装等について、お伺いをさせていただきます。細かい案件になりますけれども、3点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、都道ではありますが、五日市街道、国3・4・10号線の渋滞についてお伺いをいたします。この点については、昨日、田中議員から国3・2・8号線と五日市街道についての質問がありました。五日市街道の踏切を挟む渋滞全体については、私のところにも既に不安や懸念の声が届いております。

今回、私のほうからの話は、五日市街道を東から西に向かう車線の側で、西武国分寺線の踏切から先の並木町一丁目信号機の場所の渋滞について、右折車両が1台でもあると、後に続く直進車両が踏切まで渋滞となり、渋滞がつながっている状態があるというお声に関してであります。この渋滞について、改善が図れればと考えております。昨日の田中議員の渋滞に関する質問と連動してしまう部分もありますが、右折待ちの渋滞、並木町一丁目三差路の道路を、右折車がいても直進車両が通行可能となるように拡幅するということで、渋滞緩和に必ずつながります。都道であることは認識しておりますが、早期に道路拡幅はできないものでございましょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 議員御指摘の五日市街道、こちら国3・4・10号線になりますが、こちらは都道になります。都市計画道路としての、拡幅する計画はまだ進んでいないというところでございます。

当該区域については、まだ、今申し上げたように事業認可に至ってございませんが、まずは渋滞の状況と原因を確認した上で、東京都と情報を共有いたしまして、できる対策を研究していきたいと考えてございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。どうか、この渋滞の現状をよくよく確認していただき、研究をよろしく願いをいたします。

では、2番目に、高校東通りについて伺います。

この道路は一方通行であり、今までもたくさんの議員が質問をされていますが、私からは、この道路の沿道住宅にお住まいの方々から、今現在、通常以上に車、トラックの振動が住宅に響いており、何とかしてほしいとお声をいただいております。現在、ガス工事が行われており、舗装が継ぎはぎのような状態となっているので、このため車両の通行による振動が一段と激しく伝わるようです。とりわけ早朝には、トラックなど、少し大きめの車両が多く通り抜けることによる振動もあるようなので、この状態について、市はどのような対応を考えているのか教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 議員に御紹介いただいたように、当該道路は東京ガスによるガス管の入れ替え工事が行われてございます。この工事により、現在は仮舗装状態となっておりますが、ガス管工事が終われば、東京ガスにより、この継ぎはぎ状態の舗装を面的に舗装し直す工事が行われます。これによりまして、車両通行による振動は軽減されると考えてございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。この件は、現在ガス管工事の以前からも、やはり車両による振動についてはお声があることも申し上げておきたいと思います。本当であれば、振動軽減の特別な道路舗装工事を要望したいところではありますが、国3・2・8号線の完成に伴って、高校東通りを通り抜ける車両が減るということも期待しつつ、注視していきたいと思います。

このガス管の工事後の舗装し直しの工事の時期は、いつ頃になりますでしょうか。念のため確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 時期については、東京ガスからは、現時点では6月頃の予定と聞いておりますが、幅員が狭く、交通量が多い道路であることから、調査事も多岐にわたるため、遅れが生じる可能性もあるというふうに考えてございます。

○18番（久保けいこ君） 承知いたしました。遅れが生じる可能性も十分理解をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になります。けやき台団地東側、市道西125号線について、お伺いをいたします。この件は車道で

はなく、歩道の舗装について確認をさせていただきます。

当該道路、歩道部分の立川バスの団地南バス停箇所において、車道側のバス乗り降り部分と、民の部分である歩行者等が通行する部分は舗装をされておりますが、その間の幅数十センチ程度が砂利のままであります。バスを降りた御高齢の方がつまずき、転倒をしそうになったというお声を直接いただいております。転倒のおそれがあるとの声は大変心配をしております。この部分については舗装することは可能なのでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 物理的に舗装ができない場所ではないと思われませんが、降雨時による排水等の検討は必要でございます。排水処理のための砂利であることや、過去のいきさつ等に起因していることも考えられますので、調査の上、問題がなければ検討可能と考えてございます。

○18番（久保けいこ君） ありがとうございます。ちょっと細かい部分の確認を1年に1回させていただくことがあります。今後ともよろしくお願いいたします。

今、バス停の部分のところは、市民の方が大変利用の人数も多い立川バスのバス停となっております。どうか御検討いただき、市民サービスの向上という部分で、舗装等、検討をしていただけたらと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、久保議員の一般質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時31分再開

○副議長（星いつろう君） 会議を再開いたします。

議長に代わり、副議長の私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



○副議長（星いつろう君） 午前に引き続きまして、一般質問を行います。

小坂議員。

○8番（小坂まさ代君） 国分寺・生活者ネットワーク、小坂まさ代です。どうぞよろしくお願いいたします。

1番、市民との協働を進めていくために。

そもそも、協働という言葉は、同じ目的のために2人以上が共に働くことという意味で使われ、書物においては昭和初期から見られるようになったようですが、今回、質問で取り上げる市民との協働という意味においては、1977年、アメリカの政治学者、ヴィンセント・オストロム氏が、地域住民と自治体職員とが共同して自治体政府の役割を果たしていくことという意味を一言で表現するために、「コプロダクション」という単語をつくったことから概念化され、日本では1990年発刊の荒木昭次郎氏の著書『参加と協働』で紹介されたのが始まりとされています。

本市議会の議事録を検索してみると、協働という言葉が初めて出てくるのが27年前の1998年3月のことでした。この間、社会は大きく変化をしました。市民との協働について改めて考えたく、今回、質問をさせていただきます。

協働と言っても、その形態は様々で、本市においては、共催、実行委員会、協議会、アダプトシ

システム、名義後援、情報交換、意見交換の場、事業協力、そして提案型協働事業や公募型協働事業という委託と分類をしています。まず、本市における協働事業の考え方と提案型協働事業について伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 協働事業につきましては、福祉、教育、環境など、複雑化・多様化する地域の様々な課題において、国分寺市自治基本条例に位置づけられておりますとおり、市民や事業者等と市が対等な立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むこととしてございます。

現在、市が実施している提案型協働事業につきましては、応募団体の要件等はございますけれども、市民活動団体の自由な発想で市に事業を提案し、採択された事業について、市と提案団体が協定等を結びまして、協定等で定めた役割分担、責任分担等に従って、両者が得意な分野を生かして事業に取り組むというふうな内容になってございます。

○8番（小坂まさ代君） 本市では、平成19年度より協働事業について、全庁的な調査を実施しています。近年分については、ホームページで、その内容が公開されていまして。この調査の目的は実態把握と庁内の情報共有、今後の協働の取組への活用とありました。総数は令和2年度、70件、3年度、97件、4年度、122件、5年度、151件、6年度は195件となっており、コロナ禍前の水準に戻りつつあること、また、毎年約7割から8割は名義後援であることが分かりました。

今回、過去5年分の資料を作成していただきました。ありがとうございます。様々な担当課で提案型・公募型事業が行われており、複数年度にわたっていること、また、提案型から公募型に移行した事例などが見てとれます。

さらに、資料によれば、昨年度は提案型協働事業について、残念ながら市民団体から提案がなかったことも明示がされています。原因分析や、その後の対策について伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 提案型協働事業につきましては単年度で実施する事業でございますが、1年ごとに提案し、審査を受け、採択されれば、3回まで継続して実施することができる内容となっております。

残念ながら提案がなかった理由についてでございますが、継続して提案しなかった事業があったことや、公募型協働事業へ2事業が移行したこと等が原因として考えられます。

このことから、担当といたしましては、次年度の提案型協働事業の募集に当たりまして、説明会を数年ぶりに実施して、約20名の方に参加をいただきました。実際に事業提案に向けて動き始めている団体もいるところと認識してございまして、また、新たな取組といたしまして、コーディネーターの主催講座で「協働をもっと進めよう！」を毎月実施していくという予定でございます。市の担当者を交えて、市の事業等を紹介することで、協働の芽を見つけることを目的として、第1回目は第2次国分寺市総合ビジョンについての講座が行われております。

また、市職員においても協働への理解を深めるため、令和4年度からは係長職、令和6年度からは新入職員を対象といたしました研修を継続して実施しているところでございます。

今後もコーディネーター等と実施してきた事業を継承、継続するとともに、新たな取組を行うことで、市民側、市側双方に、協働推進の担い手となる人材を育成いたしまして、新たな提案が生まれればというふうに考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） 原因を分析し、新たな取組を始めているとのこと。ぜひ、進めていっていただきたいと思います。

少し前になりますが、本市の提案型協働事業は、総務省の地方行政改革事例集に取り上げられ、その中

で、東京都からも高い評価を受けていました。今後も提案型・公募型協働を市民団体と共に、より進めていきたいと考えます。見解を伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 国分寺市では、これまで紹介した市民活動団体が市に提案する提案型協働事業に加えて、市の担当課が事業目的や事業内容の枠組みを定めて、パートナーとなる団体を募集する公募型協働事業の2通りの方式がございます。市民活動団体が実施する事業について、近隣市の多くが事業費等の一部を補助金として支出している中、当市は、これら提案型・公募型とともに、委託型で行うことで、団体と市が対等な協力関係の下に、それぞれができることを役割分担して取り組みまして、協働事業を行っているというところでございます。

また、協働事業のブラッシュアップを図るため、事業を実施した翌年に、国分寺市協働事業審査会において、団体、担当課が出席して、プレゼンテーション方式で、事業報告、質疑応答を基にした事業評価も行っております。このことから、今後も人口減少や複雑化・多様化する地域の様々な課題を解決していくために必要な事業というふうに考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） 少子高齢化が進み、人材の不足が大きな社会課題となっており、行政と市民が手を取り合い事業運営をしていくことは、今後ますます重要になってきます。本市においては、今のところ人口増は続いているようですが、市民との協働は一朝一夕に進むものではなく、これまで丁寧に積み上げてきた経験値を、ぜひ、今後も生かしていただきたい、応募団体要件や提出書類の見直しなど、市民団体が手を挙げやすいような検討を求めています。

続きまして、公募型協働事業について、各御担当からお伺いをいたします。

まず、野川源流スクールについてです。市民協働の意義や、どのように事業を進めているか、お示しください。

○建設環境部長（島崎進一君） 野川源流スクール開講事業は、令和4年度当初、提案型協働事業としてスタートしてございます。国分寺市の貴重な自然の財産と実情を、市民ニーズに沿って、効果的に、もっと多くの市民に知って、見て、感じていただきたいため、4年目の今年度からは公募型協働事業として、提案型協働事業時と同様の内容で引き続き事業を実施してまいります。

本事業は野川上流域の早期整備に向けて、市民の機運醸成を図ることを目的とし、参加者に野川の実情を知っていただくために行う事業でございます。

本事業では、市民活動団体が作成いたしましたテキストに基づき、野川の地理的な概要や成り立ち、生き物、東京都の整備計画、現状などを説明する講座、それから野川上流端から鞍尾根橋まで現地散策、その後のアンケートなどを実施しており、野川に精通している市民活動団体との協働でなければ実施できない内容となっております。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございます。野川源流スクールにはジュニア版とシニア版があり、ジュニア版は小学4年生を対象に、総合学習の一環として、現在4校で実施をしています。昨年の第2回定例会で丸山議員から、近隣の学校のみならず、市内全校を対象にすることができないかという提案がありましたが、その後の検討状況について伺います。

○建設環境部長（島崎進一君） 野川源流スクールは、今後も継続して実施していきたいと考えてございますので、引き続き関係部署へ本事業の周知を図るとともに、4校以外の小学校で本事業への参画要望がある際には、日程やスタッフの調整等を行ってまいりたいと考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） 国分寺学や環境学習の観点からも非常に有効なコンテンツだと考えます。積極

的に小学校に御提案をお願いいたします。また、今後もボランティアガイドの活躍の場の拡充など、適宜内容を改善しながら事業を継続し、機運の醸成を図っていただけるよう求めます。

続きまして、まちづくり推進課の、こくぶんじカレッジ協働事業について伺いをいたします。

市民協働の意義や評価について伺います。

○まちづくり部長（加藤政幸君） こくぶんじカレッジにつきましては、国分寺市まちづくり条例に基づき設置しておりました市民団体との協働によるまちづくりの支援機関の在り方を見直しまして、官民連携のまちづくりの視点を取り入れ、企画から立案、実践までの学びを通じて、まちづくりの担い手を育成し、市民主体のまちづくりに発展させることを狙いとしてスタートした協働事業になります。

途中、中間支援の経験とノウハウを持つNPOと協働で行うことで、市だけではできない、魅力的な事業実施に至っていると、このように認識しております。

また、こくぶんじカレッジは今年度で7期目に入りまして、当初の狙いどおり、こくカレ修了生であるプレーヤーのほうが増えまして、横のつながりもでき、相乗的にイベントなどに関わる人が増えているといった状況でございます。

第6期までで234人の受講生がおりまして、複数の修了生が、講座修了後につきましても、プロジェクトを継続して実践を重ねておりますし、地域と修了生が交流する動き、こういったものも見えております。

例えば、市内の農家と共に市民を対象にした収穫体験のイベントを実施する等、講座の枠を超えて、事業実施の効果がまちに還元されていると、このように考えております。

また、修了生の中から支援する側に育った人材もおりまして、NPOの新陳代謝も生まれているといった状況でございます。

このようなことから、市としましては、人を発掘して育てているという成果がしっかり出ていると、こういったことを評価できると考えております。

○8番（小坂まさ代君） 私も市内を回っていると、あちらこちらで修了生の方のイベントに出会うことが多くあり、この事業の効果の大きさを感じています。修了生が運営側に回り活動を続けていることも、人材発掘・育成の観点からも大変評価できる取組だと私も考えています。

こくカレから生まれたこくフェスが先週末に開催をされました。私もボランティアで参加させていただきましたが、4回目を迎えた今年は、土曜日が雨天だったため、5か所が中止となったものの、33もの会場で実施をされ、まさに街中に音楽があふれた2日間でした。昨年の参加者数は1万6,500人だったと聞いています。これほどの規模の音楽フェスが市民の力で成し遂げられ、そのきっかけが市の協働事業であるこくカレであったことに、改めてこの事業の意義を深く実感いたしました。NPOだけではなく、行政の職員の方々がしっかりと関わることで、参加者の様子や活動内容が把握でき、意見交換をしながら、年を重ねるごとに、よりよい事業に育っていると認識をしています。今後も協働の意義や重要性について考え続けていただきたいと思います。また、経済課の空き家・空き店舗活用事業のように、関係各所と連携しながら、修了後の活動の場についても支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 現在、NPOとの協働事業により、まちづくりの担い手の育成が進みまして、協働事業としての一定の成果が出ているといった状況でございます。

市が考える、より望ましいやり方としましては、市が主体ではなく、市の関わりは最小限の手助けにとどめて、NPOがより活動の厚みを拡大し、自走できる基盤を構築できることと考えております。今後、市の支援体制につきましては、NPOの力量に応じて見直しを行いつつ、市とNPOが互いに協力し、こ

の事業を発展させていきたいと考えております。

また、修了生の支援のほうにつきましては、今後も活躍の場が広げられるよう、関係部署、関係団体と連携しまして、支援を継続してまいりたいと考えております。

○8番（小坂まさ代君） よろしくお願ひいたします。

発表の場であるこくぶんじスパイスも見に行かせていただきましたが、興味深い取組が毎年生まれています。提案型協働事業にふさわしいものがありましたら、まちづくり推進課が伴走し、翌年応募するといったことも考えられるのではないのでしょうか。

このNPOは拠点为国分寺駅近くにあり、独自の事業でも地域で活動する市民の支援をしています。今後については、これまで協働という形で進めてきた取組を評価した上で、市にしかできないこと、NPOだからできることを踏まえ、検討していただきたいと思います。

続きまして、国分寺市親子ひろば事業についてです。

市民室内プールで実施している親子ひろば事業は、平成28年4月より公募型協働事業として委託をしています。様々な運営方法がある中、公募型協働事業としている理由と、どのような点を大切にしているのか伺います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 親子ひろば事業につきましては、様々な運営形態で現在実施しております。

現在、市内の12か所で親子ひろばを実施しておりますが、運営形態の内訳としましては、市の直営が2か所、指定管理による委託での実施が5か所、指定管理以外の委託での実施が4か所、そして公募型協働事業での実施が1か所となっております。

親子ひろばにつきましては、定期的に実施事業者が集まる連絡会を開催しており、各広場の取組について情報共有を図ることで、さらなる事業の推進に役立てております。

特に公募型協働事業に期待することとしましては、団体が持つ独自の強みや地域性、柔軟性、住民とのつながりを生かした活動などが行われることを期待しております。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございます。こちらのNPOは、子育てに困ったら、そこにサードハンドがあるというモットーを掲げ、国分寺地域を中心に子育て支援をしています。親子ひろば事業を18年にわたって手がけている団体の専門性は高く、パパカフェ、異文化カフェなど、利用者ニーズにスピード感を持って対応しているほか、地元での担い手育成などもしていると認識をしています。今後も連絡会を通じて各事業者のよい事例を共有していただきたいと思います。

続きまして、国分寺市両親学級及び育児学級事業についてです。

なぜ、今回、市の事業を直営から公募型協働事業としたのか伺います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） これまで講座や交流会などを実施する両親学級や育児学級の間を活用して、支援が必要な方を把握し、支援につなげてまいりました。しかし、令和5年度から出産・子育て応援事業の本格実施により、伴走型相談支援によって、必要な妊婦や、その御家庭を把握する機会が増えてまいりました。両親学級や育児学級以外の事業でも支援対象者を把握することが可能となったことから、事業の実施方法等について整理をし、両親学級等による講座や交流会の実施は委託事業者が担い、市は支援が特に必要な妊婦や、その御家庭への伴走型相談支援を中心に実施することといたしました。

委託に当たりましては、令和3年から5年度まで実施した提案型協働事業、多職種による妊娠期からのサポート事業の実績を踏まえて、地域資源を把握している団体からの提案によって、妊婦やその御家庭が

参加しやすく、参加者同士が交流しやすく、また地域交流が促進できるような事業とするため、公募型協働事業として実施することといたしました。これによって、よりよい事業を実現できるというふうに考えております。

○8番（小坂まさ代君） 市として、やるべき事業を整理し、また提案型協働事業を3年間ともに実施してきた実績を評価し、今回の公募型につながったと理解をしております。これからも団体と連携し、産前産後の切れ目のない支援体制の推進をお願いいたします。

今回、質問するに当たり、これまで協働事業に関わられた方々にヒアリングをさせていただきました。担当課とのマッチングや担当の職員の方と市民団体とのコミュニケーションの不足、コーディネーターの方の関わり方、行政の縦割りでは発想しにくい市民目線での横断的な提案に対して、担当課が対応できていないのではないかと。協働コミュニティ課には、協働期間中も担当課とうまく事業が進められているか市民団体にヒアリングし、進められていない場合はサポートをしてほしいなどの御意見をいただきました。提案型については、初年度は協働コミュニティ課が所管の担当となり、実際の事業に関わる課はサポート課として事業を進めていくことも考えられるのではないのでしょうか。ぜひ、こうした声を生かし、市民と共に、さらなる協働のよりよい仕組みづくりについての検討を求め、続いて、教育部にお伺いをいたします。

（3）公民館における協働事業についてです。

公民館は地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。地域全体で学びを深め、地域社会を活性化していくためには、市民との協働が不可欠だと考えます。

そこで伺います。現在、公民館が行っている協働事業の種類と、その意義についてお示しください。

○教育部長（日高久善君） 公民館の協働事業の種類は、実行委員会や企画委員会を立ち上げて行うもの、地域会議や公民館運営サポート会議、コミュニティ・スクールとなった小・中学校との共催で行うものがございます。また、公民館と自主グループとの共催のグループ共催事業や自主グループの日常活動を紹介するグループ活動公開事業を実施しております。それによりまして、参加者に活動の場を提供し、共に学ぶ機会の拡充を図っているところでございます。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございました。コロナ禍前と比較して、公民館で行っている協働事業の件数はどのように推移しているのでしょうか。また、今後の展望についても伺います。

○教育部長（日高久善君） コロナ禍前の令和元年度は30事業を実施してございます。そして、コロナ禍である令和2年度から令和4年度は9事業、31事業、42事業の実施となりました。その後、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置づけられた令和5年度につきましては49事業、令和6年度は58事業を実施しております。コロナ禍前と比べて、協働事業の件数は増加している状況でございます。

今後につきましては、これまでの協働事業のほか、中学校区ごとに公民館が設置されている特性を生かし、コミュニティ・スクールとなった各学校との協働事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

従前から、恋ヶ窪公民館では近隣の小学校と連携し、第五小学校のサマースクールや第九小学校の夏のわくわく学校に参加してまいりました。今後も地域の学校と連携し、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） 今後もどうぞよろしくお願いいたします。特にPTA連合会解散後の保護者団

体との共催事業、こちらの継続を求めているとお思います。

続きまして、社会教育課が担当する学校キャンプについて、伺いをいたします。

学校キャンプは、学校施設での非日常的な体験、豊かな地域コミュニティを形成することを目的として、地域住民と学校、行政が協力、連携し、市教育委員会の事業として、市立小学校全校で夏休みの催しとして実施されていきました。令和2年度より主催が地域団体となり、令和2年度は4校、令和3年度は5校、令和4年度以降は8校で実施されています。コロナ禍であっても地域の方が中心となり試行錯誤し、子どもたちのために実施していただいていると思いますが、残念ながら2校で開催できていません。

まず、市として、この事業の重要性をどのように捉えているか伺います。

○教育部長（日高久善君） 学校キャンプは、地域の特性を生かした取組として地域の方々が主体となり、実行委員会を組織して実施していただいております。地域が主体となって実施することにより、子どもたちは仲間や地域の方々との触れ合い、体験を通じて豊かな人間性を育むとともに地域について理解を深め、地域に愛着を持つきっかけともなり、豊かな地域コミュニティの形成にもつながるものと考えてございます。また、地域コミュニティの醸成は、希薄化が進む地域社会の課題解決や災害時における共助の力にもつながることから、学校キャンプを継続して実施する意義は大きいと考えてございます。今後も地域の方々が主体となる形で事業を支援してまいりたいと考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） 市として非常に重要であると考えていることが分かりました。現在、各校実行委員会と連携をどのように図り、どのようなサポートを行っているかも伺います。

○教育部長（日高久善君） 各学校の実行委員会の皆さんとは毎年意見交換会を開催し、実施予定等の共有やキャンプ物品の貸出し、安全管理上の留意点などについて情報共有を行っております。教育委員会では、実行委員会が安全かつ円滑に運営できるようテント等の備品の貸出し、参加児童や指導者に対する保険対応、当日の警備支援など、必要なサポートを行っているところでございます。

○8番（小坂まさ代君） 実行委員の方々もテントの手入れに協力していただけるなど、お互いができることを協力している様子を私も確認させていただいております。毎年委員が入れ替わる学校もあり、各校の実行委員会がより活動しやすいよう、今後も支援していただきたいと思います。校長先生は他の自治体から着任される方もいらっしゃいますので、学校側との潤滑油となり、この事業の重要性について御理解いただけるよう説明をお願いいたします。校長会やコミュニティ・スクールの打合せなどの場を活用しまして、今後全校で実施できるよう後押しをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君） 学校施設を利用して実施する本事業におきましては、学校との連携、協力が不可欠であり、校長先生の異動等により体制の変化があつたとしても継続して実施する必要があると認識しております。これまでも定例校長連絡会などの場を活用し、各学校での実施内容やスケジュール等を共有し、本事業への理解促進を進めてきたところでございます。今後も、こうした場を活用しながら学校との情報共有をし、コミュニティ・スクールの連携も意識した当該事業への理解、協力を深め、実行委員会の皆様が円滑に事業を実施できるように努めてまいりたいと考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） よろしく願いいたします。長年学校キャンプに関わっている委員の方からは「警備員の方を派遣してもらえて心強い、安心して開催できている」、「困り事を聞いて寄り添った対応をしてくださっている社会教育課の職員の方に感謝している」といった声が寄せられています。今後、コミュニティ・スクールを進める上でも重要な行事になると思います。引き続き丁寧に連携していただきますよう求めます。

今回、様々な形の市民協働についてお伺いいたしました。本市において市民協働が国分寺市自治基本条例や国分寺市まちづくり条例にしっかりと位置づけられ、進められてきたものであることを改めて確認させていただきました。本市の協働推進ガイドブックの冒頭には、協働を進める目的として「真の市民自治を確立すること」、「市民自治を拡充し、そのことを市民自身が実感すること」とあります。市民が主体的に生き生きと生きるためにこうした協働事業が非常に重要であることは、今回多くの方からお話をお伺いさせていただき、確信いたしました。少子高齢化の進行により福祉、教育、環境、防災、防犯など広い分野で地域社会の課題が存在していること、生活様式の変化により市民の地域社会に対する関心の希薄化が進んでいること、また、今後厳しい財政状況の中で持続可能な市政運営を行うには、地域課題の解決に向けて市民と市が一体となって共に汗を流し、地域をつくる協働のまちづくりを進めていくことがこれまで以上に必要になってくると考えます。協働コミュニティ課が中心となり、全庁的に市民との協働の意識を高めていっていただきたいと求め、この質問を終わります。

続きまして、学校における子どもたちへの特別な支援について伺います。事前に通告したこちらの（５）の内容につきましては今年度の状況に深く関連することから、（１）の中で質問をさせていただきます。

まず、（１）市立小・中学校の今年度の特別支援学級と特別支援教室の状況についてです。資料の作成をありがとうございました。過去５年間の児童・生徒数の推移と今年度の状況について、御説明をお願いいたします。

○教育部長（日高久善君） 資料は市立小・中学校に設置されている特別支援学級へ通う児童・生徒数の推移について、過去５年分を表にしたものでございます。令和７年度も通常の学級に通う児童・生徒数が増加傾向にあることと同様に、特別支援学級も小学校、中学校ともに増加傾向が続いていると捉えてございます。

○８番（小坂まさ代君） 今年度の小学校における知的障害学級に在籍する児童数も、依然100名近くいるのではないのでしょうか。知的障害特別支援学級の増設については、４月の教育委員会で令和８年度に第六小学校に開設されると明言されました。現時点での増改築の予定、受入れ人数、保護者への周知など、スケジュールについて伺います。

○教育部長（日高久善君） ４月の教育委員会定例会では、令和６年１月に公表しました国分寺市立小学校知的障害特別支援学級設置等検討委員会報告書に基づき、市立第六小学校に特別支援学級の開設準備を始めるという報告をさせていただきました。その検討委員会の中から、市内の児童数の推移を十分注視しながら、既存の教室の活用や新規の教室の増築等を視野に入れ、新規に特別支援学級を設置することが可能な学校を決定していく必要があるとの報告を受け、全体の児童数の動向を注視してまいりました。それに鑑み、第六小学校への開設準備を進めるというものでございます。

ただ、現時点におきまして教育委員会に諮り承認されているものではないため、詳細につきましては改めて報告させていただくとともに、保護者等への丁寧な説明を遅滞なく行ってまいりたいと考えてございます。

○８番（小坂まさ代君） 該当される地域の方にとっては、第二小学校か第六小学校、どちらの学校に通うのかは、通学経路や兄弟児との関係から見ても非常に大きな問題です。また、どのような教育環境になるのかも分からないのでは、さらに不安が高まるのではないのでしょうか。来年度からということで、できるだけ早い御説明をお願いしたいと思います。就学・転学する可能性がある方を対象とした特別支援学級説明会が、各校で間もなく開始されます。第七小学校けやき学級は５月16日に、第二小学校わかば学級は

6月27日に、第四小学校双葉学級は7月2日に行われるとのことです。重ねてになりますが、できるだけ早く保護者の方たちへ詳細を御説明していただけるよう強く求めます。

さて、今年度の第四小のさつき学級の児童数は50名を超えたと伺いました。この5年で小・中学校とも約2倍になっています。増加傾向が続く自閉症・情緒障害特別支援学級の増設についても、今後検討が必要なのではないでしょうか。検討状況と、5月9日まで委員の募集が行われていた国分寺市特別支援教育推進委員会について、御説明をお願いいたします。

○教育部長（日高久善君） 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童数が増加傾向であることは、私どもも認識しているところでございます。本市では、今後これまでの第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の推進状況を確認し、その成果と課題を踏まえ、特別支援教育推進委員会において、令和8年度以降の特別支援教育の充実に向けて検討していく予定でございます。小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の増設につきましては、その際の論点の一つとなると考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） 4月の教育委員会の資料によれば、10月までに全5回の委員会を実施し、12月にパブリック・コメント、来年1月に教育委員会への議案提出というスケジュールになっていました。短期間ではありますが、有識者、保護者や公募市民の方を交えた深い議論が行われることを期待します。

続いて、クラスアシスタント、介助員、特別支援教育支援員について、新年度に入り、必要な子どもたちに配置できているのか伺います。前年度から学校に要望しているにもかかわらず、つけてもらえないという声が毎年この時期にこちらに寄せられています。新学期の配置状況について確認させてください。

○教育部長（日高久善君） 特別支援教育支援員につきましては、必要な児童・生徒が在籍する学校に配置できている状況でございます。クラスアシスタントと介助員につきましては、これまで勤務されていた方々がそれぞれの御事情により退職されたことや特別支援学級の学級増などがあり、幾つかの学校において数名の配置ができていない状況でございます。現在、できる限り早期に人員が確保できるよう、学校と関係課と連携して対応しているところでございます。

○8番（小坂まさ代君） 特別支援教育支援員、こちらは東京都で言うインクルーシブ教育支援員ですが、こちらは全員に配置できているということです。こちらではつけてもらえていないというような声も伺っておりますので、再度伺いしておきたいと思います。新しい学校での生活に困り事を抱える子どもの保護者の方から、私たちへの御相談が後を絶ちません。新年度にしっかりとサポートがなかったゆえに不登校に至ってしまう事例もありました。環境が大きく変わり、子どもにとっての負担が一番大きい4月から支援員を配置していただけるよう、今の仕組みで難しいのであれば仕組みの改善の検討を東京都に働きかけるなど、考えていただきたいと思います。

続いて、学校生活支援シートと個別指導計画について伺います。学校生活支援シートは、4月の入学後速やかに作成することで子どもが新しい環境での困り事を減らすことができると考えます。各校でどのように作成されているのか、また就学支援シートとの違いについて伺います。

○教育長（古屋真宏君） 学校生活支援シートにつきましては、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒、それから特別支援教室や通級による指導を利用している児童・生徒について、入学後、必ず作成しているものでございます。また、通常の学級に在籍している児童・生徒につきましても、必要に応じて作成しております。保護者、学校、関係機関がそれぞれの役目を確認しながら必要となる支援を行っていくために作成しており、学校卒業後まで一貫性のある支援を行うために活用しております。

就学支援シートにつきましては、幼稚園や保育所などの就学前施設に在籍する幼児について、保護者の

希望により作成するものでございます。保護者、就学前施設、関係機関が協力して作成しており、一人一人の幼児が新しい環境でも今まで培ってきた力を十分に発揮できるよう、就学前の支援について小学校に引き継ぐ資料として活用しているところでございます。各学校におきましては、新年度の早い時期に学校での様子などを把握した上で、保護者の方と相談して学校生活支援シートを作成しております。特に小学校の入学に際しまして就学支援シートの提出があった児童につきましては、その内容を学校生活支援シートに反映させるようにしているところでございます。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございます。どちらも支援が必要な子どもが、合理的配慮を受けるためにとても重要なツールだと考えています。こちらのほうには、通常級在籍の手帳の交付を受けている児童の保護者の方から、4月末になってもまだ学校生活支援シートの作成について学校側から話がないと御相談がありました。その後学校に問い合わせたところ、通級の利用や特別支援学級在籍の児童以外は保護者からの申出がないと作成はしないと言われたとのことでした。このシートの存在や仕組みについて知っている保護者の方は、そう多くはないのではないのでしょうか。こうしたシート作成のやり取りがあることで、学校と保護者との話し合いがスムーズにいくと考えます。特別支援教育を現在受けているお子さんの保護者だけではなく、広く周知をし、支援を必要としている子どもたちが取りこぼされないよう求めます。

続いて、個別指導計画について伺います。こちらは、どのような時期にどのように作成されているのでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 個別指導計画につきましては、学校生活支援シートに示されました学校の指導・支援の中で学習に関する支援を具体化したものでございまして、学校生活支援シートとともに年度当初に作成するものでございます。しかし、特別支援学級や特別支援教室に年度途中で入級や入室された児童・生徒、また年度の途中で保護者との相談の上で作成が必要となった児童・生徒につきましては、その都度作成しているという状況でございます。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございます。こういった学校生活支援シートや個別指導計画の作成に当たっては、障害についての専門的な知識を持った方からの目線も必要なのではないかと考えます。そうした方が学校現場に入れる仕組みとして保育所等訪問支援事業があります。この事業は、保育所、幼稚園、学校などに在籍している18歳までが利用できる仕組みとなっています。どのような事業なのか、また学校での利用と現状について伺います。

○福祉部長（玉井理加君） 保育所等訪問支援事業でございますが、平成24年の児童福祉法改正により創設されました障害児のためのサービスの一つでございます。障害のあるお子さんが、保育や教育等集団生活で安心して過ごすことができるよう、ふだんお子さんが通っている場に専門的知識のある支援員が訪問し、環境整備支援を行うものでございます。保護者からの相談、申請に基づき市が支給決定を行っており、昨年度の市立小学校への給付は数件でございました。必要な方にぜひ、御利用いただきたいと思います。

○8番（小坂まさ代君） 市としては広く進めていきたい事業だと理解いたしました。集団での生活や適応に専門的支援が必要であれば、診断や障害者手帳の有無に関係なくこのサービスを受けることができます。利用するには通所受給者証の取得が必要になりますが、受給者証の申請には診断書は不要とのことでした。利用者負担は9割が自治体、1割が利用者となっています。比較的新しいサービスであり、まだほとんど知られていないのではないのでしょうか。保護者が個別に学校等に働きかけることにより利用がスタートできると聞いていますが、学校側から「そのような支援は知らない」と言われた方もいるようです。こ

の事業は子どもを支援するだけではなく、日頃、子どもに接する教員や支援員の方も支援する意味合いのある事業で、学校にとっても負担軽減になることを御理解いただく上でも、学校現場を含め広く事業の周知が必要だと考えます。見解を伺います。

○福祉部長（玉井理加君） 周知でございますが、市の障害福祉ガイドブックにおきまして市内の事業者情報を掲載しております。年1回情報を更新しまして、ホームページでも御覧いただくことができます。このサービスにつきましては、特に集団生活に出向くアウトリーチ型のサービスでございますので、保育所、幼稚園、学校等、受け入れていただく集団生活の場で御理解いただくことが重要と考えてございます。事業者、関係者への情報提供、定例校長連絡会での説明など、効果的な周知に取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（小坂まさ代君） ぜひ、お願いしたいと思います。

続きまして、就学相談についてお伺いいたします。昨年も、一昨年もこの第2回定例会で就学相談について質問をさせていただきました。一部提案を受け入れていただきまして、説明資料をウェブに掲載し、今年度は音声入りスライドデータにさせていただきました。ありがとうございました。今後も読む方の気持ちに寄り添った表現やデザインに工夫していただけるよう、お願い申し上げます。

さて、昨年度、就学相談の締切りを2か月前倒しし、7月31日としました。そのことで改善された点について伺います。

○教育長（古屋真宏君） 就学相談の締切りを9月末日から7月末日へ変更したことで、特別支援学級や特別支援教室の授業見学や説明会への参加案内を2学期開始に合わせることができました。これによりまして、保護者の方が就学先を検討する時間にゆとりを持てたということが考えられます。また、就学に関する相談、必要書類の準備、判定に係る審議等について、年度末までに確実に実施することができましたことは成果と捉えているところでございます。

○8番（小坂まさ代君） 承知いたしました。昨年の決算特別委員会で、本市のホームページ上で「就学相談は時間がかかります。7月末までにお申込みください」と書かれ、8月1日には更新され、「令和7年度入学の相談受付は終了しました」と赤字で大きく出ていることを指摘させていただきました。少しでも読む側に思いをはせていただき、表現を工夫してはいただけないかと、他市の事例を紹介し要望したところ、文言はそのまま青い字に修正されていました。「お気軽に御相談ください。共に考えていきましょう」といった表現に救われる思いの保護者の方がいらっしゃいます。ホームページの表現の工夫を引き続き要望し、この質問を終わります。

3番、こども家庭センターについてです。こども家庭センターが開設して約1か月が経過いたしました。児童福祉と母子保健が一緒になったことで効果を感じていることや、大切にしていることはどのようなことでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 機構改革によって、令和6年度より組織としましては児童福祉と母子保健が同じ組織になりましたが、令和6年度まではそれぞれ別の場所に執務室がございました。令和7年4月より執務室も一緒になり、これまで離れていたことからやり取りは電話等で行ってございましたが、対面で随時やり取りできるようになりました。また、昨年度より児童福祉と母子保健の職員で構成する合同ケース会議を開催しておりますが、その合同ケース会議以外の場合でも必要に応じて随時関係の職員が集まって、打合せがスムーズにできるようになりました。こども家庭センターの開設によって児童福祉と母子保健の間の情報共有が非常にスムーズとなり、連携は強化されたと感じております。今後は、さらなる

児童福祉と母子保健の一体的な支援の構築に努めてまいります。

○8番（小坂まさ代君） 連携が強化されたとのこと、大変心強く思います。引き続き一体的支援をよりしくお願いいたします。

妊娠期からの切れ目のない支援をきめ細やかに実施するために、本市では妊娠中にゆりかご・こくぶんじ面接、産後にこんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）を行い、該当されるほぼ全員に近い方に保健師や助産師の方が会っているため、支援が必要ではないかと思われる方にアウトリーチできる仕組みがあります。一方で、子どもの虐待死など痛ましい報道が後を絶たず、自治体間の転出入を繰り返し、支援の仕組みから漏れてしまっている事例も見られます。本市において、転入される御家庭への子育て支援への案内についてどのような工夫がされているのか、例えば、子育て世帯の方が手続に来られた際に子育てガイドの「ホッとおれんじこくぶんじ」をお渡しするだけでなく、悩み事相談ページを担当課から一言お知らせしていただくような連携が考えられますが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 当市では、要保護児童対策地域協議会を設置しており、支援を必要とする家庭に対して、協議会の調整機関であるこども家庭センターが中心となって庁内の関係部署、関係機関と連携を図り、支援を必要とする家庭への支援を行っているところです。転出入のケースの場合には転出先、または転入元の自治体と密に連携を図って、支援から漏れることがないように対応しております。今後もこども家庭センターが中心となり、支援が必要な家庭への適切な支援を行ってまいります。

また、支援を必要とする方へ相談窓口などの情報が行き届くよう、御提案いただきました件についても、関係部署との連携も含めてさらなる周知方法について研究してまいります。

○8番（小坂まさ代君） ぜひ、お願いいたします。子育てガイドが転入された方の目に触れるよう、2階フロアだけではなく、1階の市民課窓口近くにも配架するなどの検討もお願いしておきます。

続きまして、最後になります。4、困難な問題を抱える女性への支援についてです。昨年6月、鈴木議員の行った一般質問の答弁で、本市としても女性をめぐる課題は生活困窮や家庭関係の破綻など複雑化、多様化してきており、社会的に弱い立場となり得る女性にこうした課題が顕在化してきていることから、新たな枠組みでの女性支援の必要性について認識しているとのことでした。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法の第8条第3項において市区町村の努力義務として基本計画を定める規定があり、本市においては令和7年3月に策定された第3次国分寺市男女平等推進行動計画に包含する形で策定されました。孤立しがちな中高年女性は貧困問題にも直面しがちであったり、また障害のある女性、外国籍の女性など複合的な差別に直面する女性たちもいます。縦割りの法律、縦割りの行政、縦割りの支援、こうした縦割りでは女性の複合的で多様で困難な問題への包括的支援は難しく、人が動いて縦割りをつなぐしかないと専門家から指摘されています。本市の計画の施策の中に「困難な問題を抱える女性への支援体制の整備」とあり、所管は人権平和課のほか、生活福祉課や子育て相談室等6つの部署、また「複合的な課題を抱える女性への支援」では、障害福祉課や子ども子育て支援課など5つの部署が挙げられています。どのように連携を進めていくのか、また具体的な事業については今後担当課で策定し、目標値などを立てていくと理解していますが、スケジュールについても伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 今、議員からお話がありましたように、昨年度末に策定した第3次男女平等推進行動計画の一部を、いわゆる女性支援新法における市の基本計画として包含した形となっております。この計画の施策にぶら下がる事業内容、また目標を各所管で検討して事業実施するものとなります。計画が策定されましたので、今年度に事業内容、目標の設定等を行う予定となっているところでござ

います。これまでも様々な困難を抱えた女性のための相談等の事業を人権平和課や生活福祉課等で行っておりまして、相談内容に応じて関係部署との連携を密に、適切な社会資源を活用しながら支援に取り組んでおります。

また、DV対策を一例としますと、DV防止や被害者の方の保護に関する施策の推進を図り、連絡調整を行うため国分寺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会を設けておりまして、庁内の関係各課、各所と情報共有、連携を進めているところでございます。今後も御案内したような会議体をはじめとして引き続き連携を図り、当事者への支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） ありがとうございました。支援が必要な中でも、特に若年女性は「どうせ分かってもらえない、自分が悪い」と思いがちで、自ら行政の相談窓口足に足を運ぶことをハードルが高いと感じており、最も支援が届きにくい層だと言われています。しかし、いじめや不登校、中途退学や家族関係の悪化、孤立、性虐待、性的搾取、予期せぬ妊娠、自傷行為や精神疾患など複合的な困難に直面している層でもあります。今年3月に公表された令和6年度中における自殺の状況を見ても、全体の自殺者数は2万320人で前年から1,517人減少し、内訳は男性が前年から1,061人減少、女性は456人減少となり、ほとんどの年齢階級で減少していましたが、19歳以下の女性は51人の増加となっていました。こうした若年女性への支援の課題について市としてどう捉え、アプローチしていくのか伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 御案内の若年層も含め、女性からの様々な相談窓口を人権平和課、生活福祉課に設けており、対応しているところでございます。このうち人権平和課で実施の女性のための法律相談、カウンセリングや悩み事相談については、従来の対面、電話やメールによる相談に加えまして、令和5年度よりオンライン相談を追加して対応しており、対面での相談はハードルが高いと思われた方や、様々な事情で来所が難しい方に対してのアプローチに有効なツールと考えてございます。こうした相談所につきまして、市報、市ホームページでの案内に加え、学校等で配布しているデートDVリーフレットにも相談窓口を案内するなどの周知を図っております。若年女性の方をはじめ支援が必要な層にその一歩となり得る相談が市の窓口であるということを知っていただくため、引き続き周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○8番（小坂まさ代君） 札幌市では、令和2年度に実施した札幌市若年期の女性を対象とした支援に関する実態調査によりますと、学校、家庭、職場、結婚、交際相手等に関連して嫌な体験をした女性の多くがどこにも相談できていなかったこと、また相談相手として公的な相談機関が選ばれることが少なく、認知度も極めて低い状況にあることが分かりました。札幌市では、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援「L i N K」をこのことから実施しています。気軽に相談予約が取れるよう、L I N Eアカウントをつくったりしているそうです。伴走型の支援や行政機関、民間支援団体などによる関係機関連絡会議を設置し、対象者の抱える問題の状況に応じて関係機関へつないでいるとのこと。こうした取組は本市だけで行うには難しい面がありますが、ぜひ、広域で連携し、この地域でも実現できるよう模索していただきたいと要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（星いつろう君） 以上で小坂議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩といたします。

午後2時30分休憩

午後2時41分再開

○副議長（星いつろう君） 会議を再開いたします。



○副議長（星いつろう君） 続きまして、はぎの議員。

○19番（はぎの英輔君） 公明党のはぎの英輔です。

それでは、事前の通告に従いまして、順番に質問をさせていただきます。まずは、1番目の防犯対策についてであります。本市での令和7年度住まいの防犯用品購入補助事業がスタートとなりましたが、昨年9月に市内で発生した闇バイトメンバーによる強盗傷害事件の影響は大きく、私のほうにも多くのお問合せをいただいております。昨年、公明党会派として予算要望させていただき、私も令和6年度の第4回定例会の一般質問にて本事業の実施を提案させていただきました。また、同じタイミングで森田議員も提案されておりました。現在、隣接する自治体でも同様の事業は実施検討中が多い中でございますが、住まいの防犯対策を強化し、市民の安全な生活環境を確保するために、いち早く実施決定していただけたことに對しまして、心より感謝を申し上げます。地域を回らせていただく中で、喜びの声も多く届いております。

改めて、本事業の取組内容と周知について確認させてください。

○総務部長（宮本 学君） 住まいの防犯用品購入補助事業でございますが、侵入盗の被害を未然に防ぐために、防犯機器等の購入に對しまして防犯カメラなどの9品目について、3万円を上限に2分の1を補助する事業となっております。申請期間は令和7年6月1日から令和7年12月31日までとなっております。購入期間は今年度初めの令和7年4月1日から令和7年12月31日までとなっております。周知につきましては、市報等で既にお知らせをさせていただいているところになりますが、詳細については令和7年6月1日号の市報、ホームページに掲載予定としてございます。しかし、お問合せが非常に多いことから先行してホームページにはアップし、周知させていただいているところでございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。東京都から1世帯当たり最大2万円まで補助が出るところに、本市として独自に1万円を上乗せし、3万円を上限としていただけたことを高く評価させていただきます。私のほうにも、補助対象品目がどのようなものであるかというお問合せも多くいただいております。ただいまの御答弁にもありましたが、6月1日号の市報に詳細が掲載されるとのことですが、先行して4月25日から市のホームページに補助対象品目や補助の流れなど詳細をアップしていただいているのを確認しております。御案内資料、チラシもPDFでアップされておりますが、再申請や不決定とならないように、購入前の確認事項や申請上の注意事項などをかなり丁寧に記載していただいております。いよいよ来月1日からの申請期間がスタートとなり、問合せもさらに増えることが予想されます。御担当の皆様におかれましては、御対応のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、防災行政無線の活用についてであります。直近では昨年第4回定例会にて丸山議員が一般質問で取り上げておられましたが、防犯目的での使用についてであります。市民要望もいただいておりますが、具体的には特殊詐欺被害防止を目的とした防災行政無線による注意喚起放送を行えないかというものであります。深刻な社会問題となっている特殊詐欺でございますが、犯行手口も年々巧妙化し、従来の対策では対応が難しくなっている状況です。都内における令和6年の特殊詐欺被害は認知件数3,494件、被害総額は約153.1億円で、令和5年度に比べ認知件数、被害金額ともに急増しており、被害金額は2倍近くで過去最悪の被害状況となっております。特殊詐欺の被害に遭うきっかけの大部分を占めるのが、いわゆるアポ電と呼ばれる警察官や自治体職員等を装った金銭目当てとする詐欺の事前電話になります。また、アポ電は同じ地域に集中してかかってくる傾向があります。そのような状況を踏まえまして、杉並

区では先月より、警察署からの情報、依頼等に基づいたアポ電が集中してかかっている地域に限定して、注意喚起放送を随時行うことになったと伺っております。本市においても特殊詐欺等が発生した場合、市内全域ではなく地域を限定して注意喚起の放送を流すことが可能かどうか、この点について市の見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 防災行政無線につきましては、今、議員から御提案いただきました地域を限定して放送するという事は、技術的には可能でございます。また、他自治体でもアポ電が集中してかかっている地域については、限定して実施していることは承知してございます。ただ、防災行政無線に関しましては放送を流す時間、あるいは頻度等に関して現在でも苦情をいただくことがございますので、まずは車による注意喚起等、別の方法も含めて研究させていただきたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。放送を流す時間帯や頻度等に関しては、配慮が必要であることは十分に理解しております。地域限定放送はそのためでもありますし、スピーカーの音量を小さくする、放送時間をなるべく短縮するなど工夫しての対応もあるかと思えます。特殊詐欺による被害の急増に歯止めが効かない状況下において、市民の皆様には一定の御理解と御協力を賜り、詐欺犯人側に打てる手は全て打つくらいの強い姿勢で臨むことが大事であると考えます。研究していただけるとのことですので、こちらの取組に関しては今後また適宜質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

特殊詐欺の中でも、約4割以上がオレオレ詐欺であります。オレオレ詐欺のほぼ100%が電話から始まり、最初にかかってくるアポ電の大半が固定電話でありましたが、ここに来て変化が見られ、警視庁調べによると、2023年から2024年のたった1年でスマートフォン・携帯電話へのアポ電が4%から34%へと増加し、固定電話へのアポ電が96%から66%へと減少しているとのこと。このような傾向を踏まえて市としてどのような対策を講じることができるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 市では、固定電話に関しましては自動通話録音機を無償で貸し出してございます。特殊詐欺被害を未然に防ぐための対策を現在行っておりますが、携帯電話に関しては知らない番号には出ない、あるいは着信設定などを行うなど、注意喚起を行う対策が中心でございます。携帯電話による被害につきましては、これからも増えていく一方だと考えておりますので、警察と相談し、何ができるかを研究してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。御答弁にもありましたとおり、固定電話に関しましては自動通話録音機無償貸与による対策や、前段の質問で取り上げました住まいの防犯用品購入補助事業においても、迷惑電話防止機能付固定電話機を市独自で補助対象品目に含めていただいていることを確認しております。今後はスマートフォン・携帯電話へのアポ電がさらに増えることが予想される中で、同様の機能も有しているスマホアプリや、さらに優れた機能を有するものも登場してきております。全世界で1億回ダウンロードされている有名なアプリでは、世界中で登録された約26億件以上の電話データを基に、AIを活用して迷惑電話や不審な電話をブロックします。東・東南アジア最大級のデータベースを活用して不審なSNSもブロックし、なりすまし詐欺などの対策にも役立ちます。日本国内でも、福岡市役所はフィッシング対策協議会と連携しているというものもあります。また、昨年10月末のiOS 11.8のアップデートにより、iPhone端末で通話録音が無料でできるようになりました。録音開始前に「この通話は録音されます」とアナウンスが流れ、相手に知らせた上で録音が始まります。録音終了後は自動的に文字起こしが開始され、内容がメモアプリに保存され、後から確認できます。そのほかにもスマートフォ

ン・携帯電話へかかってくる特殊詐欺被害を未然に防ぐための対策として有効な機能を持つものもありますので、ぜひ、その辺の情報収集もしていただき、何らかの形で市民の皆様へ周知していただくことをお願いしたいと思います。

次の質問です。現在、セブンーイレブンと地域活性化包括連携協定及び高齢者等の見守り活動に関する覚書を締結し、市内における高齢者、子ども、障害者等の生活の安全に寄与する取組を実施していただいていると思いますが、ほかのコンビニも市内には多く存在しております。安全なまちづくりに向けまして、より広域をカバーするためにも、セブンーイレブン以外のコンビニエンスストアとも同様の協定締結ができないものかと思いますが、この点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） セブンーイレブン以外のコンビニエンスストアにおいても、現在、全国の自治体と様々な締結をしていることは認識してございます。災害時あるいは平時を問わず数多くの企業等に様々な支援をいただけることは市民にとってもとても有効であると考えますが、相手の御都合もございますので、できる範囲で検討させていただきたいと思います。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。最近は日中の銀行ATMではなく、夜間のコンビニATMに誘導する手口や、コンビニで電子マネーの購入を指示する手口も増加しているとのことですので、ぜひ、御検討をよろしくお願い申し上げます。

先日、20年近く防犯パトロールを実施されている団体の方と懇談させていただきました。長年にわたる自主防犯活動に感謝するとともに、現在直面する防犯ボランティアの高齢化や担い手不足の問題や、防犯知識の世代間格差の拡大など様々に貴重な御意見、御要望を賜りました。それを踏まえまして、最後に2つ質問をさせていただきます。防犯リーダー養成講習会を受講し、修了したが、その後のフォローとなる防犯知識をアップデートできる取組として、市としてどのようなものを御用意されているのか、確認させてください。

○総務部長（宮本 学君） 現在は、防犯リーダー養成講習会を修了した方から、本人の申出により防犯まちづくり委員として認定し、市と協力して地域における自主防犯活動の推進を図るために委員会を設置して御参加いただいております。防犯まちづくり委員に御登録のない方につきましては、確かに議員が言われるとおりその後のフォローというものはございませんが、様々なイベントや講座を市でも開催しておりますので、そちらに御参加いただければと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。令和5年度開催の防犯リーダー養成講習会では24人が受講され、修了者のうち14人から申出があり、防犯まちづくり委員に認定されております。毎年、何らかの理由により申出がなく、認定されない方々も一定数いらっしゃると思います。ただいまの御答弁にありましたようなイベントや講座の御案内を、そういった方々に対しても力を入れていっていただくことをお願い申し上げます。

最後となりますが、わんわんパトロール隊見守り事業についてであります。これまで何人かの議員が質問されてきておりますが、私からも市独自で、わんわんパトロール隊見守り事業を実施し、パトロールグッズの貸与など、これまで以上に強力に進めていただくことを提案させていただきたいと思いますが、この点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） わんわんパトロールにつきましては、以前にも御答弁させていただきましたが、小金井警察と防犯協会が中心になって実施していただいております。市独自の取組に関してはまだ具体的な取組をお示しすることができませんが、引き続き研究してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ぜひ、引き続き他自治体での取組を研究していただくことをお願いしまして、1番目の防犯対策についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の高齢者施策について、何点か質問させていただきます。昨年の第2回定例会においてデジタルデバйд対策として高齢者へのスマートフォン教室の拡充について質問させていただきました。そのときの御答弁では、国分寺市高齢者保健福祉計画の策定における令和4年度の実施の基礎調査では、携帯電話・スマホを使用し、通話やメール以外のウェブ検索等を利用している高齢者の方の割合は57.3%で、3年前の調査から13.4ポイント伸びているとの具体的な数字をお示しいただきました。高齢者のデジタルデバйдの解消に向けて学びの機会が必要との見解を受けて、私からはデジタルネイティブと呼ばれる若い世代が講師役として、地域の高齢者へのスマホ教室を開催している他自治体での先行事例も御紹介の上、高齢者と若者との交流の場にもつながることから、本市での同様な取組の実施を提案させていただきました。まずは、その後のスマホ教室の開催状況について確認させてください。

○福祉部長（玉井理加君） 昨年度の取組でございますけれども、生きがいセンターの自主事業といたしまして、生きがいセンターさわやかでスマートフォン教室を開催し、合計35名の方が参加されました。また、市の委託事業としまして、さわやかプラザでタブレット講座を開催し、ワンクール3回の3講座を開催し、合計で22名の方が参加されました。また、各公民館においてもスマートフォンに関する講座等を実施しております。協働コミュニティ課では都の制度を活用した高齢者スマートフォン教室について周知し、自治会・町内会で実施するスマホ教室へ講師派遣が行われていると伺っております。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。分かりました。本市としての取組を様々に行っていたということを確認させていただきました。御担当の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

昨年の御答弁では、若い世代が講師役として開催するスマホ教室については、継続的な取組とするための企画内容の検討、講師となる学生等の確保、御協力いただける学校等の検討などが主な課題として示されました。民間の力を活用していく上で、特に若い世代の人材確保の部分はかなりハードルが高いと感じております。その部分に対してのアプローチの一つとして今回、御紹介させていただきたいのが東京都の取組で、日頃からスマホを使っている方々がスマホサポーターとして登録し、高齢者向けのスマホ教室などでサポーターを必要としている自治体等とのマッチングを行うTOKYOスマホサポーター制度であります。TOKYOスマホサポーターは、日頃からスマホを使い、その便利さを知る方がデジタルに不慣れな方に寄り添い、困り事の解決と一緒に取り組むことで身近な地域での支え合いにつなげる役割を担います。サポーター応募条件の中には、高齢者向けのスマホに関するアドバイザーとして活動することを希望するという項目もございます。全11回の教材と確認テストがセットのオンライン研修を受講し、合格するとサポーターとして登録することができます。スマホの基本操作から主要アプリの使い方、高齢者への接し方まで幅広い内容を学習できます。私も本年3月上旬から受講を開始し、先月下旬にサポーター登録をさせていただきました。受講するきっかけは、市民キャラバン・メイトとして参加している民間おれんじCafeにおいて、懇談中に高齢者の方からスマホの操作や最新情報を聞かれる機会が度々あることからであります。登録後は、サポーターの活動の場である都内で開催予定のスマホ教室等の情報も簡単に確認することができます。人材確保の課題解決のみならず、身近な地域での支え合いにつなげる取組として、地域社会のデジタル化実現の有効なツールであると考えますので、既にあるこのようなスキームの活用や市民への周知も含めて、引き続き、若者世代を講師としたスマホ教室拡充に向けての研究をお願いしたいと思います。

TOKYOスマホサポーターに登録するとポイントが取得でき、また高齢者向けスマホ教室などに参加するとポイントが取得できる東京都公式アプリがございます。東京都では今秋、アプリをダウンロードし、マイナンバーカードと連携し、登録した15歳以上の都民へ買物などで使える7,000円相当のポイントを付与するキャンペーンが予定されていると伺っております。スタートしたばかりの東京都公式アプリですが、将来的には様々な行政手続やサービスの利用申請も可能にする計画があり、市区町村サービスとも連携したスーパーアプリへと進化させていく構想と伺っております。この東京都公式アプリですが、私もダウンロードして使っておりますが、アプリを開いた瞬間にキャンペーン一覧が表示されており、TOKYOスマホサポーターや高齢者向けのスマホ教室についての御案内も確認しております。こちらにつきましても本市での活用をどのように考えているのか、その点について見解をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 市におきましては、今御紹介いただきましたTOKYOスマホサポーター制度を利用したスマホ教室は開催してございませんが、TOKYOスマホサポーター制度は自治体だけではなく、自治会やシルバー人材センター、地域包括支援センターなどの団体が登録することで利用できることとなっております。市民、関係者等へTOKYOスマホサポーター制度を周知していきたいと考えております。

また、東京都公式アプリの活用につきましては、今年度段階的に各自治体での活用が可能になっていくとの情報を把握しているところでございます。展開する事業が広範囲でもございますので、都の動きを注視しつつ、庁内関係部署と連携しながら研究してまいります。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。TOKYOスマホサポーター制度の周知とともに、市内でのスマホサポーター制度を利用したスマホ教室の開催検討も、ぜひ、お願いしたいと思います。

東京都公式アプリにつきましては、御答弁にありましたが、今年度段階的に各自治体での活用が可能とのことです。詳細についてはこれから発表されていくと思いますので、高齢者施策での活用についても庁内連携をしていただきたく、研究をよろしく願いいたします。

続きまして、東京都で65歳以上の方が、自ら使用する目的で初めてスマートフォンを購入する際、3万円を上限に補助する予定と伺っておりますが、この補助事業について、市が把握されているところを確認させてください。また、スマートフォンを持っていないことによるデジタルデバイドの解消に向けては、まずスマートフォンを持つということが前提となりますので、本市でも都の事業と連携して高齢者向けのスマートフォン購入費補助事業を創設することを提案させていただきたいと思いますが、この点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 今、御紹介いただきました補助事業でございますけれども、令和7年度より東京都福祉局の高齢者施策推進区市町村包括補助制度の先駆的事业として、高齢者向けスマートフォン購入費を助成する市町村に対する補助が実施されると確認してございます。まだ詳細な補助スキーム等が示されてございませんので、こういった情報が入ってまいりましたら、近隣市の動向を注視しつつ、効果的なデジタルデバイス対策について研究してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。こちらにつきましても詳細はこれから発表されていくとのことですので、研究のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、孤独・孤立について伺います。令和5年度に孤独・孤立対策推進法が成立しました。国では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、つながりサポーター養成の取組が進められています。単身高齢者が増加する中、

高齢者の孤独・孤立を防ぐには、地域にこのようなサポーターの役割を持って見守りを進めていく必要があると思いますが、市内でつながりサポーター養成講座を実施することは可能でしょうか。また、国分寺市としてはどのように地域の見守りを充実させていくのか、見解をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 当市におきましても単身高齢者世帯は増加しており、孤独・孤立については地域の課題として認識しているところでございます。市の取組としましては市内事業者と高齢者等の見守り活動等の協定を締結し、日常業務の中で緩やかな見守りを実施しているところでございます。また、地域活性化包括連携協定事業者においても地域の見守りをしていただいております。

個別支援においては、地域包括支援センターが民生委員など地域の方と見守る場合や、重層的支援体制整備事業等を通じ支援の検討、関係機関調整などを実施し、地域で孤立しない環境整備に努めているところでございます。

今後、本市の孤独・孤立対策の施策については国の動向等を踏まえ、現状の取組を確認しながら、どう取り組んでいくか判断していく必要があると考えております。その上で、御提案のありましたつながりサポーター養成講座の実施等の具体的な事業についても、検討していくことになると考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。民間事業者との協定や専門家による関わり、重層的支援体制の強化による支援等、様々に環境整備を行っていただいていることを確認させていただきました。今回提案させていただきましたつながりサポーター養成は専門的な支援者ではなく、孤独・孤立への理解を高め、基本的な知識を身につけ、できる範囲でサポートができる人材の育成となります。特別な活動をするのではなく、気づき、声かけ、つながりを意識した行動を促し、地域全体で関心を高めることを目指す取組となります。孤独・孤立については単身高齢者だけではなく全世代的な課題となりますので、つながりサポーター養成講座の実施検討については庁内横断的な連携が必要かと思います。また次回以降の一般質問にて触れさせていただきますので、ぜひ、前向きな検討をお願い申し上げまして、以上、2番目の高齢者施策についての質問を終わります。

次に、3番目の資源循環について質問させていただきます。（1）園芸用土の回収と再利用についてです。御家庭で不要となった園芸用土を処分したい場合には、本市ではどのような形で行っているのか、現状を確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 園芸用土の処分につきましては、市が収集処分できないものとして案内しており、販売店や業者へ連絡するよう進めているところでございます。周知については、ごみリサイクルカレンダーやホームページに掲載してございます。土の処分に係る問合せ件数は、多くはありませんが担当のほうにも寄せられているという状況でございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。リサイクル園芸用土とはどのようなものであるのか、市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） リサイクル園芸用土については、劣化した使用済みの園芸用土に消毒や栄養を加えるなどの手を施し再生させた園芸用土と理解しているところでございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。御家庭で不要となった園芸用土を拠点回収し、再生処理したリサイクル園芸用土を無料配布している自治体が全国的に増えていると認識しております。市として実施状況を把握しているところがあれば、内容も含めてお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 多摩地区を調べたところ、土の収集については八王子市が可燃ごみとして1袋20リットルまで、町田市が不燃ごみとして1袋5リットルまで、そして三鷹市が園芸用土を1袋10

リットル程度で今年度より収集を開始したと聞いてございます。三鷹市からは、今後、回収した園芸用土をリサイクル用土として無料で配布する予定であるということを知っているところでございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。私のほうでも3市の取組を確認しております。本市でも御家庭で不要となった園芸用土のリサイクル事業を行うことを提案したいと思いますが、検討に当たって課題となるようなことがあれば、併せて見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 園芸用土の収集については、虫の有無など土の状況によっては収集が困難な場合もあると聞いてございます。また、リサイクル園芸用土としてお渡しする場合、その質の確保も必要であると考えてございます。三鷹市では回収した園芸用土に手を加え、無料で配布するという資源循環に取り組んでいるようでございますので、もう少しノウハウなどを聞き取りしながら注視してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。三鷹市への聞き取りなど、引き続きの情報収集と研究をお願い申し上げます。

 今後は御家庭でもできる園芸用土のリサイクル方法の周知も必要と考えますが、その点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 多摩26市のホームページを調べましたところ、狛江市では園芸用土の再生方法を掲載しておりました。適正な廃棄物の処理を進めていく観点から、土の廃棄の抑制にもつながる部分もあると考えてございます。市では生ごみたい肥化事業でたい肥の配布も行っていますので、事業者からアドバイスを聞いてみるなどしてまずは情報収集を行い、研究してみたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。まずは、こちらも情報収集からの研究をぜひ、お願いしたいとお願い申し上げます。

 次に、（2）廃食用油の回収と再利用についてです。御家庭で出た廃食用油を処分したい場合には本市ではどのような形で行っているのか、現状を確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 使用済み食用油の処分については、布などに染み込ませた場合、または固めた場合は、燃やせるごみに分別して収集しているところでございます。また、現在市内5か所の公共施設にて生ごみ拠点収集の時間内（8時30分から11時30分）に使用済み食用油の回収を実施しており、また、ともしび工房では8時半から16時まで回収しているというところでございます。このほか資源物の臨時拠点収集を月に1回、1か所指定した公共施設において実施しており、こちらについては9時から11時までの時間で使用済み油の回収を行っているというところでございます。

○19番（はぎの英輔君） 詳細な御説明をありがとうございました。臨時収集を含めると市内全域をカバーしていただいているということで確認させていただきました。

 次に、SAF、「サフ」と呼ばれておりますけれども、持続可能な航空燃料とはどのようなものであるのか、市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） SAFにつきましてはSustainable Aviation Fuel、持続可能な航空燃料でありまして、その航空燃料を廃食用油など循環型の原料から製造しているということで、航空機のエンジン等から発生するCO₂排出量の削減を目指すものと理解しているところでございます。今年度、東京都は東京2025世界陸上及び東京2025デフリンピックの時期に合わせまして、東京を訪れる海外からの選手の移動手段である飛行機が発生するCO₂に着目いたしまして、SAFを目的に廃食用油の回収キャンペーンを展開しているところでございます。そこで本市もこのキャンペーンに

協力いたしまして、収集した使用済み食用油の一部を引き渡すこととしてございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。御紹介いただきましたキャンペーン終了後も継続して公共施設等での廃食用油の回収を行うことを提案したいと思いますが、その点について可能かどうか、また、検討に当たって課題となるようなことがあれば、併せて市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 通常、使用済みの食用油の収集後の処理については、町田市内にある社会福祉法人に売渡しをいたしまして、石けんなどにリサイクルされているというところでございます。今回、東京都の当該キャンペーンに協力してSAFを目的に廃食用油の回収を実施しておりますが、これを継続して実施可能かどうかは、使用済み食用油の収集量の見通しや取引先、また、既存の事業者へリサイクルの状況を確認しながら課題を抽出し、研究してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。SAFへのリサイクル継続についての研究をお願い申し上げます。

清瀬市では、昨年2月にENEOS株式会社及び株式会社吉川油脂と廃食用油のリサイクル事業に関する連携協定を締結し、本庁舎を含めた市内公共施設計9か所に廃食用油回収ボックスを設置、繰り返し使用可能な回収専用ボトル、リターナブルボトルと呼ばれているのですが、無料で貸し出すという取組を始めております。2023年度から、東京都は廃食用油を回収する市区町村に対して補助を行っております。本市も民間事業者との協定を結び、より多くの廃食用油回収ボックスの設置により、脱炭素、資源循環型社会への実現に貢献すべきと考えますが、市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 脱炭素や資源循環の視点は大事なことでございます。現在は、市民の皆様から収集した使用済み食用油を市の担当が運搬用の入れ物にまとめまして、搬出における運搬費用は事業者側が負担し、油を買い取っているという状況でございます。御紹介いただいた清瀬市の例や都の補助制度の適用期間なども踏まえまして情報収集をしつつ、どのような形がよいか考えてまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） どうぞよろしくお願いいたします。現在、市内民間事業者の廃食用油の回収ステーション設置状況で、把握できているところがあればお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 市内民間事業者の廃食用油回収場所については、現在、市では把握しておりませんが、他県ではコンビニエンスストア直営店での拠点収集を実施しているケースもあるということでございますので、こちらも情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。まずは情報収集から、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、（3）小型式充電電池の回収についてであります。御家庭で出た小型式充電電池、いわゆるリチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池、モバイルバッテリーなどになりますが、それらを処分したい場合には本市ではどのような形で行っているのか、現状を確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 小型充電式電池については、有害ごみの区分で月に1度、収集日を設定し、回収しているところでございます。また、充電電池が内蔵されているモバイルバッテリーは、大きさが30センチ未満の物は小型家電の区分として、指定された公共施設において拠点収集を行っているというところでございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。市内の一般社団法人JBRCの協力店での小型充電式電池リサイクルボックスの設置状況はどのようなになっているのか、確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 一般社団法人JBRCの協力店はホームページで公開されておりまして、

市内の3店舗でリサイクルボックスが設置されています。まず、1店舗目の自転車販売店では自動自転車のバッテリーを手渡しで回収しておりまして、月10個ほどの回収実績があるということでございました。2店舗目の量販店では、店頭で購入された方を対象にモバイルバッテリーなどを手渡しで回収しているということでございました。3店舗目の電器店では回収ボックスを設置いたしまして、昨年実績は約10キログラムだったということでございます。

○19番（はぎの英輔君） 詳細な御説明ありがとうございました。仙台市では定期収集のほか、市内13か所に設置されている使用済み小型家電回収ボックスの上部にリチウム蓄電池を含む充電電池等回収ボックスを置き、充電電池、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、電子たばこを回収対象品目として回収を行っております。また、さいたま市では市内54か所に設置されている使用済み小型家電回収ボックスに併設した電池回収ボックスでリチウム蓄電池単体の回収を行っております。さらには、電池回収ボックスの上部に絶縁テープを設置し、市民の絶縁排出促進の取組が行われております。本市においても小型家電回収ボックスの設置が新庁舎1階を含めて市内15か所にありますので、同様の取組でリチウム蓄電池を含む充電電池等回収を行うことを提案させていただきたいと思いますが、この点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） リチウム蓄電池の回収しやすい環境を整えることは大事なことでと考えてございます。環境省は、市区町村のリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集を示しておりまして、今、議員から御紹介いただきました分別回収方法の事例もこちらに示されているところでございます。現在、設置している回収ボックスの活用を含め、環境省の事例などを参考にしながら検討を進めたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） よろしくお申し上げます。充電電池に使用されているリチウムイオン電池は非常に燃えやすい物質のため、ごみ収集時やごみ処理施設での処理時に圧迫されると発火や破裂を起こす場合があります。近年、それらの火災事故が急増しております。本市における市民への適正廃棄の御理解と御協力をどのように行っているのか、具体的な取組を確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 議員御指摘のとおり、当市におきましても今年1月14日に清掃センター破碎処理施設においてリチウムイオン電池を原因とする火災が発生し、過日の建設環境委員会でも御報告したところでございます。御質問の市民の皆様への適正な廃棄の御理解と御協力をお願いにつきましては、ホームページ、市報特集号への掲載、また毎年3月15日に発行するごみリサイクルカレンダー等で、市民の皆様へさらなる周知と意識啓発をしていきたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。適正廃棄の御理解と御協力をお願いを丁寧に行っていることを確認させていただきました。今後も再発防止に向けた継続的な周知と意識啓発への取組をお願い申し上げまして、3番目の資源循環についての質問を終わらせていただきます。

次に、4番目の環境活動について質問させていただきます。まずは（1）スポGOMI大会の開催についてです。まちの美化の推進や清潔で快適なまちの保持のために本市ではどのような取組を行っているのか、現状を確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 市では、毎年11月に国分寺市民クリーン運動を実施してございます。これは実行委員会を主体に市民の方がボランティア精神に基づいて自主的に清掃活動を行い、地域環境の向上を図る目的で実施しているところでございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。毎年11月に実施している国分寺市民クリーン運動には

約3,000人規模の市民が参加されておりますが、世代による参加状況や傾向など、市が把握されているところがあれば確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 参加されている方の世代状況は把握できてございませんが、各自治会・町内会から多くの参加をいただいております。また、老人会や企業といった各種団体のほうからも参加していただいているという状況でございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。本市での取組を、参加状況も含めて確認させていただきました。スポGOMIというのは、企業や団体が取り組む従来型のごみ拾いにスポーツのエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を競技へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツであります。2008年に第1回スポGOMI大会が開催されました。社会貢献活動にあまり意識を持っていなかった人や、ごみ拾いをやったことがない人が大勢参加されました。参加の理由は「スポーツだから」でありました。チーム制で制限時間を設け、ごみにポイントをつける、それだけで参加者はいつの間にか夢中になってごみを探し始め、ごみを発見するとうれしいという感覚になるそうであります。参加者の心に、今まで気づかなかったまちのごみの存在を強くイメージづけ、その後の環境意識に大きな変化をもたらします。スポーツ振興と環境保全は、市民の健康や生活環境を守る上でとても大切なテーマであります。スポGOMIはスポーツの力でまちをきれいにするだけではなく、関係者や参加者が大会を通じて触れ合うことにより地域力、市民力を養えるイベントとして成長してきております。各地で大会が開催されており、昨年だけでも200か所以上の大会が開催されました。年々規模も大きくなり、スポGOMI ワールドカップやスポGOMI 甲子園などが有名になってきております。この1か月間だけを見ましても10以上の大会が開催されます。一部を御紹介させていただきますと、5月11日、スポGOMI ワールドカップ2025高知ステージ、5月18日、第16回スポGOMI in 大井、5月31日、コスプレd e海ごみゼロ大作戦 f e a t. スポGOMI in 有明など、開催の規模は様々であります。東京都内の幾つかの自治体でも開催されていることを確認しておりますが、市として把握されているものがあれば確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） スポGOMIは、あらかじめ定められたエリアで時間制限内にチームワークでごみを拾い、ごみの量と質でポイントを競うスポーツであることは承知しているところでございますが、都内で開催されているスポGOMI大会の具体の実施状況については、把握しているものはありません。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。今後、本市でも環境美化とスポーツを融合した社会貢献イベントであるスポGOMI in 国分寺の開催を提案したいと思いますが、その点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 先ほど答弁したとおりスポGOMI大会について把握できていない部分がありますので、まずは他の自治体の事例など、情報収集に努めたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。スポGOMI大会の他自治体での開催事例は全国でも幾つもございます。ぜひ、情報収集の上、研究をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、（2）ごみ拾いウォーキングの開催について、質問させていただきます。最近、プロギングという言葉に接する機会が増えてまいりました。プロギングとは、ジョギングを行いながらごみ拾いを行うスウェーデン発祥のスポーツであります。走る・拾う・交流の3つのポイントで成り立っております。参加者は身体を動かしながらごみを拾うことで環境問題に取り組めることが特徴で、2016年にスウェーデン人のアスリート、エリック・アルストロム氏によってつくられました。日本では、プロギングジャパン

などが活動を行っております。全国各地でイベントが開催されており、直近では5月10日に札幌まちなかプロギング v o 1.17が開催され、札幌市内の商店街や大通りなど二、三キロメートルのコースでプロギングが行われました。また、来月には私の出身地であります函館市で開催される函館マラソンの前日に、マラソンコースの一部をプロギングする函館マラソン応援プロギングというイベントが開催されます。まちの景色を眺めながら身体をほぐし、参加者同士の交流を大人から子どもまで楽しめる企画であると同っております。最近ではジョギングをウォーキングに変えて、より参加しやすい形でのごみ拾いウォーキングとして開催するケースも確認しております。こういった取組を各地の自治体でも開催されていることも確認しておりますが、市として把握されているものがあれば確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 多摩地域でごみ拾いウォーキングを過去に実施している自治体として三鷹市や東久留米市等で行っていることは把握してございますが、具体の実施状況については把握できてございません。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。本市でも環境美化と健康増進の取組としてごみ拾いウォーキングの開催を提案したいと思いますが、その点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） ごみ拾いという観点からは、先ほど答弁しましたとおり、市では毎年11月に国分寺市民クリーン運動を実施しており、今後も継続して実施していきたいと考えてございます。また、健康増進という観点からの実施につきましては、関係部署とも情報共有して研究していく必要があると考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。実施検討については庁内横断的な連携が必要な事業と思われませんが、まずは他自治体での先行事例からの研究をお願いしたいと思います。

続きまして、健康アプリとの連携についてお伺いしたいと思います。まずは、現在の健康ポイントアプリの導入に係る進捗状況について確認させてください。

○健康部長（新井宏伸君） 健康ポイントアプリにつきましては、歩数、体重などの記録ができる機能及びインセンティブを付与できる機能などを持ったアプリの導入を進めてございます。現在、公募型プロポーザルによる事業者選定の準備を進めているところでございますが、選定には一定の時間を要しますので、契約は9月末頃となる見込みでございます。契約後には事業者の提案を踏まえ、事業内容のより詳細な検討を行ってまいります。また、近隣では国立市、小平市、西東京市などがアプリの導入を行っておりますので、先行自治体の事業内容も参考にしながら内容を固めてまいりたいと考えてございます。なお、アプリのリリース、事業開始は年明けを予定してございます。

○19番（はぎの英輔君） 詳細な御説明をありがとうございました。この健康ポイントアプリですが、スポGOMI大会やごみ拾いウォーキング等のイベントとの連携は可能でしょうか、その点の見解をお伺いしたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君） ウォーキングなどの健康と関連するイベントであれば、健康ポイントアプリとの連携は可能であると考えます。アプリは歩数などを記録する機能を有しておりますので、イベントに参加される方がアプリをダウンロードしていただければ、ウォーキングを行うことにより歩いた分の歩数に係るポイントを獲得することができます。また、イベント参加によるポイントを設定し、参加者がイベントで二次元コード等を読み込み、ポイントを獲得することも検討できます。具体的な事業内容の検討は今後となりますが、アプリを活用して、他課の事業とも連携を行い、市民の健康行動を促す取組を行ってまいりたいと考えます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。様々なイベントと連携しての活用が可能であるということを確認させていただきました。

それでは、以上、4番目の環境活動についての質問を終わらせていただきます。

それでは、最後の5番目の質問となります。新庁舎について、幾つか質問させていただきます。運用開始から早くも4か月が経過したところでありますけれども、私のほうにも御来庁された市民の皆様から御意見、御要望が様々に届いております。改めての確認となりますが、国分寺市新庁舎建設基本構想の基本理念には「暮らしと命の支えになる」、「市政が身近になる」、「国分寺の心を育む」の3つが示され、基本方針は“頼りがいのある”、“無駄のない”、“利用しやすい”、“開かれた”、“愛着の持てる”、“調和の取れた”の6つであります。これらの新庁舎像をしっかりと具現化していくためにも、市民ニーズを丁寧にキャッチして取組を進めていく必要があると思います。

まずは、新庁舎1階のエントランスの利用についてであります。現在、多くの市民の方が利用されておりますが、度々、机が足りていない状況を確認しております。このゴールデンウィーク期間中にも全ての机が使用中だった時間帯があったのを確認しております。平日の夕方以降や土日の利用者も増えており、実際に利用されている学生グループの方々とお話をする機会があり、机を増やすことができないのかというお問合せもいただいております。理由としましては、ファミレスや喫茶店では飲食代が高くて気軽に利用できないことや、そもそも市内に無料で勉強や打合せのできるスペースが少ないというものでありました。新庁舎1階にはコンビニもトイレもあり、無料開放しているのでとても助かっているとのことでした。机や椅子を増やした分だけ人が来てしまうことも予想されますが、この点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 新庁舎の1階のエントランスにある机や椅子につきましては、今現在、飯山産材を使用しております。今後、実情に合わせて施設管理をしていきながら、様々な対応を考えていきたいと考えてございます。

また、エントランスの使い方についても、多目的スペースや市民課窓口への影響について考慮する必要があるため、引き続き状況については注視してまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。開庁時間は、市民課窓口への影響を最優先して考慮しなければならないことは承知しております。今回は、平日夕方以降や土日の利用についてとなりますので、御答弁にありましたとおり、今後、実情に合わせた様々な対応をお願いしたいと思います。

1階エントランスの利用に関連してであります。新庁舎3階のリフレッシュスペースについては、現在のところ開庁時間の開放となっておりますが、夕方以降の利用や閉庁日、土日の日中の開放も検討できないでしょうか。こちらですと、新たに机や椅子を増やす必要はなく利用していただけますので、毎週とは言いませんが、スポット的に試験開放してみたいかと思いますが、この点について、市の見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） こちらについては、庁内施設のセキュリティの都合上、閉庁時のリフレッシュスペースの開放につきましては様々な調整が必要になります。開庁してまだ4か月でありますので、もう少し様子を見させていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。分かりました。こちらも、今後、実情に合わせて検討をぜひ、お願いしたいと思います。

続きまして、コンビニやお弁当販売、キッチンカーの状況についてであります。新庁舎に移転してから

職員のランチについての満足度はどうであるか、この点について見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 新庁舎では、1階にコンビニ、3階ではお弁当の販売をしております。また、キッチンカーについても徐々に種類が増えてきている状況でございます。旧庁舎のときと比べましてランチの選択肢が増えまして、リフレッシュスペースなど食べる場所も増えましたし、さらに食べるスペースについてもきれいになりましたので、職員の満足度についてもかなり上がったと考えてございます。

コンビニやお弁当の売上げにつきましては、以前にも新庁舎建設等特別委員会で御答弁させていただいておりますが、例えば、コンビニの売上げについてはもう少し売上げが欲しいという御意見も伺っておりますので、お弁当やキッチンカーについても同じような状況だと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ランチタイムは仕事のモチベーションにも影響するところでありますので、御答弁にありましたとおり旧庁舎のときと比べてレパトリーが増えたことにより、満足度は上がっているとのことで安心いたしました。

一方、同日のキッチンカーの乗り入れ台数が増えることによる、各キッチンカーをはじめコンビニや3階のお弁当販売の売上げが減少する懸念がありますが、丁寧に聞き取り等を行っていただき、うまくバランスを取っていただけるような調整を引き続きお願い申し上げます。

もう一点、キッチンカーについてであります。いつ、どのようなキッチンカーが来ているのか、職員や市民に対して周知したほうがよいのではないかと思います。この点について、見解をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） キッチンカーにつきましては、まだ出店し始めたばかりで運用が安定していないという状況でございます。事業者も試行錯誤しながら効率的な営業を模索しているため、周知はしましたが時間がずれたり、事業者が来なくなったりと、また新しい事業者が来たりした場合についてはその都度、変更された情報を周知していかなければなりませんので、逆に混乱を招くおそれがございます。周知については、もう少し状況が安定してから考えていきたいと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。周知をお願いしたい理由といたしましては、御協力いただいておりますキッチンカー事業者が売上げ減少により撤退せざるを得ない状況になりますと、必然的にランチのレパトリー数も減り、結果、職員満足度にも影響を及ぼします。来庁者や職員以外の方々にも御利用いただけるように提案させていただきます。

最後となりますが、開庁してから4か月が経過し、御来庁された方々から施設に関する御要望はどのようなものがあつたのか確認させてください。

○総務部長（宮本 学君） まず、御意見としては、車椅子の数が少ないという意見がございましたが、まだ開庁して間もないため、要望はまだあまりいただけていないという状況でございます。これからいろいろな使われ方をしていく中で、様々な御要望が出てくるものと考えてございます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。窓口サービスに関してなどは、1回目の御利用ですぐに御評価いただける部分も多いかと思いますが、施設の備品や運用などは何度も御利用される中で感じるものもあるかと思います。御答弁にありましたとおり、これからいろいろな使われ方をしていく中で様々な御要望が出てくるものと私も考えておりますので、ぜひともその辺の御要望も丁寧に拾っていただき、冒頭確認させていただいた基本理念、基本方針に示された新庁舎像をより具現化していく取組をお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（星いつろう君） 以上で、はぎの議員の一般質問を終わります。

ここで、対馬議員より、体調不良のため午後2時45分から終日欠席する旨の届出がございましたので御報告いたします。

この際、10分程度休憩といたします。

午後3時41分休憩

午後3時54分再開

○副議長（星いつろう君） 会議を再開いたします。

◇

○副議長（星いつろう君） 続きまして、鳥居議員。

○3番（鳥居あかね君） 自由民主党国分寺の鳥居あかねでございます。通告に従って質問いたします。

1番、飼い主のいない猫（野良猫）対策について。飼い主のいない猫が一つの地域に増え過ぎてしまうと、繁殖期の鳴き声やふん尿の被害など様々な問題が引き起こされます。地域の衛生環境の悪化とともに、近隣の住民同士の関係の悪化も起こってしまうことがあります。猫による地域の衛生環境の悪化を防ぐための対策としては、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を行い、繁殖を抑制する方法が取られています。地域猫の不妊去勢手術補助金制度について、国分寺市では飼い主のいない猫に対して、いつから、どのような対策をしてきたかお伺いします。また、多摩地域のほかの自治体と比べてどのような補助内容となっているか教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 市では、平成30年度より地域猫不妊去勢手術補助金交付事業を実施してございます。内容は、市内に生息する所有者のいない猫に対して不妊手術または去勢手術を実施した方に、手術費用として一定額の補助を行っているというところでございます。この補助金額については、令和6年度に不妊手術については1万円から1万5,000円に、それから去勢手術については5,000円から1万円に引き上げを行ってございます。

提出した多摩地域26市における令和5年度の飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付制度の状況で多摩地域26市を比較した場合、この資料は令和5年度末のデータになりますが、当市は令和6年度に補助金額を引き上げており、26市の中でも補助金額が大きい部類になっていると考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） 飼い主のいない猫の不妊去勢手術に補助を実施いただき、ありがとうございます。後ほど資料で数値を見て検証していきたいと思いますが、実際に市内でも飼い主のいない猫の頭数が減ってきていると感じられます。市役所にかかってくる苦情の件数も減っているとお聞きしております。

この手術ですが、通常の飼い猫の不妊手術ですと3万円から4万円程度の手術費用がかかるところ、飼い主のいない猫には格安で手術をしてくれる市内の動物病院があります。飼い主のいない猫は捕獲時に体にノミ、ダニ、シラミがついていることがあり、また猫風邪や寄生虫を持っていたり、猫エイズ、猫白血病のウイルスを保持している場合があります、病院に持ち込まれると通常診療のリスクとなることから手術や診察をしていない病院もあります。そのように、自身の病院経営にとってリスクとなっても、猫のため、人のためと、飼い主のいない猫の手術を引き受けてくれる動物病院で今まで手術が行われてきました。麻酔代、抗生物質代、人件費等が高騰している現在において、持続可能な不妊去勢手術が進められるよう、現状に合わせて調整いただけましたこと、ありがとうございます。

不妊去勢手術補助金交付制度は都からの補助がありますが、内容について教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 先ほど御説明しました地域猫不妊去勢手術補助金交付事業については、東京都の保健医療政策区市町村包括補助事業におけます補助メニュー、飼い主のいない猫対策を活用して実施しております。補助率は2分の1となっており、市では平成30年度よりこの補助金交付事業を実施しておりますが、実施当初よりこの東京都の補助金を活用しているというところがございます。この補助の目的といたしましては、動物愛護相談センターにおける猫の致死処分数や苦情を減少させるため、みだりに繁殖させず、飼い主のいない猫を増やさない各種対策を地域住民等の理解と協力を得て実施し、地域の衛生環境確保との両立を図るということになってございます。

○3番（鳥居あかね君） 地域住民等の理解と協力を得て実施し、地域の衛生環境確保との両立を図るものという視点が本当に大事であると思います。どのように理解と協力を得ていくのか、飼い主のいない猫対策については周知啓発が重要ですので、市の姿勢を示していただきたいと思います。

次に、地域猫不妊去勢手術補助金交付事業の経過を見ていきたいと思っています。東京都では自治体独自の補助金制度が創出されており、東京都全体で見ても飼い主のいない猫が減ってきています。また近隣自治体においては国分寺市と同様、年間の手術件数が減ってきている状態です。しかしながら、全国では市独自の補助金制度が確立されておらず、飼い主のいない猫が市内で数千匹以上、未手術のままである自治体もあります。そういった自治体から見れば国分寺市の事例は先進事例であり、お作りいただいた資料はとても重要なものとなります。詳細な資料の作成をありがとうございます。

それでは、地域猫の不妊去勢手術補助金件数の推移と動物死体処理に係る猫の死体件数の推移の請求資料に基づいて、国分寺市での経過をどのように捉えているかお示してください。

○建設環境部長（島崎進一君） 提出した資料から分かることは、補助件数については令和2年度をピークに近年減少傾向にあることが読み取れます。また、猫の死体処理件数につきましても令和2年度をピークに近年減少傾向にあることが分かります。こうした補助件数や猫の死体処理件数が減少してきたことで、現在、生息している地域猫の数も減少傾向であると推測されます。このことは、不妊去勢手術補助金交付事業の一定の効果が出たものと考えてございます。今後も引き続きこの制度を実施しまして、地域猫の数が増えないよう経過を見ていきたいと考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） この事業が始まる際の当時の議事録を見ましたところ、尾沢議員の質問で、一定期間がたった後には苦情の件数や猫の死体処理件数などの推移を見て、しっかりと事業の検証をするようにという発言がありました。一定の効果が出たものと考えられること、よかったと思います。年間の手術数は減ってきている状況ですが、猫の繁殖力は強いので、今後も注視していただきたいと思います。

また、同時に周知啓発も課題であります。今後の取組を教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 市では、昨年度に東元町におきまして、飼い主のいない猫の地域共生講座を、講師の方を招いて実施しました。19名の参加をいただきまして、市民の方に地域猫について理解を深めてもらいました。今年度につきましても、昨年度と違う地域におきまして地域猫に関する講座を実施したいと考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） 昨年度、東元町において行われた飼い主のいない猫の地域共生講座は私も参加しました。参加者の方がとても熱心に聞いておられて、活気のある講座でした。市報で周知したのはもちろんのこと、元町自治会が自治会の回覧で各家庭へチラシを回して周知したとも聞いております。今年度も地域密着で、自分の住んでいる地域の課題を自分たちで考えるという講座を期待しております。

また、近年、飼い主のいない猫対策の関連で問題となっているのが、独居の高齢者が入院や死亡などで

ペットを手放す状態になることが増えていることです。事前の対策が必要と考えますが、ペットの情報をあらかじめ把握し、介護支援専門員などに配布するなど情報を活用できる仕組みづくりを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 市では、今年3月に狂犬病予防集合注射の案内通知の際、ペット情報を記載するチラシと一緒に配布してございます。このチラシを家の中の見えるところに貼り付けることで、飼い主に何かあった際にペットに関する情報を活用できると考えてございます。つきましては、今後、こういった取組を行っていることを庁内の関係部署とも共有していきたいと考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） 情報の活用ということで庁内の関係部署と共有していただくこと、本当に重要と感じております。国分寺市では独居の高齢者が入院や死亡などでペットを手放す状態になることが、今まで平均して年に一度ほど起きております。まだ少ない事案で、市でも大きな課題であるとは認識されていないところであるとは思いますが、人口約14万人の埼玉県三郷市では、先日、三郷市の市議会議員の方から伺ったお話ですが、年間10件程度、独居の高齢者が入院や死亡などでペットを手放す事案が起こっているそうです。三郷市でも、飼い主のいない猫の手術件数はかなり減ってきている状況で一定の効果が出ている中、今年度は、独居の高齢者がペットを手放すという課題に向き合い、市として新しく補助金制度を創出するとのことでした。国分寺市でも他市の事例を研究するとともに、状況に応じて対応いただきたいと要望いたしまして、この件を終わります。

次に、市営自転車駐車場についてお聞きいたします。まずは、国分寺駅北口地下自転車駐車場がどのようにして整備されたのかお聞かせください。

○建設環境部長（島崎進一君） 本市では、国分寺駅周辺地区まちづくり構想を策定しまして、この中で駅及び駅周辺への自転車利用の環境を整えるため、駐輪場を整備することを基本的な考えに位置づけました。この構想では、3,000台の収容台数を持つ自転車駐車場の整備が必要だとされておりまして、これに基づき国分寺駅北口地下自転車駐車場を3,000台収容できる施設として設置したものでございます。オープンは今和元年12月1日となり、一時使用専用の施設でございます。料金は1回100円で、2時間まで無料となっております。

○3番（鳥居あかね君） 令和元年12月からの運用開始で、3,000台の収容ができる一時使用専用の地下駐車場だということが分かりました。駅及び駅周辺への自転車利用の環境を整えるため駐輪場を整備することとした際に、周辺に点在していた一時利用の駐輪場を地下駐車場にまとめるためには何台の収容台数が必要かなどを考えて整備されたとお聞きいたしました。

それでは、現在の利用状況について教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） オープンが令和元年12月のため、令和2年度からの推移として御説明いたしますと、事務報告書のとおり、令和2年度の延べ使用台数は、約56万9,000台でございました。令和3年度は、約88万2,000台と31万台以上増加してございます。令和4年度には、さらに18万台増加しています。令和5年度には、114万4,327台となり、令和2年度と比較いたしますと、57万台以上の使用台数が増加しているという状況でございます。

○3番（鳥居あかね君） 令和2年度からの推移をお聞きしましたが、令和2年度はちょうどコロナ禍の影響を受けた年です。令和5年度には令和2年度と比較すると多くの使用台数が増加しているとのこと、今後の使用台数はこのまま維持していくか、または増加していくものと見られます。先日、市民の方からお声をいただいたところ、平日の昼前に地下駐輪場を使用したいと訪れると、満車で使用できなくて困っ

ているということでした。満車の状況についてお聞かせください。

○建設環境部長（島崎進一君） 駐車ラックは上下２段式で、下段は利用しやすいため満車になりますが、上段が満車になることはありません。ただし、電動アシスト付き自転車や幼児用座席がついた自転車など普通の自転車より大きく重量のある自転車、これらを大型車と呼んでございますが、これらは重量制限によりラックに駐車することはできないため、大型車専用のスペースを用意してございます。この専用スペースにつきましては満車になることがございます。

○３番（鳥居あかね君） 駐車ラックは上下２段式で、下段は利用しやすいため満車になるが、上段が満車になることはないとのこと。ただし、電動アシスト付き自転車など車体が重い大型自転車は満車になることが分かりました。大型自転車が満車になる件は後ほど触れさせていただくこととしまして、上下２段式ラックの話をしたいと思います。

お困りの方の使っている自転車は通常の自転車で、いわゆるママチャリと言われるような形状の26インチの自転車でございます。カタログ上では27インチが17.7キログラムと表記されている自転車で、後ろに買物かごを載せているので、全体で19キログラムから20キログラム前後となります。この通常の自転車を下段ラックが満車のときに上段のラックに収容しようとする重さでラックが沈んでしまい、駐車できないことがあるということです。その方にとっては上段が空いていても載せることができないので、実質満車状態となります。上段ラックのカタログ上での耐荷重は20キログラムです。上段ラックが自転車の重みで下りてきてしまう場合は耐荷重を超えてしまっているということで、収納できないのはしょうがないことだとは、もちろん理解しております。

ここでお伝えしたいのは、上段が空いているから満車ではないと、記録上では普通自転車は満車状態にならないという報告になっていますが、上段に載せられない普通の形状の自転車もあり、実質満車状態になっている場合があるということです。利便性の高い人気の駐車場ですので、混雑状況を研究していただければと思います。

また、先ほどの大型車と分類される重量のある自転車は満車になることがあるとのことですが、管理人にお話を聞いたところ、平日は９時半頃には満車になってしまう、夕方まで止めている方が多いので、多くの方が通勤時に使用しているという所感であるということでした。大型車のスペースの拡大は喫緊の課題だと感じております。利便性の高い国分寺駅北口地下駐車を一時利用として最大限活用するのであれば、少し余裕を持った収納ができるように調整していただきたいと思います。

次に、国分寺駅北口には中央線の線路沿いに位置する国分寺駅北口自転車駐車場がありますが、こちらはどのように整備されたかお聞きいたします。

○建設環境部長（島崎進一君） 国分寺駅北口自転車駐車場は、放置自転車対策を目的といたしまして平成7年5月2日に開設してございます。建物は３階建てとなり、国分寺駅北口地下自転車駐車場開設までは自転車の一時利用も行っておりましたが、現在は定期利用のみで、令和５年度の収容台数は3,049台でございます。

○３番（鳥居あかね君） 収容台数が3,049台とのこと、分かりました。それでは、現在の利用状況はいかがでしょう。

○建設環境部長（島崎進一君） 事務報告書では、平成30年度の定期利用は延べ1万3,458台でございますが、これは原動機付自転車も含んだ台数となっております。これが令和２年度には8,457台に減少、その後も減少傾向が続き、令和５年度には7,625台となり、平成30年度と比較しますと約5,800台減少した

ことになります。この施設にも大型車専用スペースを用意してございますが、こちらにはまだ余裕がある状況でございます。北口駐車場の定期使用が減少し、北口地下駐車場の一時使用が増加する傾向が強くなってございます。この状況は、コロナを契機といたしまして在宅勤務が浸透したことにより通勤する日数が減少し、定期使用する必要がなくなったことも影響しているのではないかと推測しているところでございます。

○3番（鳥居あかね君） ありがとうございます。では、現在の空き状況を教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 国分寺駅北口自転車駐車場の定期契約数は今、集計中でございますが、令和6年度末の時点で約1,300台となっておりまして4割強の契約率となり、まだ余裕がある状況でございます。

○3番（鳥居あかね君） 4割強の契約率であるということで、まだ余裕のある状況が分かりました。先ほど利便性の高い北口地下駐車場を一時利用として最大限活用するのであれば、少し余裕を持った収納ができるよう調整していただきたいと要望しましたが、こうした状況を解消するため、まだ空きのある北口駐車場を有効活用することはできないでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 北口駐車場の大型車を含む一時利用を分散させることが、満車の解消につながると考えてございます。コロナ禍以前のように北口地下駐車場を週5日で利用する場合、市内、市外在住を問わず1日100円のため、1か月20日といたしまして2,000円というところでございますが、在宅勤務などにより仮に週3日の利用となれば、1か月12日として1,200円で済むということになります。北口自転車駐車場の市外料金は最も高い料金が2,400円、一番低い料金でも1,400円となります。定期利用が割高であるため地下駐車場を利用しているという声もありますので、使用料のバランスを取ることで地下駐車場を一時利用としている一定の方が、北口駐車場の定期利用に移行する可能性があると考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） 分かりました。北口地下駐車場には駅に近いという大きなメリットがありますので、利用者が集中しているのだと思います。北口駐車場に利用したくなるメリットが生まれれば、利用者を分散させることにつながると思います。北口地下駐車場の使用料を改定することにより北口駐車場の定期使用料とのバランスが取れば、北口地下駐車場の一時利用者が北口駐車場の定期使用に移行していくのではないのでしょうか。また、北口駐車場の一時利用を再開するというのも対策の一つになると考えますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 北口地下駐車場の一時使用料を改定することによりまして、北口駐車場の定期使用に価格面での優位性を持たせることができます。また、北口駐車場の一時使用は終了した経過がございますが、定期利用の減少、電動アシスト付き自転車など大型車の利用拡大などもありますので、これを再開することで地下駐車場の利用者が分散されることもあると想定しているところでございます。

○3番（鳥居あかね君） 使用料を改定することで自転車駐車場の利用者が減少し、放置自転車が増加することも考えなければなりません。しかしながら、現状抱えている課題を解決するには必要な手段であると考えております。以前より新海議員より御発言がありましたが、私からも料金については改定の議論をお願いしたいと思います。例えば、北口地下駐車場の料金を200円へ、また2時間無料の取扱い等をどう考えていくのかなど、そういったことも他市の状況を見ながら検討していただきたいところでございます。今後の駅周辺環境のためにも、まずは調査などを行った上で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 他市における料金設定の状況などにつきましては、調査研究してきたというところでございますが、今後につきましては、これに加えて他市での料金改定後の利用状況や、利用者アンケート調査などによりまして利用実態を調査してまいりたいと考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） 他市における料金設定の状況など調査研究をお願いして、この件は終わります。
次に、黒鐘公園の整備について、黒鐘公園の整備のスケジュールをお伺いします。また、補助金を活用した事業となっていますが、内容を教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 令和6年度に国分寺市土地開発公社によりまして黒鐘公園用地を先行取得しておりますが、市は令和7年度から9年度にかけまして分割して買い戻す予定となっております。また、令和7年度にインクルーシブな遊具やバリアフリーに配慮したトイレ、園路等を整備いたしまして、令和7年度中の使用開始を目指しているところでございます。工事費が1億5,000万円を超えることから本定例会に付議しまして、本会議最終日での議決をもちまして本契約を締結いたします。その後、現場着手までに工事説明会を開催いたしまして、工事の概要について市民に説明いたします。工期は令和7年6月から令和8年1月の予定で、完了検査合格後に使用を開始いたします。また、今回の整備事業には活用可能な様々な補助金メニューを充用する予定で、公園用地の一部買戻しには社会資本整備総合交付金や都市計画公園整備事業補助金を、また公園整備には地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金や、区市町村だれもが遊べる児童遊具広場事業に対する都の補助金を充てていきたいと考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） スケジュールと、様々な補助メニューを活用することが分かりました。令和7年度中の使用開始を目指したスケジュールとなり、工期は8か月間ほどであるかと思いますが、工事中の通路確保はどのように考えていますでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 黒鐘公園の園路は前面道路の歩行者用通路としても機能していることから、通路等の境にオレンジネットなどを設置しまして南北へ抜ける通路を確保するとともに、公園利用者や通行人の安全に配慮して工事を進めてまいります。

○3番（鳥居あかね君） 公園内の通路を歩行者用通路として確保することが分かりました。通路と整備箇所とがかなり近い所で行われると思いますので、安全対策を十分考慮するようお願いいたします。

次に、インクルーシブな視点での池の整備についてお聞きします。昔から住民に親しまれてきた池は、今では少し古びてしまい、立入禁止となっていますが、それでもなお存在感のあるものとなっております。池の活用を踏まえたインクルーシブな視点での水遊び場の整備をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 水遊び場につきましては、既存の池を有効に活用できないか、専門家の意見を伺いながら検討を行っているという状況でございます。また、インクルーシブな視点を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○3番（鳥居あかね君） 一から造るより、現在あるものを活用するほうが難しいといったような状況もあるかと思いますが、憩いの空間づくりを目指して、ぜひ、御検討をお願いいたします。

黒鐘公園については以上でございます。

次に、認可保育所の待機児童について、保育所の入所状況と今後についてお聞きいたします。保育所の入所状況は昨年と比べてどう推移しているか、現状をお伺いします。また、新たに開始した定期利用保育事業とベビーシッター事業の利用状況についてもお願いいたします。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 令和7年4月1日時点での待機児童数は9名となり、前年度の24名か

らは15名減少いたしました。年齢別で申し上げますと1歳児が7名、2歳児が2名でございました。待機児童が減少した要因としましては、新規申込者数が857名で前年度と比較して51名減少したこともございますが、既存の認可保育所の定員の見直しや定員の弾力的な受入れに加えて、新たに待機児童対策として実施した定期利用保育事業及びベビーシッター利用者支援事業が保育の受皿として機能したことによるものと捉えております。定期利用保育事業は、市立ひかり保育園と市立恋ヶ窪保育園の2園で実施し、ひかり保育園が10名、恋ヶ窪保育園が6名で合わせて16名の利用がございました。また、ベビーシッター利用者支援事業につきましては、事業者と契約して利用される方が3名でございました。

○3番（鳥居あかね君） 令和7年4月1日時点での待機児童数が9名となり、前年度の24名から15名減少したことが分かりました。待機児童数が減少した要因としましては、新規申込者数が857名で前年度と比較して51名減少したこと、新たに待機児童対策として実施した定期利用保育事業等が受皿として機能したことが分かりました。新規申込者数が51名減少して、そして定期利用保育だけでも16名の受皿として機能したところではありますが、前年度と比較して15名の減少にとどまったということです。新規申込者数の減少からでは読み取れないような個々の利用者の保育ニーズがあるのでしょうか、新規申込者数の推移も交えて教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 最終的な待機児童数が15名の減にとどまった主な要因としましては、地域的な傾向として西側エリアが比較的保育需要が高かったこと、様々な保育の受皿とのマッチングが進まないケースがあったこと、また、昨年度に1歳児の定員の弾力化を拡充したことによって令和7年度の2歳児の新規受入れ枠が狭まったことによるものと捉えております。

なお、認可保育所等の新規申込者数、申込み件数の推移については、近年減少傾向が続いておりまして、令和2年度は1,033名だったのに対して令和7年度は857名となっており、この5年間で176名減少している状況でございます。

○3番（鳥居あかね君） 新規申込者数がこの5年間で176名減少しているとのこと、少子化が進んでいる一端として認識しますが、大幅な減少に驚くところでございます。一方で、保育を必要としている人のニーズは依然として高い状態でありますので、今後予測するのは本当に難しいと感じます。今年度、定期利用保育事業及びベビーシッター利用者支援事業を新たに実施したことは本当によかったと思います。新しい試みでしたので苦労されたことも多かったのではないのでしょうか、調整の難しさなどがありましたら教えてください。また、さらなる追加の対策が必要な場合、ほかの園にも定期利用保育を増やしていくことはできるのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 今年度から公設民営保育園において定期利用保育事業を開始したところでございますが、新規事業ということで運営事業者の方々に対して事業の趣旨を丁寧に説明し、現場の理解を得た上で協議・調整しながら、短期間で人材確保や体制整備を行い実現したところでございます。今後、定期利用保育事業を新たに民設民営保育園にも増やしていけるかどうかにつきましては、地域的なニーズの把握や分析、運営事業者の意向確認はもとより、事業実施に必要な空き部屋等の場所や保育士等の人材確保などの課題があり、運営事業者との協議・調整等が様々な必要であると考えております。事業を拡大する際には、そうした様々な課題を一つ一つクリアしていく必要があると認識しております。

○3番（鳥居あかね君） 運営事業者の皆様を含め、短期間での御調整をありがとうございました。今年度は9名の待機児童であったということではありますが、今後の待機児童対策についてはどのように考えているかお示しください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 令和7年2月に策定いたしました子ども若者・子育ていきいき計画では、今年度、認証保育所の認可移行を行うことで待機児童は解消の見込みとしています。今年度開始した定期利用保育事業とベビーシッター事業を安定的にしっかりと進めてまいりたいと思います。

また、さらに待機児童解消のため、既存の保育施設の活用の検討や定員変更については、保育施設の保育面積を確認し、保育事業者と定期利用の実施が可能な状況であるかどうかや空き定員の状況を踏まえて、ゼロ歳児等の定員変更の調整を保育事業者と協議・調整を進めてまいりたいと考えております。

○3番（鳥居あかね君） 令和7年2月に策定されました子ども若者・子育ていきいき計画では、令和8年度には待機児童が解消するとの計画が示されています。令和7年度の予測値は今回の実数値とほぼ同じ数値となりましたので、令和8年度の待機児童解消には期待が持てるものと思います。引き続き、今年度、認証保育の認可移行を行うこと、また、今年度、開始した定期利用保育事業とベビーシッター事業を安定的にしっかりと進めていくことをお願いいたします。

今後、保育利用のニーズの高まりが予測しづらいということはあると思いますが、人口減と保育ニーズの需要と将来予測について慎重に見極めながら適切な方法を取っていく必要があると思います。出生数、就学前人口、転出入の状況、保育園の新規申込者数、幼稚園へのニーズなど様々な状況を考え、注視しながら今後の保育行政を進めていっていただきたいと思います。待機児童解消が、今後さらに始まることも誰でも通園制度の実施にも影響してきます。この制度は、親の就労等の有無に関わらず、全ての子どもの成長を後押しし、在宅で子育てしている家庭への支援として、今年度、市でも未就園児への預かり事業が始まると聞いております。こちらは、事業者側から見た保育園経営についてはどのような効果があるのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 国におきましては、令和8年度からこども誰でも通園制度が本格実施される予定です。本制度は、保育園の空き定員を活用して実施することで利用児童の確保につながり、自治体から給付費等が新たに入ってくるなど、保育園に対する経営支援という側面もございます。本市におきましても、令和8年度の本格実施を見据えて、今年度から東京都の類似事業、多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用して、保育園5園で定期的な預かり事業を実施しておりますが、今後も持続的な保育園運営という視点を持って、各園とも協議・調整しながら対応していく方針でございます。

○3番（鳥居あかね君） 保育園の空き定員を活用して実施するということで利用児童の確保につながり、自治体から給付金等が新たに入ってくるなど、保育園の経営支援という側面があることが分かりました。待機児童が解消されると、今後課題となるのが保育園の空き定員の増加です。持続的な保育園運営という視点を持って各園との協議・調整をお願いいたします。

子育て支援は、仕事との両立支援はもちろんのこと、全ての子育て家庭が悩みや不安を解消し、子育ての喜びを味わえるようにするため、全ての希望する家庭がゼロ歳の頃から保育園や幼稚園を利用できるとよいと思います。待機児童対策はもちろんのこと、今後、多様な保育ニーズに応えられるよう対応を進め、子育てしやすいまちづくりを推進していただきたいと要望いたしまして、鳥居あかねの一般質問を終わります。

○副議長（星いつろう君） 以上で、鳥居議員の一般質問を終わります。



○副議長（星いつろう君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○副議長（星いつろう君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
お諮りいたします。市長公務のため5月14日を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○副議長（星いつろう君） 御異議なしと認めます。よって、5月14日を休会することと決しました。
次の本会議は5月15日木曜日、午前9時30分から開きます。
本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後4時33分延会

5 月 15 日 （ 木 ）

（ 第 3 日 ）

令和7年国分寺市議会第2回定例会会議録

令和7年5月15日（木）

○出席議員（22人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	12番	丸山	哲平
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	及川	妙子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○出席説明員

市	長	井澤	邦夫	副	市	長	橋本	正之
副	市	長	塩野目	龍一				
政	策	部	長	村越	隆治	公共施設マネジメント担当部長	細川	啓明
総	務	部	長	宮本	学	市民生活部長	杉本	守啓
健	康	部	長	新井	宏伸	福祉部長	玉井	理加
子ども家庭	部	長	石丸	明子	まちづくり部長	加藤	政幸	
建設環境	部	長	島崎	進一	秘書課長	佐藤	久美子	
会計管理者	心得	野中	美由貴					
教	育	部	長	古屋	真宏	教育部長	日高	久善

○議会事務局出席職員

局	長	伊藤	寿一
次	長	鈴木	輝哉

○議事日程

第 1

一般質問

午前 9 時 30 分開議

○副議長（星いつろう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 人であります。

これより本日の会議を開きます。

議長に代わり、副議長の私が議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。



日程第 1 一般質問

○副議長（星いつろう君） 日程第 1、一般質問を行います。

最初に、皆川議員。

○17 番（皆川りうこ君） 皆様、おはようございます。立憲・市民フォーラム、皆川りうこです。

まず、第 1 番目の通告、高齢者福祉について、そしてまた終活課題についてということで質問させていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計の結果によると、2050 年には世帯主が 65 歳以上の単独世帯は増加し 1,083 万 9,000 世帯、その中でも未婚者が占める割合として男性が 59.7%、2025 年の数字は 37.7%で、女性が 30.2%、現在は 12.3%との数値も示されております。現在は配偶者との離別、死別によっていわゆるおひとりさまになっても、近くに子どもがいる場合、何らかの手助けをする事例もあります。しかし、今後は若い世代の血縁者がいない高齢者が増加するだろうと言われております。突然死ということであれば別ですが、一般的に高齢になり、生前期の中でも健康な時期と要介護、認知症となった時期とでは課題などが異なり、様々な準備、手続等が重要になってきます。さらには、死後も想定して考える必要があるのではないか、まさに今、高齢社会のおひとりさまとどう向き合うかが問われているということです。前回も紹介しているんですけども、今回の事例ということで、その後の状況をお伺いしたいと思います。

紹介いたしましたのは横須賀市ですけども、終活支援として 2 つの事業に取り組んでおります。今の国のモデル事業でもありますが、改めて簡単に御紹介します。一つはエンディングプラン・サポート事業、生前に自治体に登録申請を行い、生活保護基準と最低納骨費用、約 27 万円を支払って事後の事務委任契約を行い、死後、納骨まで履行してもらうという、この対象者は低所得者に限られているものであります。低所得者の孤立市民をなくすため、訪問または電話等で確認して支えるというものです。なお、協力事業者は葬儀社となりますが、公開となるというものです。

もう一点は、2 つ目は終活情報登録制度であります。これは全市民が対象となる事業です。主に高齢の方が緊急連絡先であったり、持病、お墓の場所、本籍や筆頭者、また臓器提供に関する意思表示、葬儀、納骨等々、さらには遺言書の保管先、エンディングノートをどこにしまっているか、そして自由記述欄などの情報を自治体にあらかじめ登録しておきます。そして指定した情報開示対象者、病院であったり消防、警察、福祉事務所、指定した人から照会があった場合に、その情報を自治体が伝えることができるというものです。本人に負担はありません、登録するだけです。所得制限、また年齢制限もありません。警察であったり、病院もそうなんですけれども自治体に問合せすることになりますので、こういうことは市が実施しないと意味がないということになります。ちなみに横須賀市の場合ですが、これの登録の事業に関しては、年間約 300 万円。この事業の担当ということで 4 人ですので、人件費はかかるということです。いわゆる民間だけでは支援できない孤立低所得者市民、民業の下支えという位置づけでやっているというこ

とです。市として終活支援に関する情報について、改めてその認識と、その後の検討状況についてお聞きします。

○福祉部長（玉井理加君）　今も御紹介がありましたように、国分寺市におきましても今後高齢化が進み、単身者世帯の増加が予測されているところでございます。高齢福祉課では、将来の医療とケアについて本人と家族、支援者が話し合い、本人の意思決定を支援するACP、これはアドバンス・ケア・プランニングと申しますが、国では人生会議と言っております。こちらについての市民向け講演会の開催、地域包括支援センターの各講座においては施設の選び方、遺言書の書き方、ACPなどについて学んでいただく機会を持っております。令和6年第2回定例会でも御紹介いたしました、国では身寄りのない高齢者等の生活上の課題について、市町村において包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、意思決定支援を確保し、日常生活支援、身元保証、死後の事務支援を提供する取組について、令和4年度からモデル事業を実施しているところでございます。まだこちらのモデル事業の検証結果の詳細が示されておりませんが、当市においても、取組の参考にして、支援体制を検討していく必要があると考えてございます。

○17番（皆川りうこ君）　今、御紹介がありましたACP、人生会議は、人生の最終段階における医療とかケアに関しても本人と家族等身近な人などが事前に話し合う、それも1回だけではなく繰り返し話し合うというような取組です。私も参加して、本当に楽しみながら、そして今の自分自身に向き合う貴重な時間だったと思います。また、昨今では「デス活」といって、死を語ることは生きることを考えることにつながる、死についてカジュアルに語れる場があればもっと死を意識することができるのではないか、その結果として生き方やライフスタイルを見詰め直すことができるのではないかというのがポイントだそうです。また、涙を流してストレスを解消する「涙活（るいかつ）」であったり、また、生きるために逃げるという考え方「逃げ活」、本当に「活」がつかますよね、そういう取組もあるそうです。死を語ることをタブー視しない環境づくりも大事な点で、自殺対策にも通じるものがあると言われております。

今回、終活課題について改めてお聞きし、その必要性や重要性の認識は共有できたと思っております。今回、御紹介した事業は、あくまでも終活全体の一部とも言えるわけです。自分自身がまさにどのような最期を迎えたいかを考えることは重要で、自分自身の意思決定、事業者との契約、死後に至るまで一連の終活支援策の充実に向けて先進的に取り組まれている自治体や制度を、ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。そして国分寺市としての支援体制がどうあるべきか、今後も検討を進めていただいて、特に自治体でなければできない全市民を対象とした終活情報登録は、着目すべき点が多くあるのではないかと考えます。今後も精力的にといいますか、スピード感を持って取り組んでいただくことをお願いして、この点は終わりたいと思います。

では、次に、第3次国分寺市男女平等推進行動計画についてお聞きします。その1点目としまして、困難な課題を抱える女性への支援に関する法律の施行から1年たちました。その現状と課題についてお聞きします。

この計画では体系の目標5ということで「性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」とあり、第3次DV防止基本計画と困難女性支援基本計画が位置づけられております。私自身は困難な女性への支援、女性支援新法については、令和4年度以降取り上げているものでありますけれども、新たな法律が施行されて1年が経過したということで、市としての現状と課題、それについての取組の現状をお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君）　新法が施行されました昨年度におきましては、市では第3次男女平等推

進行動計画を策定したところでございまして、この計画の一部を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項で規定する市の基本計画として包含しているところでございます。今年度はこの計画において定めた目標と施策に向けた事業内容を各所管課で作成して、計画の実効性を持たせていくという内容となることと思います。計画策定に関わらず女性相談の窓口を人権平和課や生活福祉課に設けておりまして、相談の内容に応じて関係各所と連携を密にして支援に取り組んでいるというところでございます。引き続き連携しながら、適切に支援に努めていきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） 新法が施行されたことによって、専門的な知識はもとより、技術、経験を持ち合わせている女性支援相談員は困難な問題を抱える女性にとっての相談窓口であり、支援対象者との継続的な信頼関係の構築も極めて重要であります。今、市民生活部長から御答弁がありましたけれども、本当に各所管においてはこの新法で定められていること、また社会背景などを十分に理解し、実効性のある計画につながるように取り組んでいただきたいと思います。そして、このような支援対象者を支援するために、まさに縦割りではなく継続的な信頼関係であったり、様々な制度の活用、関係機関との連携などを図って支援を行っていただきたいということでもあります。本当にこれまで以上に重要となると考えられます。

過日、4月19日、「女性支援法施行から1年 ～支援現場&自治体は変わったか?」というシンポジウムが、立川市の女性総合センター・アイムで開催され、参加いたしました。その中では相談業務についての寸劇があり、脚色しているとはいえ、不適切と思える事例が紹介されておりました。その一つに、相談者が施設を紹介されてそこに出向く際、相談員が施設の状況を伝えるわけですが、その伝え方というのが非常に冷たいといえますか、しゃくし定規といえますか、事務的である、「できません」というような一刀両断な言い方であったり、そのような事例が披露されておりました。披露というか演劇だったんですけど。当市ではそのようなことはもちろん考えられませんが、ぜひ相談者に寄り添った対応を、まずはお願いしたいと思います。

そこで伺います。施設に相談者と出向く場合、女性支援相談員は1人ではなく2人が同行するということでもあります。施設を紹介されるということは、かなりせっぱ詰まった状況で、本当にセンシティブな案件ということは想定できます。相談者自身に身の危険が及ばないとは限らず、相談者に同行する方もお一人というよりも2人ということは適切な対応だと思っております。ただ、相談員が2人とも不在となるわけですが、その間の相談業務について、市としてどのような体制を取られているのかお聞きしたいと思っております。

○福祉部長（玉井理加君） 生活福祉課には2名の月額会計年度任用職員が配置されており、ともに社会福祉士、精神保健福祉士等の国家資格を有する職員が、女性支援相談員として専門的スキル、知識を持って任に当たっているところでございます。女性相談員不在の場合におきましては、業務を統括する相談支援係長と相談支援系の面接相談担当が係でフォローしている体制がございます。引き続き現体制で相談される方に寄り添った対応を図り、人権平和課など庁内関係部署と連携し、組織で対応してまいりたいと考えております。

○17番（皆川りうこ君） 組織で対応されるということ、本当にチームとしてしっかり対応していただきたいと思っております。今の1人から2人という体制は平成27年からなんですけれども、今日に至るということです。ただ、新法も施行され、今後も果たす役割が重要だということで、今の体制に課題はないのかということであったり、また1市だけではなく広域的に連携する自治体同士、そういうのも必要ではないかということ、今はまだ具体的に見えない課題もあると思っておりますけれども、引き続き新法の運用など、しっか

り把握しながらやっていただきたいと思います。厚生労働省の通知文等を見ますと、相談員自身に対してもフォローするという考え方もあるようですので、そのような視点も視野に入れながら今後取り組んでいただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思います。過日、小坂議員からも質問がありましたが、まさに声の出せない若い女性たちがどうそこにつながっていくか、なかなか行政には相談しにくいという状況があるということは本当に重要な視点だと思いますので、そういうところにも思いをはせてやっていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

では、次に、2点目、ジェンダー平等に関する職員等への研修についてということであります。これは以前も紹介しているんですが、まさに女性支援新法では人権の擁護を図るとともに男女平等の実現に資することを旨とすると規定しております。女性であるがゆえに、その性に起因して困難な状況、状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めているというものです。

そこでお聞きします。新法で規定する男女平等に関して、国分寺市は本当に日頃から取り組んでおりますが、まさにそういう取組は欠かせないものであります。これまで私も再三再四強く求めてきておりますが、男女平等の表現のガイドラインの周知、活用をさらに進めていただきたいと思います。昨年の決算特別委員会では周知啓発のところでお聞きしましたら、親子ひろばのスタッフでガイドラインの研修を行ったという答弁がありました。これについて、少し詳細をお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 表現のガイドラインの庁内における周知といたしましては、表現のガイドライン、アンコンシャス・バイアス等、ジェンダーの視点からの職員新任研修を実施してございます。また、広報連絡会議におきまして表現のガイドラインを周知して、市報をはじめとした各種広報物、また刊行物における表現の取扱いについて、職員への意識づけを行っているということでございます。

議員から御紹介がありました親子ひろばの研修では、実施事業者が参加される親子ひろば会議におきまして、表現のガイドラインを会議資料として使用しまして、事業の広報における表現についての共有、また意識啓発を図ったと伺ってございます。

○17番（皆川りうこ君） 人権平和課のほうで庁内に発信していただいているということで、それに関して親子ひろばの関係者のところで研修していただいたことは本当に高く評価したいと思います。さらに広げていただきたいと思います。庁内、委託先も含めてですが、本当に関係する事業者にもさらに周知といいますか活用していただきたいと思いますけれども、その点についてぜひ、さらに発信していただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 本ガイドラインは、市の刊行物等作成に当たって男女平等参画や多様性の視点を取り入れ、必要な情報を正確に、どなたにも分かりやすく伝える表現を生み出すための活用を庁内向けに策定したものとなっております。しかしながら、本ガイドラインの趣旨を踏まえまして、市民、事業所等にも御活用いただくことは有意義なものと考えております。市ホームページで当該ガイドラインを御覧いただける環境を整えているというところでございます。引き続き、庁内における周知、研修を実施するとともに、親子ひろばの事例のように市の事業に関わる事業者等も含めて意識を持って取り組んでいただくよう、各課へ働きかけていきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） ぜひ、お願いいたします。市のホームページでガイドラインが、もちろん探せば見られるんですが、探さないと見つからないというところですので、一工夫はお願いしたいなと思っております。

では、次に、（3）のアンコンシャス・バイアスについてということでお聞きします。ハラスメント関

係は本当に横文字が多いのですが、このアンコンシャス・バイアス、まさに市が作っている表現のガイドライン、これは令和5年7月の改訂が最新版であります、アンコンシャス・バイアスの視点を重点に見直したという説明がありました。これは用語解説にも記載されておりますけれども、自分自身では気づいていない物の見方のゆがみや偏見のこと、自分自身では意識しづらく、ゆがみ、偏りがあると認識していないために無意識の思い込み、偏見等もあります。アンコンシャス・バイアスを正しく理解しないと、これも横文字ですがマイクロアグレッション、小さな攻撃につながるおそれもあるというものであります。このような状況に陥らないためにも、ガイドラインの活用は本当に大事であるということです。全体的にこういう表現のガイドラインがあるよということを市民にお知らせするのはいいんですけども、ガイドラインの中にはいろいろな個別の事例があるので、そういう日常的にあるバイアスということを市民に事業者も含めて伝えていくということも必要ではないかと思っております。私としましては、市報等にアンコンシャス・バイアスシリーズパート1、パート2ということとか、今、議会だよりでもシリーズ国分寺市議会その1、その2という用語解説があるんですが、そういう形で紹介記事を掲載していただいてもいいのかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） アンコンシャス・バイアスは、誰もが持っている無意識の思い込み、偏見のことですが、この無意識の偏見が相手にとって悪影響を与える可能性があり、これが言葉や態度に表れて、相手にとっては否定的な言葉として受け止められてしまうこともある、マイクロアグレッションにつながるおそれがあると考えてございます。こうしたことを変えていくためには、無意識を意識的なものとしていく必要があると思います。その一つとして、表現のガイドラインの活用は有効なものであると考えてございます。御提案のありましたアンコンシャス・バイアスの具体的な事例といった市民等への周知につきましては、これまでも男女平等推進センター主催の講座等によってアンコンシャス・バイアスを含めたジェンダーに関する周知啓発を図ってございますけれども、その他の趣旨等については研究させていただきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。さらには、このガイドラインは適宜改訂はしていただいているんですけども、今後様々な情報も入手して情報のアップデートも行っていただきたいと思いますと思いますが、見解だけ簡単にお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 現行のガイドラインにつきましては、先ほど議員からお話があったように令和5年7月に改訂しているところでございます。ガイドラインの掲載内容は、社会環境の変化等によりその内容も変化するというものになってございますので、ガイドラインを有効に活用するためにも内容確認を適宜行いまして、必要に応じてブラッシュアップ、改訂していくものと認識してございます。

○17番（皆川りうこ君） ありがとうございます。ぜひ、お願いします。

この質問に関しては紹介だけで終わらせていただきたいのですが、紹介と見解といいますか、実はこのガイドラインを作成するときに参考にした自治体の中に堺市がありました。堺市のホームページを見ると、ここで動画をつくっているというのが分かりました。ここには電話でも問い合わせたんです。そうしましたら、職員が企画して絵コンテとかも手作りで、予算もかなり低額だったということなんです、マイクロアグレッションとアンコンシャス・バイアスを分かりやすく解説していました。これにつきましては、恐らくその自治体のキャラクターでしょうね、ハニワ部長というのが出てきて、動画も2分ぐらいで非常に見やすい、短いものでした。そういうものも参考にさせていただきたいなということは、紹

介だけで終わります。

最近、もう一つ、こういう言葉もあるんだなというのでびっくりしたんですけれども、ヒムパシーという言葉があるんです。「ヒム」というのは彼です、h e、h i s、h i mのh i mです。シンパシーは共感ということでして、いわゆる男性加害者に対する、本当にここにいらっしゃる男性の方には申し訳ない話と思いながらなんですけれども、こういうのがありますということだけ知っていただければと思います。男性が性暴力を起こした場合でも、その人の社会的地位や将来を考慮して同情されることが多く、被害者の訴えが軽視されることがあるということ。そして、加害者は本当はいい人とのイメージが強調されて、被害者が適切に保護されないということが問題視されるということがあるそうです。被害者の声が無視され、加害者が罰せられないということが少なくないと言われることもあります。男女平等を実現する上でも重要な課題であり、昨今、SNSで間違った情報が拡散されるということも心配です。特に有名な、テレビ等に出ている方のことでも話題になることがあります。昨今のこのような状況、いわゆるミソジニー、これは女性嫌悪と言うんですけども、その一つの形態としてこういう現象があるのではないかという分析もあります。本当にSNSの発信というのは慎重にしなければいけませんし、誰かを傷つけるかもしれないということを思いながら発信に気をつけなければならないということです。という意味では、やはり日頃から人権尊重の宣言のある自治体としての発信力は重要でありますので、取組に期待したいと思います。

この質問といいますか、見解だけ述べさせていただきますが、日本のジェンダーギャップ指数が146か国中118位であって、この118位も昨年の125位から118位ということなんですが、まだ百何位という状況です。いわゆる先進7か国の中でも最下位であるということは周知のことです。このような状況の中、さらにジェンダー平等政策を大きく後退させようとする動きとして看過できないなと思っていることなんですが、埼玉県嵐山町に国立女性教育会館、いわゆるNWE C（ヌエック）というところがあります。この施設は、女性の教育の振興を目的に研修、交流、情報、調査研究等の機能を持つ国内唯一の施設でありまして、1977年に設立されたわけです。全国から多くの方が来館して活用されて、宿泊研修なども行われております。しかし、コロナ禍を経て、昨年の暮れにこの施設の廃止の方針が国から明らかにされて、研修棟と宿泊棟を廃止するということです。さらに更地にするという計画でもあります。この件については、地元嵐山町はもとより、埼玉県知事であったり、多くの市民団体も異議を唱えております。本来は公共のこのような施設、ここは教育施設という位置づけですが、目先の効率性とか収支で判断されるべきではないと考えます。どのような社会を目指していくのかという理念によって支えられるべき存在だろうと思っております。翻って国分寺市では国分寺市男女平等推進条例を有し、また男女平等推進センター、その機能と一体となって施策に取り組んできたことは本当に意義深いことであると理解しております。条例の基本理念に即した運営や施設であることが重要でありますし、この先も、このNWE Cのように後退と思われるような方向性にだけはしていただきたくないということを最後に申し上げまして、この質問を終わります。

それでは、通告の3番、自殺対策についてに移りたいと思います。こちら令和6年第4回定例会で取り上げております、（1）自治体連携事業についてです。ゲートキーパー養成講座と自殺対策に関わっての自治体連携事業の導入について質問させていただいております。その後の自治体連携について、進捗状況をお伺いしたいと思います。国分寺市では、そのときに私は自殺のプロファイルを資料としてお出ししていただいておりますが、2009年から2023年まで101名の方がお亡くなりになっております。こういう状況、1人でも本当に命を救いたいという思いから、自治体連携は今どのようなになっているのか、お聞かせ

いただければと思います。

○健康部長（新井宏伸君） 自殺対策に係る自治体連携事業につきましては、検討を進めているところでございます。庁内では、本年1月に開催いたしました相談支援業務を所管する部署の職員で構成いたします相談支援総合調整会議において当該事業の内容について共有を図るとともに、意見などもいただいております。また、今年度に入りまして実際に事業者と打合せを行い、事業内容などの確認をさせていただきました。この間の検討の中では、事業を実施する場合の課題といたしまして、事業者にはSNS等に入った相談を市の専任職員を通じて具体的な支援につなげていく必要がございますが、支援に当たりましては、相談者の状況に応じた様々な相談内容に対して市側の相談受入れ体制を確保していく必要がございます。また、自治体がリスクのある方に配布いたします連携自治体専用アカウントが記載されたカードを事業者から提供いただけるとのことですので、その運用方法につきましても検討が必要となってくると考えてございます。当該事業につきましては、比較的ハードルの低いSNSを自殺対策の相談に活用できる実践的な事業と考えてございますので、課題の解決に努めてまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） その後、様々検討を進められているということが分かりました。この事業をやっているところのモニタールームといいますか、相談室があるところがあるんですが、現地にも出向いていってくださっているという話も聞き及んでおります。情報収集していただきまして、本当にありがとうございます。自治体連携事業ということでは、相談支援総合調整会議でも取り上げたということであります。これについては、本当にすぐにもやっていただきたいと思っております。

今おっしゃった専用アカウントが記載されたカードというのは、これは誰にも配るものではなく、医療機関など専門機関への周知、理解というものが必要になってきますので、そこは一定時間がかかるかと思えます。慎重で丁寧な取組をお願いしたいと思います。

では、次に、（2）Web空間の居場所についてということで、このようなパネルを御用意させていただきました。皆さんのところにも資料が配られているかと思います。これも昨年提案しているものであります。このWeb空間の居場所について既に御提案しておりまして、出典にライフリンクと書いておりますが、ここから一部引用いたします。

「かくれてしまえばいいのです」は、今、死にたい、消えたいと思い悩んでいる子どもや若者への提案です。今のつらさに耐えられない、この世から消えて楽になりたい、死にたいといった思考ではなく、今のつらさに耐えられない、この世から消えて楽になりたいのであれば、まず一度この世から隠れてしましましょうという提案を具現化したものであります。2024年3月1日のローンチ、公開以降、アクセス数は1か月で200万件を超え、現在も日々多くの人に利用されておりますということは、ホームページから引用したものです。匿名、無料で24時間いつでも利用することができます。プロジェクトのコンセプト策定に関しては前回も申し上げましたが、この世界観、コンテンツ策定などに絵本作家のヨシタケシンスケさんが全面的に協力しています。このような取組について、新庁舎でもポスターの広報はできないかということをお聞きしているんですが、その現状についてお聞きしたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君） NPO法人ライフリンクは、国の自殺防止対策に係るSNS等地域連携包括支援事業を実施している事業者となりますが、「かくれてしまえばいいのです」という、生きるのがしんどいと感じている子どもや若者のためのオンライン広場を運営してございます。事業者より、事業に係る広報の依頼を受けましたので、ポスターを市内の児童館に掲示してございます。また、市の自殺対策に係るホームページから当該ウェブページへのリンクを張らせていただいております。新庁舎での広報につ

きましては、実施する場合、デジタルサイネージを活用する形となりますので、例えば自殺対策強化月間を捉えて広報するなど、事業者と確認を取りながら今後検討してまいりたいと思います。当該事業につきましては、主には子どもや若者向けの自殺対策の取組となりますので、引き続き必要な方に届くような周知・広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） 既に児童館に掲示されたということは事前にお聞きしまして、市の児童館は5館ありますが、そのうちの2館に私も出向きました。別に信用していないというわけではありませんが、どういうところに貼っているかなというのを見たいと思いまして伺いました。そうしましたら、ある児童館では、ずっと1か月以上貼っていたんですけども、雨漏りがしちゃってポスターがちょっと劣化しちゃったから外したということもお聞きしました。それはそれでまた別の問題だなと思うんですが。ただ、ヨシタケシンスケさんのポスターと言うとすぐに職員の方は分かってくださしまして、やはりインパクトがあるんだということが分かりました。もう一館の児童館でも貼ってありました。本当に子どもたちがたくさん来ていて、どういう反響か、そこは分かりませんが、貼ってあると、ホームページなどのネット上とはまた違うリアルなものというのは、受け止め方も違うのかなと思ってきたところです。

そこで、3点目の質問になりますが、5月10日に東村山市で自殺対策のシンポジウムがありました。「『生きる』を支えあう自殺対策シンポジウム」です。これは新聞でも見たんですけども、市の配架資料の所にも置いてあったので、私がそれを見つけて行ったということです。その際に、渡部東村山市長であったり、教育長、ライフリンクの代表が出演されておりました。パネルディスカッションのパネラーでした。

そこで、ライフリンクの代表から、今、子どもたちに「かくれてしまえばいいのです」ということを知っていただくために、アプリをインストールして活用している自治体があるんですという御紹介もありました。これは宮崎県都市部での取組だったわけですけども、1日100件くらいのアクセスだということです。このように手軽にアクセスできるWeb空間の居場所、実はこれは子どもだけではなくて、私も入ってみました。さっきほかの議員にも聞いたら、入ってくださった方がいらっしゃいました。このようにタブレットを皆さんに配っていますので、インストールするやり方というかルールというのはよく分からないんですけども、こういうことを教育現場でもやっていただけたらいいかなと思いますが、その点、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○教育長（古屋真宏君） 学校におきましても、自殺防止対策の取組を進めることは極めて重要であると認識しているところでございます。議員がお話しのコンテンツにつきましては、学校現場でどのように活用できるかということについては研究してまいりたいと考えております。

○17番（皆川りうこ君） ぜひ他市の事例等を含めて研究していただいて、取り組んでいただきたいということは要望しておきたいと思います。お願いいたします。

そのシンポジウムで渡部市長は、本当に1人でも命を救いたい、そのために様々な取組を行うという強いメッセージを述べていらっしゃいました。東村山市の自殺対策推進計画では、SOSの出し方を子どもたちに伝えるということも取組の一つとして挙げられております。国分寺市のほうでもその記載があるということは私も承知しております。SOSの出し方を伝えることが必要だということです。パネラーとして来られたライフリンクの代表がおっしゃるには、いわゆるあの世でもなく、この世でもない、その世としてのWeb空間があるんだと話しておりました。このように本当にいろいろな手段を講じて救える命、まさに失うことのないようにしていただきたいと思います。

本日はカラーコピーでお配りしたんですけれども、もちろんホームページやネット情報でもいいんですが、市のほうのホームページは、実は分かりにくいんです。探さないとリンクが出てこないということで、そこは工夫が必要じゃないかなと。やっぱりこの絵のインパクトというのは大きいものですから、そこはちょっと掲載の仕方を工夫していただきたいということです。あわせて、児童館に掲示していただきましたのはこのパネルと同じ大きさのポスターですね、このようなことも必要だと思っております。この大きさじゃなくても、この半分でもいいので、紙ベースとはなりますが、ぜひ、公共施設に貼っていただくということは今後も取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、これについての質問は終わりたいと思います。

では、次に、4番目の新庁舎についてお聞きします。過日、はぎの議員からも詳しく様々な視点でお聞きされて、認識しているところであります。私のほうからは、いわゆる市民団体等の利用についてお聞きしたいと思っております。重なる部分もあるかもしれません。

新庁舎に移転しまして4か月が経過いたしました。キッチンカーなどの状況については過日の質問で理解いただきましたが、私からは、そもそも市役所自体が貸出施設ではないというのは十分分かっているんですけれども、市民とか団体がそもそも利用できるものなのか、でも利用しているところもあるようですし、それを認識していない方も多いように思われます。

そこで、使用できる場所とか利用について、現状をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 新庁舎では1階のエントランス、3階のリフレッシュスペース、また5階の木漏れ日テラス、ぶんぶん広場などの共用部がございます。これまで大きなトラブルや問題もなく、皆様に御利用いただいております。市役所の庁舎は、今御紹介いただきましたとおり公の施設ではなく、事務所用の施設でございますので、広く一般には開放しておりません。また、単独で使うこともできないということでございます。

令和6年第4回定例会のはぎの議員の一般質問でもお答えさせていただきましたが、新庁舎の1階の多目的スペース等の利用につきましては、市が主催・共催する事業やイベントなどの利用を現在想定してございます。したがって、1階の多目的スペース等を利用したいという場合につきましては、そのイベント等を所管する担当部署へお問合せいただきたいと思います。

○17番（皆川りうこ君） 貸出施設ではないということは承知しております。とはいえ、リフレッシュスペース等、多目的のフリースペースといいますか、そういう所は使っているということであります。そして、2階以上の各フロアには、この5階も含めてなんですけど、南側にもテーブルや椅子があります。ただ、こちらはほとんど利用されている様子が見えないんですけれども、市民の皆さんは御存じないんじゃないかなとと思っているんです。そちらでも休憩が取れますよということはお知らせしてもいいのかなと思っているんですけれども、その点について、有効活用といいますか、市としての認識をお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 開庁してから見えてきたところでもございますが、来庁者の動線が思った以上に北側に偏っているという状況がございました。これにつきましては、理由として西国分寺駅から来庁される方の動線や自転車置場の位置、隣接する公園や広場からの動線などの関係から、庁舎の北側での出入りが多く、南側の空間に気づきにくくなっている状況かと思えます。南側の有効利用につきましても、周知も含めて引き続き検討していきたいと思っております。

○17番（皆川りうこ君） この南側のスペースに関しては、今おっしゃったように物理的に仕方がないか

なと思う部分もあるんですけども、1階の混み具合を考えると、2階も空いていますよと言いたくなるようなときもあります。あとはその方自身が選択することでありますのでそれ以上は言えませんが、とにかく過日もありましたが中高生の方は下のテーブルを使って歓談といいますか、何か勉強している方もいたりとか、お話ししている方もいたり、あと木漏れ日テラスもそうなんですけれども、多くの方が利用されているという状況は本当によかったなと思っております。

そして、実は市民の方というか、団体の方でもあるんですけども、1階の多目的スペースをイベント開催で利用したいというお声をいただいております。1階のところの東側は、ガラス扉も開放してぶんぶん広場と一体となるということであります。そこを活用してイベントを行いたいということなんですけれども、現在の利用状況と、利用する際の手続きといいますか、そのようなものがあるのかなのか、お聞かせいただければと思います。

○総務部長（宮本 学君） 1階の多目的スペースにつきましては、新庁舎の開庁後はマイナンバーカードの申請や確定申告、ペンシルロケット展示などで利用されてきました。今後につきましては、選挙の期日前投票、市が行うイベント等が予定されてございます。構造上、1階の広場側のガラス扉を開放することは可能でございます。繰り返しになりますが、市が主催・共催する行事やイベントなどの利用を想定しているため、まずはそのイベント等を所管する担当部署へお問合せいただきたいと思います。

○17番（皆川りうこ君） 分かりました。市としても細々とルール化するというのではなく、基本的には貸しスペースではありませんから、そういうところでは所管のほうに御相談していただいて、可能な限りお使いいただくということが基本的な姿勢だというのが分かりました。

それで、今は、場合によっては市民団体と市が何か共催するということでは使いやすくなると思いますけれども、そういう主催・共催ということではないんですけれども、一応参考までにお聞かせいただきたいのは、キッチンカーというのは単独ではないのかなと思っているんですけど、その位置づけといいますか考え方について、念のため確認したいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 新庁舎について、様々な使い方をしていく上で想定できない事象が発生することもあると思いますので、そのため、まずは管理する部署がいる中での庁舎利用を考えてございます。

また、今、御質問があったキッチンカーにつきましては、職員や来庁者のランチ対応という視点の下、施設管理者である契約管財課が施設利用者のサービス向上のため、現在、取りまとめをしながら運用を図っているという状況でございます。

○17番（皆川りうこ君） 分かりました。福利厚生的な意味合いもありますね、食事の提供ということで。いろいろなキッチンカーの方が入っていらっちゃって、職員の方含め市民の方にも喜ばれていると思っております。

あわせて、新庁舎の5階フロアに関しては、議会でも様々議論してこのようなつくりになっているんですけども、北側のエレベーター前のエントランスのスペースというのは、できてみると結構大きな空間なんです。ああ、こんなに広かったんだということで、テーブルが2つあるんですけども、壁掛けの大型モニターもあります。もちろん議会を開催しているときは難しいと思うんですけども、開催時ではないときの空間といいますか、スペースの利活用を何かしらできないのかなと思うところでもあるんですけども、議会の皆さんとの御相談もあつたりはすると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） この場所につきましては議会事務局と調整が必要となりますので、利活用については、今後も議会事務局などとお話をさせていただきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） よろしくお願ひします。そして、冒頭に申し上げましたけれども4か月過ぎたということで、一定御説明はあったんですけども何か問題点、これは課題だなと思うようなことがありましたら御紹介いただければと思います。

○総務部長（宮本 学君） 新庁舎につきましては、様々な活用をしていただきたいと思います。そのような考え方から、初めから細かいルールを決めていくのではなくて、まずは様々な利用をしていただきながら、その中で、どうしてもこれだけは皆様には御迷惑がかかるということが出てきた場合は注意喚起をしていくというような形で進めている状況でございます。

○17番（皆川りうこ君） 私、今回この通告をしたときに、貸し館ではありませんけれども、何らかしらの使用に当たってのガイドラインのようなものが必要なかなと思いました。ただ、いろいろお伺いする中で、そういうのをつくらずに、とにかくまず使っていただいて、その都度解決していくという考え方だということで、非常にそれはよろしいというか、評価したいなと思っております。最初から何かぎちぎちにルール化するということではないということです。

ただ、このようなルールがないというのは、私もお伺いする中で分かったんですけども、市民の方にはよく分かっていない部分、どういうところが使えるのか、使えないのかも含めてですけども、もう少しこの場所は自由に使っていいんですよということであったり、そういう部分を市民の方に情報発信するといいますか、何かお知らせするというのも考えていいんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 新庁舎の利活用の仕方につきましては、初めからルールを決めて縛っていくは形ではなくて、まずは様々な活用をしてもらって、市民の皆様にとってよりよい庁舎になるようにしていきたいと考えてございます。したがって、現在は細かいルールを決めずにまず活用していただき、様々な可能性を探っていくという段階でございます。今、お話しいただいたとおり今後の様子を見ながら、必要に応じて情報発信も検討していきたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） 分かりました。情報発信の仕方もまた難しい部分もあるかなと思いますが、今おっしゃったように可能性を探っているというところで、情報発信も慎重かつ分かりやすい形でやっていただければと思います。

そして、ここに関しては最後の質問なんですけども、今、新庁舎のフロアマップというのは配布していないということは理解しています。ホームページに掲載されているんですけども、ホームページでは薄いカラーというのかな、しかもグレーのところ結構あって、市民の方からは「そのグレーの所というのは何なの」、「市長室はどこなの」ということもお問合せがありました。これをもう少し分かりやすいマップにして、ダウンロードや印刷とかはできるんでしょうか。そのように工夫していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 現在、新庁舎の1階のエントランスや各フロアのエレベーター付近にフロアマップを掲示させていただいてございます。また、市ホームページに掲載しているフロアマップにつきましては、色を抑えたカラーで掲載させていただいているということでございます。フロアマップのデザインにつきましては、あまり多くの情報を表示してしまうと逆に見づらいということになってしまうため、必要と思われる情報を整理して見やすいものにさせていただいております。今後につきましても、状況を見ながら考えてまいりたいと考えてございます。

○17番（皆川りうこ君） 開庁して4か月ということで、全てのことを完璧にということはもちろんない

と思いますので、さっきもおっしゃっていましたが状況を見ながら、様子を見ながらということで、改善できるところはしていただきたいということは要望しておきたいと思います。

今も利用に関しては、市民の方から高い評価をいただいております。旧庁舎を知っている方、市民の方からも「本当に使いやすいし、いいですね」というお声はいただいております。そしてまた授乳室に関しても高い評価がありますし、カームダウン、クールダウンのお部屋も設置していただいたということで、トイレの機能分散に関しても、福祉の関係者の方と新庁舎の見学じゃないですが一緒に回ったら、びっくりしていました。

ただ一方、ここは使い勝手がどうなんだろうというお声があったときに、その都度私も契約管財課にお伝えすると、本当に真摯に御対応していただいております。細かいところで気がつかない部分がありますが、御丁寧にやっていただいております。

とにかく新庁舎に関しては国分寺市民の財産であり、また、税金で造って後年の市民の皆さんに負担していただくというものでありますので、情報発信、公開と利活用については工夫しながらやっていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

では、最後に5番目、福祉センターの長寿命化についてお聞きしたいと思います。この福祉センターの施設改修のマネジメントについてお聞きしたいということなんですが、ちょっと前の古い話を紹介したいと思います。

今、福祉センターのほうには、使われておりませんが入浴施設があります。ここに関して、事前に何か歴史的に経過が分かる資料がないかなと探したんですけれども、ありませんでした。そこで、私自身、議会の議事録を手がかりに、断片的かもしれませんが拾ってみました。そうしましたら、昭和50年、1975年に福祉センター老人憩いの家として高齢者の生きがい、社会参加の一つとして無料で入れる入浴事業なども開始されたというのが分かりました。この中の入浴施設は、例規を見ればもちろん分かることでありますけれども、議事録によりますと1,359万486円をかけて平成21年に改修し、平成22年に完成しております。昭和50年から30年経過した中での改修だったんですが、実は完成したにもかかわらず、なぜか突然の事業の廃止となり、入浴施設はいまだに使われておりません。後の平成25年に、維持費などに一定お金がかかるからやめたんだという説明がなされたんですけれども、本来であればその前に聞いたかったなと思っております。ただ明確な理由が不明だったなという印象は否めません。

当時は、実は数年にわたって、こちらの議場にいらっしゃる方でも何人かの議員の方は御存じかと思いますが、市民からの陳情も受けたり、議会でも多くの議論がなされておりました。そしてこの入浴施設廃止ということで、憩いの家の事業も再構築するという考え方が示されたんですが、説明不足だったんじゃないかなという感言わざるを得ないなということは指摘しておきたいと思います。

今日まで福祉センターの老朽化はもちろん進んでいるんですが、エレベーター、配管からの污水漏れの修繕等がなされておりました。ただトイレはずっとそのままだったので、複合施設の関係もあるからしよーうがないのかなと思ったんですが、令和6年第3回定例会で5,072万7,000円の補正予算がなされました。改修自体を否定するつもりはないんですけれども、このタイミングで改修するんだたらもっと前に対応すべきだったということは指摘して、この点も指摘だけにとどめておきます。

そこで、令和7年第1回定例会では、福祉センター含めて庁舎移転及び旧庁舎用地利活用に伴う関連施設の再編の流れの資料が、公共施設等総合管理特別委員会の報告事項として示されました。かつての入浴事業のような、本当に私から言うとな無駄な税金の使われ方をしないよう担当部署との情報共有をしっかり

行って、今後の施設マネジメントに取り組んでいただきたいと思いますっておりますが、市としての見解を伺います。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君） 福祉センターにつきましては建設から50年が経過しております。老朽化が進んでいる現状がございますので、長寿命化に向けて耐用年数の調査、また評価を実施してまいりたいと考えています。本調査によりまして施設に必要な情報を収集した上で、旧庁舎用地に機能移転した後の利活用について検討を行ってまいりたいと考えております。

○17番（皆川りうこ君） ぜひ、しっかりマネジメントしてやっていただきたいと思いますっております。

予算特別委員会でも若干お聞きしたんですが、改めてですが、福祉センターの利用者協議会とか市民、関係団体への説明はしっかりやっていただきたい、そういう場を持っていただきたいと思っております。まさに税金の使われ方としても重要な場であると思います。その点についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○健康部長（新井宏伸君） 公共施設マネジメント課が行います長寿命化調査の期間につきましては会議室の利用制限も考えられますので、まずはスケジュール等を庁内で共有し、連携しまして、福祉センターの利用者協議会などで周知を行ってまいりたいと考えます。

○17番（皆川りうこ君） 分かりました。スケジュール含めて様々、本当に市民の方と情報共有していただいて、庁内連携も含めてやっていただきたいと思います。今の段階ではゼロベースだと思いますけれども、これからの施設のありように関して、ぜひ、市民の皆さんとの懇談、対話を重要な視点と考えてやっていただきたいということを最後にお願いいたしまして、私の質問は終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○副議長（星いつろう君） 以上で皆川議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩といたします。

午前10時27分休憩

午前10時42分再開

○副議長（星いつろう君） 会議を再開いたします。

ここで、中山議員より水の持込みの申出があり、これを許可しましたので御報告いたします。



○副議長（星いつろう君） 続きまして、中山議員。

○5番（中山ごう君） それでは、一般質問をいたします。まず、初めに、今回の質問で多くの資料を請求させていただきました。それぞれ作成いただいたことに感謝を申し上げた上で、通告に従って質問いたします。なお、1番の質問については持込み資料を用意したのですが、直前になりまして著作権の関係でちょっと問題があることに気づきまして取り下げさせていただきましたので、持込み資料はなしで質問していきたいと思っております。

では、1番、国3・4・6号線と西武国分寺線の踏切について。この踏切の安全対策を求めて長年活動されている国3・4・6号線を考える会の方たちと、国土交通省にヒアリングに行ってきました。大前提としては、踏切をなくしていくことが基本的立場であり、立体交差化した場合には踏切を廃止するというのが基本方針だと、国土交通省の担当者もまず最初に発言されていました。しかし、それを踏まえた上で踏切の一時的な歩道の拡幅、そして立体交差化後に踏切を残すことについて、国土交通省の考え方を確認

してまいりました。

最初に、資料1(1)(a)を出していただきました。国土交通省が今年1月に、この踏切を改良が必要な踏切として指定しています。この踏切は改良が必要だということは住民の立場と全く同じなわけですが、そして大事なことは、市が踏切の危険性を認識し、改良が必要な踏切として国土交通省のアンケートに回答したことだと私は考えております。それは資料1(1)(b)の5番、地域課題として踏切付近の車道及び歩道が狭小であり、歩行者等の安全な通行に支障を来している、このことは3月の予算特別委員会でも道路管理課長から答弁があった内容だと思います。

また、資料1(1)(c)を出していただきました。こちらは踏切道の拡幅に係る国土交通省の指針があります。この中の三、基本方針の(一)の2行目の中段からのただし書の部分です。ここの部分が当該踏切において踏切道の拡幅方針に合致する可能性があるということを、国土交通省の担当者から確認してまいりました。しかし市道、市の道路であるこの踏切の拡幅に関しては、道路管理者である国分寺市が判断することというのが国土交通省の見解でありました。当該踏切は、踏切の西側にそれまで住宅があったんですが、工事着工に伴い、昨年この住宅が立ち退かれたために、今この踏切においては西側、東側とも仮歩道が整備されている状況にあります。あとは踏切内の歩道を拡幅することができれば、この踏切の安全対策がぐっと向上することになります。

この踏切は、皆さん御存じの方が多いと思いますが、歩行者や自転車が通行するのが怖い踏切です。車の通行が途切れずに、踏切を渡ることができずにじっと待っている方もよく見かけます。また、東恋ヶ窪でんしゃ公園がそばにあります。その公園に向かう小さなお子さん連れやベビーカーを押して踏切を渡っている保護者の方を見ると、神経をすり減らしながら通行しているというのが現状であります。

東京都が行った立体交差化事業の説明会では、この立体交差工事に7年かかると説明がありましたけども、そのとき事例に出された小金井市の立体交差では、実際には10年かかっているということも聞こえてきています。そして当該工事では現在、東側の工事の入札が不調になり、工事が中断しております。10年で終わらないということも考えられます。これまでに30年、そして40年にわたって危険な踏切のままになっています。工事が始まっているとはいえ、踏切内の歩道を拡幅できる可能性がここに来て生まれています。国土交通省に改良が必要な踏切の指定へと回答した国分寺市として、踏切内の歩道を拡幅する立場に立って東京都や西武鉄道との協議に臨むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 市としましては、当該踏切の廃止により踏切道における事故を防止し、安全を確保することが重要であると考えておりまして、国3・4・6号線の立体交差の整備がその解決の方法であると考えてございます。東京都における工事着手が令和5年度からなされている中で、市として踏切拡幅や踏切拡幅をするための検討を行うということは考えてございません。

なお、当該踏切の安全確保に向けては、これまでに当該踏切付近において東京都や事業者の方の御協力により事業用地や民有地の一部を暫定的に歩行者空間として開放しているほか、グリーンベルトの塗り直しなどを行ってございます。また、自動車運転者に向けて、歩行者や自転車に注意して通行するよう注意喚起する看板を設置してございます。引き続き、歩行者等の安全対策に努めてまいりたいと考えてございます。

○5番（中山ごう君） 今、最後に答弁がありました安全対策というのはこの間も取っていただいているところではありますが、それでもなお、私が最初に述べた状況というのは続いているということでもあります。そして、西側の土地については事業用地であり暫定開放だということも承知しています。住民の方たちも

そのことは承知しています。しかし、西側仮歩道部分の事業用地はトンネル排水設備を設置する場所とも東京都からお聞きしております。そうした設備関係の工事は工事の最終段階に近い時期になると思いますし、東京都にそうした工事の進め方にしてもらうよう市として求めるべきだと私は思っています。30年、40年と危険な踏切として効果的な安全対策が物理的に取れなかった経過というのは、私も承知しています。しかし、先ほどから述べているように直近の住宅が立ち退かれたということで、工事中の一時的とはいえ踏切内の歩道も含めて拡幅することができる可能性が生まれたのが今であります。実際には昨年ですけども。

そうした中で、先ほど紹介した資料1（1）（b）にあるように市としても危険性を感じている道路、歩道が狭小のため危険性を感じているからこそ、この国土交通省のアンケートに改良が必要な踏切として指定していただけるように回答されているわけです。であれば、その立場に立って、今、出てきた踏切の工事期間中の安全対策の可能性を模索する立場に立つべきだと私は強く思います。市民の安全を第一に確保していく立場に市が立つべきだと私は思いますけども、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 市としまでも市民の安全確保は重要と考えてございます。したがって、立体交差化までの当該踏切の安全確保につきましては、当該踏切近傍への暫定的な歩行者空間の確保やグリーンベルトの設置、注意喚起の看板の設置などに取り組んでいるというところでございます。引き続き実施していきたいと考えてございます。

○5番（中山ごう君） 何でなのか、私、よく分からないんです。今まで住宅があったために、踏切内の歩道を拡幅したとしてもその後の歩道が狭くなってしまうと、そういった状況であると踏切内に歩行者、自転車が滞留してしまう可能性があるのも、これまでは踏切内の歩道を拡幅する可能性というのは、私もそれはできないだろうと思っていましたけども、先ほど来言うように昨年からその状況が変わりまして、可能性が出てきたというわけです。今までも30年、40年、この危険な踏切のまま市民に我慢を強いてきたところなわけです、経過としては。そこで、なぜここで、工事期間中とはいえ安全対策ができる可能性が出てきたのにその立場に立たないのかというのは、私、本当に疑問でならないんです。市民の安全を確保していくという市の取組は、最も基本的で重要な取組の一つだと私は認識しております。政策的な問題ではないとは思っています。長年改善できなかったこの踏切の安全対策、繰り返し言いますけども、それを図れる可能性があるにもかかわらず市はその立場に立とうとしない、工事が終わるまで今後10年近く、あるいはさらにそれ以上我慢を強いる、そういう立場に立つということは、市は市民の安全確保についてどう思っているのかというのは、私は全く疑問でしかないんです。この点については市長にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○副市長（塩野目龍一君） この踏切の件でございますけども、先ほど建設環境部長が答弁した繰り返しとなりますけども、現在は東京都による立体交差化に向けた工事着手が始まっております。市として踏切を拡幅するための検討は行っていないということでもあります。しかしながら市民の安全性の確保、これは非常に重要でありますので、先ほど部長が答弁したとおり立体交差が完了するまでの間、安全確保には万全を期してまいりたいと考えています。

○5番（中山ごう君） その万全を期すということで今、住民も強く求めているのは、せめて立体交差ができるまでこの歩道を拡幅してほしいということなわけですよ、市民から見れば、私だけではないと思うんですけども、皆さんここを通れば。あと踏切内の歩道を広げれば、そのまま仮歩道から仮歩道へと安全に通行できるようになるわけですよ。そうした抜本的な対策がようやくここで図れる可能性がある、それ

には、まず道路管理者として市がその立場に立つことが必要だということなわけです。

私、個人的にはその後のハードルだって相当高いと思います。市が仮に踏切内の歩道を拡幅する立場に立ったとしても、東京都や西武鉄道との交渉は相当難儀なものだと思いますけども、しかしやっぱり市民としては国分寺市にそういう立場に立ってほしい、ようやくその可能性が出てきたと、今後10年、十数年またこのまま待たされるのかという思いなわけですよ。

皆さんもここを通行されていると思います。相当危険な場所です。私は西恋ヶ窪一丁目に住んでいますので小さい頃からこの地域を通っています。最近はこの踏切を通るようになりましてけども、それまでは怖くて日立中央研究所の南側の遊歩道までぐるっといつも迂回していた、私はそのように通っていました。それほどこの踏切というのは通行するのが怖い。今は仮歩道ができましたので若干その危険性は和らぎましたが、先ほど述べたように、そうはいつでも踏切が狭いために市民、歩行者そして通行者、この踏切の両側ですけども、じっと待っているんです、車が通行している間は。住民の方からは軽い接触事故も時々起きていると、そういうようなお声も聞いております。この安全対策の問題は、今までの市の考え方があるって、そこから転換するというのもそれなりの理由が必要なのかもしれませんが、ここで市民の安全を確保する、この踏切の通行の安全を確保する、そういう立場に立っていただきたいと私は強く思います。

市長に伺いましたが、副市長からの答弁でした。先ほど述べたようにこれは政策的な問題ではないと私は思っています。市民そして地域住民の安全を確保する、その立場にどこまで市が立ち切れるのか、そういう問題だと思いますので、この問題で言えば、なるべく早くそういった立場に市に立ってもらうことが重要だと思います。先ほど言ったように、仮に市がその立場に立ったとしても簡単にはいかない問題です。だとすれば、早く市がその立場に立って東京都、そして西武鉄道ときちんと交渉に当たっていただきたいと私は強く思います。

次に、(2)の質問に移ります。私は、この(1)と(2)の問題は関連づけてはいません。また別の問題があるだろうと思っています。しかし、この間、私も求めているように、この立体交差化になった後、踏切を歩行者・自転車専用で残していただきたいということは常に求めてきたところであります。

まず確認したいことは、立体交差になったとしても、地域の利便性などとの兼ね合いで、自治体が判断すれば踏切を残すことは法的には認められているということです。これも国土交通省に確認してきました。大前提としては冒頭述べたように廃止が基本ですけども、危険性の度合い、そして地域の利便性の度合い、これらのバランスを鑑みた上で、自治体が判断すれば立体交差化後も残することができる、残している事例もあるという説明でしたが、この認識でよろしいでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 踏切道につきましては、踏切事故の防止や交通の円滑化のため、立体交差化、それから統廃合等により除却に努めるべきというのが大原則でございます。立体交差化後も踏切道を残している事例についての詳細については把握してございませんが、市といたしましては当該踏切の廃止により踏切道における事故を防止し、安全性を確保することが最重要であると考えてございます。

○5番（中山ごう君） 私はそういう質問はしていないんですけども、国土交通省の認識を伺ってきましたので、その認識で合っていますかと、よろしいですかという質問をしております。国土交通省がそういうような認識を示す中で、今の答弁は市としてその認識を認めないということなんでしょうか、いかがですか。

○建設環境部長（島崎進一君） ただいまの答弁の中で、私は詳細を把握していないというように申し上げ

げさせていただいてございます。日本全国の中で、場所によりましては地域の事情等も踏まえて踏切が残されている、除却できない場合もあるというところは国土交通省からも聞いてございます。

○5番（中山ごう君） その詳細を把握されていないと、今回のこの踏切においてどういう可能性があるかということも、そうすると今の答弁で言うと、そういう検証もしないという立場なんではないでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 繰り返しとなりますが、市としましては当該踏切の廃止により踏切道における事故を防止し、安全性を確保することが最重要であると考えているところでございます。国の中央交通安全対策会議の資料によりますと、踏切事故は直前横断等の歩行者に起因するものが多く、また死亡者は歩行者の割合がほとんどを占めていることから、歩行者に対する取組も必要であるとされておりまして、踏切の存置は、歩行者は遮断機降下後の進入や踏切立入りで立ち止まると、そして停滞するということが、それから自転車は転倒等の懸念を払拭することができません。当該踏切につきましては通行の状況を鑑みまして、踏切道における交通事故の防止を考えて、安全を最優先として国3・4・6号線の立体交差部の道路供用開始に合わせて除却するというところでございます。

○5番（中山ごう君） 今回の答弁の最後の部分の中で、当該踏切の通行の現状を鑑みた上でという答弁でした。現状についてはそのとおりだと思うんですけども、立体交差化になれば車はこの踏切は通らないわけです。私や地域の住民の方が残してほしいと要望しているのは、歩行者や自転車専用の踏切としてということなわけです。先ほどの資料1（1）（b）の地域課題というところの記載も、車の通行がなくなればこの部分は解消されるわけです。ただ、答弁にもありましたように、踏切があれば事故の可能性はゼロにはならないというのは私も認識していますけども、しかし当該踏切で車の通行がなくなれば安全性は相当向上するわけです。西武国分寺線は朝の通勤の時間で大体10分に1本、昼間だと15分か20分に1本で、踏切の幅も非常に広いというものではない、開かずの踏切でもない、こうした踏切だからこそ、危険性をなくすことによる地域の住民の不便さ、そのバランスをどう考えるのかということだと思います。これは都市計画道路ですので、まちづくりの視点も重要な視点だと思います。今、私も国土交通省に直接こういった考え方を聞いてきたことを紹介したのは初めてですので、そういった中では、こういったバランスをどう考えていくのかと、まちづくりの視点として地域住民との懇談、意見交換、その危険性と利便性のバランスをどう取っていくのか、そういう話し合いは国分寺市がすべきだと強く思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 繰り返しということで申し訳ございませんが、こちらは立体交差化に向けた工事着手、それが進んでいるというところでございます。市として踏切を拡幅するための検討は考えてございません。こちらにつきましても安全が最優先というところで考えてございます。

○5番（中山ごう君） その安全が最優先の部分进行否定するつもりは全くありませんけども、今述べたように車の通行がなくなった中での危険性がどの程度のものなのかという考え、そういうところがポイントになるのかなと思っております。この点は、この（2）の問題についてはまだちょっと時間がある問題ですので、また適切な場で求めていきたいと思ひます。

次に2番、暮らしと営業を支える物価対策を質問していきます。最初に、暮らしの支援について求めたいと思ひます。現在のお米不足について一言述べたいと思ひますが、根本的な原因は、政府が毎年お米の生産量を減らすことを農家に押しつけてきたことにあります。2023年までの3年間で合計60万トンも生産量を減らしています。ところが、2024年は政府の予想に反して米の消費が伸び、2023年7月から24年6月の需要実績は、当初の見込みから21万トンも多い702万トン、それでも政府が発表した2025年の需要見通

しは673万トン、需要実績からおよそ30万トンも生産量を減らす方針です。こうした政府による減反政策が現在の米の価格暴騰を引き起こしているという指摘も専門家からされています。

また、今回のように店の棚から米が消える状況を防ぐには、政府が生産量や備蓄量にふだんからゆとりを持つことが必要だ、そうすることで気象条件によって左右される米の供給量を安定させることにもつながる、併せて価格保障と所得補償の両面で農家が安心して米作りができる環境を整えることも必要だと、このように専門家は指摘しております。

そうした中で、お米の価格高騰が止まりません。5月8日の朝日新聞では17週連続で値上がり、昨年の2倍以上の価格になっているという報道がされています。備蓄米が放出されたにもかかわらず値上がりが続いていることに、在庫がたまっているのではなく、そもそも供給量が不足しているという見方も卸売会社から出ています。様々な報道で専門家が意見を述べていますけども、お米の価格が下がっていくという見通しがないという状況で暮らしを支えるためにも、5,000円のおこめ券を全世帯に配布するという暮らしの支援を求めますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 議員のおっしゃるとおり、米の価格につきましては高騰が続いて、価格の安定に向けた見通しは立っていないと認識してございます。御提案いただきましたおこめ券の全世帯配布につきましては、この通告を受けまして他自治体の事例もちょっと調べてみました。茨城県日立市で18歳以下の子のいる世帯の世帯主へ、また香川県善通寺市では65歳以上の方を対象におこめ券の配布を実施しているということは確認してございますけども、当市としては検討している状況にございません。

また、おこめ券ですので換金性があるということで、市が意図する支援にならないという懸念があることから、実施に関しては非常に困難であると考えてございます。

○5番（中山こう君） 換金できてしまうことのデメリットは私も認識してございますけども、換金する場合には100%の額面上の金額で換金できるわけではありませんので、おこめ券として利用することが一番効率的だと思います。そして、メリットとしては今の市民感情にマッチした支援であること、そして市の事務負担を大きく軽減できることだと考えております。今後重ねて検討していただきたいことを求めたいと思います。

次に、事業者支援について質問いたします。3月の予算特別委員会でも求めましたが、この間の対策事業としてポイント還元や商品券事業などは、制度設計上は業種を限定していませんが、結果的には感覚として飲食業、小売業、理美容業が多いといった答弁が予算特別委員会でもありました。2020年度からの事業を私が調べた限りではポイント還元や商品券事業が7回、そして制度設計の時点から業種を限定した支援事業が8回、私はこれらの事業を否定しているわけではありません。ただ事業者支援という視点で見たときに、やはりバランスがどうなのかということで疑問を持っております。

そこで確認したいと思いますが、直近で実施しましたぶんじ地域応援商品券事業、それと3回目のポイント還元のときの登録店舗数、そして登録の多かった業種、また最後に市内の事業所数をお聞きしたいと思います。

○市民生活部長（杉本守啓君） まず、令和6年度に実施いたしました二次元コード付きカード型地域応援商品券事業では517件、18業種の事業者にご利用店舗として登録をいただきました。登録の多かった業種につきましては飲食業が155店舗と最も多く、続いて理美容業、飲食業に分類しない居酒屋、スナックと続いております。令和4年度に実施したキャッシュレス決済ポイント還元事業第3弾における登録店舗数につきましては856店舗となっております、二次元コード付きカード型地域応援商品券事業と比較し

て339店舗多い状況となっていますが、業種数については、登録業種ごとのデータ管理を行っていないため把握できておりません。また、市内事業所数につきましては、直近の経済センサス活動調査の結果におきまして、金融業や郵便業、学術研究なども含めた全ての業種の合計で3,406事業所となっております。

○5番（中山ごう君） キャッシュレス決済と比べてぶんじ地域応援商品券事業登録店舗数が少なくなっているというのは、これまでも指摘させていただいたところでもあります。そして市内の事業所数は、金融業や様々な業種を含めての数ですけれども3,406事業所ということでもあります。物価高の影響というのは全ての事業者に影響を与えている問題であります。

資料2を出していただきました。狛江市のようなできるだけシンプルな制度設計で、全ての事業者に公平に支援できる対策事業の具体化がこれまでの対策事業を考えたときに早急に必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 資料でお示した狛江市の事業につきましては、電気料金やガス料金の高騰を受けまして上限を10万円、条件によっては上限5万円とした支援金となりますけれども、こういった事業の実施については、現状未定でございます。都度検討していくべきものと認識しております。

○5番（中山ごう君） 都度ではなくて早急な具体化が必要だと、私は予算特別委員会のときにも求めています。しかも2023年末と2024年末に国から臨時交付金がありましたけれども、暮らしや営業を支える支援策はこのぶんじ地域応援商品券1回に収めてしまったと。この物価高の厳しい状況に思いを寄せれば、きちんとこの臨時交付金の回数に合わせて2回の支援策を具体化すべきだったということを強く思いますし、早急にこうした事業所支援を具体化してきていただきたいということは重ねて求めまして、次の質問に移ります。

3番、難聴・言語障害の通級指導学級の設置に向けて、これも資料を幾つもありありがとうございます。まず、資料3（a）です。隣接市における難聴・言語障害通級指導学級の実施状況、利用者数を出していただきました。ちなみに小金井市の今年度の利用者数は言語障害が40人、難聴は9人と伺っています。

予算特別委員会での質問をした際に、通級指導学級につきましては一定の人数がいないとクラスを、例えば学級を立ち上げてその次年度は成立しないということもございますというような答弁がありました。なので、まず確認したいのは、設置に足りる人数とは何人なのでしょう。

○教育長（古屋真宏君） 東京都におきましては難聴通級指導学級、そして言語障害通級指導学級ともに1学級の児童・生徒数の基準により学級編制を行うものとしておりまして、その数は20人となっております。また、これらの通級指導学級を設置するために必要とする人数は示されておりません。ただ、設置に当たりましては東京都との様々な協議が必要となっているところでございます。

○5番（中山ごう君） 資料3（a）を御覧いただければ、難聴についてはこういった人数で指導学級が設置されていますので、今の答弁のとおりだろうと思います。隣接市でこれだけの利用者が実際にいると、国分寺市でこうした近隣の自治体のように必要としている子どもがいらないということにはならないんだろうと思います。出現率との関係で言えば国分寺市も、人数の若干の差はあったとしても、特に言語障害については通級指導学級を必要とする子どもたち、そしてその保護者は一定数いると私は思います。

また、資料3（d）では多摩26市の設置状況を出していただきました。私もこれを見て驚いたわけですが、言語障害については多摩26市のうち23市で設置されています。26市で設置していないのは国分寺市、羽村市、狛江市の3市だけとなっております。なお、府中市、西東京市、立川市、日野市、町田市、八王子市では複数設置され、国立市では来年度に2か所目が設置される予定だと聞き及んでいます。こうした

26市の状況で言えば、国分寺市にも言語障害通級指導学級を要望する子ども、保護者は一定数いると推測できると思いますが、こうした状況も踏まえ、国分寺市でも設置に向けた検討をするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 本市におきましては、これまで長い間、独自に教育相談室に専門性の高い言語聴覚士を複数名配置し、保護者からの相談を受けて、そして子どもの実態を把握した上で必要な指導、助言、トレーニングを行ってきたところでございます。また必要に応じて、状況に応じまして医療機関等を御紹介もさせていただいたところでございます。保護者からの一定のニーズもあるかと思いますが、言語相談のお申込みにつきましては、学校を通して申し込む方法や市のホームページから申し込む方法など複数用意しておりまして、また児童発達支援センターつくしんぼとも連携して、広く周知しているところでございます。今後も言語聴覚士による指導等を必要としている子どものいる御家庭に向けた情報発信や支援を続けてまいりたいと考えております。なお、言語障害通級指導学級の設置につきましては、課題の一つであると考えております。

○5番（中山ごう君） 課題の一つだということで答弁がありました。なお、聴覚障害児の通級指導学級の設置については、2022年の第4回定例会で木島議員も質問されており、その際に教育長が「学級の設置に関しては利用者数とか、また利用者のニーズに十分に考慮する必要があるので慎重に検討する必要があるか」と思っている。今後の状況も十分に把握しながら、まずは研究課題として進めさせていただきたい」と、このように答弁されております。私が調べた限りでは、難聴の通級指導学級のみを設置している自治体は分かりませんでした。難聴の通級を設置している自治体では言語障害の通級も設置していると思います。逆に言語障害の通級だけ設置している自治体はありました。難聴の通級指導学級について状況の把握や研究課題にしてきたのであれば、言語障害の通級についても同時にその情報に触れることになると思いますが、先ほど当時の議事録を紹介しましたが、研究課題としての取組、そしてどのような状況把握をされてきたのか教えてください。

○教育長（古屋真宏君） 隣接市の状況から、難聴通級指導学級の利用者数は、言語障害通級指導学級に通級している子どもよりも少ないという状況になっております。本市におきましても難聴通級指導学級を利用している子どもは、現段階では非常に少ない状況でございます。そのため、今後も利用者数の推移などを注視してまいりたいと考えております。

○5番（中山ごう君） それは難聴についての、ということでしょうか。私がこの質問をするに当たって調べた限り、難聴と言語障害の通級というのはほぼ同じ情報で出てきていると認識しておりました。難聴の通級指導学級だけを調べたということなのでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 言語障害の通級指導学級のニーズにつきましては、現段階では教育相談室や、また各学校からの情報というのは、ニーズというものは全く出ていない状況でございますが、今後も様々な方面から情報を収集しながら現状を探ってまいりたいと考えております。

○5番（中山ごう君） ニーズが全く出ていないというのは、申し訳ありませんけど、にわかに信じられないところであります。先日、市内できこえとことばの教室、難聴と言語障害通級指導学級についての学習会がありました。私も参加させていただきましたけども、まず、先ほどの答弁でいろいろな支援体制について、学校やホームページ、つくしんぼ等々で広く周知しているということでもありますけれども、参加された市民の方からは、「困っているけれども、どこに相談したらいいか分からなかった。情報がない」という方もいらっしゃいました。また、国分寺市では言語障害の相談については、教育相談の中で専門で

行っているという答弁が先ほどありましたけども、月に1回しか受けられない、そして次に予約しようとするともう2か月以上先まで埋まっているということで、毎月受けることもできないということも聞いております。今の答弁でも市にはニーズがないとありましたけども、教室がないから声が上がらないのではないかというお声も聞き及んでおります。

さらに、その学習会の中では、きこえとことばの通級指導学級に携わる言語聴覚士の方が複数参加されていました。そのうちのお一人の方は近隣市の専門クリニックでも働かれている方ですけども、国分寺市の教育相談での言語訓練だけでは足りずに、保護者の方が探しに探してようやく専門クリニックにたどり着いて来院されていると、そういう方も複数いらっしゃる。受診には学校を休み、受診費用も1回当たり8,000円から1万円と高額になると、こういった中でも子どもに訓練を受けさせたいがために通院されているということもおっしゃっていました。

そしてこのニーズですけども、文部科学省が特別支援教育の充実についてという調査結果を発表しております。私が見つけたのは令和4年度の当初予算案に対しての説明の資料ですけども、その中で、通級による指導を受けている児童の生徒数の推移というのも出ております。その中では言語障害の通級を受けている子どもたち、そして難聴の通級を受けている子どもたちとそれぞれの人数が出ていますけども、この十数年でいずれも1.2倍から1.3倍へ増えているという状況です。

そして、私がこの質問をするに当たってちょっと調べただけでも行き着いたのは全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会という全国組織で、そして都道府県ごとにもその組織があります。協議会は難言協と略されていて、毎年全国大会を行っています。今年は東京大会なんですけども、今年の大大会を主催している難言協の事務局長を担当している世田谷区立駒沢小学校の吹野佳朗さんという方が挨拶をホームページに載せております。一部読み上げたいと思います。

2025（令和7）年度に第54回を迎える「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会」は、1972（昭和47）年度に第1回大会を東京都で開催しました。以来、53年間、途切れることなく全国の都道府県で開催されてきました。東京都での開催は、2015（平成27）年度の第44回大会以来、10年ぶり8回目となります。

これまで全国の「きこえとことばの教室」を担当する先輩方のご尽力により、きこえとことばの課題に対する教育は、確実に充実発展を遂げてきました。

都道府県ごとに研究会が組織され、年間を通して研究・研修会が開催されています。初めてこの教育に携わる先生方のために、全国研修会「はじめのいっぽ」が行われ、都道府県単位でも研究・研修会が開催されるようになりました。しかし、地域によっては研究・研修会の難しい地域もあります。初めてこの教育を担当する方が、十分に研修を受けられないままに、各学校や教室で孤軍奮闘されているという実態が全国各地にはたくさんあるのです。幸い、東京都には小中学校合わせて97校にきこえとことばの教室が設置され、非常勤を含めると400名あまりの担当者が日々指導にあたっています。たいていの教室は複数の担当者がおり、相談できる仲間がそばにいるという環境です。たとえ1人担当であっても、近隣の地域にはきこえとことばの教室があり、たった1人で悩むことはなんとか回避できます。

東京大会では、子供たちが「きこえとことばの教室」で生き生きと活動する様子を、そして担当者である皆様方が、子供とともに楽しい時間を過ごせることの喜びを、ぜひ全国の担当者に感じていただきたいと思います。働き方改革が叫ばれる中、学校の仕事の中で何を省き、何を大切にするかと考えた時、決して省くことのできない、子供たちの育ちの基礎となる支援を、我々は担っているのだ、とい

うことを全国に発信したいと思っております。

このような挨拶文を載せております。

先ほど言語障害通級指導学級、併せて難聴も求めたいと思いますけれども、設置に向けた課題だという答弁がありました。こういう研修会があることは、当然教育委員会、そして学校指導課の職員の皆さんは前々から御存じのことだと思います。今、この時代において、そして「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」をしている中で、言語障害そして難聴の子どもたちの通級指導学級を設置しないということではないんだろうと思います。課題だという答弁でありましたので、ぜひ設置に向けた前向きな検討に早急に着手していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 繰り返しの答弁になりますが、先ほどお話ししたように保護者からの一定のニーズはあるというようにお話をさせていただいているところでございます。言語障害通級指導学級の設置についても課題の一つであるとお答えさせていただきました。難聴通級指導学級につきましては、その指導が必要なお子さんについては、本市と連携している近隣の小金井市や国立市などに設置された学級を利用できるようにしております。また、さらには国分寺市と大変近接しております都立立川学園の難聴通級指導学級も利用できるようになっており、一人一人の子どもの実態、保護者のニーズ、また通学距離等に応じて選択できるようにしているところでございます。また、利用する際の交通費についても補助を行っているというところでございますが、こちらにつきましても、難聴通級指導学級での指導を必要とする子どもへの適切な指導の在り方については研究してまいりたいと考えております。

○5番（中山こう君） 難聴か、言語障害か、どちらかは分からなかった、お聞きしなかったんですけど、他市のこういう通級指導学級を紹介されたけども、通えないから諦めたという声も伺っております。資料3（b）で出していただいたように他市、近隣市の国分寺市民の利用状況は、これは難聴・言語障害を合わせてですけども、こんなに少ないわけです。先ほど近隣市の状況の資料も出していただいたとおり、一定数同じような人数が国分寺市でもいると考えるのが至極当然だと思うわけです。そういった意味では、必要な子ども、本来受けたいという子ども、その保護者が国分寺市で通級指導を受けることができない状況にあるんだと私は思います。

ちなみに、島嶼部を除く東京都全体を見たときに、言語障害通級指導学級が設置されていないのは、先ほど多摩26市では国分寺市、狛江市、羽村市と紹介しましたが、そのほかには新宿区、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村、この8自治体のみです。町や村を除けば国分寺市、羽村市、狛江市、新宿区の4自治体だけが設置されていません。こういった状況なわけです。東京都ではほぼほぼ自治体に設置されている、こういった中で、課題として受け止めるだけという答弁だけでは私は納得がいかないですし、なぜもっと早く前向きな検討をされなかったのか、少なくとも2022年には木島議員が求めております。難聴でしたけども、言語障害も同時にその情報に触れることができる問題であります。そのときから設置に向けた検討をしてしかるべきだったと私は思っております。それが2022年度です。「すべての人を大切にするまち宣言」はその1年前であります。

ちなみに、「すべての人を大切にするまち宣言」に関連する事業というのはホームページで公表されていますけども、これを見て私は驚きました。学校指導課の関係でこの特別支援教育が「すべての人を大切にするまち宣言」にひもづけられた事業に設定されていないということにとっても驚きました。特別支援教育を人権宣言の関連施策に位置づけないその姿勢が、今回取り上げました難聴・言語障害通級指導学級の考え方、課題と認識しつつも検討が進まない、そういった姿勢に表れているのではないかと私は感じてお

ります。ぜひ国分寺市でも難聴と、そして言語障害の通級指導学級を早期に設置していただきたいということを求めまして、次の質問に移ります。

次は、小学校における朝の児童の居場所づくりをと、端的に言えば「小1の壁」問題です。この問題も私も繰り返し求めてきたところでもありますけども、このたびこども家庭庁が、今年2月ですか、小学生の朝の居場所づくりについて、自治体・保護者向けのアンケートを行っております。結果が公表されていますけども、小学1年生の保護者で「自宅以外の朝の居場所を利用したい」という回答は46.9%にも上っています。資料4（b）を出していただきました。これは市の子ども若者・子育ていきいき計画策定に向けたアンケートで、両親が朝、家を出る時間に関するアンケートの部分です。御覧になっていただけるように共働き世帯が増えていると、そういった中で、特に母親が7時台に家を出る割合が増えているという状況からしても、子どもの朝の居場所の問題というのは深刻になっていると思います。私も今、相談を受けているところでもあります。

さらに資料4（a）も出していただきました。これは東京都が今年度予算をつけて朝の子どもの居場所づくり、予算をつけたといっても意向調査の範囲なんですけども、しかしこういう取組を始めているところでもあります。

こういった中で、市としても実施に向けた検討をするべきだと思うんですが、資料4（a）の調査項目の1つ目の「実施の有無を検討している」というのが国分寺市の回答だと。実施に向けた検討というのならまだしも、やらないということも含めての検討だと、これはいかがなものかと私は思っております。実施に向けた検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君） 資料提出いたしました東京都が実施したアンケートにつきましては、東京都が令和7年度における「朝の子供の居場所づくり」事業の実施に当たり、市区町村の意向等を把握するために行ったものでございます。本事業を実施するに当たっては安全・安心な環境を確保することが大前提であり、地域や関係機関との調整等も必要となるスクールゾーンの時間外における登校時の通学路の安全確保をはじめ、見守り人材の安定的な確保、施設内での安全管理、事故・トラブル発生時の対応など多くの課題が存在してございます。東京都においても本事業の効果等について検証を行うとしており、その検証結果や他自治体の取組状況等も注視した上で、引き続き関係課と共に慎重に検討してまいりたいと思っております。

○5番（中山ごう君） 先ほど述べましたようにこの間求めてきている問題でもありますし、三鷹市で既に実施しているという情報提供もこの間、させていただいておりますけども、そういった三鷹市とか、八王子市もやり方は違いますけど実施しています。こうした自治体の調査、ヒアリング等々はこの間、されてきているのでしょうか。

○教育部長（日高久善君） そちらのほうの先進事例につきましては、メディア等々で確認したり、その担当者とも話をしたりしている状況でございます。

○5番（中山ごう君） その範囲にとどまるということだと思います。国、そして東京都がこういう動きをする中で、何か動きが鈍いように私は感じております。東京都も補助事業をする中で、なぜ真っ先にこうした事業に取り組んでいこうとしないのか、私にはよく分かりません。私の子どもが通っている第九小も、教員の方の働き方改革の立場もあって校門の開く時間が遅くなってしまいました。それは致し方ない面があるというのは、この間の質問で理解していますけども、だからこそ教員ではない方たちに御協力いただいて、子どもたちの朝の居場所をつくっていくということが大きな社会問題として今、課題に浮上し

ているところだと思います。自治体によっては敷地内の学童保育所もしくは学校の近隣、すぐそばにある学童保育所で朝の受入れをしているところもあるという情報もホームページ等々で拝見しているところがあります。

また、この問題は朝のNHKの番組で度々取り上げられています。子どもを1人にできないことから父親がキャリアアップを諦めて転職している、こういった実態も報道されています。これは御家庭の人生設計を大きく揺るがす問題であります。その点では、保育園の待機児童問題と似た課題だと私は思っています。市民にとっても大変大きな問題であると同時に、市民がキャリアアップを諦めざるを得ないという事態は、個人市民税が歳入の半分弱を占める国分寺市にとっても大変大きな問題だと受け止めるのが当然だと私は思いますけども、そういった受け止め、そしてその受け止めに伴う前向きな検討、早急な検討というのをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君） 繰り返しの答弁になってしまいますけれども、こちらの東京都で行っている事業の効果を検証した上で、他の自治体の取組なんかも注視した上で、また引き続き検討をしてまいりたいと思ってございます。

○5番（中山ごう君） 先ほど父親がキャリアアップを諦める、もしくは母親の場合もあると思いますけれども、そうした事例が発生してからでは遅いと思うんです。場合によってはもう発生しているかもしれない、そういう問題だと私は思っております。その御家庭のライフプランさえ崩しかねない問題だと、そういった重い受け止めが必要だと私は思っています。この問題でも機敏に対応していただきたいということを重ねて要望しまして、次の質問に移ります。

子どもの医療費助成についてであります。これも予算特別委員会の中で若干触れたところであります。子どもの医療費助成の所得制限が今年度10月より、都の制度として撤廃される方向です。今まで所得制限を超える部分は市が全額単費で負担していましたところ、そこに東京都の補助が入るわけです。市の財政負担は今後どのように軽減されるかお聞きしたいと思います。あわせて、資料の御説明もお願いします。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 資料5、過去の実績において東京都が助成を拡大した場合の市負担への影響額（2年分）ということで資料を出させていただいております。左の縦軸、上段がマル乳、乳幼児の医療費助成制度、それから中段が義務教育就学児の医療費助成制度、下段がマル青と呼ばれる高校生等の医療費助成制度の列になります。一番下の米印にありますとおり、令和5年度の高校生等医療費助成については10か月分の実績でしたので、これを1.2倍で12か月分として算出しているところでございます。

年度は2か年度分でございますけれども、総事業費が各年度の左の欄に書いてありまして、補助対象分というのは、所得額を超えた方については補助の対象となっていないので、その補助の対象になる分の額、それから現在の補助額、そして助成制度が拡大した後の補助見込額、それと影響額ということで網かけの部分に影響の額を記載しておりまして、3つの医療費助成制度のトータルの影響額は下の欄外のところの下線を引いて太字で示しているとおりでございます。この資料にお示しした額が、市が独自に行ってきた子どもの医療費助成制度の所得制限撤廃に係る一般財源負担額となっております。令和7年10月の診療分より乳幼児医療費助成制度、義務教育就学児医療費助成制度、高校生等医療費助成制度の子どもの医療費助成3制度に係る助成額の2分の1が都より補助されることによる市の負担軽減額は、過年度の実績から見ますと約8,000万円から9,000万円と見込んでおります。

○5番（中山ごう君） ありがとうございます。この負担軽減額については、子ども施策を拡大する原資に使うべきだと思っております。

そこで確認したいことは、まず、小学生以上で今、受診の際にかかっている200円の負担をなくすべきだと考えております。23区は全ての区で、26市の中でも200円の自己負担のない自治体が少しずつ広がっております。確認ですけれども、この200円の自己負担を撤廃した場合、市の財政負担はどの程度と見込まれるでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 自己負担を撤廃した場合に想定される市の財政負担は、過年度の受診件数より約3,000万円と見込んでおります。なお、子どもの医療費助成制度における自己負担に限らず、自治事務に属する事業につきましては各市が施策の優先順位をつけて予算を振り分けるものであり、1回の受診につき200円の自己負担は医療費適正化の観点から必要であるという見方もございます。

○5番（中山ごう君） 必要であるという見方もあるというところで、今のところ200円の撤廃は考えていないということなんでしょうと思います。いろいろな施策で、多摩格差と言われる23区と多摩地域での差があります。子ども医療費助成もその一つで、今紹介したようにこの200円の負担、23区は200円の負担もなく、完全に無料で子どもは受診できると。多摩26市の中では所得制限がある自治体も今まだ残っています。そういった中で、国分寺市は所得制限を高校生まで撤廃するなど、努力されていることは一定評価しております。この施策において、23区との差をなくすにはあと一步のところまで来ていると思います。今、確認しましたように東京都の補助制度により補助が拡大する中で、この200円の負担をなくす原資というのも出てくると私は思っています。200円の負担をなくしたとしても、6,000万円からの予算がまだ負担軽減で浮いていると。これに少しプラスすれば学校給食無償化で対象外になっている子どもたちも対象にできると思います。また、東京都では保育料についても第1子から無償化される方向です。これによる市の影響額はまだ不明ですけれども、医療費助成の影響額と合わせて子ども施策の拡大に充てるべきだということを求めたいと思います。

最後に、先ほど難聴言語障害の通級指導学級のところで触れましたように、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会の全国大会が東京都で今年7月に行われます。こういった研修会に参加されているのかもしれませんけれども、国分寺市からも、ぜひ、参加して、こういった全国の状況を聞きながら課題の解決に取り組んでいただきたいということを最後に求めまして、一般質問を終わります。

○副議長（星いつろう君） 以上で中山議員の一般質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時30分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。



○議長（尾沢しゅう君） 午前に引き続きまして一般質問を行います。

木島議員。

○20番（木島たかし君） 皆様、こんにちは。公明党の木島たかしでございます。

それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきます。初めに、「小1の壁」についてお伺いをします。いわゆる小1の壁ということで、改めての説明は不要かとも思いますが、子どもが小学校に入学するタイミングで、それまで保育園に預けていたときよりも、例えば朝の時間であれば登校時間が当然小学校のほうが少し遅いということ、また夕方は夕方でどうしても学童保育所などは保育園と比べれば早

めに閉まってしまう等々、このことによって子どもが1人での時間がどうしても長くなり、親の働き方にも影響が出たりということで、先ほど、午前中に中山議員からも質問がありましたので多少重複する部分もあると思うんですけども、そこは改めて私自身も公式な記録として確認しておきたいという思いもあるので、重複の答弁もあろうかと思えますけれども、あらかじめよろしくお願いいたします。

そうした共働き、またひとり親家庭の方が直面するそういった大きな環境の変化に、市として問題意識を持って対応していくことが私は必要だと思っているところでございますけれども、現在のいわゆる小1の壁と言われる問題に対しての市の現状の取組について、確認させていただきたいと思います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 小1の壁につきましては、ただいま御紹介のありましたとおり、子どもが保育園から小学校に入学すると、保育園時代には両立できていた仕事と子育てが難しくなるという現象のことを指しております。市では、放課後の居場所につきましては学童保育所やランドセル来館事業、放課後子どもプラン等がございます。学童保育所やランドセル来館事業は、家に帰宅せず学校からそのまま向かうことができます。学童保育所については、現在、市では全入制を取っておりますため、公設学童保育所の狭隘は課題となっておりますが、現在、新規公設学童保育所の整備や民設民営学童保育所の誘致を行い、課題を解決すべく取り組んでいるところでございます。ランドセル来館につきましては、今年度より小学4年生まで拡大したことによって利用児童数が増加いたしました。朝の居場所については、現在の実施はございません。

○20番（木島たかし君） 分かりました。ありがとうございます。主に放課後の対策として今、お伺いしましたけれども、ランドセル来館事業についても一定の効果が少しあり、当初からその後基準の見直しなども図っていただいているとも承知しておりますので、この間の努力については評価したいと思います。

加えて、こちらも改めての確認になるんですけども、まず放課後子どもプランの現状について、確認させていただきたいと思います。

○教育部長（日高久善君） 放課後子どもプランにつきましては、地域の方々や学校などの協力を得ながら、地域による子どもたちの安全で安心な放課後の居場所を提供するため、保護者の皆様を中心とした放課後子どもプラン実施委員会により、市立全小学校におきまして実施しているところでございます。

また、第一小学校と第八小学校には市の東西の拠点といたしましてそれぞれにプラン室を設置し、放課後の居場所として機能を果たしているところでございます。プラン室での活動内容や実践の共有などにつきましては、全校の実施委員会が集まる運営委員会や地域コーディネーター会議で行ってございまして、プラン室と学校で実施する放課後子どもプランが連携しながら必要な支援を行い、事業の充実に努めてきてございます。

○20番（木島たかし君） 分かりました。放課後子どもプランについても、保護者の皆様をはじめ、この間の様々多くの関係者の皆様の御協力を賜る中で運営されているものと理解しているところです。

一方で、今、教育部長からも御説明があったように、これまでも議会でも議論になってきている課題ではあるんですけども、第一小学校また第八小学校に設置されているプラン室と同等のそういった対応を図っていただけないかということで、特に帰宅せずに学校の授業が終わった後に直接参加できる態勢がプラン室には一定程度確保されている部分もありますので、ほかの学校の保護者の方からも御要望というか、対応できないんだろうかというお声も頂戴しているところでございます。この辺りの放課後子どもプランに求められるニーズへの対応についても、改めて確認させていただきたいと思います。

○教育部長（日高久善君） 第一小学校、第八小学校に設置しているプラン室につきましては、基本的に

は下校後、直接入室が可能となってございますが、各校の放課後子どもプランにつきましては主に校庭開放、遊びの場を中心としました場となっております。高学年の授業が終了した時間に配慮いたしまして開始時間を設定しているという状況でございます。基本的には一度帰宅してからの参加という状況でございます。運営につきましては各校の実施委員会での運営となっていることから、実施内容や日数には学校ごとの違いがございます。放課後の子どもたちに対して安全・安心な居場所を安定的かつ継続的に提供していく事業であることから、引き続き放課後子どもプラン運営委員会などで各学校における実施状況や、そのニーズの把握に努めてまいりたいと思っております。

○20番（木島たかし君） ぜひ、引き続きの御努力をお願いしたいと思います。子どもたちにとっての放課後の、もちろんほかにも様々な居場所という観点ではあるかと思いますが、今御答弁いただいたことも、小学1年生に限らず全児童に対する対策かとは思いますが、特に大きな環境の変化に直面する御家庭に対する様々な寄り添った支援ということもさらに考慮に入れていただければなと思っております。

加えて、最近言われる朝の小1の壁の問題についても、先ほど中山議員からも質問があった部分だと思いますけれども、私からも改めて、東京都のそういった仕組みなどもそうですし、こども家庭庁の先ほどのアンケートの状況などもこれからしっかりと市のほうでも分析していただいて、先ほども紹介されていましたが多くの御家庭の方にとってもニーズの声があるという、利用したいという回答が多いということは私も着目している観点です。5月9日にこの報告書は公表されているということなので、しっかりとそういったことも踏まえて今後の取組の検討を、ぜひ、深めていってほしいなと思っておりますけれども、この朝の子どもの居場所づくりについての当市としての考え方、見解を改めて確認しておきたいと思っております。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 子どもの朝の居場所づくりにつきましては、その事業について、先ほどもありましたけれども、現在まだ様々な課題があると考えております。スクールゾーンの時間外における登校時の通学路の安全確保や見守りをする人材の安定的な確保、学校等の施設内での安全管理、事故やけがなどのトラブル発生時の対応などの課題がございます。東京都についても本事業の効果等を検証することですので、その検証結果、他自治体の取組状況も注視し、関係課とも検討を行ってまいりたいと思っております。

○20番（木島たかし君） ぜひ、お願いいたします。三鷹市の事例など私も調査させていただいておりますけれども、あとは財政的な側面でも、委託ということで一定の費用も当然かかるという状況でございます。三鷹市ではシルバー人材センターにも委託されているということです。そういったことも鑑みて、三鷹市では全校で実施ということですが、モデル事業的にというか、最初は一部の学校からでもぜひ着手していただきたい課題かなと思っておりますので、引き続きの今後の検討を求めてこの質問は終わりたいと思っております。

続いて、2番目の介護施策についてお伺いいたします。こちらでも様々なこれまでも議論させていただいている課題なんですけど、何点かあるんですけど、まず、介護人材の対策について、確認させていただきたいと思っております。第9期国分寺市介護保険事業計画において、介護支援専門員、ケアマネジャーの不足による介護サービスへの影響が生じることに對する重点取組としてケアマネジャーの研修にかかる費用を助成するという取組が開始されていると承知しておりますけれども、その助成の状況についてお伺いするとともに、市として現在のところ、おおむねどのように評価されているのか確認させてください。

○福祉部長（玉井理加君） 今、御紹介いただきました介護支援専門員等研修費用助成事業でございますが、令和6年度よりスタートしております。5年ごとの介護支援専門員の資格更新に必要な研修について市内17事業所より申請があり、延べ30人が受講されております。市内で働く介護支援専門員は約100名でございますので、この事業で介護支援専門員の定着、スキルアップに一定の効果があったのではないかと考えてございます。

○20番（木島たかし君） 分かりました。引き続きこの事業への努力を求めておきたいと思います。

加えて、これは3月の予算特別委員会でも一定議論させていただいているんですけども、東京都の事業の取組ということで、そのときは私も質疑していて、東京都の直接補助なのか、市が関わるのか分らなかったもので、そこも含めて調査してくださいとお願いしていた、東京都において訪問介護事業所が電動アシスト自転車を導入する際にかかる購入経費の一部を都が負担するという事業は、これを確認してもらったところ東京都ということで確認されましたけれども、この制度を活用するために市としてできる支援について確認させていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） この補助金の制度につきましては、東京都が直接訪問介護事業者のほうに情報提供してございます。事業所が補助金制度を適切に活用いただくためには、市からは、介護保険事業所に対する情報提供システムがございまして、けあプロ・n a v iと申しますが、こちらを活用し、国、東京都からの通知、研修案内等、必要な情報提供を行っているところでございます。また各種事業者連絡会において情報交換ができる場の提供を、事務局としても支援しているところでございます。

○20番（木島たかし君） 分かりました。予算特別委員会のときには加えて、例えば人材確保のための公告にかかる費用についても一定程度の助成制度などもあるようですし、そういったことも含めて予算特別委員会のときにはほかの委員からも、いわゆる介護報酬に係る件での加算に係る取組であるとか、東京都との様々な連携というんですか、市が間に入る必要性について一定の議論があったと承知していますので、今の大変な状況で事業を運営していただいている事業者をしっかりと支えていく、また守っていく取組に市としてできる限りのことをお願いしたいと思います。

続いて、今年度の施政方針において、地域ケアマネジメントの体制を確保していくため、地域包括支援センターが担う要支援者のケアマネジメント業務に対して必要な支援を行うとされていますけれども、この具体的な取組について確認させてください。

○福祉部長（玉井理加君） 地域包括支援センターが実施します要支援者の介護予防支援等について、制度上、居宅介護支援事業所に委託することが可能ではございますけれども、昨今の人員体制の課題により受託可能な居宅介護支援事業所が減少してきているという現状がございます。そのため、地域包括支援センターがケアマネジメントする件数が増加し、業務の負担が増大しているところでございます。そのため委託料を増額しまして、今年度よりケアマネジメント等を担う人材を配置することで運営体制を強化いたしました。地域包括支援センターの体制整備に取り組むことで、ひいては居宅介護支援事業所のケアマネジメント体制の確保につなげてまいりたいと考えております。

○20番（木島たかし君） ぜひ、お願いします。

加えて、こちらは何度か取り上げている課題なんですけれども、ケアラー支援について確認をさせていただきたいと思います。

ダブルケアラー、またビジネスケアラー、8050問題等、介護者への支援の重要性が高まっているものと認識をしているところでございますけれども、これまで市として議論を通じていく中で、様々な取組がされている

ことは十分に承知をしているところでもございます。介護者が地域社会から孤立しないような支援策が求められているところでございまして、こうした社会変化とともに、介護者も多様化する中で、この8050問題、またビジネスケアラーについても、今後、介護離職者をゼロにしていくということが、国、また社会においても、今、大きなテーマとして掲げられている状況でございます。そういった中で、介護者支援のまさに中核をなすべき地域包括支援センターの役割が、なお一層大きくなるのではないかなというふう思うところでもあります。そういった意味で、介護者が早期にケアラーの方が相談できる体制をどのように整えていくのか、相談のしやすさ、周知の在り方など、今後の取組について確認をさせていただきたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 第9期の介護保険事業計画策定時に実施しました在宅介護実態調査では、30%を超える介護者が70歳以上というふうに回答しておりまして、介護者の高齢化が進んでいるということを確認してございます。地域包括支援センターではメールによる相談も受けており、相談者に合わせた対応を実施しているところでございます。

ビジネスケアラーの増加は社会課題となっており、仕事と介護の両立支援は企業にとって必須のアジェンダとなっていくと経済産業省も捉えておりますので、企業の取組を進めるためのガイドラインが策定されたところでございます。社会全体で介護者支援、ケアラー支援に取り組むことが必要であることを周知するとともに、必要な人に情報が届く、早期に相談できるなど、体制整備に取り組んでいく必要があると考えております。

○20番（木島たかし君） ぜひ、よろしくお願いします。

本当に重要な課題で、今日は触れませんが、加えてヤングケアラーの課題についても引き続きの御努力をお願いしておきたいと思います。

最後に、相談の入り口である地域包括支援センターの役割について、今、少し触れさせていただいたところでございますけれども、この地域包括支援センターについてなど、働く世代の方々が情報を得る取組をいかにして丁寧に分かりやすく行っていくのかということが重要になってくるかと思います。東京都のほうでも、かなり今後の介護のDXという部分でも着目して、今、検討も進められているようでございますし、介護者、また介護サービスを利用する当事者の方々にとって、分かりやすく使いやすい、また様々な申請手続きが簡易にできる等々、求められるニーズに応じていくことが必要なんだろうと思っておりますけれども、今後の市の取組について確認をさせていただきます。

○福祉部長（玉井理加君） 国では、次期計画策定に向けまして、団塊ジュニア世代が高齢期を迎えます2040年に向けたサービス提供の在り方、こちらの議論が始まっているところでございます。

働く世代が情報を得る場合、手続などにおいてデジタルツールの活用が必須だというふう考えております。情報の精査、情報発信の工夫、各種手続等のデジタル化など、国・都の動向、先駆的に取組を進める自治体などを参考に、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向け、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○20番（木島たかし君） ありがとうございます。では、よろしくお願いします。

では、続いて3番目の質問です。居住支援について、お伺いをいたします。

こちらについても、住宅確保要配慮者の支援についてということで、高齢者の世帯、とりわけ、特に悩みというか、私自身も御相談をいただくケースが、ここ数年、少し増えているなど感じるのが、特に高齢者の一人暮らしの方の住宅に係る御相談です。急遽、そのアパートの大家さんの御都合などによって立

ち退きを求められるケースなどで、急に住宅に困ってしまうというか、そういうケースがあつて、なかなか次の入居先が、高齢であるがゆえに、様々な事情はあるんでしょうけれども、なかなか見つからないという御相談、また障害者の方をはじめ、こういった要配慮者と言われる住宅確保に困難を抱えられている方への相談体制などの充実が求められているところだと思います。

これまでも何度か議論させていただいている課題で、私自身も初めて取り上げたのが平成28年、いわゆる居住支援協議会について、初めてこのとき触れたんですけども、現在の取組状況について、まず確認をさせていただきたいと思います。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 現在は、各担当部署で、それぞれのケースに応じて対応しているといった状況でございます。

配慮を要する方の御相談の内容につきましては、住む場所のことだけにとどまらないことが多く、包括的な支援が必要であるケースが多いと、このように認識しております。また、居住支援を行っている法人、不動産事業者、それと市の福祉部署、住宅部署、こちらが一堂に会する連絡会のほうを開催いたしまして、情報交換を行ってきているといった状況でございます。直近では令和7年2月に開催しておりまして、今年度につきましても継続して行ってまいりたいと考えております。

○20番（木島たかし君） 分かりました。

これは私自身も含めて、様々、この間、多くの議員も議論されてきている課題ですので、改めて、その必要性とかは議会の中でも確認されてきていることだと思いますので、端的に言うと、設置したほうが、いろんな部分で連携がより図られやすいのではないかなというのが単純な思いなんですけども、このあたりについて、市の見解を確認しておきたいと思います。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 居住支援協議会につきましては、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進に関して必要な措置を協議するための組織となりますけれども、法的な拘束力を持った措置が取れるといったようなものではないと、このように認識しております。

国分寺市におきましては協議会のほうは設置はしておりませんが、さきにお話ししました連絡会を開催することで連携を図っているといったところでございます。

○20番（木島たかし君） 分かりました。

これは、近隣市でも当然、この間、市も当然分かっておられると思いますけれども、居住支援協議会が設置されている状況が大幅増えてきているということで、近隣市とかとも情報交換がしやすくなるメリットもあるんじゃないかなという印象も持っているんです。東京都は東京都で居住支援協議会があつて、ここに、いわゆる自治体もオブザーバーとして参加をしているということがあります。多摩地域でいえば、今、居住支援協議会、設置されているのは14市と自分は確認しているんですけども、東京都の居住支援協議会に参加されているのが、オブザーバーという形ですけども、全部で18市あるんです。居住支援協議会の設立に向けて、今検討中の自治体もここに入っているということで、そういったことでも横の連携ですね。どういったことで様々な課題があるのか等々、情報の共有がしっかりと図られやすいのではないかなという思いもあるんですけども、この点について、市の見解を求めておきたいと思います。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 多摩地域の居住支援協議会は市ごとに設置をされておりまして、他市の協議会同士が連携して活動しているといった状況のほうは、今のところ確認できておりませんけれども、東京都を通じて、協議会の設置の有無にかかわらず、情報共有等を行っているといったところでございます。

居住支援につきましては、市域の中で限って行うものでもない、このように考えておりますので、広域連携することで生み出されるメリット、こういったものについても、今後、検討のほうをしてまいりたいというふうに考えます。

○20番（木島たかし君） ぜひ、お願いします。

そこで、少し私自身も感じている部分で、今、この協議会自体は国分寺市にはないんだけど、これまでの答弁でも確認させていただいているとおり、関係者の皆様が様々な御努力をいただいて、国分寺市の今日の状況があると認識をしています。

そこで、これまでも議会でも議論があった部分であると思うんですけども、この相談に対応していただいている事業者の方々といっても、必ずしもたくさんいらっしゃるわけではないということも皆さん御存じのとおりで、そういった部分で、どうしても負担がかかり過ぎてしまっているのではないかとということで、そういうことに対する課題を市としてどう捉えられているのか、さらに協力していただける事業者を、体制をより厚くすることができないのか、このあたりについて、市の考え方を確認させてください。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 東京都に指定されております居住支援法人で国分寺市を主な活動区域としている法人は限られているといった状況のほうにつきましては承知をしているところでございます。近隣の地域で活動している法人にも、先ほどの連絡会に出席していただくなどしまして、連携を拡大して、国分寺市で活動していただける人を増やしていく、このように図ってまいりたいと考えております。

○20番（木島たかし君） ぜひ、お願いします。

様々、総合的な観点から、国分寺市として、私も必ずしも、もちろん形にこだわるというわけではないんですけども、当事者の方々が、どうすればこういった課題について安心して相談できる仕組みが整えられるかということだと思いますので、そこも踏まえて、さらなる検討を求めて、この質問は終わりたいと思います。

それでは、続いて4番目の道路の安全について、お伺いをさせていただきます。

今日触れさせていただくのは、道路陥没に係る、そういったリスクの調査の在り方などについて確認をさせていただきたいんですが、八潮市での道路陥没事故を踏まえて、様々御不安、市民の方からも国分寺市の道路事情について問合せをいただくことも増えたところでございまして、会派としても、2月の代表質問で取り上げさせていただいた課題です。

そこで、改めての確認になるんですけども、下水道の設備については、平成31年度から国分寺市公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づいて、計画的な点検・修繕が進められているということで確認をしております。また、国の要請による緊急点検も今後行われるということではあるんですけども、道路の点検、また調査、特に路面、こういった道路の下空洞調査等はどういうふうに行われているのか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 国分寺市では、平成26年度から平成27年度にかけまして、道路ストック総点検として、道路及び道路附属物の調査を実施しており、その調査の中で、幹線道路やぶんバス路線、スクールゾーン等を中心に、路面下空洞調査診断も行っております。

結果といたしましては、平成26年度の調査では2か所、平成27年度の調査では1か所の空洞が確認されているところでございます。

○20番（木島たかし君） 分かりました。

その調査結果を踏まえて、空洞化3か所を確認されたということなんですけれども、市として、どうい

う対策が取られているのか、確認をさせてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 平成26年度の2か所については、平成27年度末に復旧工事を実施しております。また、平成27年度の1か所については、当時の調査評価として、経過を監視していくことが望ましいとされております。路上からの目視によりまして経過観察を続けておりましたが、平成31年度に東京都水道局による占用工事が行われまして、当該箇所も含め、舗装本復旧が施されたため、対応済みという形となっております。

○20番（木島たかし君） 分かりました。調査結果と対応状況について承知をしました。

この八潮市の事故以来、先ほど申し上げたとおり、関心も高まっているという状況もあって、今後の、この空洞化の点検・調査を実施する計画について、確認をさせていただきたいと思います。

今、答弁をいただいたとおり、一定期間、既に時間も経過しているという状況もあるので、そういった意味で、新たな調査の必要性について、必要ではないかというふうに率直に感じる場所ですけど、この点について、市の見解を確認しておきたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 現時点では計画をしてございませんが、前回調査から10年が経過しており、路面下の状況も変化しているであろうことが考えられます。近年、舗装工事等の手を入れていない道路につきましては、調査の必要性は検討する時期であろうと考えてございます。

○20番（木島たかし君） ぜひ、お願いします。

10年経過ということで、当時、国分寺市が採用した調査のやり方から、様々な技術も更新されていたりとかして、より精度の高い、そういった調査結果なども期待できる部分もあると思います。一定程度、当然、予算も伴う調査にもなろうかと思しますので、もちろん多くの道路、全ての道路が対象になればいいんですが、せめて前回の調査同様、危険箇所、幹線道路や、ぶんバスの路線、スクールゾーン等々、様々な優先順位をつけながらでも、こういった空洞調査については、適切なタイミングを逃さずに、計画をしてほしいなということをお願いしまして、この質問は終わります。

それでは最後、5番目の公共施設マネジメントについて、お伺いをいたします。

（1）本多児童館及び本多地域周辺について、お伺いをいたします。

国分寺市の公共施設の多くが、整備から一定の時間が既に経過し、老朽化が進んでいるということで、公共施設の総合管理の計画に基づいて、様々な取組や推進をされているところでございますけれども、その中でも、特に老朽化が進んでいる施設の一つとして挙げられるのが、この本多児童館でございます。この間、市民の方から指摘を私自身も受けておりますので、当然、市としても課題と受け止めておられるかと思うんですけれども、この建物の現状と今後の整備の方向性について、確認をさせてください。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君） 今、御質問のございました本多児童館につきましては、昭和49年に設置されておりまして、設置後50年となり、老朽化による不具合の発生はございますけれども、施設所管課によりまして、都度速やかな修繕を行い、利用児童等の施設利用に支障が生じないよう、維持管理に努めているというところでございます。

国分寺市公共施設個別施設計画におきましては、2023年を長寿命化改修実施年と位置づけております。一方、毎年度の予算編成の段階で、本多児童館を含む各公共施設につきましては、施設の劣化状況等を踏まえ、優先度を確認し、改修等の予算化をしている状況でございます。今後につきましても同様の考え方で、順次対応を図ってまいりたいと考えております。

○20番（木島たかし君） 分かりました。

2023年に、本来であれば長寿命化計画を実施する予定だったということですよね。すなわち、残念ながら、まだそれが着手できていないということです。何らかの対応は図っていかなければいけないんだらうと思います。

この間、様々な施設維持に的確に対応は図っていただいていると思うんですけども、聞き及んでいるところでは、もう建物自体のしつらえが古くて、その修繕に必要な部品の調達が、もう既に生産していないものであったりとか、そういった部分での課題も、本多児童館については出ているというふうにも聞いておりますので、そういった意味では、何らかの対策を考えていく必要が、優先度が特に高い施設なんだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そこで、この公共施設の適正再配置計画において、本多児童館の場所というのは、この計画上ではグループ分けがそれぞれ市内でもされている中で、ほかの周辺の公共施設とともに、グループDという位置づけの場所になるんですけども、そこで、このゾーンの中には既に移転することが決まっている本多武道館も含めた場所であるということでございますけれども、ここの、このグループ内における今後の公共施設のマネジメントの進め方について、今申し上げた施設に加えて、生きがいセンターほんだであるとか民俗資料室なども、そこまでのエリア全体もありますけれども、このあたりの今後のマネジメントの在り方について、どのように考えていかれるのか、確認をさせていただきます。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君） 国分寺市公共施設適正再配置計画におきましては、国分寺駅近郊に位置する当該グループの立地特性から、再配置に際しての新たな用地確保は困難な地域とされております。一方で、本多武道館が旧庁舎用地へ移転することが、その後、決定したことや、公共施設が集積している地域の特性を踏まえまして、グループ内における移転や機能集約などの可能性も含めて、再配置等を検討する必要があると考えているところでございます。

○20番（木島たかし君） 分かりました。そうですね。全体で考えていく必要があるんだろうと思いますので、もちろん本多児童館単体としての対策の緊急性はあるんですけども、一方で、本多武道館の今後の敷地の課題なども含めて、どういうふうにも有効にというか、活用していけるのかということについて、検討を深めていっていただきたいなというふうに思います。

この本多地域は国分寺駅に当然近くて、今後、国3・4・12号線といった都市計画道路の整備など、まちづくりも、これからさらに進んでいく環境が出来上がっていく中ですけども、この地域における今後の公共施設のマネジメントを推進するためには、様々な手法の研究というものも考えていかなければいけないんだらうというふうに思います。特に民間の活力について、そのエリアのまちづくり全体を考えていくということを真剣に考えていくなれば、民間の活力についても十分に検討することが今後求められるというふうに感じるところですけども、この点について、市の考えを求めておきたいと思います。

○公共施設マネジメント担当部長（細川啓明君） 国分寺市公共施設等総合管理計画におきましては、行政サービスの維持を基本とした上で、公共施設等の修繕・更新の検討に当たりましては、民間のノウハウや資金を積極的に活用するPPPの検討を行うこととしております。

今後、本グループを含めた公共施設のマネジメントを推進していくため、民間事業者との対話等を通じて、官民連携の可能性を検証した上で、公共施設の運営及び維持管理コストの低減ですとかサービスの質の向上に資する取組を進めてまいりたいと考えております。

本多武道館移転後の後施設につきましては、単独での利活用の検討に限らず、その他、本多地区に立地する本多児童館などの公共施設の利活用を含めて、サウンディング調査を実施しまして、その結果を検証

の上、議員が御指摘のように、民間活力の投入も視野に入れた本多地区全体の利活用の基本的な考えを検討してまいりたいと考えております。

○20番（木島たかし君） 分かりました。当然、周辺の市民、また利用者の方々の声も踏まえた上ではありますけれども、様々な観点から、財政上のメリットも当然そうですし、まちづくり全体という観点でいっても、今、こういった民間の活力を生かしていく。国分寺市でも、今後進められていく旧庁舎用地の利活用の在り方なども、今後、今まさに民間活力を生かした上での検討が進められているところでもございますし、そういった実績などもしっかりと蓄えながら、本多地域の今後のまちづくりについても、本当に多くの人に喜ばれる、そういったまちづくりを期待しておりますので、そのことを強く求めさせていただいて、以上をもちまして、少し早いですが、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、木島議員の一般質問を終わります。
この際、10分程度休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時26分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、だて議員。

○14番（だて淳一郎君） 立憲・市民フォーラムのだてでございます。通告に従いまして、この新議場で初めての一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、ちょうど1年前の令和6年第2回定例会にて一般質問をさせていただいた内容の、その後の進捗状況の確認を中心に伺わせていただきたいというように思っております。

まず、1点目でございます。カスタマーハラスメント対策について伺います。

昨年12月には東京都で具体的なガイドラインが策定をされ、先月、4月1日に、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例が施行されました。以下の3つの要素、①顧客等から就業者に対して行われる、②その業務に関して行われる著しい迷惑行為、③就業環境を害するもの、これを全て満たしたものがカスタマーハラスメントであると定義づけがなされ、民間事業者、行政、PTA活動する保護者や自治会役員等が就業者として例示をされております。我々議員は有権者に対しては就業者、行政からは顧客として、両方に例示をされているところでございます。また、行政を含めた事業者の努力義務ではありますけれども、その責務についても規定をされております。この東京都カスタマー・ハラスメント防止条例とガイドラインの内容を国分寺市としてはどのように受け止め、その責務を果たしていくおつもりか、お伺いをしたいと思います。

○政策部長（村越隆治君） 市といたしましても、業務の円滑な進行の妨げとなるいわゆるカスタマーハラスメントへの対応につきましては、職員の心の健康管理の面からも、その重要性を認識してございます。

東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の施行やガイドラインの策定を受け、市としましてもカスタマーへの対策を進めてまいりたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） これまではカスタハラに当たるかどうかの判断が難しいところでございましたけれども、ガイドラインの策定によって、これは数値化まではさすがにされておりませんが、様々なケース

が例示をされ、線引きの一助となるものと理解をいたしております。公共セクターにおいては、その特殊性について、ガイドライン中にも、留意し対応すべしということでございますので、そこは慎重に御対応を願いたいというように思っております。

ガイドラインには基本方針を定めて、内外に周知しようということでもあります。行政機関においても、八王子市は東京都の条例施行に合わせて、基本方針と定義、判断基準などが記載された対応マニュアルを公表しております。以前も申し上げましたが、顧客側も正当なクレームとカスハラの境界線が意識されていないがゆえにトラブル化してしまう部分も多々あると思いますので、国分寺市としても、基本方針をつくり、それを公表し、行政の特殊性はあるにしても、職員の職場環境を守るため、著しい迷惑行為や過度な要求等に対しては、しっかりと対応すると明示をしたほうがよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、前回求めた、国分寺市行政対象不当行為対応マニュアルなどの都条例施行に伴っての改正などは行ったのか、伺いたいと思います。

○政策部長（村越隆治君） 東京都が作成したカスタマー・ハラスメントの防止に関する指針（ガイドライン）において、事業者の取り組むべき事項として、カスハラ対策の基本方針の策定や周知、マニュアルの作成等が掲げられてございます。市も事業者の一つとして、このガイドラインに沿ったカスハラへの対応を実施するため、基本方針の策定等の準備を進めているところでございます。基本方針を策定しましたら、これをいち早く公表し、市としてカスハラに毅然として対応していく旨を周知していきたいと考えてございます。

また、国分寺市行政対象不当行為対応マニュアル等につきましては、カスハラ対策とともに、関係各課で協議を進めてまいりました。今後、カスハラへの対応マニュアルの整備を進めるとともに、行政対象不当行為対応マニュアル等につきましても、必要に応じて改正を検討してまいります。

○14番（だて淳一郎君） ありがとうございます。検討中の基本方針等を公表して、過度なケースには毅然と対応されるということでもあります。職員のみならず、ほかの来庁者にも迷惑や対応の遅れといったことで影響があることでございますので、これははっきりと明示していただきたいというように思っております。部署によって様々なケースがあるかと思しますので、そういった事例を集約しながら、しっかりとしたマニュアルの整備を行い、人事異動があってもしっかりと対応できるようにお願いをしたいというように思っております。

新庁舎に移りまして、4か月ちょっとたったわけですが、旧庁舎とは設備や配置等も大幅に変わった中でございます。その中で、カスハラの状況等で対応に何か変化があったのか伺いたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 新庁舎に移転しまして、設備も大幅に充実しましたことから、窓口対応の幅もかなり広がりました。移転後の窓口対応につきましては、現在のところ大きな問題となる事案については発生していないといった状況でございます。

○14番（だて淳一郎君） 発生していないということで、よかったです。日常的には、やはりいろいろあると思いますけれども、窓口フロアの見通しが明らかによくなりましたし、警備の方なんかも巡回されているということで、そういったことが大きなトラブルを抑止しているのかなというように思います。引き続き適切な対応を職員の皆様とお願いしたいというように思っております。

それで、今回の都のカスハラ防止条例は民間事業者を対象にしている面が大きいわけでありましてけれども、これはいかんせん始まったばかりで、全然なかなかな浸透していないという感じを受けております。鳴

り物入りで東京都も制定したわけなんですけれども、理念条例というところもあってか、意外とメディアでも取り上げられていないかなという印象を受けております。これを意義あるものとしていくためにも、市内民間事業者への周知啓発、対応のサポートが非常に重要なところであり、条例の理念に即して、国分寺市としても、これを行っていくべきと考えますが、どのように検討されておりますでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 国分寺市商工会では、昨年11月にカスハラ防止のための労務管理セミナーを開催いたしまして、弁護士によるカスハラの定義と具体的な裁判例、また特定社会保険労務士からは、事業主としての具体的な対策について講義を行ったというふうに聞いてございます。

市といたしましては、東京都が作成いたしました各団体共通マニュアルや事業者マニュアルのひな形などの存在につきまして情報を確知していない市内事業者が発生しないよう、商工会などと連携しながら、情報提供の在り方について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） まずは、今御答弁もあったとおり、徹底した周知啓発といったところがスタートであるというように思っております。どこからがカスハラなのか、しっかりと市民にも事業者の皆さんにも知っていただくことが大事ですので、国分寺市としても、様々な関連団体の皆様とも協力をしていただきながら、対策を進めていただきたいと思います。

また、東京都の責務として、この対策推進に向けた財政措置に最大限努力するということであっておられますので、そのあたりも十分に活用しながら、就業者も顧客も安心できる環境整備に向け、取組を促進していただきますよう、お願いをいたします。

これで1番、カスタマーハラスメント対策については終わらせていただきます。

続いて2番、トイレトレーラーについて伺わせていただきます。こちらについても、ちょうど1年前に頭出し的に質問をさせていただきました。これは私だけではなくて、木島議員や高瀬議員からも言及があったところでございます。

その際の答弁では、まだ普及が進んでおらず、近隣市の状況等も注視していきたいということでしたが、1年たちまして、私もあちこちの議員仲間なんかから、新たに導入の検討が行われているという情報を耳にしているところであります。その辺の近隣市の状況について、把握しているところがございましたら伺いたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 令和7年1月時点の状況となりますが、令和6年度に調布市が導入しまして、令和7年度には、清瀬市、小平市、西東京市、八王子市、府中市の5市、令和8年度には立川市が導入予定と聞いてございます。

○14番（だて淳一郎君） 去年の質問の時点では、調布市がまさにクラウドファンディングでお金を集めて、多摩地区初の導入へ向けて動いているということで、また府中市も検討しているんじゃないかというような話は耳にしていたところでございます。

しかし、僅かなこの期間のうちに、一気に7市まで、多摩地区だけでも拡大をしていくということでもあります。そういった他市の状況を見ても、トイレトレーラーの導入、そしてトイレトレーラーのネットワークに加入する意義は大きいのではないかと考えますけれども、国分寺市として、その効果をどう考えているのか、改めて伺いたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） トイレトレーラーの効果といたしましては、災害時などに臨時のトイレの設備として利用され、被災者が快適に利用できる施設の一つであると捉えてございます。

前回は御答弁させていただきましたが、首都直下型地震が発生した場合には、どれだけの支援を受ける

ことができるか、図りかねる部分もございますので、また状況を見ていきたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） 今、答弁で、その必要性ですとか効果というものは共有されているということで、私も理解をしたところでございます。であれば、国分寺市においても、課題はあるにしても、早期に導入を向け、検討を行うべきじゃないかと私は考えております。

確かに2,000万円を超える金額がかかるということですし、不交付団体の当市では使えない補助もあるということで、なかなか簡単ではないということは承知をしておりますけれども、災害時のトイレ対策というのには当市では非常に注力していただいていることを考えれば、トイレトレーラーの導入は市の方向性と合致し、かつ市民の安全・安心に大きく寄与する必要な施策ではないかと考えます。

先ほど答弁でもありましたけれども、どれだけの支援が受けられるかというのは、このネットワークに加入して、いざというとき、ほかの被災地以外の地域からトイレトレーラーが派遣されてくるという、そういったネットワーク、そういった支援という形になりますけれども、それが本当に一番重要なところであります。

先ほど申し上げたように、7市でもう既に導入が決まっているということで、この調子で、都内ですとか隣接県の自治体が次々にネットワークに入っていくと、いざというときに全国から派遣してもらえると、いう効果が薄くなってきてしまうわけでありまして。要は飽和状態になってしまうと、このネットワークのメリットが一気に失われて、それ以降に導入してもあまり意味がないというような状態になるんだろうと思っています。本当は、国が面倒を見てくれて、全自治体に配置してくれるようなことがあれば、母数が増えて大丈夫なんですけど、そういう話はまだないかと思っておりますので、当市として、遅きに失することがないように、方向性を早く決定してもらいたいというように思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 先ほど御紹介させていただいたとおり、近隣市でも導入が進んでいるところでございます。平時のトイレトレーラーの使用方法や運用方法、メンテナンス費用等が課題に上がってございますので、今年度、近隣5市が導入するという状況でございますので、その導入効果等についてヒアリング等を行わせていただきまして、研究してまいりたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） 確かに、今述べられたように、課題は幾つかあると思います。ただ、防災備蓄品なんかと一緒に、災害対策というのは、使われない前提でも、しっかりコストをかけて有事に備えるということでもありますから、そこはしかるべき判断を求めたいというように思っております。

多摩地区で7自治体、23区も今後増えてくるかもしれません。先ほど言った飽和状態ということで考えると、もう既にぎりぎりのラインだというふうに思っておりますので、これは早期の検討をお願いしたいというように思っています。

先ほど申し上げましたが、特にこの国分寺市では、今、トイレ対策にはかなり力を入れているということで、この間、総務部長も、つい先日御答弁をされたばかりでございます。ぜひ、その一環として、トイレトレーラーの導入も進めていただきたいということを強く求めまして、この質問を終わりたいというように思います。

続いて、3点目に入ります。新府中街道についてということで、（1）国分寺陸橋高架下の活用についてです。

これも1年前に質問させていただきました。本当に1年たつのは早いなとつくづく感じるところでございますが、この新府中街道も、無事にこの市役所通りまで暫定開放がなされました。歩道もしっかり整備された、本当にすばらしい道路ができたなというように思っておりますけれども、交差点付近や渋滞対策

については既に意見がなされているとおり、幾つか課題があるというふうに思いますので、こちらに関しては事故のないように、適切に対応をお願いしたいというように思っております。

まず、例の国分寺陸橋高架下の活用についてですが、1年前の答弁では、東京都からは、当面の間、国3・2・8号線の工事の資材置場として使用していくという回答を得たということで、そのときはまさに工事中でございましたので、しょうがないなということで承知をしたわけであります。私もこの1年間、質問をした手前もありますから、定期的にあそこの前を通りながら確認をしたりしていましたが、都のほうは使うという御答弁でしたが、正直ほとんど使われていなかったなというような状況でございました。工事が終わった現在も、ごく一部に資材、今朝もちょっと通って見てきましたけど、車が一、二台止まっているのと、あと資材がぽつと置いてあるというような程度でございました。国も積極的に高架下の活用を求めている中、これは東京都の所管ではありますが、東京都民の財産であり、ひいては国分寺市民の財産ということでもありますから、使っているならしょうがないんですが、結局使っていない現状を見れば、ぜひ、活用をしていただきたいと思うわけであります。

そこら辺の答弁をいただく前に確認なんですけど、現在、その該当の国分寺陸橋の線路を挟んだ南側、内藤橋を渡って、高架をくぐる手前のところなんですけれども、つい最近、ベンチ等が設置をされて、舗装がされていたんですが、ここはどういう状況になっているんでしょうか、教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 当該地につきましては都有地でございますが、東京都との調整によりまして、東京都がポケットパークの整備を行いまして、その後、市が管理するというものでございます。現在は東京都がポケットパークの整備工事を行っておりまして、5月末までの工期と伺ってございます。東京都の工事が完了後、東京都に対し、引継ぎ等に必要な手続を進めてまいります。また、引継ぎ後は、年内をめどに、市の防災備蓄倉庫を設置していく予定となっております。

○14番（だて淳一郎君） 御説明ありがとうございます。国3・2・8号線の残地を活用し、東京都が設置したポケットパークということ、小さい公園ですよ。まさに、そのとおりだということで、今この椅子が2脚あるのかな。あと屋根があって、その後ろにアスファルト舗装された平たい部分がちょっとあって、恐らくそこに防災倉庫が置かれるのかなというように思っております。場所的には微妙な場所に急にできたということで、その意図はちょっと分からないんですけれども、都のほうでつくっていただいて、ありがたいのは確かなんですけれども、個人的には、これで高架下の活用に関し、お茶が濁されてしまうという感じにならないといいなというように思っております。

戻りまして、前回、必要に応じて東京都と協議すると、この活用について答弁されておられましたけれども、この1年間で協議をした経過はあるのか、また、活用に向けた東京都の最新の見解について伺いたいと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 令和6年度に東京都と協議した経過はございませんが、今回の通告を受けまして、改めて東京都へ確認したところ、東京都の考えに変わりはなく、当面の間、国3・2・8号線の工事用資材置場として使用していくということでございました。

○14番（だて淳一郎君） まだ工事が、これから五日市街道に向けての工事もあるということで、工事が続いている。当面の間、まだ駄目だという、東京都のほうで使っていくということでございます。

これまで使っていないので、今後も似たようなものかなというふうに思うんですが、あくまで、これは東京都の所管の場所ですから、ここでごちゃごちゃ文句を言ってもしょうがないんですけども、釈然としない感じであります。

では、その当面の間というのがいつまでなんだという話であります。計画区間である五日市街道までの工事が数年後には終わる予定です。完成すれば、ここの活用に動いていただけるのか、これも併せて確認をお願いしておったんですが、その部分はいかがだったでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 国3・2・8号線の整備後につきましても、昨年度と同様、東京都自らが活用する方向で検討していくということでございました。

国分寺陸橋の高架下につきましては、市において利用するか否かも含めまして、引き続き研究していきたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） 工事後も東京都で活用を検討するということであります。東京都のほうで、都民、市民へのサービスに資するものを検討してくださるということなら、それは結構なことなんですが、今のところ、そういった雰囲気は何となく感じられていないわけでありまして。

また、後段のほうの答弁ですけれども、市の対応も今まだはっきりしていないわけでありまして。協議もこれまでしていないということでもあります。

これまで国分寺市のほうからは、東京都のほうに意向の確認は何度もしていただいているかと思います。ただ、それだけで、正式な形で提案をつくって、こういうものに使いたいという提案をつくって、正式にオファーをしたことはないんじゃないかなというように思っております。ぜひ、これはしっかり方針を決めていただいて、これを使わせてくれと要請していただきたいんです。その上で、少なくとも、すぐには難しければ、継続的な協議といったものを国分寺市のほうから求めてもらいたいと思っております。

これは市内のほかの場所で解決できていない課題、例えば、バスケットボールのゴールをつくったりとか、ボール遊びのできる場所をつくったり、ドッグランにしたりとか、過去にもいろんな議員の方が提案をされておられました。そういった課題をクリアするためには必要な場所ではあるというように思っていますし、部分的にでもいいので、使えるなら使わない手はないんじゃないかというように考えておりますから、これは必要に応じてではなくて、積極的に働きかけを行っていただきたいというように思います。これは答弁を求めませんが、強く要請させていただきたいというように思います。要請して終わりたいと思います。

続きまして、もう一点、この新府中街道のイベント活用について伺います。可能性についてということでは模索をしていただきたいということなんですが、先ほどの国分寺陸橋を、今度は国分寺市側に越えた辺りから、このたび開通した市役所通りのところまで、ほぼフラットな部分で、約1,000メートルぐらいあるのかなというように思います。冒頭にも申し上げたとおり、道幅、歩道も非常に広く取ってあるこの立派な道路を、ぜひ、活用してのイベントなどを行えないかなというように思っています。

もちろん東京都や警察の協力は必須であります。国分寺市としても、庁舎が移転してしまった恋ヶ窪地域の活性化が方針としてあるわけでありまして、もし何らかできれば、その方針とも整合し、さらなる推進につながるというように考えております。

例えば、マルシェや祭的なもの、スポーツイベント、パレードのようなもの、忌野清志郎さん関連でも、もしかしたらいいかもしれませんけれども、そういったこともできるかもしれませんし、また、国3・4・6号線との交差点部分の交通問題がクリアできるようであれば、ちょうど先日の11日に、国立市の大学通りを使って行われたような規模の大きいリレーマラソン大会といったような、人を呼び込み、地域にもお金を落としてもらえる、そして市の中央部ということで、全市的に市民が参加しやすいイベントができるのではないかと考えています。現段階では検討はまだないかと思いますが、今後、市役所

通りから先の部分が完成した際のことも含めて、可能性を模索していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 道路を活用したイベントにつきましては、道路使用や交通規制の解除について、交通管理者との協議や公安委員会への手続などが必要となり、またバス会社などの調整も必要となってございます。まずは、どういうイベントに活用できるかというところを研究してまいりたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） イベントの関連については、担当がほかの部署なのかもしれませんが、御答弁いただきまして、ありがとうございました。

大きなイベントを打てる場所も、国分寺市の中では、国分寺駅や西国分寺駅付近の一部エリアが主になっているかなというように思います。ただ、そういった場所に限ることなく、いろんなところで、その地域特性を生かしながら、いろんな市民が集える場をつくっていくということも非常に重要だと思いますので、ぜひ今後、検討していただきたいなというように思いますので、その辺申し上げまして、この点を終わりたいと思います。

続いて、もう最後ですね。4点目ですが、シティプロモーションについてということでお伺いします。

（1）観光大使についてでございます。

これは平成30年からスタートしまして、今年で早いもので、もう7年ということになるわけでありまして。各大使の皆さんが、テレビやマスコミなんかで、しばしば国分寺市のPRに努めていただいている姿を拝見します。

つい先日、これは某スポーツ新聞のネット記事を見つけたんですけども、ちょっと紹介すると、観光大使をいただいているプロ野球北海道日本ハムファイターズの木田GM代行が、今年、ドラフト5位で日ハムに入団した国分寺第七小、第二中出身の山縣秀選手に「おう、国分寺の英雄」と声をかけたところ、山縣選手が木田さんに、「自分が活躍したら、将来、観光大使を譲っていただけますか」ということを返答したということ、こういった国分寺愛にあふれる掛け合いがあったということが記事になっておりました。私も偶然見つけたんですけど、本当にほっこりした気分になって、いろんなところで、そういったやり取りがあるんだと、うれしく感じたところでございます。

山縣選手は今年、早稲田大学から日ハムに入ったんですが、ちょうど高校から丸山議員の後輩に当たるということでございます。国分寺市出身のプロ野球選手として、1軍で今頑張っているそうなので、活躍を期待したいというように思っております。

また、土屋礼央さんは、テレビのトーク番組で地域対抗ネタがあると、国分寺市代表としてよく出演されていて、軽快にトークをしてくださっておられます。そのほかの大使の皆さんも、いろんなイベントに御協力をいただいていること、心から感謝を申し上げたいというように思っています。

今、少し事例を挙げさせていただきましたが、制度開始から一定期間を経たことも踏まえ、観光大使に関する事業を、これまで実施してきたことで得られた効果など、総括的にどのように捉えておられるか、伺いたいと思います。

○政策部長（村越隆治君） 本市の観光大使事業は、御紹介いただいたとおり、平成30年度より開始し、現在、土屋礼央さん、木田優夫さん、福岡洸太郎さん、荒川ケンタウロスさん、ガクテンソクさんに委嘱しているものでございます。

観光大使の皆様には、御自身が出演するラジオ、テレビで国分寺市の魅力を発信していただいたり、ま

た、市が主催する事業に参加していただいております。これらの活動によって、観光大使を通して国分寺市のことを初めて知った方も多数いらっしゃると思われています。また、観光大使の存在によって、市に対する愛着を深めていただいた市民の方もたくさん出てきていると感じてございます。

○14番（だて淳一郎君） ありがとうございます。国分寺市としても、この事業に効果が出ているという評価をされているということで理解をいたしました。

この観光大使事業ですが、予算特別委員会や決算特別委員会のときにも、あまり確認されてきたという認識はないんですが、この観光大使に関する経費については何があるのかと。よく名刺の印刷費というところは聞いたことがございますけれども、この大使の皆さんも、それぞれプロフェッショナルでやっておられるということで、イベント等の出演や、その他の協力をお願いすれば、当然ギャラが発生するわけがあります。それぞれの所属、マネジメント会社、方式の違いはあると思いますが、観光大使としての貢献として、これは一定リーズナブルな設定になっていたりするのかなということも思ったりもするんですが、その辺はどうなっているのか、また市としては、どのような支出方法になっているのか、伺いたいと思います。

○政策部長（村越隆治君） 観光大使委嘱後は、名刺の作成費のみ定期的に予算化してございます。観光大使をイベントに呼ぶ場合には、個別の案件につきまして、イベントを所管する担当課のほうで、謝礼などは予算計上してございます。

それぞれ、観光大使の謝礼等につきましては、出演する時期、出演時間、ほかのイベントとの兼ね合い等もございますので、これまでもイベントの都度、担当課が交渉してございます。

通常に比べての謝礼ですが、観光大使として、自らの役割を御理解いただいておりますので、通常よりは安価になっていると考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） 安価にしているということで、本当にありがたい限りかなというように思っております。

大使の中には本当に有名な方も、皆さん有名なんですけど、今、人気うなぎ登りのような方も一時期おられたと思いますし、日本でも有数の大きな事務所に属されている方もおられますが、先方もイメージアップにつながる役職ですので、できる限りウィン・ウィンになるように、うまく交渉をしていただければというように思っております。

観光大使の今後についてなんですが、国分寺市観光大使設置要綱では、大使の任期は2年で、再任を妨げないということになっており、これまでは1回担っていただいたら、そのまま継続していただいているというわけでございます。今後についても、基本的にはそういった形で、今やっただいていただいている方には続けてもらうという方針でよろしいのか、また、この先、適切な方がおられれば、さらに新たに委嘱することは検討しているのか伺いたいと思います。

○政策部長（村越隆治君） 観光大使の任期は2年で、再任できるものとなってございます。観光大使設置要綱の解嘱要件に該当しなければ、引き続き継続していただくという方針でございます。

また、現時点では、新たな観光大使の候補となる方は、具体的には名が挙がってございません。ただ、今後も市の魅力を広く市内外に紹介することが期待できる方が現れましたら、大使に委嘱してまいりたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） ありがとうございます。これは偶然だと思うんですが、現観光大使の方は、これはたまたまだと思いますが、全員男性なんですよ。国分寺市も出身著名人が山ほどいるということで

はないと思いますので、たまたまそうなったということなんでしょうけれども、もし、次を検討する際には、そのあたりの要素も踏まえて選定していただくことも一つかもしれませんので、これは提言だけさせていただきたいというように思っております。

冒頭にも紹介しましたが、様々なシーンで観光大使として御活躍いただいていますけれども、今後、より一層、国分寺市の魅力発信に向け、お力を貸していただきたいというわけであります。

御当人たちのさじ加減でいろいろできる部分もあると思いますので、ぜひ、さらなる御協力をお願いしていただきたいと思います。そのあたりも含めて、観光大使事業に関する今後の取組について伺います。

○政策部長（村越隆治君） 観光大使の皆さんには、それぞれのお立場を生かして、引き続き本市の魅力を発信していただきたいと考えてございますが、観光大使の皆さんには、本市の最新の情報をインプットしていただけるような取組が大切であると考えてございます。

また、本市は観光シティプロモーションサイトを立ち上げましたので、こちらのサイトを御覧いただけるよう、働きかけも含めて、本市から観光大使への情報発信については積極的に取り組みたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） 最新情報を、大使の皆さんも大変御多忙の中かとは思いますが、できる限り、市のほうからもいろんな形でアプローチしていただいて、インプットしていただきたいというように思っております。

（2）は、ちょうど今、話が御答弁の中でありましたが、先日公開された国分寺市観光シティプロモーションサイトについて伺いたいというように思っています。これは、あした、寺嶋議員からも恐らく専門的な見地で質問がなされるかと思いますが、私はさわりだけ伺わせていただきたいと思います。

私もこのサイト、見させてもらいましたけれども、非常に明るい雰囲気の色遣いで、コンテンツも多岐にわたり、充実した内容であると感じました。予算を見ると、かなりお金もかかっていますから、よいものじゃないと困るわけなんですけど、見る限り、本当に相応のクオリティだなというように感じております。とても見やすいサイトなんですけれども、ちょっと感じたのが、これは市の内外の方に見てもらって、国分寺市の魅力について、これを知ってもらおうということは十分できるかなというように思います。

その先なんですけれども、これを目標として何に結びつけたいのかと。国分寺市の認知向上なのか、観光への呼びかけなのか、はたまた移住や定住促進なのか、ちょっとそのゴールの部分が見えづらいなというように感じたんですが、どのように考えているのか、作成に当たってのコンセプトやターゲットについても併せて御答弁ください。

○政策部長（村越隆治君） 観光シティプロモーションサイトは、市の総合ビジョンの目指す姿である、市内外を問わず、多くの人が国分寺市に愛着や誇りを感じているという状況を達成するためのツールとして構築いたしました。

このサイトは、幅広い層に向けた情報提供を目的としているため、特定のターゲット設定はしていませんが、訪れる楽しみ、暮らしやすさの双方を併せ持っている国分寺市の魅力をアピールするための観光PRと、本市で行われている魅力的な活動の紹介を両立させることをコンセプトとして構築してございます。

○14番（だて淳一郎君） 両立というキーワードが出てきました。市の考え方は、今御説明いただいて理解をいたしましたが、見る側も目的が一定あって、わざわざ見に来るんだと思いますから、そのあたりのニーズごとに情報が得られやすく、そして選択肢を提供できる形態にしていくというのも一つだと思います。

すので、これは今後、研究をお願いしたいというように思っております。

次に、このサイトを、せっかくのいいサイトということで、できるだけ多くの方に見てもらうために、どのように誘導・誘引していくのかというところの方策を伺いたいと思います。

○政策部長（村越隆治君） 昨年度末にこのサイトが立ち上がりましたが、これまでの間、SNSやプレスリリース、国分寺ぶんぶんチャンネル等で情報を発信してまいりました。

今後につきましては、市報の掲載や関係課、関係団体を通じてのPR、その他シティプロモーションに関する冊子等の更新に合わせて情報を掲載するなど、様々な手段を活用して、観光シティプロモーションサイトの認知を広げていきたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） そういった方法で見ただけのきっかけをつくっていくということでありませう。

現状、国分寺市のホームページのほうを見ると、下段のほうに、この魅力発信コーナーで、幾つかバナーが流れていくところに、このプロモーションサイトのバナーも一つ、紛れてしまっているというか、そういった状況であるわけなんです、トップページについては。なので、せっかくのサイトですので、何かお考えがあって、そこにしているのかもしれませんが、もうちょっと目立つところにリンクを張ってもいいのかなというように思ったところです。

こういった地域の魅力発信系のサイトというのは、本当に民間から公的なものまであまたあるわけで、その中で、先ほどの方策などで、これも見てもらうことには成功したとして、それから、じゃあ、実際に来てもらうというところのモチベーションまで持っていくには何かメリットが必要なんじゃないかなというように考えます。例えば、民間でよくあるのは、飲食店等で割引や何らかのサービスが受けられるようにしたり、施設の入場料の割引クーポンをサイトからダウンロードできたりするなど、競争力を強化していくために、もう一段できることがあるのではないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） 市民であっても、市外の方であっても、このサイトで得られた情報を基に、本市の魅力ある場所を訪れ、実際に体験してもらうことが重要であると認識してございます。

市内では、年間を通じて様々な観光的な要素があるイベントが開催されておりますので、まずはそれらの情報を的確につかんで、このサイトを通して発信することで、サイトを見た方が行動するきっかけとしての機能を果たせるようなものにしていきたいと考えてございます。

また、割引などの特典を発信することについては、行政が運営するサイトでありますので、ルール化が難しいかとは思いますが、サイトをきっかけとして行動してもらうための動機づけについては今後も他自治体の状況などを研究してまいります。

○14番（だて淳一郎君） このサイトを見て「へえ、国分寺市、いい所だね」というところで終わらせないということが重要だと思いますので、このインセンティブとかきっかけづくりというものは非常に大事なところだというように思いますから、可能な内容で工夫を検討していただきたいというように思っております。

サイト内の飲食店等も、今まだ数店の掲載となっておりますが、今後拡充していくんじゃないかなというふうに思っております。

そこでちょっと懸念しているのが、先ほども答弁にあったとおり、国分寺市のある種公的なサイトという中で、その公平性をどう担保していくかという点であります。

飲食店選びの参考にするために、このサイトを御覧になる方も多くおられるでしょうし、また、事業者

側からすれば、いい広告媒体ということで、掲載してもらえならしてもらいたいというお店は多くあると思います。逆に希望されない方もあるでしょうから、全ての店を一律に載せるということが難しい中で、不平が出ないように、どうやって整理をして進めていくのか、他市事例なんかも参考にしつつ、検討していくべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） 市民にとっても、市外の方にとっても、飲食店情報に対するニーズはとて高いと捉えてございます。また、本市にとりましても、市内観光に併せて飲食店を利用したり、逆に飲食店の利用をきっかけとして、市内の名所を訪問したりしていただくことが期待できます。その点で、観光シティプロモーションサイトの中で、飲食店に関する情報を充実させることは非常に重要だと認識してございます。

現在、こくベジの特設サイトには、こくベジの提供店が掲載され、また、市のホームページには、昨年度開始しましたふるさと納税のお礼の品である P a y P a y 商品券、こちらの使用できる飲食店等を掲載してございます。それらの店舗の情報を観光シティプロモーションサイトに掲載することについて検討してみたいと考えてございます。

○14番（だて淳一郎君） ありがとうございます。一定のルール化というところは必要だと思います。一方で、市のホームページということを見ると、あまり極端に厳しい条件だと事業者間の格差につながってしまいかねない部分もあるというように思いますので、そこはうまく検討していただきたいというように思っております。

選ばれるまちを目指したシティプロモーションということは、今後の人口減少の進展とともに、これからさらに競争が激化していくというように思っています。特に、この中央線沿線は、本当にこういった人口の奪い合いといった様相を呈してくるんじゃないかというように思っております。そういった意味でも、このプロモーションサイトも、ほかの施策との連動、市内の皆さんとの協力をよりいただきながら、当市の魅力発信の大きなツールとなるように、どんどん今後ブラッシュアップをして、本当にある種、国分寺市の魅力を全面に感じていただけるような、そういったプロモーションサイトに、さらに成長させていくといったことを今後していただきたいというように思いますので、その辺、ぜひ全庁一丸となって進めていただきたいと思います。

少し早いですが、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、だて議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後 3 時10分休憩

午後 3 時21分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、松岡議員。

○9番（松岡まり君） 国分寺・生活者ネットワークの松岡まりです。それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。よろしくお願いいたします。

まず1、プラスチック削減に向けた取組です。

令和7年3月、第三次国分寺市環境基本計画が策定され、国分寺市の環境を守る上での市の方向性が新

たに示されました。様々な具体的な取組の中でも、プラスチックは毎日の暮らしに欠くことのできない便利なものではあります。地球沸騰化や海洋プラスチック、マイクロプラスチック問題の要因となっており、その使用について、日々考えていくことが必要です。使い過ぎを抑制し削減すること、脱プラの取組を継続し、循環させていくという考え方を定着させていくということには大きな意義があります。

（１）ごみ組成分析調査の結果と収集量の推移です。市内のプラスチックの分別状況について、ここで聞きしたいと思います。

資料の作成をありがとうございました。昨年11月に、ごみ組成分析調査を行ったとのことですが、もやせないごみの結果について教えてください。令和6年度の分は資料にて、また令和5年度分も、口頭でも教えていただけますでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 議員請求資料1（1）を御覧ください。この資料は無作為で抽出した家庭系不燃ごみの中に入っているごみの種類別の割合を示したものとなります。

一番左の列、種類別の項目の中ほどから少し下の欄に、ビニール・合成樹脂類（ごみ袋以外のもの）という項目がありますが、これが資源プラスチックに該当するもので、全市割合平均で36.27%となっております。また、資料にはありませんが、令和5年10月にも同様の組成分析を実施しており、令和5年度では39.21%となっております。このことから、令和6年度の数値は、令和5年度と比べて約3ポイントほど割合が低くなっているということが分かります。

○9番（松岡まり君） 御説明をありがとうございます。家庭系不燃ごみというのは、いわゆるもやせないごみということです。国分寺市一般廃棄物処理基本計画には、令和4年度の組成分析結果の記載があり、該当する数値は41.1%でしたので、もやせないごみに含まれる資源プラスチックは3年続けて減少しているということです。

では、昨年の建設環境委員会などで途中経過が示されていましたが、令和5年度と令和6年度の資源プラスチックとペットボトルの市民1人当たりの収集量について教えてください。あわせて、もやせるごみともやせないごみの収集量の傾向についても教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 令和6年度については、現在把握できている収集量が4月から2月までになりますので、その数値と、それから令和5年度の数値についても、同期間の収集量について答弁させていただきます。

令和5年度の同期間の市民1人当たりの収集量は、資源プラスチックが43.2グラムに対しまして、令和6年度は44.0グラムで、0.8グラム増加しました。同様に、ペットボトルの令和5年度が7.2グラムに対しまして、令和6年度は7.5グラムで、0.3グラム増加しています。

また、もやせるごみともやせないごみについての傾向といたしましては、両方とも令和5年度に比べて、令和6年度の市民1人当たりの収集量は減少しているというところでございます。

○9番（松岡まり君） 御説明ありがとうございます。まだ集計が途中段階のものもあるとのことですが、資源プラスチックとペットボトルの収集量は増加していると、もやせるごみともやせないごみは減少しているということでした。

もやせないごみの中の資源プラスチックの割合が減少していることから、市民の分別意識は少しずつ高まってきていますが、より進めていくために、市としては、どのような見解でいますでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 昨年実施した資源プラスチックの一括収集、それから指定収集袋の有料化につきましては、国の後押しもありまして、海洋プラスチック問題や気候変動問題など身近なものとし

て捉えて、市民の皆さんも、改めてごみの出し方のルールや分別に御協力していただいているものと考えてございます。

収集量の状況を見ましても、ごみの減量や資源化につながっているものと捉えておりますが、組成分析の状況もまだ改善できる余地もございますので、今後も分別意識の維持・向上を図っていただけるように、啓発活動に努めてまいりたいと考えてございます。

○9番（松岡まり君） よろしく願いいたします。

資源プラスチックやペットボトルの収集量は青天井に増加し続けていくということが理想ではありません。分別がさらに進んだ先では、全体量を抑えていくことが必要となっていくと考えます。将来のことも見据えながら取り組んでいただきたいと思います。

第三次国分寺市環境基本計画が策定された今、この計画の11ページにあるような世界規模でのプラスチック問題を取り上げ、そもそもの分別の意義を周知していくということを提案します。また、国分寺市のリサイクル率がとても高いことも周知してはいかがでしょうか。

日野市も市民の分別意識など、関心度が高い自治体ですけれども、ホームページでは、ごみ排出量の少なさが2年続けて全国1位になりましたというタイトルで大きく掲載されています。ごみ出しの際に、市民がよく見るごみリサイクルカレンダーにコラムを入れたり、ごみ分別アプリのホーム画面に掲載したり、その他、市報やごみ減量リサイクルだより、ホームページなどの媒体を見直していくなどの改善を提案します。いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 毎年、定期的に前年度のごみ量などの数量を、ごみ減量リサイクルだよりの中でお知らせをしています。当市は総資源化率が人口10万人以上50万人未満の市で、2年連続全国第2位を記録しており、他市との比較を含めた国分寺市の廃棄物の状況をお知らせすることは大事だと考えてございます。まずはホームページや、全戸配布を実施しているごみ減量リサイクルだより、この紙面を工夫してまいりたいと考えてございます。

○9番（松岡まり君） ありがとうございます。検討をよろしくお願いいたします。

また、分別した後、回収したプラスチックは、どのような資源や製品になっていくのかが市民にとっては不透明だという声をお聞きます。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の年次レポートによりますと、令和5年度の市町村からのプラスチック引取り量は約66万トン、そのうち再商品化された製品の販売量は約43万トンとのこと。このような数値や内容が見える化されていくと、日々の分別が結果を出しているということを実感し、分別意識が高まり、より効果が上がるのではないのでしょうか。どのようなものに生まれ変わっていくのかなど、分別回収後の流れを具体的に公開できると効果的だと思いますが、こちらの見解を伺います。

○建設環境部長（島崎進一君） 各家庭から収集しました資源プラスチックにつきましては、中間処理でベール化、圧縮梱包した後に、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、これは略称で容リ協といいますが、そちらに引き渡してございます。この容リ協では、再商品化事業者の選定入札を図りまして、資源プラスチックの最終処理を実施しているところでございます。

容リ協のホームページでは、再商品化事業者や用途について、一覧が公開をされているところでございますが、どこにあるのか分かりにくい部分もあると思いますので、まずは市のホームページにリンクを張るなど、分かりやすく周知に工夫をしてまいりたいと考えてございます。

○9番（松岡まり君） 容器包装リサイクル協会のホームページでは、写真や動画も交えて、各工程が掲

載されています。分かりやすい周知を、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、（２）の資源プラスチック指定収集袋有料化の効果です。

昨年６月より収集袋が有料化されました。それまでの議論の中では、容器包装プラスチックに加えて、製品プラスチックを一括収集することで、安定した処理や再資源化を行うといった説明がありました。また、もやせるごみやもやせないごみの収集袋を有料化した際も、市民の協力によりまして、ごみ減量につながり、リバウンドもなかったといった実績を踏まえると、購買行動や分別促進効果があるものと考えられました。有料化が始まり、もうすぐ１年がたつ今、目標へ向かう中での現状把握は必要だと考えておりまして、質問いたします。

これまでの質問も踏まえて、有料化によって市民の皆さんの分別意識はさらに向上していると考えられるのでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 先ほど御説明したとおり、資源プラスチックの収集量は、令和６年度は令和５年度に比べて増加してございます。率にして約２％増加しているという状況でございます。このことは、令和６年度から実施しています資源プラスチックの有料化の効果が表れたものと考えてございます。

今後も引き続き市民の皆様に分別意識を高めていただけるよう、先ほど申し上げた方法等で啓発をしてまいりたいと考えてございます。

○９番（松岡まり君） 有料化はプラ削減に効果があると思うという方は私の周りに多くいらっしゃいます。有料化による効果や変化、現在どのような状況にあるかを分かりやすく見やすいようにフィードバックしていくことが必要と考えます。市報や、ほかの媒体等でも、現在考えていることなどがあれば教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 今回お示ししているごみ量については、２月末での実績でございます。現時点では最終的な効果や変化を申し上げることはできませんが、今後、一般廃棄物処理実施計画、これの結果を踏まえまして、周知や啓発活動等、必要な手法を考えてまいりたいと考えています。

○９番（松岡まり君） 分かりました。よろしくお願いいたします。市民説明会や、こちら議場の場でも様々に意見がありました。分かりやすく開かれた情報公開を求めます。同時に、リサイクル協力店の拡充や協力店での回収品目の検討も引き続きお願いいたします。

発生抑制という点で市ができることとしまして、容器包装プラスチックを使用しない量り売りのお店を誘致していくということなども提案します。

また、脱プラを意識しているという方は多くいますが、プラスチックは安価である反面、脱プラ製品は、それに比べて高額なため、諦めてしまいがちだということもよくお聞きしています。プラスチックをなるべく使わない暮らしは時間やお金もかかるということです。市民への分かりやすいフィードバックを、繰り返しになりますが求めて、次の質問へ移ります。

それでは、（３）学校での取組です。

学校へ通う子どもたちとプラスチックの使い方を考えながら遊ぶ機会がありました。学校では、小学校入学の際に一括で購入する算数ブロックや、生活科で使う植木鉢など、低学年のうちからプラスチック教材を多く使用します。児童・生徒は全員、入学時や進級時など、必要時に新品を購入することが原則となっているため、毎年多くのプラスチック教材が新規に使用されていきます。授業で使った教材の使用後は、まだ使えるものも多くあるようです。子どもたちが使用した後はどうなっていくのか、リユースや処分などについても含め、学校ではどのように伝えて指導をされているのでしょうか、教えてください。

○教育長（古屋真宏君） 各学校におきましては、児童・生徒が環境に関する問題を正しく理解し、環境を大切にする心や態度を身につけ、環境の保全や、よりよい環境づくりに主体的に取り組むことができるよう、リユースやリサイクルなどについて、社会科や家庭科等の学習を中心に、発達段階に応じて学んでいるところでございます。

例えば、小学校の家庭科では、自分たちの生活と資源との関係を調べ、製品を使い終わった後も資源として再利用するなど、社会全体で資源が効率よく回っていくことの大切さを学び、これからの生活に生かす方法について学んでいるところでございます。

また、中学校の公民科では、持続可能な社会について学習する中で、リユースやリサイクルなどを扱っているところでございます。

さらに、企業等と連携を図りながら、総合的な学習の時間におきまして、環境や資源について学習する取組を行っている小学校もございまして、様々な取組を行っているところでございます。

○9番（松岡まり君） 御答弁ありがとうございます。小学校の家庭科や中学校の公民、また総合の時間においても、子どもたちは学習の中でリユースやリサイクルを学んでいるということでした。ぜひ、実生活の場でも実践できるように推進していただきたいと考えます。

環境教育に力を入れるということは大切なことではありますが、それを実践していく、自分たちが使ったものが使用後にどのようなようになっていくのかを実際に体験していくことはさらに重要です。リデュース、リユース、リサイクルの3Rの視点を環境教育として取り入れることはいかがでしょうか。現在、学校では、具体的にどのように3Rに取り組んでいるかを教えてください。

○教育長（古屋真宏君） 小学校では、生活科や理科で植物の観察を行うために、安全面が配慮された、かつ低学年でも扱いやすい、工夫されたプラスチック製の植木鉢などの教材を一括で購入している例もございます。先ほど議員からも御紹介がありました。

こうした場合においても、学年をまたいで複数年使用したり、学習後すぐに廃棄せずに、家庭で再度活用するなど、学びを深めるよう指導しているところでございます。

また、劣化等によりまして使えなくなって廃棄する際も、学んだことを生かして分別するなど、適切に廃棄するよう指導しているところでございます。

さらに、教材以外でも、学校から保護者に対して、使わなくなった上履きの寄附を募り、貸出用の上履きとして保管しておくことで、必要としている児童・生徒への貸出用として再利用していることもございます。

また、中学校におきましては、卒業後に標準服を寄附していただきまして、必要とする生徒に譲渡したりするなど、再利用の取組も行われているところでございます。

○9番（松岡まり君） 小学校では、上履きの寄附であったり、中学校では標準服であったりと、循環しているということをお聞きしました。保護者からは全員購入ではなく、学校で借りられるようにしてほしいであったり、プラスチックの使ったものを学校で回収して再利用できるようにしてほしい、プラごみとして出すのがとても心苦しかったといった声が多くあつたりします。

鎌倉市では、市内の学校で使用したプラスチック教材を回収し、リサイクルや再利用につなげる取組や、脱プラスチックへの意識を高める事業などがあります。学校においてもプラスチックの3Rの実践を市を挙げて取り入れていただきたと思います。

また、プラスチック使用においては、ほかにも様々な問題があると言われております。プラスチックに

含まれる添加剤や吸着性の高い物質などの有害物質が体内に入ると、免疫系への影響やホルモンの作用への異常を引き起こすといったものです。これらの物質は同様に循環されていきますが、対策はなされていません。リスクコミュニケーションを図っていくことが本当に大切なことだと考えます。

それでは、次に、2番の子どもたちを取り巻く環境へ移ります。子どもたちがふだん過ごす学校空間を、より心地よい場にしていくということを目指して質問します。

(1) 香害・化学物質過敏症への取組です。

2024年の石けんメーカーの調査によりますと、香りの害、香害の認知度は、2020年の56%から、2024年は79%と、20%以上も増加していることが分かりました。しかしながら、85%は何かしらの香料入り製品を1つ以上使用しており、化粧品や洗浄剤を購入する際、香料の有無を意識して購入しているのは33%にとどまっているということでした。認知度が上がっているということは私も体感としてあります。

東京都では3月末に子どもの事故情報データベースを開設しました。事故情報の検索ページで「柔軟剤」と入れて検索してみると、昨日現在で30件の被害の声が登録されており、その全てが10歳代までの子どものことでした。学校や保育園におけるものが16件ありました。香りに反応し、学校や保育園に行けなくなったという声、子どもへの影響を心配する声、申し出ても対応してもらえないという声が目立ちました。香害を含む化学物質過敏症の発症者は増加の一途をたどっており、配慮や対策はまだ不十分だと言えます。

昨年度、市内全小学校を対象に、個人所有する給食着の持参についてというお便りが配布されました。基本的には学校給食着が貸与されますが、相談に応じて個人の給食着の持参も可能であり、連絡帳等で伝えるという内容です。国分寺市内の学校では初めてのお知らせとなると思いますが、この発信に至った経緯と、子どもたちや保護者等からの反応や質問などはありましたでしょうか。教えてください。

○教育部長（日高久善君） 市立小学校において、御家庭から給食着の持参を希望する際のお知らせということで文書を配布してございます。

各学校におきましては、これまでも個人の相談に応じて、個人が所有する給食着の持参を調整してきたところでございます。そのような個別相談が一定あることを鑑みまして、学校給食着につきましては貸与を基本とするものではございますけれども、御家庭からお持ちいただく際に御配慮いただきたい点をお示しさせていただいたものでございます。

現在までのところ、学校にお問合せがあったことは把握できておらず、また、教育委員会へのお問合せはいただいてございません。引き続き学校におきまして個別の配慮を適切に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○9番（松岡まり君） 分かりました。相談は受けていないということでした。

給食着についての相談は、私たちには多くあり、持ち帰ったものの洗濯後も洗濯機やアイロン台に香りが残って、しばらく不快が続いているということもあります。今回のこの便りが全戸配布されたことは、過敏症当事者の方や困っている方などにとって安心につながったのではないかと考えます。

しかし、香りへの言及は紙面で特になく、香害についての周知啓発がされているとまでは考えがたいものです。そこで今後の周知について伺います。

武蔵村山市では、市教育委員会独自のお便りと、5省庁から出されている啓発ポスターが、保護者のオンラインの連絡ツールで周知されたとのこと。あきる野市では、一部の学校の保健だよりで化学物質過敏症の特集が出され、具体的な予防策についても書いてある書面が全戸配布されたようです。少しずつ、多摩26市でも取組が広がっています。香害または化学物質過敏症をはっきり明記し、可能であれば、その

対策のアイデアまで記載したお便り等を配布することについてはいかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君） 国のほうからは、令和3年、令和5年に、香りによって困っている方がいることへの理解や、香りの感じ方には個人差があるなどの周知するポスターが配布されてきているところがございます。これを踏まえ、市といたしまして、各学校に周知依頼をさせていただいたところがございます。

ただ、同様に、国から周知を依頼される案件が多数ある中、学校が本件のみを取り出して周知することにつきましては、慎重に対応する必要があるというふうに考えてございます。引き続き、ポスターを掲示することにより、周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○9番（松岡まり君） 化学物質過敏症で悩まれている他市に住む当事者の方からは、保護者会の冒頭に、このような症状の方がいるという言及があり、とてもありがたかったという感想をいただきました。ポスター掲示はよい取組ですけれども、困っている声が増えているという中で、また、どこに相談したらいいのか分からないという声もある中、さらに踏み込んでの周知をお願いいたします。

また、保育所や親子ひろば等、未就学児が日頃さらされる環境においても、香害についての周知や理解促進、対策等を進めていくことも必要です。「この人、香りがちょっときついな」と感じて、直接伝えることははばかれると思います。子どもと日々接する業種の方の勉強会や話合いの場で周知をしていたり、保護者会等で伝えていくことに効果があると考えます。

初めに述べましたが、認知度が上がっている一方で、香りの強さは年々大きくなっていると感じる方も少なくありません。子どもたちは体が小さい分、また著しい発達の段階、途中段階にあるために、化学物質へ暴露されることによる影響を大人より受けやすいと言われます。私たちの下へ届く大人からの被害の声は増え続けており、深刻さも増しているようですけれども、言葉で表現することが難しい子どもたちにも潜在的な被害は進んでいると考えざるを得ません。いま一度、さらなる周知を求めます。

それでは、次に（2）電磁波過敏症への取組へ移ります。

GIGAスクール構想によって、市内全ての小・中学校に無線LANが整備されています。ICT教育そのものについては、国レベルでも十分な検証と議論が必要と思いますが、学校で子どもたちが電磁波にさらされる時間が急激に増えたということは事実です。電磁波過敏症等の健康への影響が懸念されるという心配の声をお聞きします。

電磁波過敏症の概念は、日本ではまだ一般的に浸透していませんが、電磁波を浴びると頭痛や吐き気、目まい、疲労感と、様々な症状を呈する方が急増しています。発がんの可能性やDNA損傷、精子の数減少や品質の劣化、重い生理痛などの広い臓器にもまたがり、世界で1万件以上の論文が発表されているようです。

そこで質問です。現在、市内小・中学校において、電磁波に対する対策は何かされていますでしょうか。教えてください。

○教育部長（日高久善君） 屋内外において、家電、ICT機器等の各機器を利用し、その際に電波が発生する環境では国において基準を定めてございます。市立学校内に構築しましたICT環境につきましても国の基準を満たしていることから、悪影響は生じていないものというふうに考えてございます。

また、いわゆる電磁波過敏症につきましては、現時点において医学的な疾病概念が確立していないというふうに伺っており、現時点において、この症状に特化した対策につきましては実施していない状況でございます。

○9番（松岡まり君） 電磁波過敏症は、化学物質過敏症と症状は酷似しています。ある異物が体に入ってきた際に、その人の持つ適応能力を超えた場合に様々な症状が出ます。

今、御答弁の中で、国基準を満たしているということでしたが、満たしていても、その人の許容量を一度超えると、多くの人が発症しないようなごく微量でも激しく、また急に症状が出るということが特徴としてあるようです。違和感の一種と捉えられるケースがあり、精神科や心療内科への受診を勧められ、かえって症状が悪化するということも少なくないようです。医学的な見解は確立されていませんが、実際に症状を訴える方が増えている現状は無視してはいけないと考えます。

札幌市では、無線LANのスイッチを教室ごとに切れるようにしているなど、全国を見ると、対策がなされている自治体もあります。予防原則の立場に立ち、相談がなくとも対策していただきたいと私は考えますけれども、仮に相談があった場合は早急に検討し、対策していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君） 電磁波過敏症に限らず、児童・生徒等から学校に対して健康相談があった際には、引き続き、緊急対応を含め、学校において、その症状に応じた適切な配慮や個別対応を図っております。今後も国の基準等について注視しながら、学校内における適切な学習・生活環境の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○9番（松岡まり君） 子どもの症状に応じた配慮等を行っていくということで、よろしくお願いいたします。

電磁波による影響は、発信源へ近づくほど飛躍的に大きくなると言われます。対策としては、子どもたちをアクセスポイントからできるだけ離すということや、先ほど述べた無線LANのスイッチを使用時以外は切れるようにするということがありますが、対策したことによる効果は、おのおののケースにより様々ですが、症状が緩和することがあると言われます。

多摩市やあきる野市では、電磁波についての対策を求める陳情が出されていたり、また、国立市や鎌倉市では携帯電話の基地局設置についての条例や要綱を設置しています。相談があつてからの対策では遅く、予防原則の考え方にのっとっての対策を引き続き求めます。

それでは、次に（３）のGIGAスクール構想による効果とデメリットへ移ります。

GIGAスクール構想によってICTを活用した教育が取り入れられ、一人一人の学習の進度に合わせられることや、オンラインの授業も受けられる可能性もあること、また、後ほど触れますけれども、不登校児童・生徒への大きな支援になるのではないかとすることは効果としてあると考えます。

しかしながら、先ほどの電磁波過敏症だけではなくて、使い過ぎると斜視の原因となり得ること、睡眠の質の低下、学習力低下、また、マスメディアによる情報を適切に理解し活用することにおける課題、メディアリテラシーと言われるものですが、これらの問題、それから依存度の高さなど、健康被害や健康面以外でのデメリットについても指摘されています。在校生の保護者や入学を控える保護者からも心配の声を多くいただきます。導入後はこういった効果とデメリットについても検証することが必要と考えます。検証については、国によってもまだ方向性を示していないとのことですが、少なくとも、このようなデメリットと言われていることへの対策を行っていくことが必要ではないでしょうか。現在の取組について伺います。

○教育長（古屋真宏君） 児童・生徒が学習の中でGIGA端末を使用し始めてから５年目となりました。コロナ禍の下で、何とか学びを継続させるために、初めは慣れない中での使用でしたが、今では先生方の

研究や研修の結果、その機能を効果的に活用し、授業改善を図り、様々な実践に取り組むまでになっているところでございます。

特に、児童・生徒が個別に発見した問題を解決するために、自ら目的を持って調べたり、分かったことを発表することに使われたり、友達と考えを共有し、同時に共同編集を行い、レポートを仕上げるなど、デジタルだからこそ可能となった新しい学び方が実現されてきております。また、すぐに添削ができるドリル教材や、自分の学びたいときに学びたい内容を何度も繰り返し視聴できる学習動画などを活用して、一人一人の理解の状況に応じて学習を進めることもできております。

こうしたＩＣＴ機器を使用するに当たり、健康面やメディアリテラシーに関することで御心配をいただきましたけれども、今のところ、学校からそうした報告は受けていない状況でございます。引き続き、児童・生徒の健康面での配慮を行っていくことや、メディアリテラシーの視点においては、情報活用能力の育成等の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○９番（松岡まり君） ただいま効果についてと、また健康面やメディアリテラシーに対する対策について、御答弁をいただきました。本を読んで調べることや、実際に書いて習得するということなどの、いわゆるアナログでの学習とのバランスは引き続き考えていかなければならないと思います。こちらはよろしくお願ひいたします。

次に、タブレット使用について、使い方、向き合い方を考える機会も定期的に必要だと考えます。私たち大人でも、依存している人はとても多く、使い方について改めて考えることが大切であり、家庭でこういった機会を設けることも大切です。現在、学校ではどのように取り組んでいるのでしょうか。教えてください。

○教育長（古屋真宏君） 学校では、子どもたちに、ＧＩＧＡ端末を使う際は、先ほどもございましたけど、目の健康を考えて、目と端末の距離を空けることや使用時間に気をつけること、また、互いにメッセージを伝え合う際には、相手を思いやる心を持って言葉を選ぶことなどについて、保健体育ですとか、国語、道徳科などの学習を通じて指導しているところでございます。子どもたちも日々の生活に生かせるように、心がけているところでございます。

また、教科等の学習以外でも、保健だより等を通じて、ＧＩＧＡ端末の適切な使用方法や、夜間や長時間の使用を控えるようにするなどの使用上の注意点を伝え、指導しているところでございます。

特に、入学時に児童・生徒に注意をまとめた資料を配布したり、長期休業中の持ち帰りの際などに改めて考える機会を設定したりするなど、定期的に指導をしているところでございます。

○９番（松岡まり君） 様々、学校で取り組んでいただいているということを御答弁いただきました。

昨年、小学校の公開講座でタブレットとの向き合い方の内容での講義がありました。子どもたちや保護者が考える大きなきっかけになり、よかったと思われました。参加されていた保護者の方も、よかったと言われていたことが、とても印象的でした。日々の学習に盛り込んでいくことも大切ですが、改めて、こういった時間を取って考えることと同時に、そもそもタブレットがどのようなものなのか、どんな仕様なのかといったことを伝えていくということも学習の上で大切な視点ではないでしょうか。ＩＣＴ教育を取り巻く様々なことについて考える機会の創出を、よろしくお願ひいたします。

先ほどは使い過ぎによる健康被害などのデメリットについて一部を紹介しました。これらの周知も子どもたちや保護者へ向けて行っていただきたいと思いますと思いますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） ＧＩＧＡ端末の利用に当たしましては、児童・生徒の健康への配慮等に関する

啓発リーフレット、こちらが国が作成したものもございます。本市においても、学校を通して、児童・生徒に配布しているところがございます。

今後も、こうした通知や資料に基づきまして、健康面も含めて、GIGA端末の適切な活用について指導してまいりたいというふうに考えております。

○9番（松岡まり君） よろしく申し上げます。

タブレット端末の家庭での使い方など、家庭にも配布されてはいますが、使い過ぎによる健康被害の周知もよろしくお願いいたします。

GIGAスクール構想の国レベルの検証や動向は大切と思いますが、自治体として、地域性を含めた検証の必要性も必要だと求めます。

そして、次の質問に移らせていただきます。

次に、3、不登校児童・生徒への支援「トライルーム」です。

（1）児童・生徒の様子と令和7年度の取組です。

全国で不登校児童・生徒数が増加し続けていることは、何人もの議員が述べられているところです。国分寺市でも同様であり、支援策の一つであるトライルームは市内に2か所、ほんだとひかりがありますが、その内容や立地など、行政としてできることに、まだ余地があると考えます。

トライルームへの入室までの流れが分かるものという資料を作成していただきました。ありがとうございました。御説明を、まずお願いいたします。

○教育長（古屋真宏君） こちらの資料につきましては、本市のトライルームひかり、ほんだのリーフレットとしてお配りしているものの一部となっているところがございます。

こちらに流れが書かれているように、初めにトライルームに入室を検討していることを学校に御相談していただき、直接トライルームに連絡をしていただきます。次に、トライルーム指導員との面談や学校管理職との面談を行いまして、その後、体験入室を行う。体験終了後に入室を希望し、学校も利用が適当であるとした場合は、申込書を学校へ提出し、利用を開始するというふうな流れになっております。

多くはこのような流れとなっておりますけれども、児童・生徒の個々の状況は異なりますので、実態に応じて柔軟に対応している状況でございます。

○9番（松岡まり君） 御説明をありがとうございました。まず、一番最初のトライルームへ見学の連絡とありますが、こちらについて伺います。

子どもが、あるとき学校へ行きたくなくなり、欠席となると、ある種の罪悪感や劣等感のような感情を感じるということもあるようです。家でも学校でもない場所で、行けるところがあるかもしれないと思えることは、希望を見いだすチャンスとなります。しかしながら、現在のトライルームは、そのとき、行ってみたいと思ったときから行けるのではなく、まず学校へ行き、相談をするということになっています。こちらにハードルを感じる子どもや保護者は少なくありません。また、登録したいと思い、学校とトライルームの両者に電話をしてやり取りするうちに、行く気が激減してしまうケースも見受けられます。

以前にも会派から、トライルームはその場で登録できるようにしてほしい、速やかに体験をできるようにしてほしいと要望しました。一人一人の子どもたちに寄り添って、保護者とも丁寧に話を重ねた上で、学校やトライルーム、教育委員会を含めて対応していくという御答弁でしたが、学校とトライルームの連携はどのようにされているのでしょうか。教えてください。

○教育長（古屋真宏君） 児童・生徒は、体験入室を通しましてトライルームでの生活に理解を深めてお

り、その通室状況や活動への参加状況等については、指導員から学校へ情報提供を行っているところでございます。入室後には、通室状況や学習進度等について、学校と定期的に情報共有を行っております。また、生活指導主任会にトライルームの指導員が参加をして情報交換を行うことですか、教員を対象としたトライルーム連絡会を開催いたしまして、目的や活動内容などを共有するなど、トライルームと学校の連携強化に努めているところでございます。

こうした連携によりまして、トライルームへ継続的に通室できるようになるとともに、学校では段階的にサポート教室へ通室、支援につながったというような事例もございます。児童・生徒のニーズに合わせた学習が実現できたりするといったような成果も見られるようになってきているところでございます。

○9番（松岡まり君） 連携について伺い、御答弁いただきました。

小金井市では、小・中学生のための学校外の居場所である「もくせい教室」へ直接電話をして、見学の申込みができるというふうにリーフレットに記載があります。柔軟な対応をいただいているという御答弁ではありましたが、引き続きよろしく願いいたします。

資料で出していただいたリーフレットを見ますと、面談、相談の頻度も高く、やっぱり行きたくないと感じる場合もあるようです。子どもたちの心はとてもセンシティブになっています。外出の機会の提供も含めた、そもそものトライルームの目的に沿って、面談と相談の回数の見直しを検討してみるということはいかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 児童・生徒や保護者にトライルームの目的をしっかりと伝えることや、児童・生徒や保護者の思いを伺うことなど、互いを理解していくためにも面談は重要だというふうに考えております。さらに学校、トライルーム、保護者が行う支援を検討するために面談を実施しておりまして、児童・生徒の学校復帰だけではなく、社会的自立を目指した支援を共有することが大切であるというふうに考えております。

しかしながら、議員からお話があったように、児童・生徒の個々の状況も様々でございますので、面談の時期ですとか頻度などを変更するなど、実態に応じて柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○9番（松岡まり君） 御答弁の中で、学校復帰だけではなくて、社会的自立を目指すということや、個々の様子に対応していくということがありました。引き続き一人一人の実情に合わせて寄り添っていただきたいと思います。

それでは、ひかりプラザから新庁舎へ教育委員会の執務室が移り、今年度からトライルームひかりが拡充され、4階部分が増設されました。過日の委員会では、始業式のような会などを行っていくということでしたが、4階部分はどのように使われているのかを教えてください。

また、令和8年度からは縮小されていくことが決まっていますが、今年度の予定についても教えてください。

○教育長（古屋真宏君） ひかりプラザ4階の部屋につきましては、現在、比較的広いスペースを利用させていただいているところでございますが、トライルームが行っておりますアートタイムですとかプレイタイムといった体験的な活動を行う場所として使用しているところでございます。

アートタイムでは、数人で協力して作品をつくり上げるなど、美術に係る活動をしております。プレイタイムでは、卓球など、体を動かす運動を主に行っているところでございます。

来年度以降のひかりプラザ4階の部屋につきましては、その活用方法も、子どもたちとぜひ相談をしな

がら、より多様な活動を行う場として活用してまいりたいというふうに考えております。

○9番（松岡まり君） 様々な体験や体を動かすことをしているということと、令和8年度からは、子どもたちと相談しながらということの御答弁でした。ぜひ、子どもの声を聴いて、反映していただきたいと思います。

学校に行けないとか行かない選択をしている子どもたちの中には、学校内で教職員や友人など、人間関係が要因でトラウマになっていたり、自信をなくしている状態もあります。自己肯定感をまずは上げていけるように、ここなら行けそうかなと思えるような場と人間関係づくりが本当に大切です。あなたはいてくれるだけでいいんだよという意識で受け入れていただければよいと思います。

また、トライルームの内容の見直しや、それ以外の支援の方法も含めて検討をお願いしたいと思っています。不登校児童・生徒への支援として様々なことができることとして、国分寺市でも児童館で、令和7年度、開催されていますけれども、小金井市では、不登校児童・生徒を対象に、子どもたちの自己肯定感を高め、コミュニケーション能力や創造力を育む表現のワークショップが主催されています。最初は会話に入らなかった子どもたちが、少しずつみんなの輪に入れるようになっていたり、空間に溶け込むようになっていくなど、コミュニケーション形成を図り直すという場となっているようです。消極的になっていた子どもが、楽しかったと言って帰ってきたという保護者からの声も聞いています。こちらの検討も、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次に（2）バーチャル・トライルームについてです。

バーチャル・トライルームは、トライルームのオンライン空間として、昨年度、試行的に運用がスタートしました。自宅からできるオンライン学習や指導員の方とのコミュニケーションは、こちらにおいても、使い過ぎの影響や対策は考える必要はありまして、そのバランスを取ることがとても難しいと考えられますが、外へ出られず困っている子どもにとっては、誰かとのコミュニケーション意欲のきっかけになるものだと思います。心理的ハードルは比較的低いと感じることもあり、必要な子どもたちにとっては大きな意義があります。昨年度の登録数や利用数、効果などの状況について教えてください。

○教育長（古屋真宏君） 昨年度5月末からバーチャル・トライルームの運用を開始いたしまして、31名の児童・生徒の登録がございました。

利用状況は様々でございまして、ほぼ毎日に近い頻度で利用している児童・生徒ですとか、週に1回程度利用するといった児童・生徒など、自分のペースで利用できているというふうに把握をしているところでございます。

バーチャル・トライルームを利用することによりまして、トライルームひかりへの通級、通室につながるケースですとか、支援員や指導員とのコミュニケーションによりまして、継続的な入室や学習コンテンツの利用などが見られました。

利用した児童・生徒からは、「ここで勉強できたことがよかった」、「もっと多くの人とチャットや音声で会話をしたい」、「イベントに参加したい」などの感想が寄せられたところでございます。

○9番（松岡まり君） 御説明ありがとうございます。私にいただいている、実際に入室して体験した方からは、全体や各コンテンツについて声を聞きました。内容や運用について、興味があまり持てなかったとか、張ってあったリンク先に飛べなかったなどといったことです。内容や運用の見直しはどのようにされていたのでしょうか。また、今年度は、どのようにされていく予定でしょうか。子どもたちにアンケートを取ったり、参加している子どもたちを見守る保護者の声を聴き、見直しや改善に反映していただ

だきたいと思いますが、こちらについて、いかがでしょう。

○**教育長（古屋真宏君）** 昨年度、運用開始しましてから、学期ごとに内容の改善を図るようにしてまいりました。例えば、開室曜日や時間につきましても、1学期の間は週2回、午前中だけの運用でございましたけれども、2学期からは平日の午前・午後も開室し、拡充を図ったところでございます。また、児童・生徒からの意見を取り入れ、クイズフェスタなどのイベントを開催もいたしました。さらにバーチャル・トライルールの空間に掲示している資料も定期的に変更いたしまして、児童・生徒が興味・関心を持てるようにもしたところでございます。

今後も児童・生徒の利用の実態を把握しながら、児童・生徒からの要望を聞き取ったり、トライルールの指導員と保護者との面談の際に利用状況を聞いたりするなどしながら、改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○**9番（松岡まり君）** 様々に試行されてきたということが分かりました。必要な家庭へ行き届くような情報の周知も含めて、実際の切実な声を聞き、また、入ってみたいと思えるような内容や運用方法で進めていっていただきたいと思います。

それでは、次に、4、妊娠期からの切れ目のない支援へ移ります。

（1）新生児訪問です。

出産後120日以内に訪問指導員が自宅に訪問し、赤ちゃんの様子や体重測定、授乳や子育てに関する悩み、産後の体で気になることを伺うなどの新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業は、ここ数年、ほぼ全ての対象家庭へ訪問指導員による訪問がなされています。訪問時は出産後間もない時期の産婦や赤ちゃん、その家族の身体的や精神的なケア、育児等の相談やサービスの紹介などが行われており、重要な事業だと認識しています。今回は、体の面でのケアに焦点を当てて質問をします。

昨年10月末に改定された、こども家庭庁による産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドラインでは、実施担当者への理学療法士の明記がなされました。産後の体の変化を専門的に見ていくということが必要だということを、国としてもより重視するものとなりました。

2023年12月の議会で、助産師や保健師の訪問指導員に向けて、理学療法士による研修を取り入れてはどうかと提案をしました。今回、改定され、専門性がより重要視されている今、訪問指導員の事例検討会や研修へ理学療法士による講座を取り入れるということを再提案しますが、いかがでしょうか。

○**子ども家庭部長（石丸明子君）** 訪問指導員の事例検討会では、実際に訪問指導員や保健師等が産婦・新生児訪問を行った、あるいはこれから行う家庭への支援方法を検討する場となってございます。また、産後の腰痛や尿失禁など、産後の母親の体のケアの方法につきましても、産婦・新生児訪問において、助産師等である訪問指導員が行っており、身体的な症状によりましては受診勧奨等も行っております。

事例検討会で理学療法士による研修は想定しておりませんが、引き続き妊娠、出産に係る情報等を収集し、訪問指導員を含む関係職員で共有を図ってまいりたいと考えております。

○**9番（松岡まり君）** 昨年紹介しました世田谷区での研修事例に加えまして、助産師会等の団体の研修において、理学療法士によるものが増えてきているようです。こういった必要性はあると考えます。

現在、訪問時に訪問指導員が体の悩みの相談を受けた際、より専門的に解決するために、支援につながる事例としての支援先や相談先としてはどのような機関があるのでしょうか。

○**子ども家庭部長（石丸明子君）** 訪問指導員が体の相談を受けた際には、体の悩みや状況に応じて、産婦人科や整形外科、鍼灸院、接骨院等を紹介しております。また、休息の必要性がある場合には、産後ケ

アも進めている状況でございます。

○9番（松岡まり君） 分かりました。

現在は、産後の体の変化や、特に病気ではないけれども、日常生活に支障を与える不快な症状、いわゆるマイナートラブルなどに特化した相談窓口がありません。新生児訪問時の相談全体となると、どうしても赤ちゃんのことにのみ目を向けがち、自身のことを後回しにしがちです。妊娠期の妊婦健診を終えて出産し、その産院で2週間健診や1か月健診を終えると、産婦自身の体のことを相談する場がなくなる感覚に陥ります。体のことで不調があっても、相談先がよく分からないまま放置してしまうというケースもあり、そうしているうちに慢性的な症状になっていきます。産後の体の相談にも対応することは必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 産後の体の変化やマイナートラブルなどに特化した相談窓口は設置してございますが、現在、地区担当保健師や助産師が、こども家庭センターに寄せられた電話等の相談で産後の体の相談についても対応しております。まずはこども家庭センターに、子どものことでの相談はもちろんのこと、御自身の体や心のことについても相談いただきたいと考えております。

また、産婦・新生児訪問の際には、乳幼児母性健康相談を紹介しております。こちらの相談では、助産師による母性相談も実施しており、御自身の体のことも含めて、妊娠、出産に係ることの相談などを受けております。

○9番（松岡まり君） こども家庭センターの言及がありましたが、4月から新規に開設しました。産後の自身の体のことも含めて、何でも相談できるということを、妊娠期のうちから、より一層周知していただきたいと思います。市報やホームページに加えて、ぶんじ子育てナビや「ホッとおれんじこくぶんじ」など、妊産婦がよく目にする媒体でも分かりやすいように工夫していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） お子さんの相談とともに、御自身の体、心の相談については、こども家庭センターのほかにも、親子ひろばやくくぶんじ青空ひろばでの助産師相談、親子ひろばミニ相談会での母性健康相談など、相談の機会を広く用意しております。周知の方法につきましては、今後工夫してまいりたいと考えております。

○9番（松岡まり君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、（2）産婦・育児相談に移ります。

事務報告書によると、令和3年度から、令和4年度、令和5年度へと、参加率がどんどん下がってきています。令和6年度の参加率と、同時に開催されていた赤ちゃん和妈妈の会の様子を教えてください。参加率減少の要因として把握されていることもあれば、教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 令和5年度の参加率34.8%に對しまして、令和6年度は27.2%と減少しております。参加者を増やすため、親しみやすいチラシの作成や交流会を追加するなど行ってまいりましたが、参加率上昇には結びつきませんでした。

減少の要因につきましては、産後ケア事業や乳幼児母性健康相談、親子ひろばなど、こちらの相談以外にも相談できる場所や保護者同士で交流できる場があることが認知されるようになったのではないかと考えております。

○9番（松岡まり君） こちらの相談は完全予約制というふうにはなっているところです。完全予約制に高いハードルを感じるという意見が、私に寄せていただいた声の中で目立ちました。予約して、行けなか

ったらと考えると、やめておくといったことも聞いておりまして、産後に予約をして、いずみプラザへ相談に行くということに再考の余地があるように考えます。

また、相談に来られている母親同士の集まる場としてのこの会は、相談の順番を待つ待合室のような空感だったことも記憶しています。大きな講座にせずとも、ちょっとした手遊びなどを取り入れたり、ママ同士が緊張をほだき、つながっていけるような工夫はできないでしょうか。現在の産婦・育児相談の仕様の見直しや今年度の方針について教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 産婦・育児相談では、令和7年度より親子ひろば事業と連携して実施します。実施場所は、西部地区、中部地区の2か所の地区拠点親子ひろばで、内容については、前半は生活リズムや赤ちゃんとの過ごし方、離乳食、スキンケアなどについて、専門職が順番に質問にお答えする相談会を実施し、後半は参加者同士の交流会を開催し、その後、希望者のみ個別相談をお受けします。参加期間は4か月から1歳のお誕生日を迎える前日までが参加可能となっています。予約制の定員15名で、今年度18回の開催を予定しております。

○9番（松岡まり君） 親子ひろばと連携して進めていくということでした。つながりができるように、お願いをいたします。

また、この事業の対象が産婦に限定されており、会の名前にも「ママ」がついています。近年は育休を取得する男性も増えておりまして、対象を産婦に限定していることの見直しも必要ではないかと考えますが、こちらに関してはいかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 産婦・育児相談に限らず、育児の相談会などでは、近年、父親の参加が増えており、参加いただいた際に、父親からの相談も受け付けております。今後は、産婦・育児相談案内の際に、父親も参加できることも周知してまいりたいと思います。

○9番（松岡まり君） 現在も父親の参加は可能であり、実際にもあるということでした。それならば、その旨の内容を周知していくと、男性も参加がしやすくなるものとも思います。実施中の、プレパパ同士がつながるパパートキングこくぶんじは画期的な取組だと思えますけれども、父親の相談先について、今年度はどのように進めていくのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 各親子ひろば等で、父親が参加できるイベントの広報について、今後、広く工夫をしてまいりたいと思います。

母子保健事業は、母親のみ、父親のみと区切ることなく、広く相談を受けておりますので、今後、相談可能であることについての周知を進めてまいります。

○9番（松岡まり君） 各地区で行うということでしたので、こちらについて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、松岡議員の一般質問を終わります。



○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会することに決しました。次の本会議は明日午前9時30分から開きます。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4 時21分延会

5 月 1 6 日 （ 金 ）

（ 第 4 日 ）

令和7年国分寺市議会第2回定例会会議録

令和7年5月16日（金）

○出席議員（22人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	12番	丸山	哲平
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	及川	妙子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○出席説明員

市	長	井澤邦夫	副市	長	橋本正之
副市	長	塩野目龍一			
政策部	長	村越隆治	公共施設マネジメント担当部長		細川啓明
総務部	長	宮本学	市民生活部長		杉本守啓
健康部	長	新井宏伸	福祉部長		玉井理加
子ども家庭部	長	石丸明子	まちづくり部長		加藤政幸
建設環境部	長	島崎進一	秘書課長		佐藤久美子
会計管理者心得		野中美由貴			
教育部	長	古屋真宏	教育部長		日高久善

○議会事務局出席職員

局	長	伊藤	寿一
次	長	鈴木	輝哉

○議事日程

第 1

一般質問

午前 9 時 30 分開議

○議長（尾沢しゅう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であります。

これより本日の会議を開きます。

冒頭、松岡議員より、家族看護のため午前9時半から正午まで欠席する旨の届出が、また田中議員より、通院のため午前9時半から正午まで欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（尾沢しゅう君） 日程第1、一般質問を行います。

最初に、星議員。

○15番（星いつろう君） おはようございます。立憲・市民フォーラム、星いつろうです。質問の順番をちょっとだけ変えさせていただきます。2番の（2）移動支援事業についての後に（4）を質問し、最後に（3）ということで質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、まず初めに、ぶんバスについて質問いたします。北町ルートは府中街道の東戸倉エリアに新たなバス停の設置をお願いしたいと、そうした質問であります。北町ルートで市役所方面に向かう路線ですが、五日市街道北町の西武線踏切停留所から府中街道東恋ヶ窪の恋ヶ窪交差点南停留所までは1.1キロメートルの距離があります。このバス停とバス停の間に停留所がなくて大変困っていると、こういった多くの声をお寄せいただいていると、そうしたことであります。北町ルートのバス停の距離は、ここが最も離れているバス停とバス停の距離でして、ぶんバスのダイヤには全てバス停間の距離が出ていますので計算してみたところ、単純平均ですけれども北町ルートのバス停とバス停の距離は0.44キロメートル、440メートルが平均のバス停とバス停間の距離でありました。西武線踏切停留所から恋ヶ窪交差点南停留所までの距離は、北町ルートの単純平均であります約2.5倍といった距離になっているところであります。北町ルートにおきまして最も短い所では150メートル。それが、私が述べておりますところの次に長いところは0.8キロメートルということで800メートルと、こういうところが現状となっているところであります。市役所が筆頭でありますけれども、いずみプラザ、障害者センター、いずみホール、また都立図書館など市や都の主要な公共施設に出向くためのバス停が遠く、特に高齢者が困っているといったお声を伺っているところであります。バス停を設置していただきたいといった要望であります。

バス停間の距離を1.1キロメートルと申し上げましたが、これはぶんバスの時刻表に記載があるので分かったことでありますけれども、地域の方は1.15キロメートルですとおっしゃってしまして、何を言いたいのかというと、市が示しているのとほぼ同じ数値を地元の方も示されていて、これは実際に測ってみたということで、これぐらいの思いを込めての御意見、御要望ということをお聞きしまして、この課題の解決に向けて訴えてまいりたいと思っております。

1つ目であります、東戸倉エリアにバス停が設けられることで乗りやすくなったらぶんバスを利用したいと、こういった需要があるというように市は考えていますでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 窪東公園付近のバス停の設置を望む声をいただいているというところから、一定程度の需要はあると考えてございます。

○15番（星いつろう君） 需要はあるという考え方ということです。それで、言うまでもないことですが、ぶんバスは、市がバス会社に補助金を出すことで実施している施策事業であります。補助金の額と

というのは、バスの運賃が主でありますけれども、この収入からバス会社による運行経費を引いたものが市が出す補助金額ということになってまいります。2023年度の北町ルートの決算を確認しましたが、収入が298万円、そして支出は、運行経費に加えてバス会社の適正利潤もこのルートはありますけれども、その支出が2,195万円、差引き1,896万円が市からの補助金としてバス会社に支出され、この北町ルートが運営されているといった数字になっております。東戸倉エリアに需要がある、それならば、それは運賃収入の増加の可能性であり、結果的には市の補助金額に影響を与えることができると。つまり、バス停を増やすことで乗客が増えれば市財政の負担軽減にもつながるものであると考えているところであります。そうしたことの上で、西武線踏切停留所から恋ヶ窪交差点南停留所までの間にバス停の設置を求めますが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） バス停の設置につきましては、路線バス事業者と協議を調える必要がございます。これまでも協議を行ってまいりましたが、路線バスの収益に影響がある等を理由に、調えるまでには至ってございません。しかしながら、今回、運賃改定を行いまして、これまでとは条件が異なっておりますので、再度協議をしていきたいと考えてございます。

○15番（星いつろう君） この課題はこれまで何人もの議員の皆さんが、市民の皆さんの声を受けて議会でも要望されていた課題であると私自身も思っているところであります。そうした意味で、2023年の第2回定例会で森田議員の答弁に対しましても今の御答弁にありました内容で、既に運行している路線バスに与える影響が大きいから設置には至っておりませんということで、バス料金の問題を答弁として指摘されているところでありますが、今の答弁にありましたとおり、そこは環境が大きく変化したと、そういったところが起きていると思っております。また、お声を伺った何人もの地域の方も、この4月から200円になったのだから難しかった条件がクリアされましたよねと、そういったことも地域のほうからお聞きしているところであります。こうして今回、地域の皆さんの声をお届けしました。また、市にもそういう声が届いているということも確認させていただきました。

それでは、市としてはこの新たなバス停の設置の必要性をどのように考えているのか、お考えをお願いいたします。

○建設環境部長（島崎進一君） 現在、市内の交通空白地域はおおむね解消されている状況ではございますが、住民の要望もございますので、設置を検討する必要はあるかと考えてございます。

○15番（星いつろう君） これまでの地域の皆さんの声、何人もの議員の皆さんも言っていられましたが、そのことを受け止めて設置の必要性があると、そうしたお考えが示されたと思っております。その際に、設置に向けた課題として考えられることは何なのか、具体的をお願いいたします。

○建設環境部長（島崎進一君） 課題といたしましては、バス停留所の設置場所の確保、それからバス停の周辺住民への配慮やその方々の意向、また、交通量の多い道路となりますので、それが与える交通への影響、バス待ちをする利用者への安全確保というのに加えまして、運賃や路線の競合などについて路線バス事業者と協議を調える必要があると考えてございます。

○15番（星いつろう君） 具体的な今後のクリアしていく課題ということを御答弁いただきました。こういったことは地域の方も市に訴えられたり、いろいろな議員と話されているということで、こうした課題があるということの認識はあるということになりまして、例えばこういう声もいただいておりますが、バス停の設置場所の確保ということも今、述べられておりますけれども、北町ルート、私も乗ったり歩いたりしてみましたが、並木町二丁目と二ツ塚のバス停はぶんバスと民間バスのバス停が同じ場所にあると、こう

したことも地域の方も御指摘されていますし、私もそのことは確認してまいりました。また、路線の競合という問題も今の御答弁の中にありましたが、府中街道は2社の一般路線バスが走っていますが、一方は国分寺駅行き、もう一方は国立駅行きなので、ぶんバスとの方向が違うということで競合にはならないとようように考えているところでもあります。ぶんバスは通っているけども見送っている状況、まず乗りたくても乗れない、そうしたお声を伺っております。市としても新たなバス停の必要性があると考え、事業者と協議を行っていくとの趣旨の答弁でありましたので、次回の議会でまた状況を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)日吉町ルートは「国分寺市役所」を起点とすべき、こちらの声を訴えさせていただきます。これもほかの議員の皆さんとお話しすると、こういう声は届いていると、市民の方々からお聞きしているということは、ふだんの会話の中で私も聞いているところでもあります。

それで、ぶんバスですけれども、西国分寺駅の東、交通広場にありますが西国分寺駅東停留所に到着後、次の場所でもあります国分寺市役所停留所に向けて出発するまでの待機時間について、説明をお願いいたします。

○建設環境部長（島崎進一君） 日吉町ルートの西国分寺駅東バス停の出発時刻は、毎時15分と45分となっております。到着時間につきましては、乗客数や道路事情によりまして運行時間が前後しますので、15分程度の余裕を持たせているため、これが待機時間となっております。

○15番（星いつろう君） 分かりました。要するに、西国分寺駅東停留所で15分待った後に国分寺市役所に向けて出発するということです。それでいろいろな声をお聞きしておりますが、みんな共通しているのですけれども具体的にいただいた声を紹介しますと、あと一つで市役所なのに、なぜその手前で15分待たされなければならないのかと疑問に思いました。運転手に聞いてもらちが明かず、市役所に行きたいならば、歩けば5分で行けますと言われました。私以外に女性3人が乗車しており、同様な質問をしていました。私はバスを降りて徒歩で市役所に向かいました。こういったことを何人もの方から、私もそうですけれども、ほかの議員の皆さんのところにも、こうした声が寄せられているということをお聞きしております。

それで、この理由なんですけれども、西国分寺駅東が終点という位置づけですけれども、なぜその中で15分待機ということになっているのか、御説明をお願いいたします。

○建設環境部長（島崎進一君） 令和7年1月より新庁舎に乗り入れるルートを検討するに当たりましてバス運行事業者と協議した結果、日吉町ルートは郵政宿舍前バス停、それから武蔵国分寺公園東バス停を通らないルートとなりました。西国分寺駅東バス停で、万葉・けやきルートに乗り継ぎができるように考慮したということになります。また、時間調整につきましては、このバス停は道路渋滞等の影響を受けますので、これを加味し、余裕を持ったものというところがございます。

○15番（星いつろう君） という理由を伺いました。そうした中で、いただいている改善点ということでありますが、理由も含めてなんですけれども、路線バスがカバーできないエリアをフォローするという交通空白地域の解消という目的と同時に、新しい市役所がこの泉町に建ちましたので、最寄りの交通機関の駅と市役所を結ぶシャトルバスの要素もあるんだらうと思うと、こうした御意見もいただいております。現実にはそういう意味合いも強いと思うんですけれども、そうした中で、どうして市役所の一步前の西国分寺駅東バス停で時間調整をする必要があるのか理解ができませんと、こういった御意見であります。よって、国分寺市役所を終点として、そこで待機し、市役所を起点とするバスダイヤに変えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 現在の起終点につきましては、ぶんバスを運行している各事業者と調整した結果となります。起終点の変更は運行ダイヤにも影響が発生しますので、各事業者へ対応できるかどうか確認してまいりたいと考えてございます。

○15番（星いつろう君） バス会社への確認を、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、私も乗って見たんですけど、私はふだんは自転車なのでぶんバスは利用していないんですが乗ってましたら、西国分寺駅東に着きましたら「終点です」という案内はもちろんありまして、降りなかったらまた「終点です」と言われまして、「いや、私は市役所まで行くんです」と言いましたら「3分なので歩いたほうが早いですよ」といった御案内を受けまして、それでも降りなかったもので、これは勝手に私が考えたことですけども何となく居づらくなってというか、私の印象ですけども、あそこの地点は運転手さんもちょっと休憩できる、15分ありますので、緊張の運転状態の中で緊張をほぐせるというか、そういう場なのかなということも乗っていながら想像して、そこにお客さんがいると少し落ち着かないだろうなというように思ったところではあります。それで、市役所で降りるときも何となく気まずかったのが足が痛いようなふりをして降りたという、そんな感じもありました。

要するに何を言いたいのかといいますと、先ほども言いましたが、乗っている方も「あれ、何で市役所まで行けないんですか。ここで15分待つんですか」ということを運転手に問合せをするということで、運転手にとっても大変なんじゃないかなと、別に運転手がダイヤを決めているわけではないので。あと、運転職というのはトイレが重要であって、市役所でもし止まることができたなら運転手もトイレにすぐ行けるということで、運転手不足の中で働く環境をよくするという意味も含めて、15分の待機ならば、その間にトイレに行きたいならば市役所のトイレを借りことができると、こういったことも含めまして市役所を起点にするということは、働く側にとってもメリットがあるのではないかなと考えるところでもあります。そうした意味で、西国分寺駅東で15分待つ状態についてバス会社のほうはどういうことを言っているのか、言っていないのか、そのあたりをお聞かせください。

○建設環境部長（島崎進一君） 現在の起終点は、ぶんバス運行事業者からの要望を反映したものとなっておりますので、特に意見はいただいてございません。起終点を変更する場合の意見につきましては、今後確認していきたいと考えてございます。

○15番（星いつろう君） ぜひ、バス事業者の意向なども伺いながら、市役所に来る方が本当に使いやすいするためということでお願いしたいと思います。この状況につきましても、後日また改めて確認させていただければと考えております。

続きまして、障害のある子どもたちの移動に関するサポートの拡充に向けてということで質問いたします。及川議員と共に、知的障害のあるお子さんがいらっしゃる保護者の皆さんとお話をする機会を得ました。この中で、市立中学校の特別支援学級に通っている生徒の話も、この保護者の皆さんとの懇談の中で出てまいりました。中学校から学童保育所までの移動に関するサポート体制の拡充を求める、そういった声でありました。重度の知的障害のお子さんがいて、安全面の意識が十分ではないため1人で移動することは危険という状況といったお話も伺ってまいりました。中学校から学童保育所までの徒歩十数分の距離の移動に関する、そういった事柄でありました。こうした実体験を軸に複数の保護者の皆さんと意見交換をしてまいりまして、市に確認したいこと、御要望などを様々伺ってまいりました。障害のある子どもたちの登校や放課後の移動に関するサポートの強化について質問、要望を行うことがこの項目の趣旨であります。

1つ目としまして、国分寺市ファミリー・サポート・センターについて伺います。援助会員に育児を支援していただく施策であるファミリー・サポート・センターについての質問であります。中学校から児童保育所までの移動についてファミリー・サポートが使えるようになったら本当に助かると、そういった御意見も伺った中での質問をつくってまいりました。

一つは、利用者の拡大と費用援助についてであります。利用できる対象は、生後57日から小学6年生までの子どもの保護者となっておりますが、6年生までとしている理由を教えてくださいたいと思います。これはなぜこういう質問をするのかといいますと、中学生になれば自立して移動できるからといったような理由で6年生までとしているんじゃないかと、こういったことも想定しての質問であります。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 当市におきまして本事業を平成14年度に開始した際には、対象を生後57日以上、おおむね満10歳未満である子どもとしておりましたが、平成17年度に満12歳に達した日以降最初の3月31日まで、つまり小学6年生までに引き上げております。国の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱では、事業目的として、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動を推進することが明記されており、当市におきましては、国が想定する対象家庭も踏まえまして小学6年生までと設定しております。

○15番（星いつろう君） 国の実施要綱に基づいて施策をつくっていると、そうした答弁だったと思います。

それでは、年齢と学年別の利用実績を教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 保育園・幼稚園における登園前後の預かり及び送迎や小学校における登校前・放課後の預かり及び送迎など、活動内容ごとに統計を取っておりますが、実績の年齢・学年別の統計は取っていない状況でございます。

○15番（星いつろう君） 私が求めたデータはないということで、これも、もし大きくなっていくにつれて移動支援の必要性がなくなるという認識であるならば、その辺の学年の年齢別の利用はどうなっているのかということをお聞きしたくてデータを求めたわけではありますが、ないということでした。

それで、利用できる対象年齢ですが、現在は小学6年生までとなっておりますけれども、こちらにつきまして、知的障害を持つ方にとっては年齢制限を設けないでいただきたいと、もしくは、それが難しいのであれば、せめて教育を受けている学生であるうちは対象としていただきたいという要望ではありますが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） ファミリー・サポート・センター事業は、地域の中で子育て家庭を相互に支援する事業ではございますが、現在、援助会員の人材確保が課題となっております。まずは、この課題の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（星いつろう君） 人材確保という壁が言われておりましたが、ここについてはまた後で触れたいと思います。

次ですが、知的障害者の場合は、常に移動への支援が必要な方ということも少なくありません。謝礼金は1時間当たり800円ということになっておりますが、例えば登下校など毎日のことというのは積み重なっていくので、保護者にとっては、費用負担はかなり大きな額ということになってまいります。そうした中で、せめて学んでいる学生の間だけでも、謝礼金に対します市の大幅な援助を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） ファミリー・サポート・センター事業につきましては、地域における子育て支援の相互の援助活動を推進することを目的とした事業でございます。謝礼金の大幅な補助につきましては、事業の趣旨やほかの利用者との公平性などを慎重に考慮すべきと考えております。

○15番（星いつろう君） 公平性という話もありましたが、こういった補助金を求めているのは、ほかのいろいろな方もいるだろうということの中での公平性ということだと思いますが、実際こうした要望が出てきたときに、その是非について検討することは公平性を欠くものではないと私は思っております。そのほかにもいろいろな方の要望があったらまた検討していくと、そうしたことが問われているんだろうと私自身は思っているところであります。

続きまして、先ほど課題として挙げられておりました援助会員の確保に向けてということでもありますけれども、援助会員になるためには講習会の受講が必要となっております。それで、話をお聞きしたある方なんですけれども、今年の3月頃になりますが、援助会員になってこうしたお子さんの支援ができればと、そうした思いでファミリー・サポートをやってみようかなと思って、講習会日程について問合せをしたそうなんですけれども、今年度から委託事業者が変更になっているといったこともあったのか、通常は春に開催されている援助会員になるための講習会開催の見込みが立っていないと、そうした返答であったそうであります。要するに新規の援助会員を受け付けることができなかった、こういった趣旨の話でありましたが、現状はどうなっているのか確認させてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 援助会員の講習会につきましては、昨年度は年3回開催いたしましたけれども、今年度は年2回の開催を予定しております。もともと予定していたものができなかったというわけではなく、仮に市民の方にそのように伝わっている場合には、誤解のない案内を徹底するよう、委託事業者にも伝えていきたいと考えております。

過去に講習会の開催回数を増やして対応したこともございましたが、会員の増加につなげることができませんでした。そのことも踏まえまして、市としましては、現在、年2回以上の実施を委託事業者に求めており、今年度、事業者は年2回の開催を予定しているところでございます。多くの方に参加してもらえよう、市も事業者と連携して取り組んでまいりたいと思います。

○15番（星いつろう君） 事業者が変わった中での予定回数は実施するということでした。また、年3回やっているときも援助会員の増加にはつながらなかったと、そういった実態も今の答弁の中で述べられたところでもあります。何が言いたくてこうした質問をしたのかといいますと、先ほどから申し上げておりますとおり、複数の方々々が6年生以上の利用の拡大を求めていると、そうした中で、援助会員の人数の問題があって難しいと言われてしまうだろうということは市民の皆さん、保護者の皆さんも予想はしております。それなのに援助会員になりたい、なろうという意欲を持った方が、こうした現状にぶち当たったという話が聞こえてきたので、一体これはどういうことなのかと、そういうことに対処していきながら人材の確保につなげていってもらいたいと、こういう受け止めが懇談の場でも、ほかの場所でも出されましたので、現状の確認をさせていただいたということでもあります。それぐらいの思いで、皆さん、いろいろな意見を述べているということです。

続きまして、移動支援事業についてであります。ガイドヘルパーが障害者の方の外出支援を行っていただいている移動支援事業ですが、対象事由は余暇活動への移動支援に限定されており、生活のための移動の視点が欠けております。余暇活動への移動支援について限定している理由を教えてください。

○福祉部長（玉井理加君） 移動支援事業でございますけれども、こちらは障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律第77条に基づく地域生活支援事業実施要綱に定められているものでございます。社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援することが目的であり、その目的に沿って実施しているところでございます。通年かつ継続的に通うものは支給の対象としておりませんが、急病やけが、その他やむを得ない事情が生じた際は御相談を受け、通学等も支給対象としているところでございます。

○15番（星いつろう君）　　そうした答弁をいただきましたが、そこで要望であります。下校後の学童保育所の送迎、または送迎サービスのない放課後等デイサービスの移動といったところで、困っているという声をたくさんお聞きしていますので、ぜひ、生活のための移動に拡大してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　　移動支援事業については様々なニーズがあることを、障害者団体との懇談等においても把握しているところでございます。しかしながら、受託事業者は従事者の確保が困難で、全ての利用申請に現在も応えられていないという状況がございますので、利用目的の拡大につきましては慎重に考える必要があると考えてございます。

○15番（星いつろう君）　　ここでも従事者の確保が難しいといったことが示されました。そこで、登下校につきましては、3か月の利用限度で通学のための練習が利用対象といった改善が行われております。ただこちらは、限度を設けておりますので、この理由及び3か月の根拠を教えてください。

○福祉部長（玉井理加君）　　今、御紹介いただきましたけれども、通年かつ継続的な利用の範囲にならない内容としまして、令和6年度から通学の訓練のための外出を利用目的に追加しております。昨年度は数名の方が利用の実績がございました。1学期は3か月から4か月でございますので、それを超えない期間としまして、先行自治体の事例も参考に検討いたしました。

○15番（星いつろう君）　　障害をお持ちの方々の障害の状況によることは言うまでもないんですけども、私たちがお聞きしてきた実態で言うと、一つの例ですが、今、1学期を超えない範囲の設定ということですが、4月から利用して夏休みを挟むと練習したことを忘れてしまうと、これは障害の程度によっても様々ですけれども、そういった現実もあるということをお聞きしているところであります。そうした中で、三、四か月以上を求める切実な声もお聞きしてまいりました。要するに、知的障害の程度によっては3か月では全く足りず、利用限度を超えた場合は保護者が対応したり、私費でヘルパーを雇うことなどを余儀なくされている実態もお聞きしております。また、そのために保護者が退職する事例や多額の費用を負担している事例もあります。本人の状況を鑑み、本人が自立して安全に登下校できるようになるまで、利用時間数の拡大及び柔軟な対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君）　　昨年度、御利用いただいた方につきましては、この訓練利用を経て通学できるようになったというように伺っておりますけれども、障害の状況は異なりますので、個々に応じた方法があると考えております。現在の運用について充実を図ることと併せ、慎重な検討が必要だと考えております。通学の支援については、関係する部署と双方の事情を理解しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○15番（星いつろう君）　　移動支援事業の対象事由の拡大の声を、今、述べましたように私たちも多くお聞きしているわけでありまして。また、市の障害福祉課に電話をして要望も伝えたと、こういった声も複数お聞きしてまいりました。これら国分寺市に寄せられた要望につきまして、市ではどのように考え、また改善に向けて検討されているか、その辺の状況をお聞かせください。

○福祉部長（玉井理加君） 個人の方、また団体を通じて移動支援事業の要望はお伺いしており、事業の目的に沿った市民サービスの向上につなげられる在り方について、検討を重ねてまいりました。通学のための訓練については事業拡充開始から1年と間がありませんので、運用状況の検証と併せて研究を進めることが必要だと考えております。安定的な事業の継続が最優先課題と認識しておりますので、現在、見直しの検討は行っていないところでございます。

○15番（星いつろう君） そうした中で、課題となっております移動支援者の拡大に向けてといった観点から幾つか伺いたいと思います。生活のための支援を求めた際の答弁では、先ほどから申し上げており従事者の確保が難しいといった答弁でありましたが、だからこそ、市の委託事業であるガイドヘルパー養成研修を毎月開催するなど開催頻度を上げ、参加しやすくしていただきたいと思います。加えて、より参加しやすくなるよう開催場所や時間についても選択肢を増やしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） こちらの障害者（児）移動支援従業者養成研修でございますが、国分寺市移動支援連絡会へ委託しまして、毎年2クール、土日にリオンホールで開催しております。こちらの委託事業者である連絡会ですけれども、こちらは移動支援事業者の受託者と当事者の方で構成されまして、移動支援事業の運営と並行し、研修を行っていただいているところでございます。受託事業者の体制にも配慮しながら、引き続き十分な周知に努めて、取り組んでいきたいと思っております。

なお、こちらの研修でございますが、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修実施要綱に基づくカリキュラムで実施しておりますので、同じ要綱に基づき実施している他自治体や事業者等の研修について、情報提供ができるように検討してまいります。

○15番（星いつろう君） 同じく、より多くの人材確保の視点から申し上げますが、移動支援の際に求められる知識・スキルには濃淡がそれぞれにあると思います。被支援者の程度も軽度から重度まで様々であります。支援者の裾野の拡大を行ってほしいと思っております。支援者全てが、軽度から重度まで全ての障害者に対応可能なスキルを身につけることよりも、支援者の裾野を広げていくこと、このことによって支援者の確保を優先していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 研修には、移動支援事業に従事を希望する方に参加いただいているところでございますけれども、こちらは福祉サービスの従事者につながる入りの研修と捉えております。受講を希望する方に情報が届くよう、周知がまず必要だと考えております。従事者としての経験を通じて個々のニーズに対応できるスキルを獲得し、各事業者は支援に応じ、ガイドヘルパーをマッチングしているところでございます。令和6年度から開始した複数のヘルパーで移動を支援するグループ型支援は、ガイドヘルパーが経験を蓄積する機会となっていると考えてございます。

○15番（星いつろう君） 今の私の質問で言いますと、本当に裾野を広げる入りの研修を行っているといった趣旨の答弁だったと思っています。そうした中で、より一層そういうことを求めていくわけですが、日頃障害者との接点が少ない、また接点がない市民におきましては、研修を受講してみよう、このことがまず大きなハードルであり、今と同じことを行っているのは支援者は一向に拡大しない、こうした声もお寄せいただいているところであります。

そこで、ボランティア団体への宣伝、市のイベントでのブース設置と宣伝、研修を受けた人材や希望者のリストのストック等、ボランティアセンターなど市内の他の福祉機関とも連携して支援者の拡大により一層取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 先ほども申し上げましたけれども、この研修については従事者となる意欲のある方が応募していただき、その後、事業者へ登録いただいているところでございます。障害者の移動支援への関心を高めるためには、研修の実施はもちろんではございますが、障害のある方への理解を広げる必要があると考えております。新たな受講層の獲得に向け広報の強化とか、魅力のある研修内容となるよう現在も取り組んでいるところではございますが、様々なイベントの活用や庁内関係機関等との連携により、引き続き取り組んでまいります。

○15番（星いつろう君） 続きまして、同じ課題の中でなんですけれども、スクールバスの利用について伺います。特別支援学級の子どもたちを対象に実施している市のスクールバスでありますけれども、このスクールバスの利用の対象者、スクールバス制度の説明及び現状につきまして、説明をお願いいたします。

○教育部長（日高久善君） 本市のスクールバス運行事業の目的及び対象者につきましては、特別支援学級に在籍する児童のうち徒歩での通学が難しい、原則として小学校低学年を中心とした子どもたちを対象とし、通学時の安全確保を図ってございます。運行ルートにつきましては、市内全域にわたることから、安全で円滑なバス運行を確保するため、比較的幅員の広い道路を通るルートを設定してございます。バスを利用する児童の居住地や登校する学校等の位置などを踏まえつつ、委託事業者との綿密な調整の上、運行のルート及び時刻を決定してございます。今年度から1台増便いたしまして、現在計4台のバスで運行してございます。利用者数につきましては、小学生は低学年を中心に計77人おります。なお、特別な事情により乗車している中学生につきましては、数人となっている状況でございます。

○15番（星いつろう君） 特別支援学級が設置されている市立中学校は市内に2校でありますけれども、今、中学生のスクールバス利用者は数人という御答弁をいただきました。中学生の利用が少ない理由をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育部長（日高久善君） 特別支援学級のスクールバス運行事業につきましては、自力での通学が困難な、特に小学校低学年の児童を利用対象者として想定してございます。このバスを利用している児童につきましても、将来的な自立に向けて小学校生活の中で様々な能力と可能性を引き出しながら、生活の幅を少しずつ広げていってもらいたいという考えでございます。その成長による各能力の獲得によって、毎年の進級時に少しずつバスを利用せず独力・自力での移動、登下校ができるようになっていただくことも重要な教育的意義と捉えてございます。このような視点も踏まえながら本事業を実施してきており、原則として体も小さく、心身ともに未発達の低学年の児童を優先的なバス利用の対象としているものでございます。

○15番（星いつろう君） それで、今説明いただきましたが、利用希望があつて、利用に当たって妥当な事情と理由があれば、利用者の子どもたちの学校スケジュールに合わせて運行されていると、そういった理解で正しいかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

○教育部長（日高久善君） スクールバスは、利用児童の日々の小学校の授業時数等を踏まえつつ、運行のルート及び時刻について委託事業者と協議、調整の上、決定してございます。一方、学校教育活動の内容や時間が小学校よりも広範で多岐にわたる中学生の利用者につきましては、日々の全ての学校活動時間に対応したバス運行が困難でございますので、優先乗車の対象となっている小学校のバス運行の時間帯に一定程度合わせていただくなどの御協力をいただきながら対応している状況でございます。

○15番（星いつろう君） ということで、中学生は小学生の時間に合わせてバスを利用しているという御答弁であります。特に中学生の場合となつてまいります。利用するお子さんに合わせた運行を実現す

るための課題はどういったことがあるのか、考えを聞かせください。

○**教育部長（日高久善君）** これまでもお答えしてきたとおり、スクールバスは小学校低学年の児童を優先乗車対象としてございます。したがいまして、特別な事情により乗車を認めている中学校の生徒につきましては、学校活動の内容が小学校に比べ多岐多様にわたることを踏まえ、優先的なバスの利用者としている小学校低学年の児童が長時間にわたって乗車することのないよう、これらの児童の学校教育活動の時間帯に一定程度合わせたバス利用をしてもらうなどの御協力をいただきながら本事業を実施していく必要がございます。このような状況から、バス利用者全ての要望に沿うことはなかなか難しいものと考えてございます。

○**15番（星いつろう君）** 考え方を示していただきました。それで、このスクールバスですが、運行経費等はどうなっているのか、現状を教えてください。

○**教育部長（日高久善君）** 今年度における特別支援学級のスクールバスの運行委託業務につきましては、全4台分で約4,800万円の委託契約を締結してございます。この金額は、市の全額としまして一般財源から支出となっております。

○**15番（星いつろう君）** ここまで、スクールバスに関する実態とか市のお考えをお聞きしてまいりました。重なる部分もありますが、これを踏まえて要望を述べたいと思うんですけども、中学生にとっても発達の個人差、様々な事情がありまして、中学生でも希望したとおりバスを利用できるように是正していただきたいと、こうした要望であります。先ほどからありましたけども、小学校の時間に合わせているので、中学生が利用する場合であります。授業というか学校の活動が終わっていないけれども途中でクラスを抜け出してバスに乗るという、そうした現実がある中で、教育の機会、それから学校生活を楽しむ、こういったことを享受できるようにするために変えていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○**教育部長（日高久善君）** これまでもお答えしてまいりましたが、優先的なスクールバスの乗車対象となっている多くの小学生児童の長時間乗車につきまして、可能な限り回避することなども考慮しつつ、運行ルートを設定してございます。スクールバスの運行業務を実施していない都内多摩地域の自治体は多数ございますけれども、バス運行業務を実施していても中学校の生徒を利用対象としている自治体がない中、本市におきましては中学校の生徒の状況も踏まえつつ乗車の可否について検討調整を加え、その上で一定程度御理解、御協力をいただきながら、バス利用を例外的にお認めさせていただいている場合もございます。重ねて御理解をいただきたいと思っております。

○**15番（星いつろう君）** 今の御答弁にありました国分寺市の場合は中学生が乗車できるかどうかというのを検討しているというのは、多摩地域の自治体の中では唯一ということですか。それは保護者の方もおっしゃっていて、もちろん自分の子どもの利用に関することですので、そのことは保護者の方はおっしゃっていました。その上でも、こういうことをぜひ、お願いしたいということを先ほどから私は述べているところであります。

それで、御理解いただきたいという答弁を何度もいただいておりますが、ちょっと難しいという背景には、利用者の増加とバス台数の不足があるのではないだろうか、そういったものがあるとしたら根本的な原因からは是正していただきたい、こういったお声も伺っていますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○**教育部長（日高久善君）** 今、議員から御紹介いただきましたが、近年、市立小学校の特別支援学級の入学者数の増加に伴い、スクールバスを利用される小学生も増えてきている状況でございます。バスの台数につきましては、昨今の業界事情といたしまして、運転手不足が全国的に問題となっていることから運

行バスの確保が困難になってきており、委託経費の上昇も踏まえやすと容易にバスを増やしていける状況にはございません。本市のスクールバスの運行業務を今後も持続的かつ安定的に実施していくためにも一定程度の原則を設け、利用調整を図っていくことにつきましては、やむを得ないものと考えているところでございます。今後も利用者数の推移やバスの運行状況について注視しながら、本事業の安定的な運営を目指して取り組んでまいりたいと考えてございます。

○15番（星いつろう君） 冒頭から申し上げましたとおり、この質問は市立中学校の特別支援学級に通っているお子さんが学童保育所への移動に対する不安や希望、要望ということを軸に多くの人と話し合ってきたことをまとめまして質問、要望とさせていただきます。そうした中で、ファミリー・サポート、移動支援、スクールバスについてお聞きしてまいりました。御答弁にもありましたとおり、それは誰よりも保護者こそが我が子が自らの力だけで移動できるようになってほしいと、このように思っているわけでありまして、その努力を親子でしているという話もお聞きしてまいりました。それは障害の状況によって違ってくるのが現実でありますので、一律に線を引くということではなくて、個々の状況に合わせてサポートをお願いしたいということをこの質問、要望によって述べさせていただきました。

それに当たりまして、子ども家庭部、そして福祉部、教育委員会から、担当の皆様は自分の担当の仕事の制度設計の中での御答弁だというように思っております。このことは私や及川議員と話してきた保護者の方も承知していて、お仕事の範疇の中で、その制度設計に基づいてお答え、検討いただいているのは当然知っています。そうした中で、でも解決できていない、解決してもらいたいという問題がある中で、担当を超えて全体的に話を聞いてもらえ、そして解決に向けた検討をしてもらえるところはどこなのかと、こういった声も伺っているところでありますので、そのことは私自身も課題だと思っておりますので、また引き続きこの件につきましては、市民の皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

続きまして、最後の項目であります、特別支援学級について伺います。まず、介助員などの人材確保と配置についてということなんですけれども、介助員や特別支援教育支援員の配置基準の説明をお願いします。

○教育部長（日高久善君） 介助員につきましては市独自の施策でございまして、特別支援学級の児童・生徒に対して障害の程度や状況に応じた支援を行うため、特別支援学級1学級に対して1名配置してございます。特別支援教育支援員につきましては、国分寺市個別支援委員会において特別支援学校への就学が適当であるとされたものの、総合的な判断により市立小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助または学習上の支援を行うため、学校1校に対して1名配置してございます。ただし、該当する児童・生徒が3名以上在籍する学校につきましては2名配置しているという状況でございます。

○15番（星いつろう君） 分かりました。

続いてなんですけれども、介助員や特別支援教育支援員について、人材の確保、配置、必要としてから配置までの流れや、それに対します市の動きにつきまして、説明をお願いいたします。

○教育部長（日高久善君） 介助員は1学級1名を配置していることから、翌年度の特別支援学級の学級数が確定する年度末に必要な介助員の人数が判明いたします。月額会計年度任用職員であり、市で募集し、採用試験を実施してございます。合格後に必要となる学校に配置する流れとなっております。

特別支援教育支援員につきましては、対象となる児童・生徒が個別支援委員会の判断を受けて就学先の学校を決定することから、年度途中に必要な数が判明いたします。こちらは時間額会計年度任用職員でございまして、市で募集し面接を行い、採用決定後、必要となる学校に配置する流れとなっております。

○15番（星いつろう君） そうした介助員や特別支援教育支援員でありますけども、必要な資格についてお聞かせください。

○教育部長（日高久善君） 介助員、特別支援教育支援員ともに教員免許状を所持していることを、必要な資格要件としてございます。

○15番（星いつろう君） その中で、介助員の配置基準を満たしていない状況が現実には市内の小・中学校であるのかどうか、そのあたりの現状をお願いいたします。

○教育部長（日高久善君） 特別支援学級の学級数が増えたことや、これまで御勤務していただいた方の個々の様々な御事情により退職されたことなどがございまして、現在、年度当初時点で、幾つかの学校で数名配置できていない状況が生じてございます。可能な限り早く充足できるよう、学校と関係課が連携して対応しているところでございます。

○15番（星いつろう君） 幾つかの、数名の部分の、具体的なことをお願いいたします。

○教育部長（日高久善君） 今、第四小学校で3名、第七小学校、第二中学校、第三中学校で1名ずつということでございます。

○15番（星いつろう君） 分かりました。そうした配置できていない所があるということでもありますけども、必要な人員を配置するための市での対応について教えてください。

○教育部長（日高久善君） 介助員につきましては、会計年度任用職員として市のホームページで募集を行ってございます。加えて、必要となる介助員を確保するために、教育委員会事務局や学校の管理職等が広く市内外の人材情報を集めてございます。また、現在介助員として御勤務されている方々のつながりで身近な情報も集めてございます。様々な方法で御協力いただける方をお探しし、市の募集を紹介しているところでございます。児童・生徒との関わりにやりがいを持って温かい支援ができる人材の確保に取り組んでいるところでございます。

○15番（星いつろう君） こうしたいろいろな現状をお聞きしておりますが、保護者の皆さんも、子どもたちもそうだと思いますが頼りにしているということで、この現状を確認させていただいております。そういった中で、介助員や特別支援教育支援員を育成する仕組みについて整備していただきたいと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○教育部長（日高久善君） 教員不足が続いている現状であり、教員免許状を所持している人材を探すこと自体も困難な状況にございます。しかしながら、介助員や特別支援教育支援員は一定の専門知識が必要であることから、教員免許状を有している方を採用してございます。また、育成に関しましては、実務を担っていただく中で身につけていくものであると認識してございます。人材を確保する仕組みにつきましては、教員を退職された方や、教員免許状を取得していながら現在は教員に就いていない方などの人材情報を集める仕組みを、東京都や近隣の大学等とも連携を図りながら研究してまいりたいと思っております。

○15番（星いつろう君） そういうことをぜひ、お願いしたいと思います。

ある市民の方が小学校の介助員として働こうと市に連絡したけども、小学校は既に埋まっていたので、結局この方は介助員として働くことがなかったと、そういったこともお聞きしました。そういったときに、先ほど具体的に小学校、中学校で介助員が配置されていない所をお聞きしましたが、どうも中学校で介助員が足りていないという話も聞いたということで、この方は「それなら市は声をかけてくれればよかったのと思った」ということでした。ただ、この方の場合には自宅からの距離を考えて介助員として働き

たい希望の小学校を述べていたということで、ここはもう埋まっていたということで、結局介助員として働く機会はなかったんですけども、ただ「声をかけてもらえれば考えた」といったことも言われておりました。介助員の方々と、子どもたち、保護者の皆さんが頼りにしている中で、これは質問にはしません、これは事実関係まではちゃんと聞いていないので。ただ、こういう話があったということです。そういうことを聞いていた保護者の方々も、そういうときには「中学校はどうですか」というようなことも一声かけていただく、そういう姿勢の中で人材確保をしっかりと行っていただきたいということも言われております。これは質問ではありませんが、そういったことも市民間では話されているということをお伝えしたいと思います。

移動の問題、それから特別支援学級の問題、なるべく市民の声を代弁しようと思ってやってみましたけれども、私にとっては結構厳しい答弁が続いております、なかなか厳しいなと思っているところではあります。ただ、伝えなかったのは、伝えなかったというか、私が今回このことに取り組もうと思ったのは、もう時間がないからまたの機会に述べたいと思いますが、とにかく障害を持った子どもたちが地域にいるということは、そのお友達も本当に手をつないで学校まで行くと、そういう話もお聞きしている中にあって、いわゆる健常児もそういったお子さんたちから自然にそういうことを学ぶ、お友達が本当に学校へ行くのが大変そうだから手をつないで登校するという、そういう話をお母さんたちから聞きましたが、そういうことって健常である子どもたちにとっても人生の視点のプラスになるのではないかと、そんなことも思ったので、そういった地域で学び続けるということを今回、要望、質問させていただきました。引き続き市民の皆さんの声に学びながらこの課題に取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で星議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時44分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、高瀬議員。

○10番（高瀬かおる君） おはようございます。国分寺・生活者ネットワークの高瀬かおるです。通告に従いまして一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番、防災についてです。ここの庁舎への移転を機に、令和5年度及び6年度の2か年をかけて国分寺市地域防災計画が修正されました。特に災害対策本部等の体制であったり、避難所の開設、運営、防犯対策、さらにはマンション防災など、これまで各地で起こってきた大震災を教訓にしながら様々な視点で見直しがされたものと理解しております。

そこで、（1）地区防災センター開設訓練について、お伺いいたします。本年の2月、初動要員を含む地区防災センター運営班と地域住民が参加する地区防災センター開設訓練が実施されました。これまでは市民の皆さんは見学という位置づけであったんですけども、今回は主体者の一員として参加することができました。このことについて、地域からは本当によかったという声がたくさん上がっております。当日は地区防災センターごとに作成された地区防災センター開設アクションカードを活用し、見ながら学校、

校内を回りましたが、本当に分かりやすく、災害発災時の初動の対応について、みんなで共有することができたなと思っています。

そこで、まず、この開設訓練の概要と、実施の状況がどうだったかをお伺いしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） ただいま御質問いただきました市民参加型の地区防災センター開設訓練につきましては、市職員と地域住民との連携強化及び地域防災力の底上げを目的としまして、各学校周辺の防災会等に参加を呼びかけさせていただきまして実施しました。訓練では、参加者に対してアクションカードに沿って地区防災センターの開設の手順を説明した後、防災備蓄倉庫に保管している資機材の操作体験を行いました。訓練には、全地区防災センターで延べ142名の市民が参加いただきまして、避難所開設の担い手として役割や行動を理解していただく機会となったということでございます。

○10番（高瀬かおる君） 状況が分かりました。全体で延べ142名の市民、住民の方に御参加いただけたということです。それで、今、御答弁いただいたアクションカードなんですけれども、この活用については、誰が何をするのが写真つきで非常に分かりやすく書かれています。その使用の対象については、市の職員、それから学校教職員、また地域住民等となっております。

そこでお伺いします。学校教職員との共有であったり、あるいは訓練についてはどのようにされているのでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 市立小・中学校の教職員へのアプローチにつきましては、地区防災センターの開設訓練を実施する際、災害初動要員と顔合わせを兼ねまして、学校長や副校長に参加いただくことがございます。今後につきましては、より多くの教職員にアクションカードについて知っていただくため、教育委員会とも連携を取らせていただきまして、他の教職員の訓練参加についても検討してまいりたいと考えてございます。

○10番（高瀬かおる君） 多くの方がどのように行動していくかということを理解しているということがまず大事だと思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。中でも、特に市立小・中学校ではない都立国分寺高校や、また東京経済大学については、地域住民とのつながりも含めて意識的に情報共有する必要があるのではないのでしょうか。生徒や学生が遠方から通学しているということもありまして、発災時には学校と地域の皆さんが混乱せずに、また協力し合えるような、そんなお互いの対策を理解し、共有しておく必要があるんだと考えています。この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 都立国分寺高校や東京経済大学につきましては、市の施設ではないため、災害時に備えて日頃から施設側と十分にコミュニケーションを図り、信頼を築いておくことが重要だと考えてございます。今後は、訓練等の機会を捉えて施設側の職員と市の職員と顔合わせをさせていただいたり、地域住民との意見交換などを実施してまいりたいと考えてございます。

○10番（高瀬かおる君） 今の御答弁、本当にそのとおりにお願いしたいと思います。市立の小・中学校ではないというところで、地域住民の方からも特に日頃から連携を図っていきたいというお声もいただいているところであります。よろしくお願いいたします。

それで、続けますけれども、今回修正されました地域防災計画には、避難者主体による避難所運営組織を立ち上げるということが明記されました。そこで、これまでもあります地区防災協力会についてお伺いします。これまでの取組の状況や課題、また今後、ここについてどのようにされていくのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（宮本 学君） 地区防災協力会は、避難所となる施設を中心に周辺の自治会・町内会等が集

まり、事前に避難所の開設や運営方法について話し合っておくことで、円滑な避難所の運営を目指す組織でございます。会合には、学校長や地区防災センター運営班も参加させていただき、顔の見える関係を築いてございます。定期的に会合を開いて地区防災センター運営マニュアルの勉強会や、アクションカードを使った訓練等を実施してございます。過去には、市からの呼びかけで複数の学校で地区防災協力が立ち上がりましたが、活動の中心となるリーダーの担い手不足や参加者の高齢化、コロナ禍の影響等もあり、現在は、三中地区防災協力が唯一活動を続けている状況でございます。継続的な組織活動が課題となっている状況でございます。今後につきましては、コロナ禍で活動を休止していた八小地区防災協力が、4月に市と学校関係者も含めて話し合いを行い、活動を再開することでまとまっております。

○10番（高瀬かおる君） 地域では在宅避難に力を入れて様々今やっているところではありますが、避難所運営についても多くの方が理解して、こういった動きをするんだということを知っておくということは地域にとっても非常に大事なことだと思いますので、また今後の進め方等を御検討いただくことをお願いしておきたいと思います。

それで、例えば、第五中学校なんですけれども、体育館が2階にあるわけなんです。実際には2階よりちょっと高い所かなと思いますけれども、外階段は段数が多く、非常にバリアの多い構造になっているところです。足腰に不安のある高齢の方などは、なかなかその避難所に入るのが困難ではないかと思っています。また、一度避難所に入ったとしても、今度また外に出ていくということがしづらくて、心身の健康にも影響するのではないかと懸念しているところです。このような地区防災センターそれぞれの個々の特徴を実際に訓練することによって見ていき、体験できるということは、こういった訓練では非常に重要なことかなと思っています。

それで、このような地区防災センターのそれぞれの環境も考慮しながら、近隣のバリアの少ない二次避難所を早期に開設する、開けていくという体制づくりが必要なのではないかと改めて思うところです。地震によって、例えば校舎に斜めのひび割れが入ったりとか、あるいはゆがみが生じている場合というのは学校の施設も使えなくなりますので、そういったことも含めて二次避難所の開設に向けた取組、準備はしっかり整えておく必要があると思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 二次避難所の開設につきましては、災害発生から72時間は人命に係る応急対策活動に重点を置くこととなるため、24時間以内に開設することを目指してございます。二次避難所が開設されるまでは地区防災センター内に要配慮者の保護スペースを設置しまして、高齢者等の要配慮者を受け入れることになりますが、このスペースは学校施設の構造や設備の状況を考慮しまして1階の教室に設けることとしてございます。

○10番（高瀬かおる君） 今、御答弁いただいたように1階に要配慮者の方のスペースを設けるということは、理解しているところではあります。それで、この地域防災計画にもあるんですけれども、二次避難所については乳幼児だったり妊産婦、また高齢者や障害者、外国人の方など、配慮が必要な方が対象になります。そういった意味では支援する団体などの御意向もお聞きしながら具体的な活用方法と、また、施設の状況に応じた運営マニュアルが必要ではないかと思っています。関係部署や支援団体ともぜひとも連携していただき、早急に整えていただくようお願いしたいと思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○総務部長（宮本 学君） 今、お話しいただいたとおり、二次避難所につきましては様々な関係部署あるいは各施設、団体等と連携する必要がありますので、今後、その部分については考えていかなければいけない課題の一つだと捉えてございます。

○10番（高瀬かおる君） ぜひともよろしく願いいたします。

この点では最後になります。この開設訓練の参加者の方から、夜間とか停電時には作業がしやすく両手が空くように、ヘルメットにライトつきのもの、防災ヘルメットにしてはどうかということでしたり、あるいは開設に当たって、まず最初にトイレを何とか設置するのが大事じゃないかといったような声もいただいております。ほかにも様々な御意見があったと思うんですけども、そのあたりを御紹介いただけますでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 参加者からは「開設の手順を知ることができて非常によかった」、「何をすればよいか理解できた」、また「今度は仲間も誘って参加したい」といった御意見等をいただきました。訓練の参加に意欲的な意見が非常に多くあったということでございます。

また一方、国分寺高校では都の教職員の参加を求める意見をいただきました。これまで都立学校とは連携訓練を実施しておりませんので課題として捉えさせていただきまして、連携をどのように図っていくかというのは今後考えてまいりたいと思います。

○10番（高瀬かおる君） 分かりました。ありがとうございます。本当に参加された皆さんは大変意欲的で、積極的に参加していただけたかなと思います。次につなげていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

それでは、東京トイレ防災マスタープランと市の取組について、お伺いします。本年3月に東京トイレ防災マスタープランが策定され、次のようなことが示されました。必要な数量の確保と質の高いトイレの整備、また2030年度までに徒歩5分以内にトイレがないという災害時トイレ空白エリアの解消、また各自治体がトイレの確保に関する計画を策定するということです。国分寺市としては、このトイレの確保に大変御尽力いただいていることは承知しているところであるんですけども、このマスタープランを踏まえた今後の取組についてお伺いします。

○総務部長（宮本 学君） 現在の市としてのトイレの取組でございますが、災害時に断水のためトイレが使用できない市民の人数を約3万人、1人が1日5回トイレを使用すると想定しまして、1日約15万回分が必要となるということでございます。国の支援が始まるまでに3日間かかりますので、それを計算しますと約45万回分の災害用トイレ処理セットを備蓄する必要があると、それを現在予定してございます。現在の備蓄量でございますが約12万回分となっております。備蓄量を増加する必要がありますので、当初は2033年までに確保するというようにしておりましたが、国分寺市商工会とさきの3月31日に災害協定を締結しまして、備蓄場所と配布場所の御協力を得られましたので、前倒しをして備蓄量の確保に努めさせていただいているところでございます。

○10番（高瀬かおる君） ありがとうございます。分かりました。トイレの確保とか管理計画というのは、これからどうするかというような御検討かと思えますけれども、一つ一つそれに基づくような形で進めていただいているということは理解いたしました。このトイレの確保に当たっては、自助や共助という力も重要だと思っています。

そこで、商工会との災害協定について、詳細をお聞かせいただきたいと思います。全国的にも例のない取組ということでプレスリリースもありましたので、お願いいたします。

○総務部長（宮本 学君） 先ほども少し触れさせていただきましたが、令和7年3月31日に、国分寺市商工会と「防災備蓄用品の保管及び災害時における配布の支援に関する協定」及び「災害時における地区防災センター運営等支援協力に関する協定」を締結させていただきました。防災備蓄用品の保管及び災害

時における配布の支援に関する協定でございますが、こちらは市内に点在する商工会員の事業所等で支援物資を保管していただきまして、災害時には地域住民に配布していただく取組ということになってございます。今定例会の補正予算に計上させていただいておりますが、協定を締結したことから15万回分の災害用トイレ処理セットを追加購入し、協定に基づき保管、配布をお願いしまして、市内全体でトイレ空白エリアの解消に努めていきたいと考えてございます。災害時における地区防災センターの運営等支援協力に関する協定につきましては、平時においては地区防災センターの開設訓練に参加協力いただきまして、災害時には市の職員と共に地区防災センターに参集していただきまして、開設等の活動を行っていただくというものとなっております。

○10番（高瀬かおる君） 市民にとって大変頼もしい協力をいただけるものだと思いたしました。また、先ほど東京トイレ防災マスタープランにもありましたけども、トイレ空白エリアの解消の一翼を担っていただけたということかなと思います。この協定をきっかけに、またこのような取組が広がっていくといいかなと思いますので、そこは期待したいと思います。

続きまして、災害時の医療体制についてお伺いいたします。地区防災センターには医療救護所の設置が規定されていますけれども、どの程度の処置が可能なのか、また発災時の医療体制についてお伺いしたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君） 災害時の医療救護活動につきましては、建物などの倒壊、火災などによる負傷者や医療的な支援が必要な避難所、在宅の避難者等に対して対応を行うこととなります。発災時には、市の医療救護活動拠点をいずみプラザに設置し、市内の医療従事者が参集して組織的な対応を行います。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会を一元的に集約し、活動する体制として医療救護活動拠点内に医師会災害対策本部が設置されます。医師会災害対策本部は、市の災害対策本部と情報を共有し、連携を図りながら市内の被災状況、傷病者の状況、避難所の状況等の情報収集を行い、医療的支援が必要な場所に医療救護班を派遣いたします。地区防災センターにけが人が多数集まっているという状況であれば、必要に応じて医療救護班が派遣されることとなります。また、医療救護班が対応できるのは主には軽傷者となりますので、対応することができない重傷者等につきましては、二次保健医療圏内の災害拠点病院等への搬送の調整を行うこととなります。また、災害時の保健活動といたしまして、本市の保健師等の専門職が保健活動チームを編成し各地区防災センターを巡回し、健康被害の予防支援や心身の体調不良者への対応などの保健活動を行うこととなります。

○10番（高瀬かおる君） 地区防災センターにさっき申し上げたように医療救護所が設置されると認識していたんですけども、状況を見ながら必要なところに医療救護班が派遣されるということなんだと理解いたしました。

関連してもう一点お聞きしたいんですけども、例えば倒壊した家屋だったり、倒れた重たい家具などの下敷きになってしまう場合というのがあるかと思うんですけども、そういった場合に、2時間以上体を挟まれた場合にはなかなか容態が厳しくなるのではないかなということが言われています。自治会とか防災会ではそういったことも想定し、ジャッキなどの工具を備えているところも数あると思っています。ただその後速やかに医療のほうにつないでいかないといけないんだと思うんですけども、大震災発災時にはそう簡単に救急につながるというのは考えにくいかなと思っています。

そこでお伺いしますが、自宅等で被災して負傷してしまったり体調が悪化してしまった場合などは、どのように地域として対応すればいいのかをお聞かせいただきたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君） 自宅等で被災して負傷し、緊急性が高い場合においては、電話等が通じる状況であれば救急車を呼ぶことというのも一つ考えられます。また、移動手段を確保し移動ができる状態であれば、災害時も病院は被災状況に応じた態勢や設備にはなりますけれども診療を継続いたしますので、直接市内の2病院、こちらは国分寺病院と国分寺内科中央病院になりますが、または市外の病院に行っていただくことも可能となります。また、電話等が通じない場合につきましては、近隣の地区防災センターに御相談いただければ、そこから市の災害対策本部や医療救護活動拠点と情報をつなぐことで医療的な対応の調整ができるものと考えてございます。

○10番（高瀬かおる君） 分かりました。負傷者の方への対応は時間を争うということがありますので、今回確認させていただきました。今、市では国分寺市災害医療救護計画や国分寺市災害時保健活動計画を策定中ですので、そういった内容についても今後、市民の皆さんに周知や共有をお願いしたいなと思いますので、お願いしておきます。

それでは、2番の空き家対策・居住支援・地域づくりについてお伺いいたします。今、市内どこでもそうかと思いますが新たな住宅が急激に増えて、また同時に空き家も増えている状況です。まず、空き家の現状と今後の取組についてお伺いいたします。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 令和6年度末現在、市が把握しております空き家の数は238件になります。そのうち草木の繁茂や建物の損壊等、周辺に影響を与え得る管理が不適正な空き家の数は19件となっております。年度により増減がございしますが、空き家の数自体は増加傾向にあるといった状況でございます。なお、令和8年度の国分寺市住宅マスタープランの改定に合わせまして、空き家対策計画の作成を予定しております。今年度につきましては、計画策定のための準備といたしまして調査、アンケートを行う予定ですが、詳細の検討はこれからといった状況になります。市の現状を十分に反映した計画案となりますよう、有効な準備を進めてまいりたいと考えております。

○10番（高瀬かおる君） 今の御答弁の中でも、空き家は増えている状況にあるということでもあります。

それで、今後なんですけれども、今ある既存の住宅の売却や賃貸、また解体後の土地の売却や保有といった利活用が可能な段階での、ある意味住まいの終活が社会のシステムとして根づくように空き家の所有者の方への動機づけだったりアプローチが必要だと思うんですけども、この点について見解をお伺いします。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 現在、エンディングノートの配布、また多摩信用金庫と連携した住まいの相続、贈与、売買に関するセミナーや相談会の開催、死亡のお届けがあったときに配布するパンフレットに空き家に関する相談の御案内を掲載するなどして取り組んできている状況でございます。また、新たな取組につきましても研究しているといったところになります。

○10番（高瀬かおる君） 立川市には、居住支援事業に取り組んでいるところが、在宅生活の継続が難しくなった高齢の方の施設入所の段階で残される持家について本人や家族の意向を確認し、また施設を探し、同時に自宅の今後についても検討を行っているという事例があります。注目すべきは、居住支援と住まいの利活用をうまくつなげている点かと思っています。

そこで、市には空き家相談員制度だったり空き家バンクがありますけれども、その状況についてお伺いいたします。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 空き家バンクにつきましては、空き家を貸したい・売りたい方と借りたい・買いたい方をマッチングする仕組みとしまして平成29年度より開始して、運営は公益社団法人東京

都宅地建物取引業協会に委託しております。現在まで累計4件の登録がございまして、3件が成約に至っています。なお、現在につきましては登録件数ゼロといった状況になります。空き家所有者の方に本制度を紹介する文書を送付するなどして啓発を行っているところでございますが、登録がなかなか増えないといった状況でございます。

また、空き家の相談につきましては、空き家の管理や処分にお困りで、どこに相談したらいいか分からないという方に対して、市に登録された宅地建物取引士が不動産取引の専門家として相談に乗るといったものになります。令和4年度より開始いたしまして、令和5年度までの2年間で16件の相談をいただいております。相談の内容につきましては様々になりますけれども、その内容によって司法書士や解体事業者など各専門家におつなぎすることで売却、相続登記、解体等の実施につながるものもございまして、一定の成果が見られているといった状況でございます。

○10番（高瀬かおる君） 分かりました。新たに始めた空き家相談でも16件の御相談があったということです。

それでは、少し視点を変えますが、居住支援の観点から、10月1日施行となる居住サポート住宅についてお伺いしたいと思います。また、市としてはどのように今後取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 居住サポート住宅につきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正により創設された制度になりまして、居住支援法人等が大家と連携し日常の安否確認、見守りを行い、生活、心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつながりを行う住宅となりまして、これによって大家の不安を軽減し、住宅確保要配慮者の方へ住宅供給をしやすくするといった制度になります。住宅の床面積や設備、サポートの内容で家賃、対価が基準に従い適正であること、こういったこと等が認定基準となりまして、市長が認定を行うといったものになります。当市では今年10月からの認定事務開始に向けまして、福祉部局と連携いたしまして国の動きに合わせて認定審査の役割分担といったものを整理するなど、一定の準備を進めているといったところでございます。

○10番（高瀬かおる君） こういった新たな制度も出てきますので、空き家になる前の住宅と、また住宅確保要配慮者の住まいのマッチングを有効にできるような仕組みが必要だと考えています。この居住サポート住宅についてはどのように地域で展開できるのか、あるいは何か難しいことがあるのかどうかも含めて関係機関や関係団体の方と議論を深めていただきたいと思います。この点はどのように進められるのでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 本制度に関する情報につきましては、不動産業者、それから居住支援法人等に周知を行ってまいりたいと考えております。また、制度活用の御相談があった際には真摯に対応して、今後も、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○10番（高瀬かおる君） ぜひ、その点をお願いしておきたいと思います。不動産屋と居住支援法人もありますので、そこをしっかりとつないでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3番のヤングケアラーについてお伺いいたします。お隣の府中市では2023年にヤングケアラーの実態調査を行っています。人口が府中市は約26万人、そして高齢化率が約22%ということで、人口は国分寺市のほぼ2倍の規模であるかなと、高齢化率はほぼ同じかなと見ています。調査の結果からは、小学5年生から高校生世代のヤングケアラーと思われる子どもが5.4%、約426人で、19人に1人の割合になるということです。そのうち家族のケアなどで何らかの影響が出ている支援が急がれる子どもが1.7%、約

131人と推定されているということです。さらに、そのうち実際に支援につながっている世帯は、2023年時点で市が支援しているのが23世帯、一般社団法人が9世帯ということで合計32世帯とお聞きしているところです。単純に本市に置き換えると、ヤングケアラーと思われる子どもは約213人、そして支援が急がれる子どもが約65人というようになるかと思います。

そこでお伺いします。こども家庭センターにおけるヤングケアラーへの支援の状況について、現状、また把握している件数などを含めて教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 令和5年度よりヤングケアラーコーディネーターを1名配置しまして、ヤングケアラーの支援に取り組んでいるところでございます。ヤングケアラーの現状把握につきましては、コーディネーターのほうで約10件ほどのケースを現在把握しております。把握した経路といたしましては、高齢福祉部門や障害福祉部門の支援者が支援対象の御家庭にヤングケアラーに相当すると思われるお子さんがいると心配して情報提供のあったケースですとか、こども家庭センターのケースワーカーが通告等でケースの支援に関わる中で、対象児童がヤングケアラーである可能性に気づいたケースなどがございます。

○10番（高瀬かおる君） 先ほど紹介しました府中市では2024年の夏以降、学校や地域などからの相談の件数が増加傾向にあるということをお聞きしています。このことから、ヤングケアラーを取り巻く実態調査は、見えてきた課題に対する施策を講じていくという点からは、支援に踏み出す第一歩だと考えます。そして、さらに子どもを含めた社会に対して、ヤングケアラーに関する問題意識を喚起するというような副次的な効果としても、非常に期待できるのではないかと考えています。今年度はお隣の小平市でもヤングケアラーの実態調査を行うとお聞きしているところです。具体的なケアだけでなく、毎日、自分が自分の食事を作っているんだと、そういったような観点からも、ぜひ、見ていく必要があると思うんですけれども、実態調査、国分寺市での実施についての検討状況をお伺いしたいと思います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 本市におきましては、まず、令和5年度に子ども若者・子育ていきいき計画策定に係るアンケート調査を実施しておりますが、「自身がヤングケアラーだと思うか」という問いに対して、1.4%の児童・生徒が「はい」と回答しておりました。現在、他自治体が実施した実態調査の内容や方法等について調査を進めております。その結果も踏まえまして、当市での調査の実施について検討するとともに、実施するのであれば目的や方法、対象、調査項目などについても考えてまいりたいと思います。

○10番（高瀬かおる君） これまでも実態把握については、長く検討いただいているところだと思っています。ぜひ、前向きに進めていただくように求めておきたいと思っています。

少し観点を変えますが、こういったヤングケアラーの実態調査に併せて、その子の具体的な支援策が必要だろうということでこれまで提案してまいりました。今年度、子育て世帯訪問支援事業にヤングケアラーが加わりました。ぜひとも使いやすい仕組みにしていきたいと思うんですけれども、具体的な事業内容を教えていただきたいと思います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 子育て世帯訪問支援事業につきましては、保護者や子どもの状況、養育環境に何らかの困難や課題があり、支援が必要とされている要支援家庭やヤングケアラーがいる御家庭を対象に、家事や育児などの支援が必要と判断された場合、訪問支援員による家事、育児などの支援を行います。通常のヘルパー派遣事業とは異なり、世帯のニーズや困り事を利用者、訪問支援員、市のケースワーカーが共有して支援の提供を行います。家事や育児支援が主な内容とはなりますが、訪問支援員はその世帯の御家庭の背景を踏まえて、必要な助言や困り事の傾聴なども行ってまいります。この事業の利用

期間は90日間となりますが、例えば保育園への入園、介護保険部門や障害部門へのサービスの引継ぎなど、その次の支援体制につなげる橋渡しの役割も担ってまいります。

○10番（高瀬かおる君） 大変大事な支援だなと思っています。先ほど申し上げましたけれども、使いやすくしていただきたいと思います。

それで、御答弁の中にも次の支援体制につなげる橋渡しもしていくということがありました。先ほどからの御答弁の中でも、介護だったり障害福祉のサービスが必要な御家族をケアしている、そういったヤングケアラーがいることは分かりました。裏返せば、介護だったり障害福祉のサービスが不足しているのではないかというようにも考えます。

2022年に厚生労働省から事務連絡が発出されているんですけれども、これは介護についてです。同居家族がいる場合の生活援助のサービスについて、ヤングケアラーを含め同居家族がいることをもって一律に本人への生活援助が位置づけられないというものではない、というものです。また、障害福祉分野においてはさらに踏み込んでいて、ヤングケアラーが子どもらしい暮らしを奪われることのないように配慮すること。また、ヤングケアラーが親に代わって行う家事、育児等も、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれるなどとされています。

そこで、世帯全体を支援し、子どもの負担を軽減するためにも、介護だったり障害、また医療などのサービスを包括的に使えるようにサービス提供者との調整も図っていただきたいと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） その世帯、御家庭全体を捉えて必要な支援体制を組み立てていくことが重要であると捉えております。そのためには対象の世帯に関わる支援関係機関との連携を密に行い、必要なサービスの調整等も行っていくことが必要であると考えております。

○10番（高瀬かおる君） ぜひとも細やかに調整していただきたいと思いますので、お願いしておきたいと思います。

そして、家族をケアする子どもたちの中には、自分の時間が取れないとか、宿題など勉強する時間が無い、また睡眠が十分に取れないなど、ケアの大変さを実感して様々な影響を受けている子どもたちがいます。時間だけの問題ではなくて、家庭では落ち着いて学習ができないという子どもたちもいると考えます。このような子どもたちの学習の場について、お考えを伺います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） この春策定いたしました子ども若者・子育ていきいき計画の策定の際にも、無料で学習できる場についてのお声を当事者である子どもたち、若者からいただいております。ヤングケアラーに特化した学習の場については、現在検討はしておりませんが、子どもや若者が利用できる居場所の確保については今後検討してまいりたいと考えております。

○10番（高瀬かおる君） それでは、居場所についてお伺いしたいと思います。ヤングケアラーの子どもたちが社会や地域から孤立しないような、そんな居場所が必要で、様々な形が地域の中にあるのが望ましいと考えますけれども、本市での取組はいかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 近隣自治体でも様々な取組を行っているという情報は得ているところであります。現在、国分寺市では、各児童館で小学生が帰宅した後の時間帯を中高生の時間と位置づけた中高生タイムというものを実施しております。中高生タイムでは、中高生カフェなど、子ども自身の意見を取り入れたイベントを行うことで利用者を増やしております。また、その中高生タイムをきっかけとして通常の児童館利用につながり、職員につながっているようなケースもございます。

○10番（高瀬かおる君） 先ほどの星議員の質問の中でもあったかと思うんですけども、その対象になる、今で言えばヤングケアラーの方に特化したようなグループだけでなく、地域の中でどうやって生きて、力をつけていく、または支援を受けながら自分らしく育っていくかということが非常に重要なんだと思っています。なので、誰もが自由に使える居場所が近くに複数あるということ、ぜひ目指していただき、居場所の確保については検討いただけるということが先ほどの御答弁でもありましたので、子どもの声を聴きながら進めていただくように要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまでは、子ども家庭部とのやり取りをさせていただきました。やはり学校の果たす役割は大きいと考えます。ヤングケアラーの存在は非常に見えにくいと言われておりますけれども、そのことを前提とした対応が求められていると思います。子どもたちが本来一番話しやすいのは学校の先生だったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーではないかと思っています。そういった意味でも、子どもたちの変化に気づいて、必要に応じて相談機関にしっかりとつなぐように見守っていただきたいですし、気軽に相談できる、そんな学校の環境、雰囲気をつくっていただきたいと思いますけれども、取組についてお伺いしたいと思います。

○教育長（古屋真宏君） 学校現場におきましては、まず担任が中心となって児童・生徒を見守り、また同時に、同じ学年を受け持つ教員とか養護教諭が見守りを行っているところでございます。少しでも気になる様子が見られた際には、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとの連携も含めて学校組織全体で対応できるよう、相談体制を整えているところでございます。特に今年度から、スクールソーシャルワーカーを原則中学校区に1名ずつ配置し、学校からの要請に応じて対応しやすくなったと思っていますところでございます。また、小学校では高学年に進級いたしました5年生、中学校では入学したての1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を実施しておりまして、子どもの不安や悩みを把握できるように取り組んでいるところでございます。ふだん、なかなか自分から相談室に行くというようなお子さんは多いわけではございませんので、貴重な機会となっているところでございます。今後も、このような取組を含めて、一人一人の子どもたちの様子をきめ細やかに見守るとともに、また相談があった際には、しっかりと受け止めて適切に対応できるよう、相談体制を整えてまいりたいと考えております。

○10番（高瀬かおる君） 今年度から、スクールソーシャルワーカーを中学校に、5校ありますので各学校に1名ずつ配置されたという御答弁だったと思います。そして、ということは1つの中学校と、あと近隣の小学校がともに連携しながら、例えば兄弟関係もより把握しやすくなるという認識でよろしいのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○教育長（古屋真宏君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、各中学校に1名ずつ配置した状況でございますので、その中学校区の中の小学校にも当然巡回するという形でございますので、きょうだい関係も含めて把握しながら対応を図れるという点では、非常にいい効果が生まれるのではないかなと考えております。

○10番（高瀬かおる君） 分かりました。きょうだいの関係であったり、また小学校から中学校に上がるときに様々な変化があることもあると思いますので、そこについては期待していきたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、4、認知症についてお伺いいたします。今回は軽度認知障害についてを中心にお伺いしたいと思いますけれども、予防についてです。この軽度認知障害は改善することもあると言われているだけに、早期の気づきは重要だと考えています。ただ、早い時期には自分のことは自分が一番分かる

ために、特に不安になることも多いと考えています。そして必要な支援を予防についてもしっかりとやっていく必要があると思うんですけれども、このあたりをどのように進めているのかお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 軽度認知障害、MC I は認知症の前段階にある状態で、認知機能や記憶力の低下が見られますけれども、日常生活への影響は認知症ほど大きくはないとされております。本人が症状を自覚するだけでなく、周囲の人の指摘により不安を感じることがあると聞いております。国立長寿医療研究センターの資料によりますと、MC I と診断されて認知症になるのは1割程度とされておりまして、それ以外はMC I の状態にとどまる、もしくは年相応の健常な状態になることが示されております。そのため、早期から認知症予防の対策を取っていくことが重要であり、適切な認知症予防策を講じることで、健常な状態への回復や認知症への移行を先延ばしすることが期待されていると考えてございます。

○10番（高瀬かおる君） それでは、認知症の予防策についての取組についてお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 市の取組といたしましては、地域の介護予防、健康づくりに市と共に取り組む介護予防推進員の育成とか、地域が取り組む集いの場の立ち上げ支援、介護予防講演会、令和6年度は「からだの健康はお口から！オーラルフレイル予防で歯ッピーな毎日を！！」というものを行っておりますけれども、こちらですとか、地域包括支援センターによる講座などにおきまして、普及啓発に取り組んでいるところでございます。市内には空き家を活用した居場所とか、地域が自主的に開催するサロンなどがあり、高齢者の社会参加を後押しする取組も把握しているところでございます。そのような取組が推進されることで介護予防、認知症予防にもつながると考えております。

○10番（高瀬かおる君） 分かりました。共生社会の実現を推進するための認知症基本法もできまして、認知症の人が地域の一員として、地域で希望を持って暮らしていくことを目指しています。今年度実施する認知症予防普及啓発事業について、どのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 認知症基本法施行による新しい認知症観に立った取組を推進していくため、今年度9月の認知症月間において講演会を開催する予定でございます。また、10月から2月の期間におきまして、50歳以上の市民を対象に、あたまの健康チェックを市内公共施設で開催し、認知症予防の普及啓発を実施する予定でございます。

少しあたまの健康チェックにつきまして御紹介いたしますと、従来から認知症の診断に使用されているスケールとは異なりまして、若年層や物忘れの自覚がない状態にも対応する認知機能検査としまして、厚生労働省の調査研究の取組事例集で全国の自治体での運用事例が報告されているものでございます。認知機能の状態を把握しまして、状態の変化への関心や行動変容の意欲向上など、生活習慣の改善や健康活動に取り組むことで、スコアの改善や将来的な認知症の発症や進行抑制が期待できるものと考えております。検査結果の説明におきましては、結果に応じた取組の御提案や地域資源の御紹介、また御本人の不安に対する対応についても専門職が対応する予定でございます。若い世代が受検できるため、リスクが高まるその親世代も一緒に検査を受けるなどの効果も期待されるほか、聴覚障害、視覚障害のある方への検査体制も有しておりますので、多くの方に御利用いただきたいと思いますと考えております。

○10番（高瀬かおる君） 御説明ありがとうございます。新規事業で、あたまの健康チェックと言われるとちょっとドキッとしてしまい、どうなのかなということは予算特別委員会でもちょっと申し上げさせていただいたんですけれども、今、御説明いただいたように、チェックした後をどうしていくかというのが非常に重要になってくるのではないかなと思っておりますので、そこについては丁寧に、一人一人に合っ

たアドバイスがあるかもしれませんが、そういったところを進めていただきたいと思います。

また、高齢者が役割を持って社会参加するということが認知症の予防につながると言われています。小平市では、認知症の人がフードパントリーのスタッフとして活躍していたりとか、あるいは歩く会を開催するなど主体になって取り組んでいる事例もありますし、本年3月には認知症の人が接客するカフェを、1日限定ではあったと聞いていますが開かれたそうです。そういったことから、広く市民の方には、こういった地域活動に参加することが認知症の予防に有効であるということを発信していただきたい、そしてさらには、たとえ認知機能が低下したとしても社会参加しやすい場だったり機会を広げていくために課題を市としても整理し、働きかけていくということが必要だと思いますので、そこは求めたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 御紹介いただいた小平市の取組でございますが、地域の通いの場で開催され、認知症の人が自らの強みを生かし社会参加できる機会であったと確認いたしました。認知症の人が地域の一員として生きがいや希望を持って暮らすことができる地域を目指し、社会参加の機会の創出、市民の理解促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（高瀬かおる君） 進めていただくに当たっては、ぜひ、認知症当事者の声も聴いていただきながら進めていただきたいと思います。支援団体の方とも連携が必要だと思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、自分らしく生きるための終活支援についてお伺いいたします。この終活支援については、昨日も皆川議員から横須賀市の取組を事例とした御質問があったところです。私からもその登録については要望しておきたいと思っておりますが、その上で何点かお伺いいたします。

まず、市の各相談窓口に寄せられる相談についてお伺いしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 市や地域包括支援センターに寄せられる御相談でございますが、医療、家の処分、遺言や葬儀などについて、様々な内容で相談が入っていると把握しております。個々の内容に応じた社会資源の紹介とか、権利擁護センター、弁護士、司法書士等の専門家につなぐなどの対応をしております。

○10番（高瀬かおる君） 分かりました。

それで、終活に関わる事業というのも様々やったださっていると思います。そこは、これまでもほかの議員のところでも御答弁いただいているので理解はしているところです。人生の最期をどう迎えるかは最期までどう生きるかということで、大変大事な課題だと思っています。自宅でみとられたいという方もいれば、今は単身で身寄りのない高齢者も増えているところです。そういったところも踏まえて、医療と介護の連携というのが非常に大事になっていますし、意思決定の支援が重要だと思っています。この点について、どのようにお考えで進めているのかお聞きしたいと思います。

○福祉部長（玉井理加君） 在宅でのみとりにおきましては、本人の意思を家族や支援者と共有しておく必要があります。こちらの共有については大変難しいため、課題はあると認識しております。高齢化の進行に伴いまして、今後も医療と介護の両方のニーズを必要とする高齢者の方の増加が見込まれております。在宅で最期を迎えることを希望する方を支援するため、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパーなど多職種連携の強化、家族支援の充実など、本人を支えるチームの円滑な連携が必要だと考えております。

また、身寄りのない方につきましては、在宅で最期を希望される場合は、御本人の意思決定や判断が可能のうちから、関係者と今後についてより丁寧な共有が必要だと考えております。特に、金銭の問題とか

死亡後の手続など、そういったものは対応可能な専門職や専門機関と事前に相談していく必要があるのではないかと考えております。市では地域包括ケアシステムの実現に向けまして、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築のために、地域ケア会議における医療・介護連携部会によりまして、市の医療介護連携における課題の把握と対策などについて協議し、多職種での連携の研修会とか市民向け講演会を行うことで、現在準備しているところでございます。

○10番（高瀬かおる君） 最期のみとりまでをどうするかというのは、本当に家族も含めて非常に難しい課題だと思っていますけれども、意思決定をしっかりと確認しながら、けれども、本当に最期になって気持ちが変わることもありますので、しっかりと丁寧にやっていただきたいと思いますと思っています。

それで、社会福祉協議会のほうで終活個人相談会を開催されたと認識しておりますが、それについて簡単に御紹介いただけますでしょうか。

○健康部長（新井宏伸君） 例年、成年後見制度の個別相談会を実施している中で、予約枠が埋まらなくなってきている状況がございました。このため、権利擁護センターにおいて相談が増えてきております相続や遺言、身元保証、死後事務といったニーズの変化を捉え、終活という広いテーマの相談を入り口としながら、成年後見制度が必要な方への情報提供を行ったというものでございます。15名の定員枠に対しまして20名の申込みがあり、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職や権利擁護センターの職員が相談に応じました。昨年度は初めてこのような形態で相談会を実施いたしましたので、まずは相談内容や対応事例等について福祉部とも共有し、引き続き必要な連携に努めてまいりたいと考えております。

○10番（高瀬かおる君） 分かりました。今まで何点かお聞きしてまいりましたが、それぞれの課で本当にいろいろな事業をやっているということが非常によく分かりました。また、市民の方も終活に関する相談や支援のニーズは本当にたくさんあって、皆さんが悩んでいらっしゃるんだということが分かりました。今、様々御答弁いただきましたけれども、それぞれの課で行われている事業を、しっかりと包括的に横串を刺しながら具体的な支援を行って進めていただきたいと思います。この点について御答弁をお願いいたします。

○福祉部長（玉井理加君） 市民の方が必要な情報を得られるよう、庁内、関係部署と連携を図りながら取り組むことができないか、検討してまいりたいと考えております。

○10番（高瀬かおる君） ぜひ、お願いしたいと思います。その上で、終活の最後のところの様々な登録事業は、ほかの自治体でも進められているところがありますので、そういったところも参考にしながら、ぜひ、検討いただき、市民の方が最期まで安心して暮らせるまちをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で高瀬議員の一般質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時30分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。

ここで、鈴木議員及び中山議員より水の持込みの申出があり、これを許可したので御報告いたします。



○議長（尾沢しゅう君） 午前に引き続きまして一般質問を行います。

鈴木議員。

○1番（鈴木ちひろ君） 無会派（グリーンな国分寺）の鈴木ちひろです。通告に従って一般質問を行います。

有機フッ素化合物（P F A S）についてです。国分寺市の地下水のP F A S汚染の問題について、今回は原因究明を求める視点から質問したいと思います。多摩地域でのP F A S汚染をめぐっては、米軍横田基地でP F O SとP F O Aを含む水が去年8月の大雨で貯水池や消火訓練施設から外部に流出した可能性があるということが問題になっていました。NHKの報道によると、まさにおととい、防衛省や環境省が都などと米軍横田基地に入り、貯水池の水のサンプル調査を行ったということです。今後は地元への説明を行った上で排水路を使って基地の南西部に放流する予定だということで、国分寺市で今後さらに汚染が広がらないか非常に懸念しているところです。市が独自で行っているむかしの井戸の水質調査は、その点、今後とても重要なデータの蓄積になるのではないかと私は考えています。

むかしの井戸の水質調査について、最新の資料を提出していただきました。これはホームページにも載っている資料になっています。市は5年分の水質調査を続けていただいているのですが、調査結果を今現在どのように分析しているか、また、新たにP F H x Sを水質調査に追加しましたが、数値をどのように分析しているか伺います。

○建設環境部長（島崎進一君） 5年分の水質調査の結果につきましては、6か所のむかしの井戸でP F O S及びP F O Aの合計値が国の暫定目標値を超過しているということを認識しておりますが、この6か所全ての井戸におきまして、令和6年度からの測定値は前年の測定値を順次下回っていることも確認しているところでございます。むかしの井戸については飲料用のものではなく、分析については国や東京都の動向を注視していきたいと考えてございます。

また、令和6年度の調査から国の要調査項目になりましたP F H x Sを調査項目に追加して実施していますが、国の暫定目標値はまだ決まっていない、定まっていないという状況でございます。こちらもP F O S、P F O Aと同様に国や東京都の動向を今後も注視していきたいと考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 暫定目標値を上回った井戸では測定値が順次下回っているということでしたが、この5年分のデータの分析を、ぜひ、専門家の方に依頼していただきたいと思いますので、その点の市の見解を伺いたいと思います。

その上で、今回、資料を作成しました。例えば、このような調布市の市報のように、調査結果を地図に落とし込んで専門家からのコメントを掲載しているものです。専門家と連携した上で市民に分かりやすく情報提供していただけないかと思いますが、この2点、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） むかしの井戸の水質調査結果は、今、議員がおっしゃったとおりホームページで公開しておりますが、各井戸の場所が分かりにくいところがございますので、こちらは工夫していきたいと考えてございます。

また、専門家との連携につきましては、高野議員の一般質問でも答弁しているとおり、また先ほども説明したとおり、現在は国や東京都の動向を注視している状況でございます。市で管理しているむかしの井戸における有機フッ素化合物の調査については、今後も継続していき、データを蓄積して経過を注視していきたいと考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 御答弁では国や東京都の動向を注視している状況なので、専門家への分析依頼

は行わないということだったかと思います。それに関してはちょっとどうなのかなと、正直思っているところです。調布市の市報でも分かるとおり、環境保全審議会の有識者委員にデータを渡してコメントを掲載しています。国分寺市でも、せめてこういったことはやっていただきたいと思います。

続いて検査の方法ですが、国から示されている最新の水質調査の方法でしているかどうか確認させてください。また、水質調査は毎年度入札によって契約する事業者を決めていますが、事業者が変わると測定器も変わり、数値にばらつきが出る可能性があるのではないかと考えます。数値の信憑性という観点から、単年度契約ではなく複数年度で契約できないかどうか教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 市で委託している仕様書には、令和2年の国からの通知に基づいた最新の測定方法で調査を行うよう定めています。したがって、たとえ異なる事業者と契約したとしても調査結果は同様になるものと考えてございますので、引き続き単年度で契約していきたいと考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 引き続き単年度で契約したいということなのですが、環境調査研修所でPFAS分析を専門に研究されている木村久美子さんの論文を一部要約しますと、PFOS、PFOA及びPFHxSは装置や測定条件によって推定濃度にばらつきがある。そのため、値を単純には比べられないということです。市としてもデータを蓄積して経年変化を追うという考え方は、私の考え方とも共通しています。なので、測定会社をある程度固定していただく、そういったことも、ぜひ、今後の検討にしていきたいかなと思っております。事前に御担当に確認したところ、令和4年度から令和7年度までは同一業者と契約しているということで、私が述べた懸念はここ数年ではないかなとは思っています。とはいえ入札自体は単年度契約なので、今後このような研究なども配慮しながら複数年度契約も視野に入れていきたいと思います。加えて、水道法の公定法は随時更新されるため、常に最新の水質検査方法で行えるよう、引き続き最新情報の注視をお願いいたします。

次に、多摩地域との連携で進める原因究明についてお伺いします。昨年6月、小平市議会でPFASの汚染源特定のために米軍基地や工場へ立入調査するように多摩地域25市と連携して国や都に働きかけることとした請願が採択されました。それを受けて昨年小平市から呼びかけがあり、当初国分寺市もその集まりに参加したと聞いています。小平市との要望書提出に向けてどのような会議だったか、まず、確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 小平市の発意の下、多摩26市に声かけられまして、昨年11月に過半数の市が集まりました。そこでは、国及び東京都へPFAS対応に関する要望書を提出したい旨の説明があったというところでございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 過半数ということです。私が調べたところ、17市が集まっていたと聞いています。最終的に、国分寺市は、小平市との連名での要望書提出に至らなかったと聞いていますが、その理由を伺います。

○建設環境部長（島崎進一君） 今回の小平市の発意に賛同した自治体は、最終的に小平市のほか2市だったと聞いてございます。本市といたしましては、このPFAS問題は多摩26市で組織する東京都市環境・公害事務連絡協議会において26市全体で対応するものと確認しているため、参加は行わなかったというところでございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 最終的には、小平市、国立市、小金井市の3市のみだったそうです。多くの自治体に参加しなかったのが国分寺市もやらなかったということは、非常に残念だと思います。足並みをそ

ろえるだけではなく、このような原因究明の機会がある場合は、積極的に取り組むべきだったのではないかと私は考えます。ちなみに要望書を提出したほかの2市に直接確認したところ、小金井市は広域的に対応すべきだと考えたので賛同した、国立市は、当然これまで東京都の事務連絡協議会で求めてきた内容なのでわざわざ乗らない理由もないという趣旨として賛同したということでした。小金井市、国立市と共にやっていただきたかったなというところがあります。PFASの質問は、今回はこれで終わりではありませんが、問題として非常に深刻でありますので、今後も引き続きいろいろな点を質問させていただきたいと思います。

次に、性と生殖に関する健康と権利（SRHR）についてです。Sexual and Reproductive Health and Rightsの頭文字を取ってSRHRと言います。SRHRは、自分の体、性や生殖について誰もが十分な情報を得られ、望むものを選択できること、そして必要な医療やケアを受けられる権利のことを意味します。市民アンケートではまだまだ認知度の低いこの言葉ですが、今日はSRHRの観点から、生理用品や緊急避妊、望まない妊娠など、女性たちが抱える困難へのサポートについて質問します。

生理についてですが、生理は長年タブー視されていたと思います。私の祖父は生理用品が目につく所に置かれているのを極端に嫌っていたと母も言っていました。しかし、今は生理がある人も、ない人も理解していこうという雰囲気が広がってきていると私は考えています。SRHRと生理用品は密接に関連しており、特に生理の貧困という問題が挙げられます。女性が生理でかかるお金は生涯で40～50万円というデータもありますが、経済的な理由から生理用品を買えない人も多くいます。厚生労働省の調査では、生理用品の入手に苦労したことがある方の多くが生理用品の長時間利用や、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなどで代用しているということが分かりました。その結果、70%以上の女性がかぶれやかゆみなどの症状に悩まされています。生理用品の入手困難は女性の健康、教育、就労に影響を与えるため、生理用品の無償配布は生理の貧困対策としてではなく、SRHRを推進する取組の一環として全国的に広まっているものです。コロナ禍の影響で生理用品の購入が困難になる女性が増加し、社会問題として顕在化しました。

国分寺市でも生理ナプキンの配布事業がスタートしましたが、生理がある人の全てが安心して生活を送れるために、今回は公共施設、学校、災害時の3つの観点から質問します。今回、資料を作成していただき、ありがとうございました。現在、市内4か所、窓口5か所でナプキンの無料配布と、小・中学校では保健室での配布とトイレでの設置を行っています。今後も市として女性の健康と衛生、尊厳を守るという視点に立ってナプキンの無料配布・設置を継続することが重要だと考えますが、市の見解を伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 議員のおっしゃるとおり令和3年4月より、コロナ禍における女性の負担軽減事業として、防災備蓄用品の生理用品を活用しまして生理用品の配布事業をスタートさせております。様々な理由で生理用品を用意できない方や、学校等で急に入り用となった場合に役立っているものと認識してございます。また、防災備蓄用品のローリングストックの観点からも効果的なものと考えておりますので、継続して実施を予定しているところでございます。

○1番（鈴木ちひろ君） このような事業は、まさに生理の貧困対策としてとても意義のある取組だと思います。今後も続けていっていただけるということで安心しました。資料でも分かるとおり、ナプキンは4施設で年間3,000枚から5,000枚配布されているそうです。防災備蓄用品のナプキンを配布しているということですが、これは足りないということはないでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 防災備蓄用品として相当程度の在庫を持っているとっておりますので、現状の配布状況からして、不足するという心配はないものと考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。防災倉庫には昼用、夜用ナプキンの備蓄がありますが、配布は昼用のみと伺っています。夜用も配布を検討してみたいはいかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 御提案につきましては関係各課と協議いたしまして、それぞれの在庫状況等を勘案しながら対応を検討していきたいと考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） ありがとうございます。よろしくお願いします。ナプキンの配布事業を知らない市民の方も多いと思いますが、もっと周知をしてみたいはいかがでしょうか。また配布する場所、地域を増やしてみたいのかと考えます。こども家庭センター、児童館、女性相談の場、または子ども食堂やフードドライブなど、そういった所で配布するともっと困っている方につながるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） まず、周知につきましては市ホームページ、配布窓口等で掲示しております。扱うものが生理用品ということもありまして、受け取りの際にハードルがあると感じられる方が一定いらっしゃるかもしれないと考えてございます。必要とされる方がそうした不安を過度に感じることなく立ち寄れるように、周知には一定の配慮が必要とも考えてございます。今、議員から御提案がありました配布場所等も含めまして、今後も状況を注視しながら適切に対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） おっしゃるように長年生理というのはそういうトピックがタブーになってきたということもあり、受け取る方の中にはハードルを感じる方も一定数いらっしゃると思います。しかし本来生理は恥ずかしいものでも隠すべきものでもない、そういったメッセージとしてナプキン配布の取組をもっと周知していただけたらなと思っています。

周知のやり方として福島県相馬市のホームページが参考になると思うので、紹介したいと思います。ホームページのタイトルは「『生理の貧困』について考えてみませんか？」というものです。内容は配布場所など基本的な情報のほか、生理の貧困について分かりやすく示されています。周知には配慮が必要ということなので、ぜひ他自治体の周知方法も参考にしつつ、困っている人がもっと生理用品にアクセスできるよう工夫をお願いしたいと思います。

次に、小・中学校のトイレでの生理用品設置について質問します。小・中学校における生理用品の配布状況についても資料をまとめていただき、ありがとうございました。トイレへの設置を開始した令和4年の前後で配布数に大きな開きが生じているということでした。トイレへの設置をしたことで、わざわざナプキンを取りに行かなくてもいいという心理的なハードルが下がり、子どもたちが使用しやすくなったのだと考えています。全学校での女子トイレへの設置がスタートしていますが、現在も対象の女子トイレに全て設置しているかどうか、状況を確認させてください。

○教育部長（日高久善君） 小学校では高学年の利用が多いトイレを中心に、中学校では屋外を除く女子トイレに設置している状況でございます。

○1番（鈴木ちひろ君） トイレでの設置はどのように行われているのでしょうか、補充の状況も併せて伺います。

○教育部長（日高久善君） 学校によって設置場所は施設の状況によりまして異なりますけれども、個室または洗面台の上に設置している状況でございます。ほとんどの学校がそのような状況でございます。養

護教諭やスクール・サポート・スタッフのほか保健委員などにより在庫管理を行いまして、数が少なくなってきた際には適宜補充を行っているとの報告を受けてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） ありがとうございます。私も今回、市内の小・中学生に話を聞いたんですが、トイレに切れることなくナプキンが置いてあることで、急に生理になっても安心だという声を多く聞きました。一方で、学校によっては補充がなかなかされていないというところも、子どもたちによるとあるようです。そういった場合は保健室まで取りに行く、返却はしなくてよいということも聞きましたが、補充の徹底を再度お願いしたいと思います。

では、トイレへの設置に課題はあるのでしょうか、児童・生徒からの声はどのように届いているのでしょうか、2点併せて答弁をお願いします。

○教育部長（日高久善君） 設置の課題につきましては、小学校においては場所を移されるなどのいたずらが複数回生じたという事例の報告が上がってございます。また、養護教諭からは、生理用品を自分で用意するための習慣が身につかないのではないかといった懸念の声も上がってございます。そして児童・生徒からの声、反応につきましては、トイレに設置されたことにより突然の場合でも保健室まで行かなくて済むようになり、助かっているという声を養護教諭のほうに複数いただいている状況でございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。具体的にありがとうございました。子どもの生理の貧困も社会的な課題として、近年認識されているところです。ネグレクトや、父子家庭で父親に生理用品が欲しいと言いつづらばというケース、家計が苦しいため遠慮して言い出せないというケースもあるようです。生理用品がないため登校できないということになれば、勉強や進学にも支障が出ます。トイレでのナプキン設置を引き続き継続し、併せて生理への理解、普及啓発としての包括的性教育も推進していただきたいと思います。

次に、災害時についての質問です。昨年度の決算特別委員会ではナプキンの備蓄状況についてお聞きしました。全体の備蓄総数は令和6年度時点で約7万枚、市民の人数を計算してもナプキンの枚数は十分に確保してあるということを確認しましたが、実際の非常時にそれらが間違いなく適切な場所に整備されているか、例えばナプキンがない防災倉庫などはないか、伺います。

○総務部長（宮本 学君） ただいま御質問のあった非常時の生理用品に関しましては、各地区防災センター及び二次避難所等の防災倉庫に備蓄しておりまして、必要な場所へ配布する量と体制については十分整えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。ナプキンの配布は女性職員が担当することが望ましいというようになっていますが、非常時には女性職員が必ずしも手渡せるとは限らないのではないかと思います。各避難所に生理用品の配布マニュアルを設置することを提案したいと思います。いかがでしょうか。

○総務部長（宮本 学君） 生理用品の配布に関するマニュアルについては現在作成しておりませんが、今、御意見をいただきましたので、マニュアルの作成については今後研究してみたいと思います。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。市では、先ほど高瀬議員の質問でもあったように災害時のトイレ対策は力を入れていただいているところですが、ナプキンの枚数が少なければナプキンを取り替える回数を減らし限界まで当て続けたり、不衛生な代用品を使ったりすることで感染症を引き起こすおそれもあります。非常時にはそのリスクも高くなります。生理用品を気兼ねなく使える環境を整えることは人権の観点からもとても重要なものだと思いますので、引き続きこのSRHRの視点を持って取組をお願いしたいと思います。

続いて、予期せぬ妊娠への支援体制についてです。あってはならないことですが、性暴力の被害に遭ってしまった方やDVによる望まない妊娠の可能性がある方、避妊の失敗による意図しない妊娠など、予期せぬ妊娠に対し緊急避妊に関する情報を提供することはSRHRの視点で重要です。緊急避妊薬、アフターピルとも言いますが、性交から72時間以内に薬を内服することで高い割合で妊娠を防ぐことができます。時間がたつほど確率が下がるので、情報をいち早く入手することが重要になります。しかし緊急避妊薬の診療ができる医療機関が少ないことや夜間や休日だと診療を受けられない、また性被害に遭った場合は他者に相談しづらい、診療と薬が高額であるということなどハードルが様々あります。自分の体のことを自分で決める権利を保障し、必要な人が緊急避妊薬を入手できる環境を整えることは重要だと思います。国分寺市内のクリニックや薬局でのアフターピルの取扱いはいかがでしょうか、特に薬局販売の場合はどのようにアクセスできるかお伺いします。

○健康部長（新井宏伸君） 緊急避妊薬、アフターピルを今、議員より御紹介いただきましたけれども、現在、処方箋なしに緊急避妊薬を販売することは認められていないということでございます。厚生労働省のホームページでは全国の緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧や、オンライン診療による緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局等の一覧が掲載されてございます。国分寺市内では産婦人科2件、また薬局は10件掲載されてございます。望まない妊娠の可能性が生じた女性が処方箋なしに緊急避妊薬を適切に利用できる仕組みを検討するために、国は薬局での販売方法などについて情報を集めるための調査研究を行っており、この調査研究に参加する一定の条件を満たす一部の薬局においては処方箋なしで緊急避妊薬を販売することが可能となっております。こちらの対象薬局については厚生労働省のホームページのリンクより確認することが可能で、市内では1件ございます。また、東京都のホームページには、緊急避妊の診療ができる病院検索システムや医療機関一覧、相談窓口等が掲載されているという状況でございます。

○1番（鈴木ひろ君） 市内のクリニックや薬局でのアクセスについて調査していただきまして、ありがとうございます。世界では、約90か国で処方箋なしで薬局で安価に入手できるという現状もあります。ちょうどおととい、5月14日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が改正されたこともあり、昨日の報道では製薬会社がアフターピルを市販薬として厚生労働省に申請していることも明らかになりました。今がこの問題の過渡期になってくるかと思います。市としても、市内や近隣自治体のアフターピルの薬局販売の情報や東京都の緊急避妊に関する相談窓口について、市のホームページなどで分かりやすく情報提供していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○健康部長（新井宏伸君） ただいま御答弁を差し上げましたけれども、緊急避妊薬を処方可能な薬局等の情報や相談窓口に係る情報につきましては、国や東京都のホームページで広報されてございます。市のホームページでどのように情報提供できるかにつきましては、今後研究してまいりたいと考えてございます。

○1番（鈴木ひろ君） 私は、緊急避妊が一刻も早く必要だというせっぱ詰まったタイミングで、果たして国や東京都のホームページにアクセスできるのかということを懸念しています。今回、私も調べましたが、「国分寺市 アフターピル」などで調べると市内の婦人科クリニックのホームページなどは出てくるんですが、休日や夜間は休みのところも多いです。薬局でのオンライン診療や処方箋なしの販売などの情報にはなかなかたどり着けなかったところです。ぜひ市には東京都や民間団体がやっている緊急避妊に関する相談窓口のリンクの掲載をはじめ、性暴力被害者には緊急避妊薬の公費援助があることや、ど

ここで受診できるのか、どこの薬局でアフターピルを入手できるのか、金額なども含めて案内していただきたいと思います。できるだけ早く安全に安価に緊急避妊薬を入手できることは、女性の健康と自分の体を自分で決める権利の下で保障されるべきです。厚生労働省によると処方箋なしでアフターピルが入手できる薬局も国分寺市には1件あるということなので、近隣自治体も含め市のホームページなどで周知するよう、こちらは強く要望したいと思います。

では、次に、妊娠・出産について周囲に相談できずに悩むことについて、予期せぬ妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなど様々な背景があり、妊娠期から丁寧に支援していくことが重要であると考えます。予期せぬ妊娠、望まない妊娠について、昨今の相談件数や現状を伺います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 予期せぬ妊娠についての相談につきましては、ここ数年では受けていない状況です。しかし、東京都の妊娠相談ほっとラインに相談された方について、東京都の担当のほうから連絡が入り、支援につながった方が、昨年度2件ございました。

○1番（鈴木ちひろ君） 市の窓口では相談はなかったけれども、東京都から市につながったケースがあるということによかったと思います。このような場合の支援体制について伺います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 相談が入りました場合には、保健師や助産師等の専門職が対応し、必要に応じて生活福祉課や人権平和課とも連携をして対応いたします。また、相談後も継続して支援が必要な場合には、受診同行や家族相談の対応など、必要な支援を行ってまいります。

○1番（鈴木ちひろ君） 市に相談するのもためらう方につながるためのアウトリーチ型の支援も大切だと考えています。インターネット上でのSEO対策など、検索した方に情報を届けるための工夫は何かあるのでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 予期せぬ妊娠の相談窓口につきまして、現在、東京都のほうで相談窓口を設置しており、ホームページ等での広報が行われております。

市でもホームページ等での相談先の周知を行うとともに、今後どのように情報を届けることができるか、研究させていただきたいと思います。

○1番（鈴木ちひろ君） お願いしたいと思います。

2023年度の人工妊娠中絶件数は12万6,734件で、前年度に比べて3.3%増加したというのを厚生労働省のホームページで確認しました。そのうち10代の件数は1万53件と高いです。中絶費用は妊娠12週までで10万円から55万円、13週以降は20万円から60万円ほどかかるとも言われています。中絶手術は女性の心身に大きな負担のかかるものです。こういった望まない妊娠、予期せぬ妊娠を減らすためにも、これまで質問してきたことは非常に重要だと私は考えますので、今後、研究の課題としていただきたいと思います。

では、次に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を生かそうについて質問します。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されて1年がたちました。女性の福祉、人権の尊重、男女平等といった視点を明確に規定している画期的な法律であり、1年前の一般質問でも取り上げたので、その後の検討状況について、簡単に2点ほど伺います。

困難女性支援法の目的として、民間団体との協働といった視点を取り入れた新たな支援の枠組みが特徴になっています。民間団体との協働について、市はどのように考えているか、教えてください。

○市民生活部長（杉本守啓君） 現状では、困難女性支援法で示された枠組みのような民間団体との協働は行ってございませんけれども、女性からの御相談等に応じて、関係機関と連携して、相談者、当事者に寄り添った支援を実施しているというところでございます。

こうした支援を引き続き進めつつ、民間団体との協働について、広域的な支援の在り方も含めまして、関係課、関係機関等と協議、研究をしていきたいというふうに考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。市内に民間団体は今のところないんですが、広域で見ると、連携できる民間団体もあるのではないかと思います。引き続き研究していただきたいと思います。

同じく、困難女性支援法は、福祉に関連する法律として、当事者の意思の尊重という理念が柱の一つに盛り込まれたことに大きな意義があると考えます。当事者を中心とした支援調整会議の在り方について検討していただきたいと、以前、一般質問で求めましたが、その後の検討状況を伺います。

○市民生活部長（杉本守啓君） 支援調整会議につきましては、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条の規定により、地方公共団体が単独または協働して、関係機関、先ほど質問にありました民間団体、また、その支援に従事する関係者等で構成される会議を組織するよう努めるものというふうにされてございます。

現状は支援調整会議を設置してございませんけれども、本市においては、困難な問題を抱える女性等の相談窓口を設けまして、相談内容に応じて、関係機関と連携して支援しているところでございます。

また、令和5年4月より重層的支援体制事業がスタートしておりまして、必ずしも支援調整会議の趣旨と完全に一致するものではございませんけれども、包括的な支援体制が確立しているところでございます。

そのような会議体が市にあり、また、東京都において支援調整会議を設置し、区部と市町村部別に実務者会議や個別ケース検討会議を開催する枠組みを設置している状況も踏まえまして、市の支援調整会議の在り方については、先ほど答弁した民間団体との協働の在り方と併せまして、研究をしていきたいというふうに考えてございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 今、庁内の会議体もあるということなので、活用していただきながら、今後、当事者と共に支援の在り方を考える支援調整会議についても、ぜひ研究を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、若者に向けた政策の充実について質問します。

昨年の第2次国分寺市総合ビジョン審査特別委員会で、若者支援について質疑させていただきました。市の答弁は、若者が抱える様々な課題が重なり合った中で、なかなか解決できないようなお悩みの相談が多いというものでした。市では、若者支援相談として、15歳からおおむね39歳までを対象とし、窓口を設けていますが、そもそも若い世代の方々は、市が相談窓口を設置していることを知らなかったり、市に相談しづらかったりするという現状もあるのではないかと考えます。

実際に市民アンケートでは、市報国分寺を読んでいるかという質問に対して、市民の5割弱が読んでいると答えていますが、10代、20代は8.1%のみです。また、市が実施する会議、説明会、市民ワークショップなどに参加したことがあるかという質問では、参加したことはないと答えた人が、10代、20代のほぼ全員に当たる96.5%と、とても高くなっています。このデータからも分かるように、確かに機会の平等はありますが、市政に関わりがあったり、市の取組を周知している市報を読んだりしている若者は少ないと考えます。

ただ、最近の取組で、私がとてもいい事業だと思ったものがありました。それは、コロナ禍の2022年に実施した、若者へのお米の配布事業です。

コロナ禍で、物価高騰の影響を受ける若者に対し、生活負担軽減を図る目的で、姉妹都市の佐渡市、友好都市の飯山市のお米を無料配布する事業を実施しています。ふだんなかなかつながらずらい若者に対し

て、配布を通して行政とつながるきっかけをつくった大変意義のある事業だったと考えていますが、1年のみの事業ではあったんですが、お米を受け取った若者、学生から、どのような声が届いたか伺います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 配布の際に、直接お声を伺うということはできておりませんでした、受け取りに来られた方の御様子では、喜ばれている状況というのは把握してございました。

○1番（鈴木ちひろ君） 配布したのみで、直接声を伺ったり、アンケートなどはやっていないということです。

配布場所の一つだった東京経済大学のホームページでは、当時のことが詳しく書かれていました。お米を受け取った学生の声が何点かあったので紹介します。

「一人暮らしなので、とても助かるし、うれしい」、「お米の配布は大変ありがたかった。またこのような機会があれば頂きたい」、「最近物価が上がり、ガス代や電気代も高くなる時期なので大変ありがたいです」などの感想が多数寄せられたということでした。

せっかくやっていただいた事業だったので、市としても東経大などと連携して、アンケートを共有したりするなどして、若者の声を直接聴く機会にさせていただくのはどうかなと思いました。お米を配布して終わりではなく、その先にある若者の困り事やニーズを把握するためにも、こういった現物支給を通して政策づくりにつなげるということもできたと思います。

去年からずっとお米の値段が上がっていますが、市内のスーパーでも5キロ2,000円だったお米が4,000円ぐらいになるということもあり、格段に値上げしていると思います。今、もう一度、お米の配布事業を復活させるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 過去の配布事業につきましては、物価高騰の影響によるほかの給付制度に該当しなかった若者に対して実施した事業でございます。今般のお米の価格の高騰につきましては、全市民に影響にあるものと考えております。市民全体への支援を考えることとなり、国や都の補助事業等を注視しながら研究してまいりたいと考えます。

○1番（鈴木ちひろ君） 確かに全ての市民に影響がある、このお米の高騰だと思います。ただ、市では定期的にフードドライブなども実施していますが、若い市民の方からは、行きづらい、知らなかったという声も届いているところです。2022年の若者へのお米の配布実績は、とても好評だったということではあるので、こういったものをチャンスとして、今後研究する際には、ぜひその点も含めて研究をしていただきたいと思います。

2つ目に、給付型の奨学金制度について質問します。

独立行政法人日本学生支援機構の調査で、学生の約半数が何らかの奨学金制度を使っている。そのうち7割が貸与型ということが明らかになっています。日本最大の奨学金プラットフォーム、ガクシーの調査では、奨学金を受給していない学生の7割が、借金なので怖いという印象を持っていることも分かっています。このことは、奨学金制度を利用したくても利用しにくい心理的なハードルがあるのではないのでしょうか。

高校は授業料を無償化していますが、それ以外にかかるお金はとても高いということです。今年、都立高校に入学した国分寺市民の保護者の方からは、ジャージ、上履き4万円、制服4万円、教科書代5万円、柔道着5,000円、水着4,000円の約14万円が現金で代引で郵送されてきて、支払いがとても大変だったということをお聞きしました。大学のケースでいうと、言うまでもありませんが、年々学費が上がってきており、私立だと授業料だけで1年に約100万円かかります。学費の高さは若者と、そしてその保護者にとつ

でも本当に深刻なものです。奨学金を借りても、卒業後、返済に10年から20年ぐらいかかって生活が苦しいこと、ましてや非正規雇用の若者も増えているという現状です。転職や結婚、子育てなどへのハードルになることは明らかです。進学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により就学が難しい学生が進学を諦めることがないように、支援が必要ではないでしょうか。

市は奨学金返済のために若者がアルバイトなどで生活費を稼がなければならず、授業、勉学、勉強に集中できないこと、また、学校卒業後も奨学金返済で生活が苦しいといった実情が社会課題としてありますが、どのように認識していますでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 一部、そういった若者の実情があるということは、社会課題として、報道等により認識しているところでございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。市も認識していただいているということです。

これまで国分寺市がやってきた奨学金事業はどのようなものがあるか教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 市で、現在は奨学金制度はございませんが、東京都の制度に基づき実施している受験生チャレンジ支援貸付事業を社会福祉協議会に委託して実施をしております。

中学3年生、高校3年生等のお子さんを養育している家庭に、学習塾、通信講座等の費用及び高校、大学の受験料を無利子で貸し付けており、対象となる学校に入学した場合には、返済は免除となっております。

○1番（鈴木ちひろ君） 貸付制度があるということですが、制度を利用すること自体にもハードルがあるのではないのでしょうか。

市は、過去には高校生を対象に学資金を支給する国分寺市奨学資金支給条例があったようですが、公立高校の授業料無償化で、家庭の教育費負担の軽減が図られ、制度が役割を終えたと市が判断したため、廃止したということです。しかし、先ほど申し上げたように、高校教育に係る家庭の経済的負担は授業料だけではなく、いまだに重いのが現状です。返さなくていい給付型の奨学金制度を新たにすることも検討していただきたいと思っています。

隣の小金井市では、市独自で給付型の奨学金があります。成績優秀で経済的理由により就学困難である方を対象にしており、毎年応募が定員を上回っているそうです。高校生及び高等専門学校の1年生から3年生で30人程度で月額5,300円、大学生及び高等専門学校の4年生、5年生は5人程度で月額1万2,200円、高校の授業料無償化の影響で高校の応募は以前に比べれば少し減っているということですが、特に大学では応募しても多くが落選してしまう状況だということです。小金井市の奨学金の年間予算は、単純計算すると約264万円で、これは若者の負担軽減として決して高くはないと私は考えます。他自治体の取組を参考にしつつ、国分寺市でも給付型の奨学金制度をつくるべきではないのでしょうか。市の見解を伺います。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 現在、国や東京都の施策がある中で、市独自の奨学金事業につきましては、新たに創設するという考えはございません。

○1番（鈴木ちひろ君） 研究するということも言っただけなかったのは、ちょっと残念だなと思います。市は学費返済に苦しむ学生、若者がいることは認識しているということだったので、今は制度をつくる考えがなくても、せめて研究課題として受け止めていただきたいと思います。

国や東京都の給付金制度もあるとおっしゃっていたんですが、それは非常にハードルが高いものです。市は、この制度からこぼれている人を、ぜひフォローして支えていただきたいと思います。若い世代の支

援として、奨学金制度を検討していただきたいと要望して次の質問に入ります。

若者議会の設置についてです。

若者議会、若者会議とは、若者ならではの視点で、若者を取り巻く様々な課題を考え、話し合うとともに、まちづくり政策を検討するものです。先進自治体として有名な愛知県新城市では、年間1,000万円の予算提案権があって、16歳から29歳までの市民20人が1年間の任期で議論し、政策立案し、市長に提案します。答申された事業は、予算案として市議会に上程されます。若者がまちの政治に関心を持ち、市政に主体的に関わることは、市全体にも大きく、いい影響を与えたいと思います。

実際に、駅前の公共施設をリノベーションして、若者の拠点、情報共有スペースを立ち上げる事業や、図書館の勉強スペースが不足しているという若者目線の課題を、使われていない郷土資料室のスペースを活用することで解決する事業、また、防災訓練や消防団の若者の参加を促すための若者防災意識向上事業など、とてもユニークで面白い事業が実際にあります。若者議会などでの成功体験は、市への愛着、信頼につながっていると思いますし、政治への関心も深まると思います。実際、若者議会の元メンバーで市議会議員になった人もいるということです。

近隣自治体でも若者議会は増えていて、全国的に注目されていますが、市は若者に対する支援、政策として、どのようなことが必要であると考えているか教えてください。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 令和5年4月にこども基本法が施行され、子ども施策の策定、実施評価に当たりましては、子どもや若者等の当事者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務づけられております。

若者支援におきましても、当事者である若者の意見を聴き、反映しながら支援し、事業を進める必要があると考えております。

市では、現在、若者支援地域ネットワーク会議の実施や児童館の中高校生タイム、プレイステーションの夕暮れカフェなど、安心できる居場所づくりのほか、ヤングケアラー支援やひきこもりの方への相談支援など、様々な事業を実施しているところです。各事業におきましても当事者の意見を取り入れながら進めていくことが大切だと考えております。

○1番（鈴木ちひろ君） 市は子どもや若者の声を聴いていきたいという立場だということを理解しました。では、ぜひ新たな取組として、予算提案権がある若者議会の設置を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども家庭部長（石丸明子君） 本市におきましても、子どもや若者を含めた幅広い世代の声をまちづくりに取り入れていくことは重要であるとは考えておりますので、引き続き市民参加を進めるための手法については研究をしてまいりたいと思います。

○1番（鈴木ちひろ君） 若者議会について、ぜひ、研究していただきたいと思います。

近隣だと、立川市が今年から若者会議をスタートさせるそうです。近隣市と連携し、若者を募集することなので、国分寺市としても積極的な連携体制を取っていただきたいと思います。

ここまで、若者への支援について聞いてきました。共通していることは、やはり若者と行政の接点が少ないのではないかという問題意識です。今も市には様々な相談窓口がありますが、一部ではオンラインを活用していることもあります。若者相談でも、今は窓口か電話でしか相談できないとホームページにあったんですが、このようなオンラインの活用も考えていっていただきたいと思います。

また、受付時間は平日午前9時から午後5時までで、学校や仕事に行っている若者にとってはつながり

にくいと思います。SNSのチャット機能などを視野に入れて検討すべきだと考えています。

そして、やはり若いうちから市とつながっていれば、今よりも必要なサービスを届けやすくなるということはもちろん、一人一人の政治への参加意識も芽生えていくことと思います。若者の意見を市政に生かし、若者世代が住み続けたいなるまちにしていっていただきたいと思いますので、市全体として、検討をお願いいたします。

では、最後に、気候危機における熱中症対策について質問します。

おとし、去年は観測史上最大の猛暑を記録しました。今年もやはり暑くなるようです。熱中症死亡者の約9割が屋内で、去年は国分寺市内で80代の男性が自宅で倒れているのを家族が見つけ、重篤な状態で救急搬送されたと大きく報道されたことも記憶に新しいと思います。気候危機によって毎年暑くなっている中、市の熱中症対策の重要性を強く感じています。市内での熱中症対策のさらなる拡充を求め、質問します。

去年、市内の救急搬送者数はどれぐらいだったでしょうか。そのうち高齢者の人数、発症時の場所などを教えてください。

○健康部長（新井宏伸君） 国分寺消防署に問合せをいたしました。令和6年の国分寺市内における熱中症による搬送件数でございますけれども、57件ございました。そのうち65歳以上の高齢者は32件ということでございます。

また、発症時の場所等の情報については確認することができなかったということでございます。

○1番（鈴木ちひろ君） おとしからは少々減少しているようですが、高齢者の割合が過半数だということで、高齢者の熱中症リスクがやはり高いということが分かります。

市では様々な熱中症対策を実施していると思います。以前までは75歳以上の一人暮らしと高齢者の世帯を対象に1万件弱を訪問していたということですが、昨年の熱中症対策はいかがだったのでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 昨年度の取組といたしましては、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業所等の関係者の方に、戸別訪問する際の熱中症予防対策の啓発グッズをお渡しするのですとか、市内の医療機関、薬局、介護保険サービス事業者等へ熱中症予防のリーフレットを配布いたしました、啓発の依頼、注意喚起をしていただいております。様々な取組を通じ、猛暑に対する意識は社会や地域で高まってきているというふうに考えております。

○1番（鈴木ちひろ君） 戸別訪問に限らず、取組をしていただいているということです。

民生委員なども少なくなっている中、従前のように高齢者世帯全世帯を戸別訪問するということは難しくなっていることは理解します。昨年から、ハイリスクの高齢者をデータから割り出す事業もしていっているということなので、その訪問のタイミングを、この夏前に実施していただくということで、熱中症対策にも資するのではないかと思いますので、その点は検討していただきたいと思います。

屋内で亡くなられた方、重篤な状態になった方の大半はエアコンがない、故障している、もしくは使っていない状態だということです。それについて、市はどのように認識しているのでしょうか。また、エアコン使用の呼びかけはしているが、高齢者世帯へのエアコンの有無の確認、故障しているかどうかなどの確認も必要ではないでしょうか。この2点をお聞きします。

○福祉部長（玉井理加君） 先ほども答弁いたしましたけれども、地域全体の意識が高まってきており、関係者、地域の声かけや見守りが行われておりますので、その中で対応できているというふうに考えております。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。高齢者世帯へのエアコンの有無の確認、故障しているかどうかの確認などについては、やはり私は必要ではないかと思っています。もしエアコンがないとか故障している世帯が市内で多いのであれば、市としてもエアコン支援を検討するべきですし、電気代を心配してつけない人もいるということなので、そこは電気代の支援も研究する課題なのかなと思います。

次に生活保護についてですが、自宅にエアコンがない世帯を対象に、エアコンの購入に対して補助が出ることになっています。エアコンがない世帯に限定しているため、故障した場合などは購入を支援する制度がないことは国の生活保護制度の課題です。暖房代としての冬季加算はあるけれども、冷房代としての夏季加算がないということも、この生活保護制度の大きな課題だと認識しています。しかし、夏の気温が劇的に上昇していることや、光熱費の値上がりなどを考慮し、現在、自治体などへ夏季加算の創設が求められています。市としても、引き続き国に要望していただきたいですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 国への要望につきましては、これまでも継続的に東京都市長会より東京都に対し、生活保護制度における新たな夏季加算の支給について国に働きかけるよう要望をしてくるところでございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 今後も、ぜひお願いいたします。

では、今年も涼み処がスタートすると思いますが、公共施設で涼みつつ、水分補給ができるといいのではないかと考えます。昨年度、マイボトル用ウォーターサーバーを公共施設8施設に設置していただきましたが、この涼み処がスタートするということで、この夏の水分補給にとっても重要な施策だと思いますので、ぜひ拡充を今後検討していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 昨年度、施設管理者への意向調査のほうを行いまして、市内の公共施設8施設にボトルディスペンサー型の給水機を設置したといったところでございます。

こちらの給水機を設置する際には、給水のための配管や設置スペースの条件があるほか、施設管理者のほうの意向もございますので、すぐに拡充ができるといった状況ではないというところでございます。

○1番（鈴木ちひろ君） 分かりました。せめて今あるウォーターサーバーを、特に夏場は市民の方に多く使っていただきたいと思っておりますので、その辺のさらなる周知、検討をお願いしたいと思います。

学校でも夏の暑さの熱中症の危険性は非常に高くなっていると思います。プールなどの体育の時間や、遠足などの行事、また休み時間などは暑さが原因で延期や中止になることがあるというふうに聞いています。また、学校教室では教室の温度測定を適切に行うべきだとこれまでも要望してきましたので、その点、引き続きよろしく願いいたします。

酷暑による学校教室の高温化はますます深刻になりますので、今後は断熱改修なども併せて検討していただくよう、そして熱中症対策の拡充を、引き続きよろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、鈴木議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後2時43分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。



○議長（尾沢しゅう君）　　続きまして、寺嶋議員。

○7番（寺嶋たけし君）　　無会派（日本維新の会）の寺嶋たけしです。通告順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。また、昨年末、体調を崩してしまって一般質問ができなかった部分で伺えなかった内容がありますので、そちらも盛り込みながらやらせていただければと思います。

それでは、早速、1つ目の闇バイトに代表される近年の新たな犯罪への対策について伺います。

本件は昨年末の定例会でお伺いする予定でした。実際、昨年、市内でも闇バイトに関する事件がありました。直近は闇バイトに関する報道自体は一時期と比べて減少しているようには見受けられますが、とはいえ、この問題が決して過去のものになったわけではありません。そのため、このタイミングで改めてちゃんと確認をさせていただければと思います。

また、今回は被害に遭わないための視点というよりは、加害者にならないための視点という形で、闇バイトに加担してしまう側の視点を持った質問をさせていただきます。

それでは最初の確認です。市として、闇バイトに関する現状の認識、これを伺わせてください。

○総務部長（宮本 学君）　　この闇バイトにつきましては、お金に困っているという理由がきっかけであり、注意しなければ、誰でも犯罪者になってしまう危険がある、非常に大きな問題であると認識しております。

○7番（寺嶋たけし君）　　ありがとうございます。

そうですね。被害に遭わないための対策も重要ですが、本問題は意図せず加害者側になってしまうという点、ここに対する対策がしっかりと必要になってくるだろうと考えております。

そこで現状、市として把握している、こういった方が加害者として巻き込まれやすいかであったり、どういった手口で加害者として巻き込まれてしまうケースが多いのか、把握している範囲で伺わせてください。

○総務部長（宮本 学君）　　かつてはアルバイトを募集する際は求人誌や求人サイトに情報を掲載するのが一般的でしたが、コロナ禍以降は求人側とアルバイトを探す人がSNSで直接メッセージを取り取りする方法が急速に浸透したと言われてございます。これによりまして、お金に困った若者が闇バイトと見抜けずに、容易に犯罪グループとつながる環境ができている点に、まず問題があると考えてございます。

さらに最近では、最初に一般的な作業で安心をさせて、その中で個人情報聞き出すというような手法を取りまして犯罪行為に加担させるなど、手口が非常に巧妙化していると認識してございます。

○7番（寺嶋たけし君）　　ありがとうございます。そうですね。特に特徴的なのがSNSのダイレクトメッセージ、これのやり取りからという、こういったやり方がかなり新しいかなと思っております。

そこで、ネットリテラシーやSNSリテラシー、これの向上がやっぱり重要になってくるのかなと考えます。ただ、ここの話を広げてしまうと、また別の話になってしまうので、一旦ここは置いておかせていただいて、いずれにせよ、この問題の入り口となる部分は、今までの知人の紹介などでアルバイトをしていたような、そういったローカルなものではなくて、ネットの世界の闇、ここからのささやきによって起きている問題なのは間違いないかと思います。

そして、SNSのダイレクトメッセージによる募集がスタートとなるケースが多いのに加えて、直近では先ほど述べられていたように求人サイトにも紛れていて、実際に参加してみたら実は闇バイトであったと。先ほどおっしゃられていたように、最初は普通のバイトかと思いきや、実際、参加して、2回目に参

加してみたら闇バイトだったみたいなパターンもあるかと思います。そういった点も踏まえて、現状、市が行っている取組、こういったものに対する対策がありましたら、お伺いしたいです。

○総務部長（宮本 学君） お金に困ったり、より多くのお金を得たいと考えている若者は非常に多いと思います。アルバイトを探す若者自身が、この情報は怪しいと認識できるよう、市としても取り組む必要があると考えてございます。

市では、家庭の中で闇バイトに関する話を話し合ってもらえるよう、小金井警察署と連携しながら、市報への情報掲載や広報物の作成をさせていただいております。また、若者同士が闇バイトについて話し合うきっかけを提供できるよう、毎年、市と小金井警察署が行っている合同パトロールにおいて、若者が集まる飲食店等を回り、啓発ポスターの掲示やリーフレットの配架などについて御協力をいただいているところでございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。まずは対応のファーストステップとして、警察の方々との連携は非常に重要ですので、これからも、ぜひとも進めてください。

そして、こういった対策を行って、市としては、どのような状況になることを目的とされているかも、ここで確認をさせてください。

○総務部長（宮本 学君） こちらは、まず若者自身が闇バイトかどうかを見極めることができる、市民が犯罪者にならない状況になるということが目的だというふうに思っております。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。目的と行っている施策の部分を確認させていただきました。

主に陥りやすい層が若者であるという前提の部分に関しては、本当にこれが適当なのかどうかという部分は、都度、警察と連携しながら、現状把握を定期的にまず行っていただきたいと思います。ひょっとしたら、この状況が変わってくる可能性があって、となると、またこの周知をしていく方法とかも変わってくるかと思いますので、ぜひ検討してください。

その中で、啓発方法として、主に2つの方法を挙げられておりました。今後、ぜひともやっていただきたいのは、家庭にいる何歳くらいの若者を想定して、こういった闇バイトの募集がかかるのかなど、そういったロールモデルを想定しながら、より啓発の施策を考えていただきたいという部分と、もう一つに関しては、若者が集まりやすい飲食店などという話がありましたが、昨今の若者はお酒を飲まなかったりとか、そういった方々も増えておりますので、飲食店に限らず、カラオケ店でしたりパチンコ店などにも、しっかりとこういった掲示を行っていただくのも有効かと思いますので、ぜひお願いします。

私も最近パチンコ店のほうにパトロールをしに行ったときに、特にそういったものの掲示は見受けられなかったもので、非常に重要なと思いますので、ぜひ、お願いします。

また、国分寺市は市内に限らず、近隣に大学が多く存在してしまっていて、学生も非常に多い地域であると認識しております。そういった点も踏まえて、東京経済大学をはじめとする大学と連携して、現状、何かしら検討していることがありましたら確認させてください。

○総務部長（宮本 学君） 現在は、市内の大学等にリーフレットの配架などの協力をいただいているところでございます。

突然、犯罪に巻き込まれてしまう危険性があることから、大学側としても懸念していると聞いてございますので、引き続き連携してまいりたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。大学と連携して、ぜひとも学生の注意喚起は引き続き行っ

ていただければと思います。

ここで確認させていただきたいのが、加害者になる層が、高校生などのいわゆる大学生でない未成年によるものもあるのかどうか、もし把握しておりましたら確認をさせてください。

○総務部長（宮本 学君） 先ほど議員がお話のように、連日のように報道されている闇バイトに関する事件におきまして、高校生や未成年の関与も含まれていることを確認しております。

お金に困っているという出発点は、高校生や未成年であっても状況は一緒であると言えますが、個人情報の重要性に対する認識やリスク管理は成人の方より劣っているということが考えられますので、未成年に対する闇バイト防止対策を伝えていくことは非常に重要であると認識しております。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。おっしゃるとおり未成年のほうが、成人に比べても自分のリスク管理といった部分はどうしても低くなってしまう傾向にあると私も思いますので、ぜひ大学に限らず、高校、下手したら中学生の可能性もあるので、そういったところとの連携もしっかりと図っていただければと思います。

こういった形で、この巧妙化する闇バイトへ加担させる手口みたいな部分は、本当に新しい社会問題になっており、これからも続いていくと考えられます。中でも、直近では、報道が減っている中で、人々の記憶から少しずつ薄れてしまっている可能性もありますが、そういうときこそ、こういった問題は水面下で広がっていく可能性をはらんでいます。そういうときこそ行政の出番になってくるかなと。市民への周知のほうを、しっかりと行政のほうで工夫を凝らして図っていただいて、そして警察の方々とも細かく連携していただいて、加害者にも被害者にもならないよう、市民が巻き込まれないよう、尽力いただければと思います。

この項目に関する、私からの質問は以上になり、次の質問に移させていただきます。

次に、国分寺市のごみ処理に関する現状と今後について伺わせていただきます。

私たち新人議員で、浅川清流環境組合のほうに、一昨年ですか、伺わせていただいて、日野市のほうで、どのような形でごみの処理をされているかなども確認させていただきました。そして昨年、資源プラスチックごみの指定収集袋が有料化したといった部分もありましたが、ここで確認させていただきたいのが、まずこの資源プラスチックごみの指定収集袋が有料化した前後で、このごみの量の変化に関して、どのようになったのか、お伺いしたいです。

○建設環境部長（島崎進一君） 令和6年度について、現在把握できている令和6年4月から令和7年2月までの収集量につきまして答弁させていただきます。

令和5年度の同時期との比較では、4品目が増加となり、7品目が減少となっております。増加となった品目の内訳といたしましては、増加率が大きい順に、缶が約5.6%、ペットボトルが約4.5%、資源プラスチックが約2.2%、布類が約0.5%と、主に資源物の品目が増加傾向となっております。一方、減少となっている品目の内訳といたしましては、減少率が大きい順に、もやせないごみが約8%、有害ごみが約3.4%、せん定枝が約2.4%、もやせるごみが約1.7%、瓶が約1.1%、紙類が約1%と、主にごみの品目は減少傾向となっております。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。もし可能でしたら、それぞれ品目がどれぐらい増えたか、または減ったか、もしお話しいただければ伺いたいです。

○建設環境部長（島崎進一君） 缶でいきますと339トン、約18トンの増、それからペットボトルが323トン、14トンの増、資源プラスチックが1,902トン、41トンの増、布類が570トン、3トンの増と、それから

もやせないごみ、こちらが1,382トンで、120トンの減、有害ごみ、これは28トンで、1トンの減、せん定枝が1,379トン、34トンの減、もやせるごみが1万1,189トンで、190トンの減、粗大ごみが864トン、13トンの減、瓶でいいますと869トンで、10トンの減、紙類が3,405トンで、36トンの減となっております。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。すみません、これは資料で請求させていただいて、皆様の手元にあったほうが分かりやすかったかなと、今となっては反省しております。

そこで、ここで確認させていただきたいのが、このごみの量の変化に関して、今の市の見解を伺わせてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 先ほど答弁したとおり、主にごみが減少し、資源物が増えているということで、現時点では、これまでと同様に、市民の皆様の多大なる御理解と御協力の下で、分別の徹底によるごみの減量と資源化に取り組んでいただいている結果だと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。こちら、先ほど伺ったとおり、どれぐらい増えてどれぐらい減ったのか確認させていただき、かなりごみ自体の総量は減っているのかなという部分は分かりました。

そのような中で、ここで改めて、この資源プラスチックごみの指定収集袋を有料化した意図や目的、これを確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 資源プラスチックごみの指定収集袋の有料化については、これまでも御説明してきたとおり、市が掲げているゼロカーボンシティの早期実現に向け、プラスチック廃棄物の排出抑制をはじめ、分別によるごみの減量や資源化による循環型社会の形成を通じまして、改めて脱炭素社会に向けた市民のライフスタイルの見直しなど、行動変容の契機につなげることを目的としているところでございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。理解しました。ゼロカーボンシティ、これの早期実現に向けたプラごみを抑制するきっかけづくりという形で、資源プラスチックごみの指定収集袋の有料化といった部分がやはりあったのかなという部分を改めて確認させていただきました。

その上で、現状、その意図や目的に沿った傾向になってきているのかを確認させてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 市としましては、資源プラスチックと、もやせないごみの収集量の推移から、現時点では、市民の皆さんの協力によりまして、これまでもやせないごみに入っていた製品プラスチックの分別が進み、資源プラスチックに一定量移行しているというところを推察しているところでございます。

先ほどの答弁と重なりますが、今後、年間の収集量や組成分析の結果など、様々な観点から、検証に努めてまいりたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。ありがとうございます。まだ1年も経過していないという点もありますので、今おっしゃられたとおり、様々な視点からの検証は、ぜひとも行っていただければと思います。

その他、追って、もろもろ、これの確認は、またさせていただければと思います。

ということで、次に確認させていただきたいのが、国分寺市のこのごみは、日野市と小金井市と共同で運営している、浅川清流環境組合のごみ処理施設で処理されているのですが、この同じ施設で処理されているものの、日野市や小金井市、そして国分寺市でそれぞれ基準が異なり、そのごみが、もやせるごみなのか、もやせないごみなのか、そういった部分で、国分寺市が指定するこの分別の基準について、今まで

の経緯も踏まえて伺わせてください。

○建設環境部長（島崎進一君） もやせるごみの内容につきましては、3市でそれぞれ大きな違いはございませんが、汚れが落ちていない弁当容器など、そういうプラスチック類については、小金井市とともに、本市では、もやせないごみに位置づけをしているところでございます。これは清掃センターにおいて焼却処理を行っているときから継続しているところでございます。当時の詳しい状況は分かりませんが、日本の高度経済成長における大気汚染や水質汚濁、また土壌汚染などの公害問題が関連しているのではないかと考えているところでございます。

なお、市では、このような汚れたプラスチック類については、平成29年度から民間処理施設に処理を委託し、再資源化を図っているというところでございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。内容に関して理解できました。

本当に浅川清流環境組合のほうでごみの処理をする前から、そういった傾向があったりとか、あらゆる歴史や要素が絡んで今の状況になっているという部分も理解できました。

ここで確認させていただきたいのが、23区はごみ袋の指定がないなど、多摩地域との大きな違いがあります。多摩地域も23区のようにすべきだ、国分寺市もすべきだというわけでは全くとってなくて、ただ、その違いが発生している理由が何になるのか、分かる範囲でお伺いできればと思います。

○建設環境部長（島崎進一君） 多摩地域の自治体におきましては、ごみの減量や資源化が進んだ大きな理由といたしましては、日の出町にある最終処分場が関係していると言われていたところでございます。

この最終処分場については、現在は日の出町の皆さんの御協力と御理解により成り立っておりまして、昭和59年から谷戸沢処分場での埋立て処分が開始されまして、平成10年からは、現在の二ツ塚処分場において埋立て処分が行われてきているというところでございます。

しかしながら、第3の処分場はもう建設できないということで、二ツ塚処分場の負担軽減、それから多摩地域のリサイクル推進などを目的にいたしまして、平成18年からは焼却灰を全量リサイクルするエコセメント事業が開始され、平成30年度以降は、各構成団体の努力によりまして、もやせないごみにおいても埋立てゼロを継続しているというところでございます。

さらに、こうした背景に加えまして、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律など、国の法律の後押しもありまして、様々なリサイクル技術の向上とともに、本市を含めた多摩地域の自治体においては、ごみの有料化の導入や分別品目の細分化を図りまして、ごみの減量・資源化を推進できているというところでございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。非常に複雑な今までの背景や経緯のほう、理解しました。

私の理解している23区の状況という部分は、そもそも23区、自治体のほうでごみの処理をしているというよりは、東京都のほうがメインで動いていたり、多摩地域と違って海があるので、その埋立てとかが今までできたりとか、多摩地域と23区での違いで、かなり本当に大変な思いをしながら、ここまでどうか、多摩地域で力を合わせてやってきたという部分は非常に理解できました。表面的に見たら、23区と比べて、多摩地域はこのごみの部分で不便だと言われることはありますけれど、とはいえ、ここまで進めてきたごみの減量施策などは本当に価値があるものだとも思っております。なので、引き続き、本当に大変だと思いますが、こういった取組などは進めていただきながら、環境への配慮といった部分、そして地域住民の方々の理解と、そして現実的なごみ処理に係る費用感、これらをてんびんにかけながら、今後と

も適宜最適な手法を取っていただければと思います。

ここで、ごみの分別の話に戻させていただきます。

このごみの分別方法に関して、浅川清流環境組合に処理施設が変わったタイミングで、分別の中身に関しては、私も一定見直すのも手だったのかなと思ったりすることもありまして、今後、こういった形で、処理施設に合わせた分別の基準を変えるみたいなことをしていくことは検討できますでしょうか。

例えば、洗っても汚れが落ちなかったプラごみはもやせないごみで、今リサイクルできる範囲でやっている部分をもやせるごみにするといった、そういったことも可能か、検討できるか伺わせてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 御指摘のように、可燃ごみ処理施設の建設中に、もやせるごみの品目について見直しを検討した経緯はございます。その中で特に重視したことは、可燃ごみ処理施設の周辺をはじめとする日野市の皆さんの御理解と御協力の下で共同処理が実現できていることから、構成市といたしましては、日野市の環境負荷の軽減を図り、さらなるごみの減量や資源化を推進していくこととなってございます。そのために、民間処理施設により、汚れたプラスチック類の再資源化を継続するとともに、令和3年4月からは、せん定枝、落ち葉、下草の戸別収集の実施や、生ごみの拠点収集の拡大を図るなど、もやせるごみの減量・資源化の取組を進めてまいりました。こうした背景から、今後、新たな環境負荷の軽減が図れる手法が確立された場合には、適宜見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） 分かりました。ありがとうございます。状況に関しても、もろもろ理解できました。

実際、このもやせるごみのほうは、最終的にエコセメント化しているわけですが、本当にこれは別に安いものではない、処理するのに結構お金がかかってしまうものでもありますので、もやせるごみが増えることで、必要な経費がまた増えてしまうというのも理解できます。

また、もやせるごみの中にも、燃えやすいものと燃えにくいものがありまして、実際、燃えにくい場合は、燃料を追加して燃やすということも必要になってくる。そして一定の温度をしっかりと維持する必要があると。そうでないと、ダイオキシンの発生するリスクが高まってしまうので、しっかりと高い温度で燃やしている。そして、実はプラスチックはよく燃える。けれど、トータルコストとして、燃料を追加したほうがいいのか、ごみの量を抑えたほうがいいのか、エコセメントの量を抑えたほうがいいのかみたいな部分、そして住民の方々への配慮といった部分、非常に様々な要素が絡んでくるかと思いますので、本当に大変かと思いますが、そのような中で、全体を見て最適な手法を取っていただいて、また、先ほどおっしゃられたような環境負荷の軽減が図れる、よりよい手法がまた見つかった際には、適宜見直して、しっかりと市民の方々への周知は図っていただければと思います。

それでは、次に、ごみ袋に関する質問をさせていただきます。この今のごみ袋の素材や質など、現状のものとしている意図や理由を伺わせてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 当市のもやせるごみの指定収集袋の素材につきましては低密度ポリエチレンを使用し、温室効果ガスの削減、石油資源の節約を目的といたしまして、植物由来の原料を使用いたしましたバイオマス25%以上の成分としてございます。

指定収集袋における低密度ポリエチレンと高密度ポリエチレンの違いは、低密度ポリエチレンのほうは柔軟性が高く、引き裂き強度に優れ、透明感があるというところでございます。一方、高密度ポリエチレンのほうは硬質で引っ張り強度に優れていますが、引き裂き強度は低くて、半透明なのが特徴となっております。

以前は、この高密度ポリエチレンの破袋しやすい特性を生かしまして、高密度ポリエチレン製の袋を採用する自治体が多くありましたが、平成27年前後からは、有料化を実施する多くの自治体において、破袋設備の向上や、使用時に裂けにくい、そして家庭でも使いやすい低密度ポリエチレンが採用されているところがございます。

当市の指定収集袋は引き裂き強度に優れていますが、引っ張る力に弱いため、特に指定収集袋など中のごみが満杯にした状態で強い力が加わって、袋を結ぼうといたしますと、結ぶ部分がちぎれてしまう場合がございます。こうした状況から、ごみを指定収集袋に入れる場合は、適度な量で排出していただくようお願いしたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。理解しました。

ごみ袋に関して、結構市民の方から、結ぶときにちぎれちゃうみたいな話を伺っていたんですけど、今、お話を聞いて、本当にこの10年ぐらいで、高密度ポリエチレンだったのが低密度ポリエチレンに切り替わってきたという部分を理解できましたし、恐らく、その前の印象を市民の方々はかなり多く持っていて、引っ越してきた方々とかは、今までのように思い切り引っ張ったらちぎれちゃったみたいなことが恐らくあると思うので、しっかりとその部分は、私も可能な範囲で周知のほうを図りますし、入れ過ぎたらちぎれちゃいますよみたいな部分は、何かしらの方法で周知のほうはしていただければなと思います。

あと、よく質問されるのが、このビニール袋はプラスチックの袋なんだから、もやせるごみで出したらダイオキシンが出るんじゃないのかみたいな話があると思うんですけど、今、ポリエチレンと伺ったので、このポリエチレンは炭素と水素で出来上がっているもので、燃やしても二酸化炭素と水にしかならないので、あえて、ここでちょっとだけその話はしておきます。

すみません、話を戻させていただきます。ごみ袋に関して、袋の入っている袋、これには広告が入っていると思うんですけど、ごみ袋そのものには広告が入っていないかと思います。他市の実例などもあって、このごみ袋自体に広告が入っていたりするパターンもあるので、市民がほぼ必ずと言っていいほど使われるので、ぜひとも、こういったことも実践するのはありかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） 家庭ごみ指定収集袋の外装袋の広告については、御紹介をいただいたように、市では毎年、指定収集袋の作成に合わせて募集しています。

ただいま御提案をいただきました家庭ごみ指定収集袋そのものへの広告の掲載については、今後、先進市に対して、その実態や効果などについてヒアリングを行いまして、当市において、どのように取り組めるかなど、調査研究をしてまいりたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） ぜひ、お願いします。

また、今後もこんな形で、定期的な、ごみのことはちょっとだけでも確認できたらと思いますので、よろしくお願いします。ちょっと時間がなくなってきたので、巻きで次に行かせていただきます。

デジタル技術活用及びDX推進の状況に関して確認させていただきます。

以前から、私、このデジタル技術活用、DX推進に関して質問させていただいています。その中で、この新庁舎移転が大きなターニングポイントになると伺ってまいりました。そして満を持して移転しました。そして早くも半年近く経過しております。

そこで確認させていただきたいのが、この新庁舎移転を契機に進めたデジタル化の取組、これを確認させていただきます。

○政策部長（村越隆治君） 新庁舎では、ライフイベントに係る手続のワンストップサービスに併せて、

必要な手続の洗い出しを行うシステムや手続案内のチャットボット、書かない窓口システム等を整備し、窓口における市民の利便性の向上を図りました。また、内部事務系システムでは、ネットワークの無線化と端末のモバイル化によって、場所にとらわれない働き方を実現するとともに、チャットツールやＡＩ議事録作成支援システムによって業務の効率性をさらに高める取組を進めております。加えて、標準化・共通化に対応した基幹系システムの稼働を開始したところでございます。

○７番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。整理させていただくと、１つ目が、市民の窓口、これをデジタル技術で利便性向上を図った。次に、働き方に関してもデジタル技術で改善を図り、そして最後に基幹系システムのアップデートといった部分が主な部分だったかなと思います。

実際に運用開始してみて見えてきた課題もあるかと思います。やってみるまで分からない部分もあると思うので、致し方がないと思います。

特に、この今年の第１回定例会で、総務委員会でも御報告いただいたように、どうしても市民の待ち時間が当初長くなってしまったと。こちら、詳細も以前確認させていただきまして、その理由が、デジタル以外にも、時期的要因であったり、過去の戸籍を一つの役所で取得できるような新しい制度が導入されて業務が大きく増えてしまったりとか、オペレーションフローの課題とか、いろいろあったかと思います。ここの部分は本質から話がそれてしまうので、この程度にとどめますが、ぜひとも、こういった部分は横断的に協力しながら、より適宜改善していただければなと思います。

話を戻しまして、ここで改めて、デジタル化を進める目的を確認させてください。

○政策部長（村越隆治君） デジタル技術の導入自体は手段であり、私どもが推し進めているデジタル化は、少子高齢化の進行によって公務の担い手が減少しても、デジタル技術を最大限活用することによって、市民サービスの維持向上を図り、持続可能な行政運営につなげるということを目的にしております。

○７番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。そうですね。おっしゃるとおり、デジタル化は私も手段だと思っています。

そして、この手段、目的が、持続可能な行政運営といった部分を伺いました。確かに、直近の、今回の一般質問でも挙がっていた内定辞退率、これが大分高くなっている部分でしたり、公務の担い手が、今後、人口の減りも含めて減少してくる可能性もありますし、市民のニーズが多様化して、やらなくちゃいけない職務自体は幅が広がっているというのも事実です。そういった部分で、しっかりと市民サービスの維持、そして向上を図っていくには、人の手を一定離れて、デジタルのほうを活用していくのが大きな鍵になってくるのかなと私は強く考えている次第です。ですので、定期的に、このような形でデジタルに関する質問を行わせていただいております。

そこで、新庁舎への移転、これをスタートとして考えたときに、今後はデジタル化をどのように進めていくのかを確認させてください。

○政策部長（村越隆治君） 先ほど御答弁さしあげたとおり、新庁舎への移転を機に、窓口等のフロントヤードについては市民の利便性を向上させるシステムを整備いたしました。また、バックヤードにつきましては、これまでＡＩやＲＰＡ等を活用してまいりましたが、新庁舎への移転のタイミングで、標準化・共通化対応の基幹系システムの運用を開始したことから、フロントヤードからバックヤードまでを一連の業務フローとして捉え、単なるデジタルツールの適用で終わらない、業務全体を効率化することによる待ち時間の短縮等、さらなる利便性が生じるようなデジタル化に取り組んでまいります。

○７番（寺嶋たけし君） ぜひとも市民の利便性の向上に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

そして、これに加えて、これに関しては、まず、ちょっと理想の話にはなってしまいますが、職員の方々の作業負担を現状からさらに圧縮させることで、本当に市民のためにすべきことであったり、できることは何なのかを考える時間、これに業務の時間をより割けるように、デジタル化の活用を進めていけば、市民の方も職員の方もより幸せになっていくんじゃないのかなと考えております。

また質問に戻りますが、ここで、今後もデジタル化の加速が期待できるわけではありますけれど、実際に加速していったときに、職員の方々がデジタル化に対してスピード感を持って適用したり、情報のアップデートをしていける、そんな状況に今ありますでしょうか。伺います。

○政策部長（村越隆治君） 職員がデジタル化に対応できるように、研修等を通じて、人材育成の取組を様々進めているところでございます。

ただ、急速に進化し続けるデジタル技術についていくためには、これ以上の一層の取組が必要だと考えてございます。東京全体のデジタル化を推進するG o v T e c h東京では、市区町村のデジタル人材の育成も施策として掲げておりますので、様々な支援を受けながら、職員のスキルをアップデートしていきたいと考えてございます。

また、第2次国分寺市行政デジタル化推進計画や第Ⅱ期国分寺市業務改革プロジェクトで掲げております取組を着実に進め、働き方ネクストで示している新庁舎における新たな働き方を全庁で実践していきながら、職員一人一人の意識醸成にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。様々な形で人材育成や意識醸成のほうを図っていく予定であるということも確認できました。

これに関して、幾つか提案したい手法などもあるんですが、先に確認させていただきたいことがあります。

今まで伺っていた二重投資を避けるといった意味で、これまであえてデジタルの活用やアップデートを抑えてきた部分もあると認識しております。新庁舎への移転の計画、二重投資をしないようにという意味ですね。そして、この新庁舎への移転と基幹系システムの標準化や共通化が、デジタル化を進める、いわゆるブースターになったと考えております。

ここで、このブースターがこのタイミングであったのですが、この波が落ち着いてしまうんじゃないのかということも、危惧しておりまして、今後、取組を進める上でのそういう課題みたいなものがありましたら、お伺いしたいです。

○政策部長（村越隆治君） 私どもも、ここでデジタル化が完結したとは思ってございません。デジタル技術の進捗が目覚ましく、これらを最大限活用し、前段で御答弁さしあげたとおり、少子高齢化の進行によって公務の担い手が減少しても、市民サービスの維持・向上を図り、持続可能な行政運営を実現していかなければならないと考えてございます。そのためには、あらゆる業務について、プロセス全体の最適化を図りながら業務効率を高めていかなければならず、その前提となりますB P Rをいかにして進めていくかが手法や取り組む時間の捻出を含めて課題であると考えてございます。

デジタル化の次のステージに向けて、現在はこの課題について、効果的な進め方を模索しているという状況でございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。今回のブーストで終わらせないという意味を確認できました。

ここで、持たれている課題感と、私が前職も含めて、様々なところでデジタル化といった部分を推進さ

せて、活用してきた経験も踏まえて、最後に少しだけ意見を述べさせていただきます。

まず1つ目、提案になりますが、CIO補佐官のような存在を任用して、言わばデジタル化を進めるプロが旗振り役を担っていただくといったことが重要になるかと思います。というのも、このような方がしっかりと意思決定プロセスに入って、なおかつ的確に指示を出せる、そういった組織にすることで、役所のデジタル化という部分はより進みやすくなるのではないのかなと考えます。民間でも、そのようなパターンが非常に増えております。

しかも、このテクノロジーの進歩、これが非常に著しい世の中でして、ジョブローテーションという仕組みも役所はありますので、なかなか定着しにくい、専門性を磨いていくのが難しい、内部でそれで完結させていくのが難しいからこそ、ぜひともそういった外部人材をしっかりと活用していく、これが非常にここから鍵になってくるのではないのかなと私、思っておりますので、ここで述べさせていただきます。

次に、もう一つ、個々の細かなスキルアップ、これは非常にミクロの話になります。さっきの話はマクロとしたら、次はミクロですね。リバースメンターといった仕組みも取り入れることも、ひとつありじゃないのかなと考えております。

要するに、リバースメンターとは通常とは逆で、部下が上司にアドバイスや何か教えるという形になります。これはデジタルの得意不得意が、決して役職の上下と関連していたり、役所としてやらなくちゃいけない仕事のできるできないと必ずしもリンクするわけではないので、デジタルの部分の得意な、恐らく比較的若い年齢層のほう得意だったりする可能性がある、年配の方のほう苦手な傾向にあるのであれば、このリバースメンターによって、苦手な人を部下がカバーしていく、教えていくという方法もしっかり仕組みをつくることができれば、恐らく、今、働き方ネクストなども実施されているので、その土壌は出来上がっていると思うので、そういった形で、部下、上司の関係を超えて、意識を醸成することができるんじゃないのかなと、私、考えておりますので、ここで一つ、提案のほうをさせていただきます。

ということで、以上のように、デジタル化自体は、あくまで手段ということで、今後の公務の運営に、今まで以上に大きな影響を与える、いい影響を与えられる鍵になると予想されます。

そして、この新庁舎移転、そして基幹系システムの標準化と共通化によるブーストで終わらず、デジタル活用をさらに加速させていくためにも、新たな取組であったり、先ほど提案させていただいたような、今の役所の在り方にとらわれないドラスティックな試みで、市民も職員も幸せになれるような形を、ぜひとも模索していただけたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。リスキリングをはじめとした市民の労働支援に関してということで質問させていただきます。

こちらに関しては、実際のところ、地方自治体、市のほうで独自で何かしらの取組が難しいという部分は十分理解はしておりますが、そのような中でも、現役世代が輝かない自治体は、なかなかまちの活気がそこからつながっていくのは難しいと考えておりますので、この質問をさせていただきます。

まず、最初の確認になります。市が行っている、このリスキリングの観点からの就労支援であったり労働支援、そして企業への支援といったものが何かありますでしょうか。お伺いします。

○市民生活部長（杉本守啓君） リスキリングにつきましては、東京都立多摩職業能力開発センターにおきまして、キャリアアップを目的とした第三種電気主任技術者や消防設備士などの講習、また、ハローワークではハロートレーニングコーナーを設置して、キャリアアップや希望する職種に就職するためのIT分野や美容関係などの訓練を実施しているところでございます。

企業への支援といたしましては、多摩職業能力開発センターで職業訓練などの実施が困難な中小事業者に対して、奨励金の交付や講習内容のコーディネートを行っているというところでございます。

市といたしましては、相談を受けた場合には、国や東京都のこういった制度について御案内しているというふうな状況でございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。市が独自で行っているというよりは、国や都の制度の案内を行っているということですね。

ちなみに確認ですが、国や都が行っている施策について、実際どのような結果につながっているかなど、もし分かれば、お伺いしたいです。

○市民生活部長（杉本守啓君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、御相談があった場合には、各公共機関への御案内をしているところでございますけれども、受講者数や、こういった効果、その後のキャリアなどの実践については、市としては把握をしていないというふうな現状でございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。そうですね。国や都の施策で、市のほうでなかなか検証結果を把握するのは難しいかとは思いますが。その中でも、この国分寺市として盛り上がっていくために、市民のスキルアップであったり、市のトータルの活性化に取り組むということで、何らかしら考えていきたいなと思っております。ただ、何もむやみに補助しろと言っているわけではありません。

そのような中で確認させていただきたいのが、市独自で司法書士や行政書士であったり、簿記や電気工事士みたいな、そういった資格の受験料とかを助成したりとか、現状、職がない方のサポートや、そういったことの対応は検討できたりするのでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 国などによらず、市が独自に補助を行うものとしては、例えば、人口減少や特定の専門職が不足しているなどの課題解決策として、地方で実施している傾向があるというふうに認識しております。こういった補助には、主に定住などを条件に補助を行っているところでございますが、当市が実施するとなった場合、こういった課題に対するものなのか、また、効果はどのように測定するのか、丁寧に検証して、今後、発生し得る課題に対して、都度、検討していくべきものだというふうに認識しております。

○7番（寺嶋たけし君） 分かりました。確かにおっしゃるとおりで、市単位で行う場合、その市に対する課題に対する効果であったり、そういった部分が非常に重要になってくるという部分は私も理解できます。

ただ、今後、市が直面するであろう問題には、市民の獲得競争みたいな部分は必ず入ってくると考えられます。様々な施策が必要になってくると考えられますが、現役世代を流出させずに、しっかりととどめる。そして流入をしていくという部分が、これからの市を運営していく上で非常に鍵になってくるかなと考えております。それらの点で、現時点で何かしら施策を打てたらなと思っている次第です。

そのような部分を踏まえて、ただ、今、現状で何かしら具体的な策を行うというよりは、まず、すぐできるであろうことは、この都や国が行っている施策、これを市として周知する方法を取っている認識ですが、どのような周知の仕方をやっているのか、確認させてください。

○市民生活部長（杉本守啓君） 周知方法といたしましては、国分寺市就労支援ガイドを作成いたしまして、スキルアップをしたいという項目を設けて、国や東京都の制度の認知度向上を図っているという状況でございます。また、市ホームページでは、概要を記載の上、各公共機関のホームページをリンクさせた形で掲載を図っているというふうな状況でございます。

○7番（寺嶋たけし君） 分かりました。理解しました。

ぜひとも、この周知の方法に関しては、本件に限った話じゃないんですけど、本来どれぐらいの人が見てほしいのかといった部分を前提としながら、ホームページのアクセス解析などを行って、どれぐらいの人が実際にそのページを見てくれたのか、またはSNSなどで仮に発信した場合、そのSNSはどれぐらいの人が見ているのかなどは、ぜひとも確認しながら、しっかりと届けたい層にちゃんと届いているのかといった部分の検証は行っていただければと思います。

もし、市ができるとしたら、ここの部分、国や都が行っている施策の部分に加えて、何かしらこのテキスト代などがあれば、そういった部分を助成したりするといったことが可能だったりしますでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 繰り返しの答弁になりますけども、リスクリングに対する補助は、何を課題として設定して、効果をどのように生み出していくのか、個々の事案に応じて、都度検討していくということが重要であるというふうに考えてございます。

現状といたしましては、国や東京都の制度について相談があった場合に、適切に誘導できる体制の維持と情報の周知・徹底を図っていきたいというふうに考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。分かりました。

今回質問させていただく中で、市独自で何らかしら現役世代の働くことへの支援というものが、なかなか難しいなという部分を私も感じた次第です。

ただ、大人になってから学ぶことをやめてしまったら、そこから成長は間違いなくしないですし、そこから何かしら新しいものが生まれるわけでもないで、何らかしらのきっかけを国分寺市のほうでつくっていただければよいなと考えている次第です。

という形で、もう時間がないので、次に移らせていただきます。

そして、次は、猿をはじめとした害獣に関して確認させていただきます。

早速質問です。今年の猿に関する市内での目撃情報に関して教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 令和7年については、4月25日の早朝に本多一丁目付近で、また同じ日の午前10時30分頃に東元町一丁目付近で目撃情報がございました。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。近隣他市でも同様に、猿の目撃情報があった認識なのですが、他市で何かしら被害があったのか、他市とどのように連携されていたのか教えてください。

○建設環境部長（島崎進一君） 近隣市との連携については、どこかの自治体で目撃情報があった場合には、東京都多摩環境事務所より周辺自治体に対してメール等で連絡があり、目撃された日時、場所及び被害状況等が知らされます。また、当市でも近隣市の担当部署とも密に連携しまして、電話等で連絡を取り合い、目撃情報の共有を行ってございます。

なお、今回の猿の目撃情報についても同様の対応をしておりますが、被害状況、被害報告は入ってございませんので、近隣市も含めて、人への被害はなかったと認識をしてございます。

○7番（寺嶋たけし君） 人への被害がなかったとのことで、非常に良かったです。引き続き、こういった野生動物への対応は近隣市と連携を取っていただければと思います。

ちなみに、これ以外の害獣の目撃情報や被害は、国分寺市のほうで、直近でありましたでしょうか。

○建設環境部長（島崎進一君） アライグマやハクビシンによる家屋等への被害や、ふん尿による被害、これが見受けられるところでございます。

○7番（寺嶋たけし君） 分かりました。ふん尿系ですね。人に攻撃するタイプではないということが分

かりました。

実際、害獣対策とはいえ、そこまで害獣が多くない地域という部分は分かります。なので、ここで現時点で物すごく大きく力を入れる必要があるかと言われれば、そうではないと思いますけれど、害獣が出た際の情報発信や注意喚起といった部分は重要であるのは間違いないかと。その上で、現状はどのような情報発信と注意喚起をされておりますでしょうか。また、今後実施予定のものなどもあれば、お伺いさせていただきます。

○建設環境部長（島崎進一君） 今回の猿に関して対応したことといいますと、市のホームページ、エックス及び生活安全・安心メールにて情報発信をし、注意喚起に努めました。小金井警察署とも情報を共有し、パトロール等の協力を求めたところでございます。また、小学生の下校時刻等には、職員が目撃情報のあった地域を青色防犯パトロール車で巡回をしてございます。

今後につきましても、これまで実施してきました東京都、近隣市及び小金井警察署と連携して情報を集めまして、様々な手段を活用して、情報発信をしていきたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。

私の経験も踏まえてお話しさせていただくと、本当に私、すごく田舎から出てきた身でして、山に囲まれて、国分寺市の150分の1の人口密度の村から出てきたので、猿、イノシシ、そして野犬、タヌキとか、本当にたくさんいたんです。そんな中で一番危険だったのが猿で、猿が出たってなった場合、防災無線であったり、家の中にも防災無線が一軒一軒あるので、そこから流れてきて、猿が出たので、気をつけてくださいと。ただ、恐らくこれを国分寺市でやってしまうと大きな混乱を生むとは私も思います。

私の生まれ育った場所は、ある程度慣れていたもので、猿が出たら、目を合わせないで、もう置物のようにして、ただただ去るという、ジョークになっちゃいましたけど、本当にそういう部分があったんですけど、国分寺市でそのままやってしまうと、ちょっと問題になるかと思います。ただ、やはり危険であることは間違いないので、いかに危険であるか、そしてどういった部分をどういうふうに対処すればいいのかまで併せて、今後周知していくとき、気をつけていただければなと思いますので、その部分を提案させていただきます。

最後に、シティプロモーションサイトに関して質問させていただきます。先日ローンチされたシティプロモーションサイト、昨日も質問があって、ちょっとハードルが上がっているように感じますが、頑張ります。

初めに確認をさせてください。この観光シティプロモーションサイトの名称の由来やサイトの目的、そして構築に当たって大切にしてきたこと、これを伺わせください。

○政策部長（村越隆治君） 観光シティプロモーションサイトは、第2次国分寺市総合ビジョンの目指す姿である、市内外を問わず、多くの人々が国分寺市に愛着や誇りを感じているという状況を達成するために必要な情報を発信することを目的としてございます。

本市には史跡をはじめとする観光資源があり、市外からも訪れる方が多くいることから、観光目的の方の検索の利便性を考慮して、あえて観光シティプロモーションサイトという名称にしてございます。

なお、サイトの構築に当たりましては、観光PRだけではなく、市民であっても、地域の新たな魅力に気づいてもらえるよう、本市で行われている魅力的な活動を紹介することにも注力してございます。

また、このサイトの運営につきましてはこくぶんじ観光まちづくり協会に委託しており、民間での観光事業の経験がある方がサイトづくりに携わっております。

公の視点だけにとらわれない、民間目線も持ちながら、内容を充実していくことについても大切にしているサイトとなってございます。

○7番（寺嶋たけし君） 公だけではなく、民間の目線も取り入れたという形で、非常にいいものであるなと私は思っております。

そこで、このサイトが立ち上がって1か月ほどになるかなと思うんですけど、現状はどのようにこれを捉えておりますでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） サイトを御覧になった方からは、情報が整理されて分かりやすい、また、観光的な資源だけではなく、市内で活動している人にもフォーカスした基準に興味を持ったなどの感想を多くいただいております、コンテンツの方向性については、おおむね的確であったと評価してございます。

しかし、まだ、このサイトの認知度が低いと言わざるを得ませんので、今後は様々な媒体を通しまして、サイトの存在のPRをする必要があると考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） そうですね。評価いただいているということで、非常に良かったです。

サイトの認知度は、1か月でバーンと上がるわけじゃないので、様々な方法で上げていただければと思います。

そしてコンテンツ、これを拡充していくに当たっての考え方と、ホームページのすみ分けをどう意識しているのかを確認させてください。

○政策部長（村越隆治君） コンテンツを充実させていく方向性としましては、まず第1に、市内で活動している人や団体にフォーカスする記事を増やすこと、第2に、市内で実施しているイベントのうち、市外からも注目され、参加促進につながるものをピックアップして発信することも取り組んでまいりたいと考えてございます。

あわせて、今後も観光シティプロモーションサイトが果たす役割を念頭に置きながらサイトづくりを継続してまいりますので、結果的には市のホームページとはすみ分けがなされているものと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） かしこまりました。市の公式ホームページとしっかりとすみ分けができていないと、結果的に何か似たようなものがぐちゃぐちゃとあって、結果、存在意義が薄れてしまったらもったいないので、そのすみ分けのほうはしっかりとさせていただいて、こちらは特化型で、市のホームページは万能型のような形でやっていただければと思います。

そして、次の質問になるんですけど、以前も、この件、結構確認させていただいていたと思うんですけど、そこでアクセス解析ツールの話なども少しさせていただいたと思います。ぜひとも、このアクセス解析ツールのほうを使ったりとかしながら現状を分析して、より多くのビューを獲得するだけではなく、しっかりとこのページに、ある程度の人がとどまっていただくような、そういうことを取り組んでほしいなと思っていますが、こちらに関して見解を伺います。

○政策部長（村越隆治君） その視点は非常に重要なものだと考えてございます。観光シティプロモーションサイトでは、アクセス解析ツールによりページごとの閲覧状況等を確認し、必要に応じて改善を図ることとしてございます。より多くの方にこのサイトに訪れていただくよう、今後もブラッシュアップを継続してまいりたいと考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。ぜひともアクセス解析は、ちょっと最初がややこしいので、質問されたら、ちゃんと私が伝えることは伝えますので、言ってください。

最後に、今後の流れとして、より多くの方に見てもらうために、サイト内のコンテンツの拡充とサイト内の構成のブラッシュアップ、そしてアクセス解析をして流入経路なども見る、そして最後に市のホームページとすみ分けをしっかりとしていくという認識でよろしいでしょうか。確認させてください。

○政策部長（村越隆治君）　　そういった認識で考えてございます。

○7番（寺嶋たけし君）　　ありがとうございます。そして最後に、このサイトに関して、私のほうから提案のほうをさせていただければと思います。

ぜひとも、このコンテンツを作っていくと、作っている側は、思い入れが生まれたりするとバイアスがかかっていったりしてしまうので、ぜひとも作っていくときには、客観的な数値のデータを信用しながら、加えて批判的思考、クリティカルシンキングで、本当にこれだったらみんな見てくれるのかなというような視点を持ちながら、常にブラッシュアップしながらやっていただければと思います。

そして今のサイト、もし、今、この場で見れる方がいたら見ていただければと思うんですけど、開くと一番最初に出てくるページが、ファーストビューと言われる、ここの部分で大抵の人が、その先読むか離脱するかが決まります。すごく見やすいんですけど、ただちょっと情報量が、もう少し何かしらあってもいいかなとか、この丸い部分をタップしたら、そこにちなんだ部分にリンクが飛んだりとか、そういった、もう少し遊びがあっても、よりこのサイトに続けてくれる人が増えるんじゃないのかなと思います。

もう一つは、あくまでこのサイトを見てほしいというよりは、このサイトを見た上で、国分寺市に興味を持つ、住んでいたら、より国分寺市のよさを知る、市外の人だったら国分寺市のよさを知って来てもらうみたいな、そういったフックが必要になると思います。そういった意味では、グルメとか、そういった部分がかなり入り口として機能するかなと思いますので、そういう部分を注視しながら、コンテンツの拡充をぜひとも図っていただければと思います。

私からの一般質問は以上になります。

○議長（尾沢しゅう君）　　以上で、寺嶋議員の一般質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後 3 時43分休憩

午後 3 時55分再開

○議長（尾沢しゅう君）　　それでは、会議を再開いたします。

◇

○議長（尾沢しゅう君）　　続きまして、木村議員。

○6番（木村 徳君）　　私も長いこと議員をさせていただいて、今回の一般質問が71回目になります。通告の順番を、1番を最後に持ってきてまして、2番からということで、あとは順次、質問させていただきたいと思います。

まず、2番のゼロカーボンシティに向けてということで、この庁舎がZ E B R e a d yを取得されて、これは多摩地区初ということで、既に視察なんかもらっているのかな、非常に注目を浴びて、多摩地区に先んじてゼロカーボンに向けて動き出したということは大変評価をさせていただいております。

ただ一方で、他の公共施設というのは、これから整備が始まる旧庁舎跡地を除けば老朽化が大変進んでいるわけでありまして、そういった中でゼロカーボンを進めていく取組というものは、なかなか難しい側

面も一方ではあろうかと思います。

ただ一方で、日本人の方が発明というか開発をされた新型の太陽電池、これはペロブスカイト太陽電池といいますけども、今、大変注目を世界中から浴びていまして、既に幾つかの公共施設においては、実証実験という名の下に導入が進められていると。

この新しいタイプの太陽電池の最大のメリットは、設置場所を選ばないということもあって、通常のこれまでのシリコン型の太陽パネルですと、設置場所はほぼ屋上に限られるというものだったんですけども、これはどこでも設置できると、北側の直射日光が当たらないところでも設置ができるということで、大変注目を浴びております。今までの旧来の太陽光パネルですと重さもありますので、老朽化した公共施設には荷重の関係でなかなか設置が厳しいということもある中で、さらに一層、2050年までにゼロカーボンを実現していくに向けまして、この新型太陽光パネルについて、どのように、まず市としては受け止めて、認識をされているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 議員のおっしゃるペロブスカイト太陽電池につきましては、既存のシリコン系太陽電池に比べて、軽いだけではなく、フィルム型で、曲面にも設置することができる、さらには弱い光でも発電ができるなど、非常に大きな可能性を持っていると、このように認識しております。

特に軽量で柔軟性があるという、この特性につきましては、建物の屋上だけではなく、外壁にも設置できると、この点で、市内の公共施設における再生可能エネルギーの導入率の向上につながるものと考えております。

○6番（木村 徳君） 分かりました。

冒頭申し上げたように、このペロブスカイト太陽電池は、まだ実証実験という段階なんですけども、ただ一方で、早ければ、もう来年度あたりには実用化という報道もあるわけで、ある意味、これを他市に先駆けて導入していくためには、積極的に市として動いていくべきなんだろうと、このように思っております。

幸いなことに、国分寺市内には大手電機メーカーの研究所なんかもありますし、ぜひ、こういった新技術に基づいて、なおかつ国分寺市内に多い老朽化した公共施設、これの建て替えというのを待ってはいは、いわゆる自然由来のエネルギーへの転換という部分に関しては、なかなか遅々として進まないということにもなりますので、ぜひ、いち早く、この老朽化した建物であっても設置が可能な、この新型の太陽電池を設置できるように動いていただきたい、働きかけもしていただきたいと思っておりますが、この点、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（加藤政幸君） 新型の太陽電池の実証実験、こちらは公共施設において東京都の庁舎や下水道施設などが活用されたといった例がございます。

事業者との連携という点でございますけれども、昨年度に開催いたしました国分寺市GXスタートアップシンポジウムを契機に、良好な関係が築けていると捉えております。まずは可能性がありそうな事業者から感触を探っていくことは可能と考えております。

○6番（木村 徳君） 分かりました。

今、東京都の実例も挙げていただいて、全国でいち早く先駆けて実証実験という名の下に設置がされているのは、3.11東日本大震災の影響が一番大きかった福島県内の自治体の公共施設などが先駆けて設置をされているというニュースもございますので、そういったところも、今御紹介のあった東京都も含めて、現に設置をされているものを見ていただいて、その効果というものも、ぜひ検証していただきながら、設置のほうを進めていただきたいと、このようにお願いしたいと思います。

続きまして、物価高騰対策について、お尋ねをいたします。これは既に何人かの方がお尋ねをされている部分でもありますので、そう深掘りはしませんけども。

まず、今まで何度かにわたって、直近でいえば二次元コード付きカード型地域応援商品券ということで、Pay Payであったりだとか、あるいは普通のプレミアム付商品券であったりとか、様々なやり方をしているわけですけども、まず、この直近の、昨年度行われました二次元コード付きの商品券事業について、どのように総括をされているのか、そこをまずはお聞かせをいただけますでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 令和6年度に実施しました二次元コード付きカード型地域応援商品券事業につきましては、まず商品券の総発行件数が12万9,666件で、発行総額3億8,899万8,000円という状況となっております。利用額は3億3,167万8,152円で、発行総額に対する利用率は85.3%というふうになってございます。

3か月という短い期間で3億3,000万円を超える金額が動きまして、まず地域経済の活性化、また市民の生活の支援につながる事ができたものというふうに考えてございます。

○6番（木村 徳君） 相当な効果があったと、3億3,000万円を超える利用額に達したと。

ただ一方で、利用率が85.3%という御答弁ですので、これは全市民に郵送されたわけですけども、それでも15%の方が御利用されなかったというのは、これはちょっと残念な要素ではあります。

今、国会に目を転じると、様々、消費税の問題などもどうするかということで、現時点では政府・与党は消費税減税はしないという御判断のようですけども、これはちょっと分からない部分もありますけども、ただ一方で、この基礎自治体として、国のように、こういう税制の部分まで手をつき込んで、何かを手がけるということは非常に権限の面では難しいところでありまして、私も、この通告に当たって、商品券事業以外で何ができるかなと考えてはみたんですけども、なかなか現実としては、この基礎自治体に与えられた権限の中では難しいかなと。そうすると、今、大変、これまで何人かの議員の皆さんもおっしゃっていたように、米などは2倍の価格になっていますし、改めての商品券事業というものも視野に入れるべきではないのかなと思っはいるんです。市としては、その辺の御見解は、ある意味、再度の御質問にはなってしまうんですけども、いかがでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 市といたしまして、このような同種の事業の実施につきましては、現状、未定ではございますが、必要に応じて、都度、検討していくべきであろうというふうに考えてございます。

○6番（木村 徳君） そのぐらいですよ、答弁としては。理解はいたします。

一方で、先ほどもちらっと触れた、かつて、令和3年度だったかと思えますけども、プレミアム付商品券事業というのがございました。このときはたしか5,000円で6,500円分の商品券が購入できるということで、分かりやすく1万円といえば1万3,000円ということですのでね。今回の二次元コード付きの事業でいえば3,000円でしたので、3,000円がお手元に届けば消費は3,000円なんですよ。一方で、プレミアム付商品券の場合は、今、単純に比較できるように2口買ったとして、1万円を買ったら1万3,000円ということなので、プラス1万円の消費というものも喚起できるのかなと。

今まで様々なやり方をされてきてはいますが、私は、そういった意味では、先ほどの二次元コード付きの場合は85.3%の利用率にとどまったというのも、全世帯に配布をされましたので、中には必要とされていない方もいらっしゃるのかもしれませんが、その検証も、また、これからあるのかもしれませんが、ただ一方で、プレミアム付商品券にした場合というのは、必要な方が自らの意思で御購入されますので、買った方からすれば、全員必要とされている方という意味でも非常に効果があったのではないかと

なと思っておりますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○市民生活部長（杉本守啓君） 令和3年度に実施いたしましたプレミアム付商品券事業につきましては、最終的な換金率が99.6%となっておりまして、その額は5億2,281万円となりました。二次元コード付きカード型地域応援商品券事業と比較いたしまして、事業者や市民の利便性、市が取得できるデータの範囲など、相違はございますけれども、事業としては効果のあるものであったというふうに認識してございます。

○6番（木村 徳君） 分かりました。市がどう予算額を設定していくかということとか、発行枚数の兼ね合いもあったんだと思いますが、額でいえば、先ほど御答弁いただいた二次元コード付きの商品券が3億円ちょっとということで、令和3年のときには5億2,000万円ということで、5億円を超える経済効果をもたらしたということであれば、こういったところも、ぜひ改めて考えていただくべき手法なのかなと。今後も恐らくその商品券事業というのは、必要に応じてということではあるんだと思いますけれども、やっていかなければいけない事業だろうと私は思っておりまして、そういった中で、じゃあ、どの手法を選択をするのかということところは、今、その検証の一端を御答弁としていただいたと認識していますけれども、その中で、より相対比較としてね。一長一短はあると思います。でも、一番より相対的に効果がある手法は何なのかということところを検証しながら、また次に、ぜひつなげていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、アピアランスケアと内部障害についてということで、これはある意味真逆なんですよ。アピアランスケアというのは、皆さんも御存じのように、がんとかで、抗がん剤で髪の毛が抜けてしまったとか、あるいは女性で乳がんで乳房を取ってしまった場合、いわゆる見た目の負い目で、そこを何とかしたいということでの支援として生まれたものでありますけれども、要は見える部分なんですね。一方で、後段の内部障害というのは、逆に見えない部分、見えてしまって困る部分。逆に見えないがゆえに、周りの人から見ると健常者に見えてしまう、普通に見えてしまうがゆえに、逆説的に差別的な扱いを受けてしまう。それによって、これ双方とも社会との関係性が希薄になってしまうというところでつながってくる問題なわけです。そういった意味で、実は真逆ではありますけれども、セットで捉えるべき課題かなと思っておりまして、一つの項目にさせていただきました。

まず、見えるほうに係ってのアピアランスケアについてのお尋ねをしたいと思います。

まず、この件は、今年3月の予算特別委員会で、久保委員がたしか御質疑をされていたかと思います。ただ、その時点では令和6年度で、今、令和7年度で、年度が替わって状況が変わっているんです。結論的に対象は拡充されていますよね。その辺について、まず担当として、どのように認識をされているか、御見解を伺いたいと思います。

○健康部長（新井宏伸君） 本市が活用しております東京都の補助事業がございます。こちらにつきましては、令和7年度から補助要件が拡大をされているということでございます。

内容といたしましては、助成対象者について、疾病及び治療の影響、あるいは外傷によって地域生活に支障があり、ウィッグやエピテーゼなどを必要とする者とされまして、がん以外の疾病や外傷も対象に追加をされてございます。また、対象の品目についても広く認められるようになったということを確認してございます。

○6番（木村 徳君） そうですね。今、御答弁いただいたとおり、補助対象が拡大をされたんですけれども、実はこれが令和6年度末近くに発表されたんですよね。ということで当初予算には入っていませんでしたし、先ほどちょっとお名前を出させていただいた、久保委員も、いわゆるがんに係ってのアピアラン

スケアについての御質疑にとどまっていたと、このように記憶をしておりますが、今、御答弁いただいたとおり、補助は拡大をされているわけですが、今後の御予定というのは、都の補助が拡大されたことによって、市の対応の今後の在り方というのは何か決まっているものはあるのでしょうか。

○健康部長（新井宏伸君） がんに限らず、疾病やその治療、外傷等に伴う外見の変化に悩みを抱え生活している方も一定数いらっしゃると思います。アピアランスケアによりまして、地域社会で自分らしく生活できるきっかけとなることが期待ができるということでございます。

本市においては、今、議員からも御紹介がありましたけれども、助成対象者が、現在は、がん患者に限られてございますので、東京都の補助要件が拡大されたことを踏まえまして、今後、本市の制度の見直し等につきましては検討してまいりたいと考えてございます。

○6番（木村 徳君） 分かりました。じゃあ、そこは待ちたいと思います。

厚生労働省から、これ昨年4月に出されている資料ですけども、外見が変化したせいで以下のことはありましたかという3つの質問で、外出の機会が減った、これが40.1%、人と会うのがおっくうになった、40.2%、仕事や学校を辞めたり休んだりしたが42.5%ということで、いずれもこういった事象を抱えてしまったことによって、それがきっかけで、4割以上の方々が生活に負の影響を及ぼされているという実態もありますので、ここで補助範囲が広がったということでもありますので、ぜひ、そういったことは速やかに市としても御対応いただきたいなと。

ちなみに先ほど部長がおっしゃっていたエピテーゼというのは、例えば、耳とか、鼻とか、指とかもそうですけども、欠損をしてしまった場合、これなんかまさに事故とかで欠損する例というの多いわけですので、このエピテーゼというものが、がん以外にも対象になったことによって、必要とされている方に、補助対象として適用されるということが大変期待をされますので、この部分も、市として対象拡大をした際には、丁寧な周知を市民の方々に、ぜひしていただきたいと、このように思っております。

一点、申し上げたいことがございまして、様々な福祉の手帳、障害者手帳をはじめとする、市の窓口で扱っているのは3種類程度なのかな。でも、いずれも東京都の事業なんですけども、それを窓口業務として市が担っている。受付としてという部分で、障害者手帳等の御案内というのは市のホームページにも記載がございます。

実は、令和2年3月27日の厚生労働省の通知によって、こういった病気等で外見が変化をしてしまった方への配慮として、証明書の写真に関しては、これまでは一律脱帽ということで、帽子を着用する等は認められていなかったんですが、もう5年前ですよ。ところが市のホームページを見ると、5年たった今もなお脱帽という形になっています。これは実は、私、ほかの市も、多摩26市全部ではないんですけども、10市以上調べてみたんですが、ほとんどが脱帽となっていて、いいことではないんですけども、他市と一律で、この厚生労働省の通知が、証明書の手帳の発行等が、そもそもが都の事業ということもあって、見逃されてきてしまっていたのかなと、このように思っていますけども、この点に関してはいかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 今回、御指摘いただきまして、私も通知を確認したところでございます。手帳交付者が認める場合には、宗教上または医療上の理由により、先ほど議員もおっしゃっていましたけれども、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆った写真を添付することも可能とするという内容を確認してございます。

各種手帳の申請等の窓口は市となりますので、市ホームページへの明示等、速やかに対応したいという

ふうと考えております。

○6番（木村 徳君） 分かりました。じゃあ、そこは速やかに御対応いただくと同時に、担当部署の窓口などにも分かりやすく、他市もほとんど脱帽という表記のままであるというのは、一つの先入観じゃないですけども、証明書の類いの写真は帽子をかぶってはいけないという先入観は私も持っていましたし、多くの方が持っていてしまっている可能性というはあるわけで、そういった御事情がある方に関しては、帽子等を着用しての証明写真も可能というところを、窓口等でも、ぜひ見えやすいところに御案内として表示もしていただきたいなということをお願いをしておきたいと思います。

一方で、見えないほう、見えないがゆえに誤解を生んでしまったりとか、他者から非難をされる場合も、もちろん想定はされるんですけども、まず1点目としては、今の新庁舎の地下駐車場においては、以前、新庁舎建設等特別委員会のほうで御指摘をさせていただいて、これは同趣旨の御指摘だったんですけども、いわゆる車椅子マークがついているスペースとは別途、思いやりゾーンというんですかね。車椅子だけではなくて、いわゆる内部障害、はたから見て障害かどうか分からないけども、実際には障害を抱えて、優先スペースを必要とされている方々のスペースとして確保していただいております。

一方で、ここは新しい施設なんですけども、他の公共施設、まず、こちらは今、どうなっていますでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 今回、御質問いただきまして、公共施設の駐車場の確認をしたところでございますけれども、この新庁舎と同様のスペースを設けている駐車場はなく、通常の手椅子のマークを表示した所のみでございました。

○6番（木村 徳君） 台数が多い公共施設というのは、そうたくさんあるわけではないんですけども、今、申し上げた要素というのは、非常に当事者にとってみれば大きいかなと。先ほど御紹介した当時の新庁舎建設等特別委員会で御指摘したのも、そういった、当時は呼吸器系の方からの御指摘をいただいて、委員会の中で発言をさせていただいたという経過もありますけども、市としては、そういったお声というのは拾っていらっしゃるんでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 駐車場に対する直接的なお声はいただいておりますけれども、障害福祉課においては、内部障害と外見では判断がつかない方などからは、障害への理解を求めるお声をいただいております。そのような状況を踏まえすと、駐車場の優先区画の利用をちゅうちょしている方がいるのではないかというふうに推察をしております。

○6番（木村 徳君） 分かりました。

そうすると、先ほど御答弁いただいたとおり、市役所以外の他の公共施設では手椅子マークのみになっているという現状があって、なおかつ市民からもお声をいただいている向きもあるということですので、ぜひ適切に御対応いただきたいと思いますと思いますが、今後の方向性はいかがでしょうか。

○福祉部長（玉井理加君） 手椅子利用の方以外も含め、障害のある方、高齢者の方など、移動への配慮が必要な方への支援としまして、通常の幅で、施設の出入口近くに駐車スペースを設ける考え方が国土交通省のガイドライン等でも示されているところでございます。障害のある方への合理的配慮、介護が必要な高齢者の方など、市民に分かりやすい表示ができるよう、福祉部のほうで考え方、ひな形等を整理いたしまして、庁内関係課にも速やかに周知をして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番（木村 徳君） 分かりました。既存の施設は、今の御答弁のとおり受け止めさせていただきましたけども、旧庁舎用地の施設が整備をされた際にも同様の考え方で、ぜひ御対応いただきたいと思いますこと

はお願いをしたいと思います。

もう一点、見えないというところで申し上げますと、うつ病あるいは躁うつ病と呼ばれる病気がございます。これも厚生労働省の資料を調べましたところ、日本人で一生の中でうつ病、躁うつ病にかかる方は15人に1人だそうです。今、この議場が議員22人と行政側、議会事務局も含めて18人で40人いますから、単純に2人ないし3人はうつ病になったことがあるか、あるいは今後なるか、そのぐらいの確率だということだと思いますと、非常に身近というか、どこにでもある病気だと思います。直近というか、12か月間だけで捉えると50人に1人ぐらいということのようですので、この部屋の中でいえば、1人いるかどうかというぐらいの数字になりますよね。

そういうことである一方、これはあくまでも厚生労働省の調査で、実際にうつ病、躁うつ病になった方で、診察を受けた方から割り出した数字なんです。実際、診察を受けているのは全体の4分の1程度だろうという推計もございまして、そう考えると、一生涯にうつ病、躁うつ病になる人の割合というのは約4人に1人という大変大きな数字、そこまで来るともう国民病とまで言っても過言ではないぐらいの数字になるようです。いわゆる精神疾患という全体として捉えた中の数字としては、全体では約603万人いるそうで、その中で一番多いのがやはりうつ病、躁うつ病で、156万6,000人ということが厚生労働省の資料から読み取れました。

大変、外から分かりづらいんですよね。ちょっと、最近、あの人、元気がないぐらいには見えたとしても、医療上のうつ病、躁うつ病に当たるかどうかということとはなかなか外見上見えてこないがゆえに、あの人、最近やる気がないんじゃないかとか、怠けているんじゃないかということの誹謗中傷にもつながったりという事例も多数あるわけで、市としても、これをほっとくと、うつ病、躁うつ病の場合、社会との関係性を絶つ傾向が非常に強いそうで、そうなるとフレイルの問題なども、これまで何度か質問させていただいておりますけれども、最終的には、そういったところや、あるいはもっと別な病気にかかってしまうというリスクも大きくなってくるわけで、市としても、見えない疾病であるうつ病、躁うつ病対策というものもしっかりやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○健康部長（新井宏伸君） まず冒頭、議員よりうつ病についての発病の割合と数字のほうを御紹介いただきました。数字につきましては大変ショッキングな数字でございまして、うつ病そのものは、やはり身近で誰でもなる可能性のある病気であるということを、改めて認識をしたところでございます。

令和6年中における自殺の原因と動機について、厚生労働省と警察庁でまとめられた統計によれば、自殺者のうち、うつ病の占める割合については、動機が特定されたものの中で、約23%というふうになっておりまして、うつ病や、あるいは躁うつ病への対策は大変重要であるということが明らかになっているということでございます。

本市におきましても、様々な自殺対策事業を行ってきてございますけれども、近年、うつ病を主なテーマとして取り扱ってはならず、議員が御提案のうつ病等の予防などをテーマとした取組は、大変重要であると考えてございます。

また一方で、発症する要因や環境は大変多岐にわたるということでございますので、対応には課題も多いとは考えているところでございます。

つきましては、まずは、このうつ病の原因、症状、予防、治療方法やうつ病の方への理解を深める取組といたしまして、市のホームページに新たに掲載をすることや、あるいは市民向けのメンタルヘルス講座、これは毎年テーマを変えながら実施をしておりますけれども、この中で、テーマとして取り扱うことなど

について、検討してまいりたいと考えてございます。

○6番（木村 徳君） 分かりました。

前回の一般質問、12月の際に、プレフレイルという問題を取り上げさせていただきました。いわゆる現役世代で、フレイルになる前段階ということで、40代、50代の現役世代を対象にという形の議論をさせていただいたんですが、今、議論させていただいておりますうつ病、躁うつ病に関しては、これも同様に厚生労働省の資料によりますと、男性の場合、一番多いのが40代、2番目に多いのが50代、女性の場合は50代のほうが多くて、40代が2番目と、3番目に多いのは両性も60代となっていますけども、いわゆる40代、50代の現役世代が一番うつ、躁うつになりやすいというデータも出ているわけですし、まさにこのプレフレイル、あるいはフレイルというところに、このうつ病がきっかけで閉じ籠もってしまっていて、なっていくというリスクが、データ上も恐らく大変つながってくるのかなと思いますし、過日、皆川議員も自殺対策のことを触れられておりましたけども、今、御答弁でもあったように、このうつ病の場合、非常に自殺率が高いということもございまして、そこに至る前、いわゆるうつ、躁うつの入り口の部分で対策を取っていかないと、うつ、躁うつになってしまった後ですと、もうなかなか閉じ籠もってしまっている状態の方が大変多くなってしまうので、そうすると、なかなか行政の手が届かないということにもなりますので、先ほど部長より幾つか今後の取組の考え方ということで御紹介をいただきましたので、ぜひ、このうつ、躁うつ、なかなか外見上は見えないがゆえに、その捉え方というのは行政としても難しい側面はあるかと思いますが、冒頭申し上げたように、非常に多くの割合、診察を受けている方だけでも15人に1人、受けていない方を含めれば、おおよそ4人に1人はなる病気だということを強く認識として持っていて、力強い対応を、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まちの魅力発信について、お尋ねをいたします。先ほど、私の前の寺嶋議員などもシティプロモーションということで触れられておりましたけども、私はちょっと別な切り口で、まちの魅力発信についてお尋ねをしたいと思っております。

アニメというのは、今年度はちょうど株式会社タツノコプロとのコラボの事業を計画していますけども、アニメという点は、私自身が思うのは、子どもの娯楽というか、それも一つの先入観なのかもしれませんが、そういうイメージをずっと持っていたりもしたんですけども、ただ、これは市場規模でいくと、アニメ産業というのが、直近のデータだと3兆3,000億円だそうです。日本のアニメの市場です。日本のアニメの海外への波及分が、その約半分ぐらいは占めるらしいんですけども、この3兆3,000億円という非常に膨大な市場規模というのは、これはもう、もはや子どもの娯楽ということではなくて、性別、年代を問わず、多くの方が親しんで、なおかつ経済効果をもたらしているという数字の結果なんだろうと思っております。

今申し上げたように、国分寺市としては、国分寺市にゆかりのあるタツノコプロと、今年度、事業を共に展開をするわけですけども、私としては、それはそれで、ぜひ成果を出していただきたいと期待をしておりますけども、そこにとどめていただきたくないという思いで、まず今後については、どうお考えになっているかをお聞かせいただけますでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） 令和7年度につきましては、タツノコプロのほうから声をかけていただいたことをきっかけとして、市内関係事業者と連携しながら魅力発信事業を行う予定となっております。

令和8年度以降につきましては、現時点では具体的な話はまだできていないわけではございませんが、今年度を契機としまして、今後はタツノコプロ以外の事業所も含めて、アニメを活用した魅力発信について、

取組を深めることを検討している状況でございます。

○6番（木村 徳君） 今回のこの通告をするに当たって、もとより国分寺市内にアニメーション会社が多数あるというのは知ってはいたんですけども、改めて調べたところ、いわゆる地上波のテレビで、今、現在進行形でやっているアニメも複数、国分寺市内のアニメーション会社が手がけてやっているということも分かりました。もちろんアニメ会社1社でやっているわけじゃなくて、様々な会社が分担しながらやっている部分もあって、そういったところまで含めると10社以上、十数社ぐらいかな、確認はできました。そういったことを含めると、やはりタツノコプロに限ってしまうというところはもったいないですし、タツノコプロは、今、現時点では国分寺市内にはないわけですけども、国分寺市にゆかりがあるということでコラボするわけで、そういったゆかりがあるという視点でいえば、以前は国分寺市にあったけども、今は市外に移転してしまったという会社まで含めると、恐らく国民の大半が知っているんじゃないのかなと想像するような宇宙戦艦系のアニメとか、そういったものも実は国分寺市内で描かれていたということもあって、ぜひこういったところも含めて、最初は声かけからにはなと思うんですけども、より広く御対応いただきたいと思いますと思っていますが、現時点のお考えはいかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） 今、議員より御紹介いただいたとおりなんですけど、アニメの舞台やモデル地になった地域をファンが訪れる、いわゆる聖地巡礼による地域活性化の事例が様々ございます。本市では、市内がモデル地となったアニメ作品はあるものの、現時点ではアニメをきっかけとして市内来訪者が増えているとは言えない状況となっております。また、税外収入の観点からも、アニメに関する品を、ふるさと納税の返礼品としている自治体もございます。本市ではまだ実施をしてございません。こうした状況を打開するため、アニメによるまちの魅力発信・地域活性化にチャレンジするには、タツノコプロだけではなく、本市に関係のあるアニメ制作会社と新たなパイプを持つことが必須だと考えてございます。まずは本市と関連性のあるアニメやアニメ関連会社を調査しまして、関連性を踏まえて、連携が想定できる部分を整理した上で、声をかけることから始めてみたいと考えてございます。

○6番（木村 徳君） 分かりました。

アニメだけではなくて、そのアニメには原作の漫画があったりするわけで、いわゆる原作者、漫画家の方も市内にお住まいであったり、あるいは市内にスタジオを構えていらっしゃる、そういった原作者も、やはり複数いらっしゃいます。アニメになってくると、いろいろ版權の問題とか複雑になってくるんですけども、一番距離が近いのは、コラボしやすいのは、やはり原作者たる漫画家でもあるのかなと。その辺も併せて、コンタクトが取れて、なおかつ御協力いただけるようであれば、そういった動きも、ぜひお願いしたいと思いますが、そちらもよろしいでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） アニメの原作者の方も数名、市内にいらっしゃるということは承知してございます。まずはそういった方に声をかけることについても行っていきたいというふうに考えてございます。

○6番（木村 徳君） 分かりました。

冒頭申し上げたように、これは3兆3,000億円市場、3兆3,000億円規模の業界でもありますので、そこはまちの魅力発信にもつながりますし、先ほど御答弁いただいたように、ふるさと納税等につながれば、収入を図るところにもつなげていける、非常に有力なテーマだと思いますので、ぜひ、そこは、相手のあることですので、よく趣旨を御説明しながら、御協力をいただける形にこぎ着けられるように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後になりますが、戻りまして、1番の市財政について、お尋ねをいたします。

まず、当年度予算と財政フレームについてということでお尋ねをしたいと思いますが、毎年、予算特別委員会において財政フレームというのをお出しをいただくわけですが、大体、井澤市長になって以降、収支均衡型予算ということで、そこを堅持していただいて、そこは大変高く評価をさせていただいておりますけども、ただ一方で、フレームを見ると、予算年度の翌年度以降の5年間を示していただいておりますけども、毎年、財政調整基金を取り崩して、歳出超過の形で、フレームの最終年度になると、財政調整基金と公共施設整備基金の合計が50億円ちょっとというフレームになるわけです。じゃあ、1年後にどういうフレームになるかという、1年後は1年後で、やっぱり前年度出したフレーム上では歳出超過で基金を取り崩しているはずなのに、実態としては、そこは収支均衡は保たれて、また、その翌年度以降は基金が取り崩されるというフレームになっていくということが、ここ何年か、ずっと続いております。まず、中身の議論に入る前に、これはなぜこういうことになるのか、その要因を教えてくださいませんか。

○政策部長（村越隆治君） 財政フレームの試算においては、まず市税については納税義務者数や所得の伸び率を見込んで推計してございます。また、雇用状況の回復などにより、結果的に上回り、増加する傾向にございます。また、税連動交付金につきましても、景気の影響などを見込んで推計しておりますが、好調な企業業績や株式相場、個人消費等を背景に、こちらも結果的に増加する状況となっております。こうした歳入の増加を主要な要因として差異が生じていると考えてございます。

○6番（木村 徳君） とはいえ、これ予算特別委員会の中では何度となく申し上げているとおり、単純な推計としての一資料ではなくて、いわゆる地方財政法第4条の2に該当し、ここには予算を編成する場合において、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮せよということが書かれていまして、その翌年度以降の財政状況を考慮した、それを数値化したものが財政フレームなわけですし、今御答弁いただいた、その要因があったとしても、事は法律に基づいて作られるべき資料でもありますので、そこはより正確性、より実態に合った形で、常に上振れをしようという形で、冒頭申し上げたようなつくりになってしまっていますので、法に照らしても、実態に合わせる努力というのはしていただくべきものだと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） 財政フレームにつきましては、国分寺市人口ビジョンや国から示される景気動向などを踏まえて試算をしております。

先ほど答弁いたしましたとおり、景気動向の堅調な推移による税連動交付金など、歳入の増加や人件費の高騰、物価高騰が続くことが見込まれ、また事業の進捗など、様々な状況の変化があり、試算についてはとても難しい部分もございます。

ただ、しかしながら、議員の御指摘のとおり、財政フレーム試算につきましては地方財政法を根拠としている非常に重要なものということで認識してございます。引き続きゼロベースからの予算計上により事業の精査を進め、特に歳入を推計する際は、これまでの上振れする傾向を考慮し、その中でも税連動交付金においては、国から示される経済見通しについて、より高い成長率の数値を参照するなどして、実態に合ったフレームを作成してまいりたいと考えてございます。

○6番（木村 徳君） 分かりました。先ほど申し上げたように、毎年、当該年度の予算は収支均衡だけでも、翌年度からは基金が取り崩されて、でも1年たつと、また当該年度は、実際のところは基金は取り崩さずに収支均衡になっているという、その繰り返しになっている部分は、ぜひ解消に向けて改善をしていただきたいということを重ねてお願いしたいと思います。

次の（2）番の経常収支比率とスクラップ・アンド・ビルドについてということでお尋ねしますが、令

和7年度は96.6でしたかね。大変高い経常収支比率になっているわけで、ここ近年、そういう状況が続いているわけですが、当然、今のフレームの議論とも関係性がある話にはなるんですが、将来の見通しというものを考えた場合に、当面は人口は維持はしていくんだろうと。ただ、人口を維持しても、高齢化率というのはどんどん高まっていくわけで、生産年齢人口、いわゆる働いている方々、これも一概には言えないんですが、定年年齢も上がりつつありますので、ただ減っていく傾向が、いつかはそういう転換点が来るんだろうと思っております。

今のこの高い、いわゆる経常化されている経常経費が非常に多くを占めているという中で、そこにメスを入れていかないと、一たび人口減少局面、あるいは市税収入減少局面を迎えた時点で何とかしようとしても、これはなかなかすぐには対処できない問題だろうと。そこで、様々、合理化やスクラップといった考え方は持っていかなければいけない部分だろうと私は思っておりますが、その辺は、行政としていかがお考えでしょうか。

○政策部長（村越隆治君） 経常収支比率につきましては、人件費や扶助費の増加などの影響により上昇傾向となっております。いずれ訪れます人口減少の局面に移行した際には、市の歳入の根幹であります市税収入が減少するという事も見込まれてございます。そのため、これまでの同様の手法、内容の行政サービスを提供していきましますと、経常収支比率のさらなる悪化が懸念されるというものでございます。

今後も経常経費の削減が必要となりますが、そのためには事務事業の縮小、統合、スクラップ、また公共施設の複合化に向けた効率的な計画、運用に取り組んでいく必要があると認識してございます。

また、併せまして、デジタルツール等を活用しました業務改革を進めるとともに、その効果についても見える化をし、また数値化して検証を行っていくということが重要になってくると認識してございます。

○6番（木村 徳君） 最後におっしゃっていただいた部分は、つい先ほど寺嶋議員が触れられていた部分と非常にかぶる部分かなと聞いておりました。

事業のスクラップに関しても、これまで何度か特定行政庁の東京都への再移管の話なんかも何度か取り上げさせていただいたこともございますし、また公共施設の複合化という御発言もありました。これなどはまさに現在進行形で、旧庁舎跡地の整備などは複合施設として再整備をされるわけですので、それら全てを含めての話になってきますが、合理化というところを進めていかないと、そう遠くない時期に、この市税収入減という時代が必ず来ますので、ぜひ今から、そこに備えた上での財政の考え方というのを持っていただきたいと思いますし、かつて、私が若い議員の頃は、本当、議員になった直後は、まだ基金ってたくさんあったんですよね。でも一たび崩し始めると、あっという間になくなるんだというのは当時非常に感じた部分でもありました。平成23年3月の予算特別委員会の議案第1号としての予算案の段階で、財政調整基金が1億7,000万円まで減ったというところが底だったのかなと思ってございますが、それを井澤市長が立て直していただいたというところは、財政をずっと取り上げ続けてきた一議員としても大変感謝をしておりますし、ぜひ、置き土産ではないですが、財政に関して、これまで取り組んできた総括と、今後に向けて、何かはなむけになるような言葉があれば、あと5分あるようなので、5分差し上げますので、一言お願いします。

○市長（井澤邦夫君） 5分いただけたので、ありがたく、5分たっぷり使ってお話をさせていただきまします。

私もこれで80回目の議会になりますけれども、市長として担ってきたのは48回目ということになります。その最後の一般質問へのお答えでございますので、特に財政のところを締めくくるということで

ありますので、こちらについてお話をさせていただきたいと思っています。

私、民間においては、ずっと財政関係の仕事をしてまいりまして、議員としてやってきた中で、何とか財政立て直しはできないだろうか、どこをやっていったらいいのかということで、ずっと8年間やっておりました。それで実際に市長として市政全体を担い、また財政、特に財政フレームですね。当初のときにはたしか10年間ぐらいやったんですかね。そんな時期もありましたけれども、今、ビジョンも含めて、これだけ社会変化が激しい、経済変化が激しいという中で、もう少し柔軟に対応できるような、そんな体制を敷いていかなきゃいけないということで、財政においても、一番最初に手がけたのはゼロベースの積み上げであります。これは当年度の予算に絡んでということになりますけれども、最後に出てきた、その經常収支比率のところも含めて、柔軟に対応していかなければいけない。そのためには基金がないと、これはバッファがないという状況の中で、もう皆さんも御存じのように直近ではコロナ禍、それから今後について言えば災害対応ということで、大きな資金投入をしなければいけないような状況も予想されます。

そんなときに、では、国のお金や都のお金ですぐできるかという、自治体として先行して政策を実施していくに、特に緊急のときに当たっては、しっかりとそういう基金、裏づけを持って進めていかなければいけないということ、これは経験もしましたし、これからのあり得ることだというふうに思っています。そういう観点からすると、財政フレームというのは非常に我々としてもいつも苦慮するところであります。

ただ、安全を見ていかなきゃいけないということがありますので、先ほど政策部長がお話したように、やはり税収については、ある程度堅めに見ていかなければいけない。それから支出については、当然に予算の裏づけがなければ、いろんな政策が実行できないわけでありますので、見積り等は取りますけれども、ある程度の数字を重ねていく。そうすると不用額も発生するというこの中で、その後、何とか、予算の段階では、基金を取り崩さなければいけないような状況が財政フレーム上はあったとしても、最終的には、それが解消できるということで、ここまでずっと乗り切れてこれたということでもあります。

ラッキーな面もあったかもしれませんが、将来に向けて私は言い続けておりますけれども、後の世代に負担を先送りしないということが大きな市政運営の要でありますので、この辺を含めて、財政フレームのこれからの正確性、さらに安定性ということが、これは地方自治体の存亡に係ってきますので、これらをしっかりと残していきたい。そしてまた、これらを御理解いただいて、市民の方、市議会議員の方にも御理解いただきながら、将来にわたって、ずっと生き残れる、そういう自治体にしていただきたいと思いますというふうに思うところであります。

本当に最後に時間をいただきまして、ありがとうございます。こういう形で12年間やってまいりましたが、多くの困難、それを乗り越えることができました。これもやはり財政あつてのことでありますので、今後とも、財政については、こちら側、当局を含めて努力してまいりますけれども、議員の皆様にも御理解をいただいて、やはり何でもできるわけではありません。そういう中で、我々として努力してまいりますので、この辺についても御理解を賜り、また将来に向けて御支援いただければというふうに思います。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、木村議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に予定されました一般質問は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は5月19日月曜日、午前9時半から開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時55分散会

5 月 19 日 （ 月 ）

（ 第 5 日 ）

令和7年国分寺市議会第2回定例会会議録

令和7年5月19日（月）

○出席議員（22人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	12番	丸山	哲平
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	及川	妙子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○出席説明員

市	長	井澤	邦夫	副	市	長	橋本	正之
副	市	長	塩野目	龍一				
政	策	部	長	村越	隆治	公共施設マネジメント担当部長	細川	啓明
総	務	部	長	宮本	学	市民生活部長	杉本	守啓
健	康	部	長	新井	宏伸	福祉部長	玉井	理加
子ども	家庭	部	長	石丸	明子	まちづくり部長	加藤	政幸
建設	環境	部	長	島崎	進一	秘書課長	佐藤	久美子
会計	管理者	心得		野中	美由貴			
教	育	部	長	古屋	真宏	教育部長	日高	久善

○議会事務局出席職員

局	長	伊藤	寿一
次	長	鈴木	輝哉

○議事日程

- 第 1 常任委員会委員の辞任について
- 第 2 議案第30号 国分寺市オンブズパーソンの選任について
- 第 3 議案第31号 監査委員の選任について
- 第 4 議案第28号 専決処分について
- 第 5 議案第29号 専決処分について
- 第 6 議案第33号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第35号 令和 7 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第36号 市道路線の一部廃止について
- 第 9 議案第37号 市道路線の認定について
- 第10 議案第38号 工事請負契約について
- 第11 議案第39号 動産の買入れについて
- 第12 議案第40号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第41号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第34号 令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 2 号）

午前 9 時 40 分開議

○副議長（星いつろう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 人であります。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。尾沢議長より、総務委員会委員を辞任したいとの申出があります。本件は議長の一身上に関する事件となりますので、地方自治法第 117 条の規定により、議長が除斥となっておりますことを確認いたします。



日程第 1 常任委員会委員の辞任について

○副議長（星いつろう君） 日程第 1、常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。国分寺市議会委員会条例第 2 条第 1 項ただし書の規定により、尾沢議長の総務委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○副議長（星いつろう君） 御異議なしと認めます。よって、尾沢議長の総務委員会委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、議事進行を尾沢議長に交代いたします。

（議長 尾沢しゅう君入場）



日程第 2 議案第 30 号 国分寺市オンブズパーソンの選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 2、議案第 30 号を議題といたします。

市長に提案理由を求めます。

○市長（井澤邦夫君） それでは、議案第 30 号。よろしいでしょうか。

本案は、国分寺市オンブズパーソンのうち、喜多希美氏が令和 7 年 5 月 31 日をもって任期満了となるため、新たに日高絢子氏を選任いたしたいというものでございます。

任期は令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 2 年間でございます。

国分寺市オンブズパーソン条例第 7 条第 2 項の規定により提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



日程第3 議案第31号 監査委員の選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第3、議案第31号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） 議案第31号。

本案は、国分寺市監査委員のうち、川畑一良氏が令和7年6月4日をもって任期満了となるため、新たに興水康次郎氏を選任いたしたいというものでございます。

任期は令和7年6月5日から令和11年6月4日までの4年間でございます。

地方自治法第196条第1項の規定により提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



日程第4 議案第28号 専決処分について

日程第5 議案第29号 専決処分について

日程第6 議案第33号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第35号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第36号 市道路線の一部廃止について

日程第9 議案第37号 市道路線の認定について

日程第10 議案第38号 工事請負契約について

日程第11 議案第39号 動産の買入れについて

日程第12 議案第40号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第41号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第4、議案第28号から日程第13、議案第41号までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） それでは、一括して、提案理由を申し上げます。

議案第28号。

本案は、地方税法の改正に伴い、国分寺市市税賦課徴収条例における軽自動車等に対して課する種別割の税率に関する規定の整備等をする必要があり、令和7年3月31日に専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものでございます。

議案第29号。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国分寺市国民健康保険条例における国民健康保険税の減額に関する規定を整理する必要があり、令和7年3月31日に専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものでございます。

議案第33号。

本案は、ゼロ歳から2歳までの第1子の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を無償化するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第35号。

本案は、収益的収入及び支出において、下水道事業収益2,095万4,000円を増額し、下水道事業費用7,400万円を増額いたしたいというものでございます。

議案第36号。

本案は、光町三丁目地内の道路について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、市道路線の一部廃止いたしたいというものでございます。

議案第37号。

本案は、北町四丁目地内の道路について、都市計画法第40条第2項の規定により、市に帰属した道路を市道路線として認定いたしたいというものでございます。

議案第38号。

本案は、黒鐘公園整備工事について、西武造園株式会社東日本支店と2億284万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

議案第39号。

本案は、災害時対応に必要となる備蓄物資を購入するため、株式会社渡辺武商店と8,292万7,816円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案第40号。

本案は、学童保育所を1施設新設するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第41号。

本案は、助成の終了に伴い、別表の規定を整理するほか、文言を整理する必要があるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより一括して質疑に入ります。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程第4、議案第28号から日程第13、議案第41号までは、お手元に配付してございます付託一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議 案 付 託 一 覧 表

番 号	件 名	付 託 先
議 案 第 28 号 議 案 第 39 号	専決処分について 動産の買入れについて	総務委員会
議 案 第 29 号 議 案 第 33 号 議 案 第 40 号 議 案 第 41 号	専決処分について 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について 社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について	厚生文教委員会
議 案 第 35 号 議 案 第 36 号 議 案 第 37 号 議 案 第 38 号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号） 市道路線の一部廃止について 市道路線の認定について 工事請負契約について	建設環境委員会



日程第14 議案第34号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第14、議案第34号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） 議案第34号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,702万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ611億5,138万円とするとともに、債務負担行為として、新もとまちプラザ建設に係る実施設計業務委託事業の追加を行い、地方債においては、新もとまちプラザ建設に係る実施設計業務委託事業債の追加及び旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地購入事業債の変更を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金3億1,250万3,000円の増額を行い、歳出においては、定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業に要する経費2億7,146万7,000円の増額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより質疑に入ります。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は議員7人を委員とする補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、

審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、本案は議員7人を委員とする補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第5条第1項の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員に、鈴木議員、小坂議員、松岡議員、森田議員、星議員、久保議員、田中議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した7人の議員を補正予算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。委員会条例第6条第2項ただし書の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員長に小坂議員、副委員長に鈴木議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、補正予算審査特別委員会の委員長に小坂議員、副委員長に鈴木議員を選任することに決しました。

————— ◇ —————

○議長(尾沢しゅう君) お諮りいたします。委員会審査等のため、5月20日から6月4日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、5月20日から6月4日まで休会することに決しました。

なお、次の本会議は6月5日木曜日、議会運営委員会閉会後に開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時54分散会

5 月 27 日 （ 火 ）

（ 第 6 日 ）

令和7年国分寺市議会第2回定例会会議録

令和7年5月27日（火）

○出席議員（19人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	9番	松岡	まり
10番	高瀬	かおる	11番	森田	たかし
13番	尾沢	しゅう	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	17番	皆川	りうこ
18番	久保	けいこ	19番	はぎの	英輔
20番	木島	たかし	21番	田中	政義
22番	新海	栄一			

○欠席議員（1人）

8番 小坂 まさ代

○出席説明員

市 長	井澤 邦夫	副 市 長	橋本 正之
副 市 長	塩野目 龍一		
政 策 部 長	村越 隆治	公共施設マネジメント担当部長	細川 啓明
総 務 部 長	宮本 学	市民生活部長	杉本 守啓
健 康 部 長	新井 宏伸	福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	石丸 明子	まちづくり部長	加藤 政幸
建設環境部長	島崎 進一	秘書課長	佐藤 久美子
会計管理者心得	野中 美由貴		
教 育 長	古屋 真宏	教 育 部 長	日高 久善

○議会事務局出席職員

局 長	伊藤 寿一
次 長	鈴木 輝哉

○議事日程

第 1

議員の辞職許可について

午前 9 時 42 分開議

(12 番 丸山哲平君、16 番 及川妙子君は、地方自治法第 117 条の規定により、あらかじめ除斥)

○議長（尾沢しゅう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 19 人であります。

本日は休会日ではありますが、会議規則第 9 条第 3 項の規定により、特に会議を開きます。

冒頭、小坂議員より体調不良のため午前 9 時 30 分から終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告をいたします。



日程第 1 議員の辞職許可について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 1、議員の辞職許可についてを議題といたします。

御報告いたします。

先ほど、丸山議員及び及川議員より議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。丸山議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認め、丸山議員の辞職を許可することに決しました。

続いて、お諮りいたします。及川議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認め、及川議員の辞職を許可することに決しました。



○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。委員会審査等のため、5 月 28 日から 6 月 4 日まで休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、5 月 28 日から 6 月 4 日まで休会することに決しました。

なお、次の本会議は 6 月 5 日木曜日、議会運営委員会閉会後に開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前 9 時 43 分散会

6 月 5 日（木）

（第 7 日）

令和7年国分寺市議会第2回定例会会議録

令和7年6月5日（木）

○出席議員（20人）

1番	鈴木	ちひろ	2番	高野	ふみお
3番	鳥居	あかね	4番	対馬	ふみあき
5番	中山	ごう	6番	木村	徳
7番	寺嶋	たけし	8番	小坂	まさ代
9番	松岡	まり	10番	高瀬	かおる
11番	森田	たかし	13番	尾沢	しゅう
14番	だて	淳一郎	15番	星	いつろう
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	田中	政義	22番	新海	栄一

○欠員（2人）

12番、16番

○出席説明員

市 長	井澤 邦夫	副 市 長	橋本 正之
副 市 長	塩野目 龍一		
政 策 部 長	村越 隆治	公共施設マネジメント担当部長	細川 啓明
総 務 部 長	宮本 学	市民生活部長	杉本 守啓
健 康 部 長	新井 宏伸	福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	石丸 明子	まちづくり部長	加藤 政幸
建設環境部長	島崎 進一	秘書課長	佐藤 久美子
会計管理者心得	野中 美由貴		
教 育 長	古屋 真宏	教 育 部 長	日高 久善

○議会事務局出席職員

局 長	伊藤 寿一
次 長	鈴木 輝哉

○議事日程

第1	議案第42号	国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	
第2	議案第43号	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について	
第3	議案第45号	工事請負契約について	
第4	議案第44号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）	
第5	議案第28号	専決処分について	
第6	議案第39号	動産の買入れについて	
第7	議案第42号	国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	
第8	議案第29号	専決処分について	
第9	議案第33号	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について	
第10	議案第40号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	
第11	議案第41号	社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について	〔審査報告〕
第12	議案第45号	工事請負契約について	
第13	議案第43号	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について	
第14	議案第38号	工事請負契約について	
第15	議案第35号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）	
第16	議案第36号	市道路線の一部廃止について	
第17	議案第37号	市道路線の認定について	
第18	議案第34号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）	
第19	議案第44号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）	
第20		閉会中の継続審査について	
第21		議員派遣について	

午前 9 時 42 分開議

○議長（尾沢しゅう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 人であります。

これより本日の会議を開きます。



○議長（尾沢しゅう君） この際、御報告いたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。



日程第 1 議案第 42 号 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議案第 43 号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 45 号 工事請負契約について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 1、議案第 42 号から日程第 3、議案第 45 号までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） おはようございます。それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第 42 号。

本案は、国分寺市立男女平等推進センターの施設の一部を国分寺市立教育センターの施設とするため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第 43 号。

本案は、国分寺市立男女平等推進センターの施設の一部を国分寺市立教育センターの施設とするため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第 45 号。

本案は、史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中枢部周辺地区〔南門地区〕）第二工区その 4 について、西武造園株式会社東日本支店と 1 億 6,918 万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程第 1、議案第 42 号から日程第 3、議案第 45 号までは、お手元に配付してございます付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議 案 付 託 一 覧 表

番 号	件 名	付 託 先
議 案 第 4 2 号	国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	総務委員会

議 案 第 43 号	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について	厚 生 文 教
議 案 第 45 号	工事請負契約について	委 員 会



日程第4 議案第44号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第4、議案第44号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（井澤邦夫君） 議案第44号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,280万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ611億6,418万3,000円といたしたいというものでございます。

内容といたしましては、歳入において、歳出に伴う財政調整基金繰入金1,280万3,000円の増額を行い、歳出においては、市議会議員選挙に要する経費1,280万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は補正予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、本案は補正予算審査特別委員会に付託することに決しました。

ここで、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前9時45分休憩

午前11時20分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。

ここで、中山議員より水の持込みの申出があり、これを許可いたしましたので、御報告いたします。



日程第5 議案第28号 専決処分について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第5、議案第28号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

（11番 森田たかし君登壇）

○総務委員長（森田たかし君） 議案第28号、専決処分について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、地方税法の改正に伴い、国分寺市市税賦課徴収条例における軽自動車等に対して課する種別割の税率に関する規定の整備等をする必要があり、令和7年3月31日に専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり承認すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

日程第6 議案第39号 動産の買入れについて（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第6、議案第39号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

（11番 森田たかし君登壇）

○総務委員長（森田たかし君） 議案第39号、動産の買入れについて、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、災害時対応に必要となる備蓄物資を購入するため、株式会社渡辺武商店と8,292万7,816円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

日程第7 議案第42号 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第7、議案第42号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

(11番 森田たかし君登壇)

○総務委員長（森田たかし君） 議案第42号、国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、国分寺市立男女平等推進センターの施設の一部を国分寺市立教育センターの施設とするため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第29号 専決処分について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第8、議案第29号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

(17番 皆川りうこ君登壇)

○厚生文教委員長（皆川りうこ君） 議案第29号、専決処分について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国分寺市国民健康保険条例における国民健康保険税の減額に関する規定を整備する必要があり、令和7年3月31日に専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり承認すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。



日程第9 議案第33号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例につ
いて（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第9、議案第33号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（17番 皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君） 議案第33号、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたしま
す。

本案は、ゼロ歳から2歳までの第1子の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を
無償化するため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決
しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第40号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例につ
いて（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第10、議案第40号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（17番 皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君） 議案第40号、国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例につ
いて、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、学童保育所を1施設新設するため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決
しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第11 議案第41号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正
する条例について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第11、議案第41号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（17番 皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君） 議案第41号、社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、助成の終了に伴い、別表の規定を整理するほか、文言を整理する必要があるため、条例の一部を改正したいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第45号 工事請負契約について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第12、議案第45号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（17番 皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君） 議案第45号、工事請負契約について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中枢部周辺地区〔南門地区〕）第二工区その4について、西武造園株式会社東日本支店と1億6,918万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第43号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第13、議案第43号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長。

（17番 皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君） 議案第43号、国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、国分寺市立男女平等推進センターの施設の一部を国分寺市立教育センターの施設とするため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第38号 工事請負契約について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第14、議案第38号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○建設環境委員長（中山ごう君） 議案第38号、工事請負契約について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、黒鐘公園整備工事について、西武造園株式会社東日本支店と2億284万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第15 議案第35号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）

（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第15、議案第35号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○建設環境委員長（中山ごう君） 議案第35号、令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、収益的収入及び支出において、下水道事業収益2,095万4,000円を増額し、下水道事業費用7,400万円を増額いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第36号 市道路線の一部廃止について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第16、議案第36号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○建設環境委員長（中山ごう君） 議案第36号、市道路線の一部廃止について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、光町三丁目地内の道路について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるため、市道路線の一部廃止をしたいというものでございます。

なお、審査に先立ち、審査の参考とするため、現地視察を行いました。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第17 議案第37号 市道路線の認定について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第17、議案第37号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○建設環境委員長（中山ごう君） 議案第37号、市道路線の認定について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、北町四丁目地内の道路について、都市計画法第40条第2項の規定により、市に帰属した道路を市道路線として認定をしたいというものでございます。

なお、審査に先立ち、審査の参考とするため、現地視察を行いました。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第18 議案第34号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第18、議案第34号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

（8番 小坂まさ代君登壇）

○補正予算審査特別委員長（小坂まさ代君） 議案第34号、令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額606億8,435万2,000円に歳入歳出それぞれ4億6,702万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ611億5,138万円とするとともに、債務負担行為として、新もとまちプラザ建設に係る実施設計業務委託事業の追加を行い、地方債においては、新もとまちプラザ建設に係る実施設計業務委託事業債の追加及び旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地購入事業債の変更を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金3億1,250万3,000円の増額を行い、歳出においては、定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業に要する経費2億7,146万7,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課をはじめ、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第19 議案第44号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第19、議案第44号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

(8番 小坂まさ代君登壇)

○補正予算審査特別委員長（小坂まさ代君） 議案第44号、令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額611億5,138万円に歳入歳出それぞれ1,280万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ611億6,418万3,000円といたしたいというものでございます。

内容といたしましては、歳入において、歳出に伴う財政調整基金繰入金1,280万3,000円の増額を行い、歳出においては、市議会議員選挙に要する経費1,280万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課及び担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第20 閉会中の継続審査について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第20、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました閉会中継続審査申出等一覧のとおり、閉会中審査することを認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査について認めることに決しました。

各委員会の閉会中継続審査申出等一覧

総務委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査	行政改革について	R 7 . 6 . 5

閉会中審査予定 未 定

厚生文教委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査	学童保育所の整備について	R 7. 6. 5
陳情第 6－6 号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	R 6. 9. 6
陳情第 6－2 号	補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情	R 6. 6. 6
陳情第 5－3 号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	R 5. 12. 4
陳情第 5－1 号	有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情	R 5. 9. 7

閉会中審査予定 未 定

建設環境委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査	環境施策について	R 7. 6. 5

閉会中審査予定 未 定

議会運営委員会

閉会中審査予定 R 7. 6. 17

公共施設等総合管理特別委員会

閉会中審査予定 R 7. 8. 12

国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会

閉会中審査予定 未 定

_____ ◇ _____

日程第21 議員派遣について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第21、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第165条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項については議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

_____ ◇ _____

○議長（尾沢しゅう君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年国分寺市議会第2回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時52分閉会

○議長（尾沢しゅう君）　ただいま閉会をしたところでありますが、ここで井澤市長より発言を求められておりますので、井澤市長、よろしくお願いします。

○市長（井澤邦夫君）　第2回定例会、大変ありがとうございました。無事に全議案が全員賛成で可決されたということで、ありがとうございます。議会が終わったあとの時間で、私のほうでお時間をいただきました。

第1回定例会の最終日に、私のほうで、次の市長選挙には出馬をしない、退任するということを表明させていただきました。今日が第2回定例会ということで、今後、もう定例会は私にとってはございませんので、今日、議員の皆様にお礼を申し上げ、そして、最終となる定例会が終わったところで、皆さんや市民の方に対しても、お礼を申し上げたいというふうに思っています。

振り返ってみると、12年間、市長を務めさせていただきました。通算、定例議会だけで48回、私、議員もやっておりましたので、その8年間、32回を含めると、今日で80回目の定例議会になります。臨時議会もございましたので、それ以上の議会を経験させていただきました。

最初、議員になったときには、旧々庁舎でありまして、東洋一と言われた庁舎でありましたが、耐震性に問題があって、取り壊さざるを得なかったということでございます。その後、プレハブ庁舎に臨時の議会棟、そしてまた分散庁舎ということで、非常に御不便を市議会議員の皆さん、そして市民の皆様におかけしたというふうに思っています。その後、16年たって、この新しい議場で最後を迎えられるということで、非常に私も感慨ひとしおであります。まだ任期としては7月12日までございますので、しっかりと執務に務めてまいりたいというふうに思っています。

本当に議員の皆様にお世話になりまして、この12年間、務めることができました。改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

最後に、長嶋茂雄さんではありませんけど、「国分寺市は永久に不滅であります」ので、皆さんの御活躍を今後ともお祈り申し上げたいというふうに思っております。本当にありがとうございました。

昨日の全国市長会で12年の永年勤続表彰をいただきました。そのことも併せて御報告を申し上げます。これから議員の皆さんも、また永年勤続の表彰もあるということでありますけれども、頂いた賞状を、今日、お持ちいたしましたので、御覧いただければと思っています。

全国市長会で37名の市長が表彰を受けました。また、20年の表彰というのもあるって、5期務められた市長の方もおられました。そんなことも経験させていただきまして、本当にありがとうございました。

これからも皆様の御活躍を御祈念申し上げて、一言挨拶とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

国分寺市議会副議長 だ て 淳一郎

国分寺市議会副議長 星 　　いつろう

国分寺市議会議員 中 山 ご う

国分寺市議会議員 木 村 　　徳

国分寺市議会議員 寺 嶋 たけし

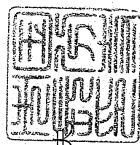
国分寺市議会議員 小 坂 まさ代

国政情発第11号

令和7年5月2日

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦

令和7年国分寺市議会第2回定例会の招集について（通知）

このことについて、令和7年国分寺市議会第2回定例会を5月12日に招集する旨の告示をしたので通知します。



国分寺市告示第154号

令和7年国分寺市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月2日



国分寺市長 井澤邦

1 期 日 令和7年5月12日

2 場 所 国分寺市議事堂

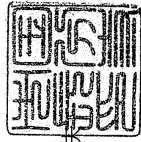
議案第38号 工事請負契約について
議案第39号 動産の買入れについて

国政情発第14号
令和7年5月2日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



議案の送付について

令和7年度国分寺市議会第2回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- 議案第28号 専決処分について
議案第29号 専決処分について
議案第30号 国分寺市オンズパークゾンの選任について
議案第31号 監査委員の選任について
議案第32号 監査委員の選任について
議案第33号 国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第34号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）
議案第35号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第36号 市道路線の一部廃止について
議案第37号 市道路線の認定について

令和7年5月8日

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦夫

議案の送付について

令和7年国分寺市議会第2回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

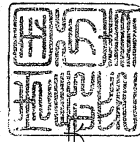
記

- 1 議案第40号 国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第41号 社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について

令和7年6月2日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様



国分寺市長 井澤邦夫

議案の送付について

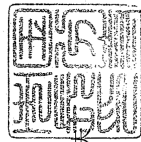
令和7年国分寺市議会第2回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- 1 議案第42号 国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 2 議案第43号 国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第44号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）
- 4 議案第45号 工事請負契約について

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦

令和7年度国分寺市議会の出席者について（報告）

令和7年4月1日付け国議発第58号で要求のありました標記の件について、
別紙のとおり報告します。

本会議出席者名簿

令和7年4月1日現在

職名	氏名	職名	氏名
市長	井澤邦夫	市民生活部文化振興課長	鈴木淳司
副市長	橋本正之	市民生活部人権平和課長	平原直樹
副市長	塩野目龍一	市民生活部スポーツ振興課長	岡田周作
政策部長	村越隆治	健康部地域共生推進課長	小峯基弘
公共施設マネジメント担当部長	細川啓明	健康部保険年金課長	越川僚子
総務部長	宮本学	健康部健康推進課長	占部英一
市民生活部長	杉本守啓	福祉部生活福祉課長	伊東正明
健康部長	新井宏伸	福祉部障害福祉課長	宮外智美
福祉部長兼福祉事務所長	玉井理加	福祉部高齢福祉課長	荒田理沙
子ども家庭部長	石丸明子	福祉部地域包括ケア担当課長	土井直人
まちづくり部長	加藤政幸	子ども家庭部子ども若者計画課長	千葉昌恵
建設環境部長	島崎進一	子ども家庭部保育幼稚園課長	桑野正樹
会計管理者心得兼会計課長	野中美由貴	子ども家庭部子ども子育て支援課長	山元めぐみ
政策部市政戦略室長	木村達郎	子ども家庭部子育て相談室長	坂本岳人
政策部情報管理課長	波岡宗一	子ども家庭部子ども発達支援担当課長	前田典人
政策部デジタル行政推進室長	山下由朗	まちづくり部まちづくり計画課長	三田俊子
政策部政策経営課長	清水昭策	まちづくり部環境経営課長	坂本たかし
政策部公共施設マネジメント課長	久保崇徳	まちづくり部まちづくり推進課長	高木恵美
政策部政策法務課長	久保宏樹	まちづくり部第四分庁等周辺まちづくり担当課長	秋山大輔
政策部政策法務担当課長	柳井幸	まちづくり部駅周辺整備課長	細江隆
政策部財政課長	松下正幸	まちづくり部建築指導課長	小泉章子
総務部秘書課長	佐藤久美子	建設環境部建設事業課長	山口真人
総務部契約管財課長	佐藤義文	建設環境部街路整備担当課長	村田祐一
総務部職員課長	増田雄二	建設環境部道路管理課長	一色圭介
総務部防災安全課長	柳川太一郎	建設環境部交通対策課長	古谷隆之
総務部課税課長	澤田元織	建設環境部下水道課長	野口和男
総務部納税課長	下河原顕子	建設環境部緑と公園課長	岡沢法彦
市民生活部市民課長	桑田知彦	建設環境部環境対策課長	小野木博一
市民生活部経済課長	飯塚達儀	建設環境部清掃施設担当課長	井上智昭
市民生活部協働コミュニケーション課長	小坂彰久	建設環境部ごみ減量推進課長	栗原洋

国教教収第 37 号
令和 7 年 4 月 8 日

国分寺市議会

議長 田 中 政 義 様

国分寺市教育委員会

教育長 古 屋 真 宏



令和 7 年度中に開催される会議の出席について（報告）

令和 7 年 4 月 1 日付け国議発第 59 号により要求のあった標記の件について、
下記のとおり出席することを報告します。

記

教育長	古屋 真宏	社会教育課長	豊田 泰之
教育部長	日高 久善	ふるさと文化財課長兼市史編さん室長	
教育総務課長	廣瀬 喜朗	依田 亮一	
学務課長	村上 航	史跡整備担当課長	諸橋 広光
学校指導課長	馬場 一平	公民館課長	大日向輝美
学校教育担当課長	関 友矩	図書館課長	有賀真由美

国選収第 60 号
令和 7 年 4 月 1 日

国分寺市議会

議長 田 中 政 義 様

国分寺市選挙管理委員会

委員長 釜 我 健



出席要求書について（報告）

令和 7 年 4 月 1 日付、国議発第 60 号にて要求のありました標記の件に
つきまして、下記のとおり委任しましたので報告します。

記

国分寺市選挙管理委員会

事務局長 戸 部 伸 広



国農収第14号

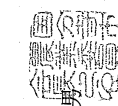
令和7年4月9日

国分寺市議会

議長 田中政義様

国監収第6号

令和7年4月2日



国分寺市農業委員会

会長 鈴木秀

国分寺市議会議長

田中政義様

出席要求書について（報告）

令和7年4月1日付け、国議発第61号により要求のありましたこのことにつきまして、下記のとおり委任しましたので報告します。

国分寺市監査委員



川畑一

高瀬かおる

記

国分寺市農業委員会

事務局長 飯塚達儀

令和7年度中に開催される会議の出席について（報告）

令和7年4月1日付け国議発第62号により要求のあったこのことについて、下記のとおり委任したので報告します。

記

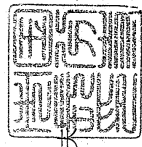
監査委員事務局長 清水健二

国政情発第19号

令和7年5月2日

国分寺市議会議長

田中政義様



国分寺市長 井澤邦夫

議会の委任による専決処分について（報告）

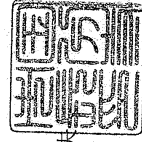
このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

国政情発第33号

令和7年6月2日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様



国分寺市長 井澤邦夫

議会の委任による専決処分について（報告）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

国 交 省 第 4 号
令和 7 年 5 月 28 日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

国分寺市オンブズパーソン

喜 多 希 美
高 野 太 一



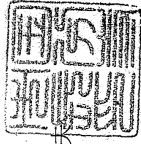
オンブズパーソン運営状況の報告について

国分寺市オンブズパーソン条例第21条の規定により、令和6年度オンブズパーソン運営状況について、別紙のとおり報告いたします。

国政情発第12号
令和 7 年 5 月 2 日

国分寺市議会議長 殿

国分寺市長 井 澤 邦 太



東京都国分寺市土地開発公社の経営状況の提出について

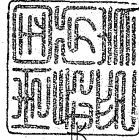
このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3（財政状況の公表等）第2項の規定により、別紙のとおり送付します。

記

- 1 令和6年度東京都国分寺市土地開発公社事業計画（補正5号）
- 2 令和6年度東京都国分寺市土地開発公社補正予算（第5号）
- 3 令和6年度東京都国分寺市土地開発公社資金計画（補正5号）
- 4 令和7年度東京都国分寺市土地開発公社事業計画
- 5 令和7年度東京都国分寺市土地開発公社予算
- 6 令和7年度東京都国分寺市土地開発公社資金計画

令和7年6月2日

国分寺市議会議長 殿



国分寺市長 井澤 邦

東京都国分寺市土地開発公社の経営状況の提出について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3（財政状況の公表等）第2項の規定により、別紙のとおり送付します。

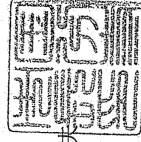
記

- 1 令和6年度東京都国分寺市土地開発公社決算書

令和7年5月2日

国分寺市議会議長

田中政義 様



国分寺市長 井澤 邦

工事請負契約について（報告）

このことについて、別紙のとおり工事請負契約（3千万円以上1億5千万円未満）を報告します。



国政発第27号
令和7年6月2日

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様



国分寺市長 井 澤 邦 太

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

国監発第33号

令和7年3月26日

令和6年度国分寺市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出につ

いて

国分寺市監査委員



川 畑 一
高 瀬 かおる

このことについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条
（繰越明許費）第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和6年度第2回定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年度
第2回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に關す
る報告を別紙のとおり提出します。



国監発第31号
令和7年3月26日

国分寺市議会議長
田中政義様

国分寺市監査委員

川畑一良
高瀬かおる



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

記

- 1 検査年月日 令和7年3月26日(水)
- 2 検査対象 令和7年2月分の一般会計、土地取得特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 2月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。



国監発第4号
令和7年4月24日

国分寺市議会議長
田中政義様

国分寺市監査委員

川畑一良
高瀬かおる



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

記

- 1 検査年月日 令和7年4月24日(木)
- 2 検査対象 令和7年3月分の一般会計、土地取得特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 3月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。



国監発第6号
令和7年5月26日

国分寺市議会議員
尾 沢 しゅう 様

国分寺市監査委員

川 畑 一 良
木 島 崇



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

記

- 1 検査年月日 令和7年5月26日(月)
- 2 検査対象 令和7年4月分(令和6年度分(下水道事業会計を除く)を含む)の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 4月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。



国監発第34号
令和7年3月26日

国分寺市議会議員

田 中 政 義 様

国分寺市監査委員

川 畑 一 良
高 瀬 かおる



令和6年度財政援助団体等監査の結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和7年5月12日

国分寺市議会議長

田中政義様

東京都十一市競輪事業組合

選出議員 尾沢しゅう・及川妙子

東京都十一市競輪事業組合議会の活動状況について（報告）

標記の件について、令和6年12月から令和7年4月までの活動状況の概要を別添のとおり報告いたします。

令和7年5月12日

国分寺市議会議長

田中政義様

東京都四市競艇事業組合

選出議員 尾沢しゅう・及川妙子

東京都四市競艇事業組合議会の活動状況について（報告）

標記の件について、令和6年12月から令和7年4月までの活動状況の概要を別添のとおり報告いたします。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

東京たま広域資源循環組合

選出議員 だ て 淳一郎

東京たま広域資源循環組合議会の活動状況について（報告）

標記の件について、令和 6 年 12 月から令和 7 年 4 月までの活動状況の概要を別添のとおり報告いたします。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

浅川清流環境組合

選出議員 対 馬 ふみあき・丸 山 哲 平
星 いっろう・木 島 たかし

浅川清流環境組合議会の活動状況について（報告）

標記の件について、令和 6 年 12 月から令和 7 年 4 月までの活動状況の概要を別添のとおり報告いたします。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会議長

田 中 政 義 様

湖南衛生組合

選出議員 木 村 徳・小 坂 まさ代

湖南衛生組合議会の活動状況について（報告）

標記の件について、令和 6 年 12 月から令和 7 年 4 月までの活動状況の概要を別添のとおり報告いたします。

選挙第 1 号

議会議長選挙について

上記の選挙を行う。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会副議長 だ て 淳一郎

選挙第 2 号

議会副議長選挙について

上記の選挙を行う。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

選挙第3号

東京都十一市競輪事業組合議会議員選挙について

上記の選挙を行う。

令和7年5月12日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

選挙第4号

東京都四市競艇事業組合議会議員選挙について

上記の選挙を行う。

令和7年5月12日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

選挙第 5 号

東京たま広域資源循環組合議会議員補欠選挙について

上記の選挙を行う。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

選挙第 6 号

浅川清流環境組合議会議員補欠選挙について

上記の選挙を行う。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

選挙第7号

湖南衛生組合議会議員補欠選挙について

上記の選挙を行う。

令和7年5月12日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

推薦第 1 号

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について

上記の推薦を行う。

令和 7 年 5 月 12 日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

委員会提出議案第2号

新庁舎建設等特別委員会の廃止について

上記の議案を提出する。

令和7年5月12日提出

国分寺市議会議会運営委員会

委員長 木 島 たかし

提案理由

新庁舎建設が完了したほか、国分寺駅及び西国分寺駅周辺の整備等に関する特別委員会を新たに設置するため、特別委員会を廃止する。

委員会提出議案第3号

国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会の設置について

上記の議案を提出する。

令和7年5月12日提出

国分寺市議会議会運営委員会

委員長 木 島 たかし

提案理由

国分寺駅・西国分寺駅周辺の整備及び都市計画道路国3・4・12号線の整備に関し、特別委員会を設置し調査及び対策を図るため、必要がある。

下記のとおり、特別委員会を設置する。

記

1	名 称	国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会
2	目 的	国分寺駅・西国分寺駅周辺の整備及び都市計画道路国 3・4・12号線の整備に関する調査及び対策を図るた め設置する。

3 委 員 数 10人

4 調査期限及び
閉会中の調査 調査終了まで継続し、閉会中も調査を行うことができ
る。

国分寺市長 井 澤 邦 夫

令和 7 年 5 月 12 日 提出

専決処分について

国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第16号）
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求
める。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う軽自動車等に対して課す
る種別割の税率に関する規定の整備等をする必要があり、専決処分したので
議会の承認を求めるため、必要がある。

国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第66条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キ

ロワット以下のもの 年額2,000円

第71条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第66条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第72条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するた

めに必要な措置を受けなければならない。

付則第16条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、

同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

付則第16条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

付則第28条の7中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則 (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の国分寺市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第66条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの

軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第29号

専決処分について

国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和7年条例第17号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めらる。

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、国民健康保険税の減額に関する規定を整備する必要があるため、専決処分したので議会の承認を求めるため、必要がある。

国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の国分寺市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

国分寺市オンブズパーソンの選任について

国分寺市オンブズパーソンに次の者を選任したいので、国分寺市オンブズパーソン条例（平成14年条例第50号）第7条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

1	住 所	東京都八王子市
2	氏 名	日 高 絢 子
3	年 齢	46歳

提案理由

国分寺市オンブズパーソンの任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

議案第31号

議案第32号

監査委員の選任について

国分寺市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

1	住 所	東京都国分寺市
2	氏 名	興 水 康 次 郎
3	年 齢	65歳

提案理由

国分寺市監査委員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

監査委員の選任について

国分寺市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

1	住 所	東京都国分寺市
2	氏 名	木 島 崇
3	年 齢	55歳

提案理由

国分寺市監査委員の退任に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者

負担に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

負担に関する条例の一部を改正する条例について

附則第5項を次のように改める。

（利用者負担額に係る特例）

5 当分の間、第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「別表第1に定める額」とあるのは、「0」とする。

上記の議案を提出する。

別表第1 Aの項中「並びに令」を「並びに子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）」に改め、同表備考第2項中「に特定被監護者等」の次に「（令第14条（複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例）に規定する特定被監護者等という。以下この項において同じ。）」を加える。

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第5項の規定は、施行日以後の利用に係る利用者負担額の算定について適用し、施行日前の利用に係る利用者負担額の算定については、なお従前の例による。

提案理由

0歳から2歳までの第1子に係る利用者負担額を無償化するため、必要がある。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		322,610	▲182,391	140,219
	1 負担金	322,610	▲182,391	140,219
14 国庫支出金		11,413,722	301,629	11,715,351
	2 国庫補助金	2,606,113	301,629	2,907,742
15 都支出金		9,979,424	318,542	10,297,966
	1 都負担金	3,174,766	999	3,175,765
16 財産収入		6,287,545	317,543	6,605,088
	2 都補助金	160,938	10,675	171,613
18 繰入金		109,740	10,675	120,415
	1 財産運用収入	1,128,438	5,073	1,133,511
20 諸収入		1,086,642	5,073	1,091,715
	2 基金繰入金	850,006	2,100	852,106
21 市債		660,512	2,100	662,612
	5 繰入	2,417,800	11,400	2,429,200
	1 市債	2,417,800	11,400	2,429,200
歳入合 計		60,684,352	467,028	61,151,380

令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額（60,684,352千円）に歳入歳出それぞれ

467,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

61,151,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 5 月 12 日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

歳 出					(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補 正 額	計		
2 総務費		6,658,726	57,469	6,716,195		
	1 総務管理費	5,304,712	35,453	5,340,165		
	3 戸籍住民基本台帳費	485,645	22,016	507,661		
3 民生費		29,057,732	272,931	29,330,663		
4 衛生費	1 社会福祉費	10,757,629	272,931	11,030,560		
		5,371,008	52,600	5,423,608		
	1 保健衛生費	1,979,867	52,600	2,032,467		
6 農林費		109,668	723	110,391		
8 土木費	1 農業費	109,668	723	110,391		
		5,789,244	5,547	5,794,791		
	2 道路橋りょう費	1,841,326	5,547	1,846,873		
9 消防費		1,776,575	12,650	1,789,225		
	1 消防費	1,776,575	12,650	1,789,225		
		8,106,156	52,966	8,159,122		
10 教育費	1 教育総務費	3,099,356	1,031	3,100,387		
	2 小学校費	2,202,943	19,675	2,222,618		
	5 保健体育費	354,805	32,260	387,065		
		2,384,260	1,542	2,385,802		
11 公債費		2,384,260	1,542	2,385,802		
12 諸支出金	1 公債費	783,053	10,600	793,653		
		756,042	10,600	766,642		
	3 基金費					
歳 出 合 計		60,684,352	467,028	61,151,380		

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)			
事 項	期 間	限 度	額
新もとまちプラザ建設に係る 実施設計業務委託事業	令和 8 年度まで		34,657

令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度国分寺市の下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度国分寺市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収入			
第1款 下水道事業収益	2,515,251千円	20,954千円	2,536,205千円
第1項 営業収益	1,944,164千円	20,954千円	1,965,118千円
支出			
第1款 下水道事業費用	2,983,651千円	74,000千円	3,057,651千円
第1項 営業費用	2,850,581千円	74,000千円	2,924,581千円

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

第3表 地方債補正

追加

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新もとまちプラザ建設に係る実施設計業務委託事業債	11,100	証書借入れ又は証券発行	5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの時期から据置期間を含め25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利償に借換えすることができる。 その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。

変更

（単位：千円）

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地購入事業債	124,900	証書借入れ又は証券発行	5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの時期から据置期間を含め25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利償に借換えすることができる。 その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。	125,200	証書借入れ又は証券発行	5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの時期から据置期間を含め25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利償に借換えすることができる。 その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。

議案第36号

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を
下記のとおり一部廃止する。

令和 7 年 5 月 12 日 提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

路線番号	一部廃止区間	幅員	延長	摘要
市道西 67号線	国分寺市光町三丁目 5 番 12 から 国分寺市光町三丁目 3 番 2 まで	(m) 1. 818	(m) 40. 20	

提案理由

当該市道路線の一部は、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認めら
れるため、必要がある。

議案第37号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を
下記のとおり認定する。

令和 7 年 5 月 12 日 提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

路線番号	起点	終点	幅員	延長	摘要
市道北 270号線	国分寺市 北町四丁目 7 番 12	国分寺市 北町四丁目 10番37	(m) 5. 00	(m) 121. 30	

提案理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条第 2 項の規定により市に帰属
した道路を市道路線として認定するため、必要がある。

議案第38号

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格150,000,000円以上の工事請負契約であるため、必要がある。

工事請負契約について

黒鐘公園整備工事について、下記により請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

- 1 工事件名 黒鐘公園整備工事
- 2 工事場所 東京都国分寺市西元町四丁目10番47号
- 3 工事内容 黒鐘公園の園路等のバリアフリー化及びインクルーシブな遊具の整備等を行う。
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約金額 金202,840,000円
- 6 工 期 本契約確定日の翌日から令和8年1月30日まで
- 7 契約の相手方 埼玉県所沢市小手指町一丁目20番地4

西武造園株式会社 東日本支店

支店長 河 野 章 夫

議案第39号

提案理由

動産の買入れについて

備蓄物資の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月12日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

- 1 件 名 災害時用備蓄物資の購入
- 2 納入場所 国分寺市指定の場所
- 3 物品の内容 災害時用備蓄物資 一式
- 4 契約方法 指名競争入札
- 5 契約金額 金82,927,816円
- 6 納 期 令和8年2月27日まで
- 7 契約の相手方 東京都千代田区岩本町三丁目2番1号

株式会社渡辺武商店

統括本部長 前 西 君 彦

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格20,000,000円以上の動産の買入れであるため、必要がある。

国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例

国分寺市立学童保育所条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について

別表第1 国分寺市立第三日吉町学童保育所の項の次に次のように加える。

国分寺市立第四日吉町学童保育所	国分寺市日吉町三丁目29番地24

附 則

上記の議案を提出する。

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

令和7年5月12日提出

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の国分寺市立学童保育所条例の規定によりなされた学童保育所の利用に係る処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この条例による改正後の国分寺市立学童保育所条例の規定によりなされた処分等とみなす。

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

学童保育所を1施設新設するため、必要がある。

社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例
社会福祉法人に対する助成に関する条例（平成21年条例第30号）の一部を次のように改正する。

社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例
について

第1条中「第58条（助成及び監督）第1項」を「第58条（助成等）第1項」に改める。

第4条第4項中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別表を次のように改める。

上記の議案を提出する。

別表（第4条関係）

社会福祉法人名	助成対象事業又は助成対象施設	助成内容
社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会 寺市社会福祉協議及び地区社会福祉協議会）第1項 会	法第109条（市町村社会福祉協議会）第1項 各号に掲げる事業	運営費補助及び資金 貸付け
社会福祉法人けや指定障害福祉サービス事業所 きの杜		用地貸付け
社会福祉法人なな指定障害福祉サービス事業所 えの里		用地貸付け
社会福祉法人普門特別養護老人ホーム 会		用地取得費補助
社会福祉法人国立保育所	保育所	用地取得費補助及び 用地取得費貸付け
社会福祉法人大樹保育所 の会	保育所	用地取得費補助及び 用地取得費貸付け

提案理由

助成の終了に伴い、別表の規定を整理するほか、文言を整理するため、必要がある。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

の一部を改正する条例

国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例

の一部を改正する条例について

第2条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とする。
第3条第2号中「同月31日まで」の次に「（休日を除く。）」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号ただし書中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」を「休日」に改め、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

上記の議案を提出する。

(1) 日曜日及び土曜日

令和7年6月2日提出

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（以下「休日」という。）

第4条中「午後10時」を「午後5時」に改める。

国分寺市長 井 澤 邦 夫

第5条の見出し中「使用できる」を「利用することができる」に改め、同条中「の施設を使用できる」を「を利用することができる」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 男女平等推進条例第2条（定義）第2号に規定する市民

(2) 男女平等推進条例第2条第3号に規定する事業者等

第6条から第13条までを削る。

第14条中「使用者」を「男女平等推進センターを利用する者（以下「利用者」という。）」に、「の使用」を「の利用」に改め、「又は第11条第1号、第2号若しくは第4号の規定に基づき使用承認を取り消されたとき」を削り、同条を第6条とする。

提案理由

国分寺市立男女平等推進センターの施設の一部を国分寺市立教育センターの施設とするため、必要がある。

第15条中「使用者」を「利用者」に、「及び附属設備等」を「並びにこれに附属する設備、器具及び図書資料室の資料」に、「損傷」を「損傷し、」

に改め、同条を第7条とし、第16条を第8条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第10条ただし書の規定により使用料の返還を受けることができる者に係る当該使用料の返還については、なお従前の例による。

議案第43号

国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和7年6月2日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

提案理由

国分寺市立男女平等推進センターの施設の一部を国分寺市立教育センターの施設とするため、必要がある。

国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例

国分寺市立教育センター条例（平成6年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表101号室の項に次のように加える。

生活実習室	1,300	1,900	2,600	5,200
201号室	600	900	1,200	2,400
202号室	1,000	1,500	2,000	4,000

別表501号室の項及び実験実習室の項を次のように改める。

実験実習室	2,100	3,100	4,200	8,400
501号室	1,300	1,900	2,600	5,200

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 国分寺市教育委員会は、施行日前においても、この条例による改正後の国分寺市立教育センター条例の規定による生活実習室、201号室及び202号室の使用の申請、使用の承認その他必要な準備行為に関し、必要な手続を行うことができる。

議案第44号

令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度国分寺市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額（61,151,380千円）に歳入歳出それぞれ

12,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

61,164,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

工事請負契約について

史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中樞部周辺地区〔南門地区〕）第二工区その4について、下記により請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

国分寺市長 井 澤 邦 夫

記

- 1 工事件名 史跡武蔵国分寺跡（僧寺地区）第一期整備工事（中樞部周辺地区〔南門地区〕）第二工区その4
- 2 工事場所 東京都国分寺市西元町三丁目地内
- 3 工事内容 史跡武蔵国分寺跡を歴史公園にするための保存整備工事を行う。
- 4 契約の方法 指名競争入札
- 5 契約金額 金169,180,000円
- 6 工 期 本契約確定日の翌日から令和8年2月27日まで
- 7 契約の相手方 埼玉県所沢市小手指町一丁目20番地4

西武造園株式会社 東日本支店

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格150,000,000円以上の工事請負契約であるため、必要がある。

総務委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年5月20日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

総務委員会委員長 森田たかし

記

議案番号	件名	審査結果
第28号	専決処分について	承認
第39号	動産の買入れについて	可決

厚生文教委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年5月21日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

厚生文教委員会委員長 皆川りうこ

記

議案番号	件名	審査結果
第29号	専決処分について	承認
第33号	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者負担に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第40号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	可決
第41号	社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について	可決

建設環境委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年5月22日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

建設環境委員会委員長 中山ごう

記

議案番号	件	名	審査結果
第38号	工事請負契約について		可決
第35号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）		可決
第36号	市道路線の一部廃止について		可決
第37号	市道路線の認定について		可決

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年5月29日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

補正予算審査特別委員会委員長 小坂まさ代

記

議案番号	件	名	審査結果
第34号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第2号）		可決

総務委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年6月5日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

総務委員会委員長 森田たかし

記

議案番号	件名	審査結果
第42号	国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	可決

厚生文教委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年6月5日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

厚生文教委員会委員長 皆川りうこ

記

議案番号	件名	審査結果
第45号	工事請負契約について	可決
第43号	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について	可決

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和7年6月5日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

補正予算審査特別委員会委員長 小 坂 まさ代

記

議案番号	件 名	審査結果
第 44 号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第3号）	可 決

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお願いいたします。

令和7年5月20日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

総務委員会委員長 森 田 たかし

記

番 号 等	件 名	付託年月日	決定年月日
調 査	行政改革について		R 7. 5. 20

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいをお願いします。

令和 7 年 5 月 21 日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

厚生文教委員会委員長 皆 川 りうこ

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について		R 7. 5. 21
調 査	第 3 次国分寺市教育ビジョンについて		R 7. 5. 21
陳 情 第 6 - 6 号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	R 6. 9. 6	R 7. 5. 21
陳 情 第 6 - 2 号	補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情	R 6. 6. 6	R 7. 5. 21
陳 情 第 5 - 3 号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	R 5. 12. 4	R 7. 5. 21
陳 情 第 5 - 1 号	有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染の血液検査の実施を求める陳情	R 5. 9. 7	R 7. 5. 21

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいをお願いします。

令和 7 年 5 月 22 日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

建設環境委員会委員長 中 山 ごう

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	環境施策について		R 7. 5. 22

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいをお願いします。

令和7年6月5日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

厚生文教委員会委員長 皆 川 りうこ

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	学童保育所の整備について		R 7 . 6 . 5

議 決 事 項 一 覧

１．選 挙 （７件）

番 号	件 名	執行年月日	結 果
第 １ 号	議会議長選挙について	R 7. 5. 12	尾 沢 しゅう
第 ２ 号	議会副議長選挙について	R 7. 5. 12	星 いろろう
第 ３ 号	東京都十一市競輪事業組合議会議員選挙について	R 7. 5. 12	だ て 淳一郎 田 中 政 義
第 ４ 号	東京都四市競艇事業組合議会議員選挙について	R 7. 5. 12	だ て 淳一郎 田 中 政 義
第 ５ 号	東京たま広域資源循環組合議会議員補欠選挙について	R 7. 5. 12	星 いろろう
第 ６ 号	浅川清流環境組合議会議員補欠選挙について	R 7. 5. 12	対 馬 ふみあき 小 坂 まさ代 森 田 たかし はぎの 英 輔
第 ７ 号	湖南衛生組合議会議員補欠選挙について	R 7. 5. 12	高 瀬 かおる 皆 川 りうこ

２．推 薦 （１件）

番 号	件 名	推薦年月日	結 果
第 １ 号	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者の推薦について	R 7. 5. 12	高 野 ふみお

３．議 案 （20件）

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
委員会提出議案 第 ２ 号	新庁舎建設等特別委員会の廃止について	R 7. 5. 12	R 7. 5. 12	可 決	即 決
委員会提出議案 第 ３ 号	国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会の設置について	R 7. 5. 12	R 7. 5. 12	可 決	即 決
第 28 号	専決処分について	R 7. 5. 19	R 7. 6. 5	承 認	総 務
第 29 号	専決処分について	R 7. 5. 19	R 7. 6. 5	承 認	厚生文教
第 30 号	国分寺市オンブズパーソンの選任について	R 7. 5. 19	R 7. 5. 19	同 意	即 決
第 31 号	監査委員の選任について	R 7. 5. 19	R 7. 5. 19	同 意	即 決

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 32 号	監査委員の選任について	R 7. 5.12	R 7. 5.12	同 意	即 決
第 33 号	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	厚生文教
第 34 号	令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 2 号）	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	補正予算 審査特別
第 35 号	令和 7 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	建設環境
第 36 号	市道路線の一部廃止について	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	建設環境
第 37 号	市道路線の認定について	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	建設環境
第 38 号	工事請負契約について	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	建設環境
第 39 号	動産の買入れについて	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	総 務
第 40 号	国分寺市立学童保育所条例の一部を改正する条例について	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	厚生文教
第 41 号	社会福祉法人に対する助成に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 5.19	R 7. 6. 5	可 決	厚生文教
第 42 号	国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例について	R 7. 6. 5	R 7. 6. 5	可 決	総 務
第 43 号	国分寺市立教育センター条例の一部を改正する条例について	R 7. 6. 5	R 7. 6. 5	可 決	厚生文教
第 44 号	令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第 3 号）	R 7. 6. 5	R 7. 6. 5	可 決	補正予算 審査特別
第 45 号	工事請負契約について	R 7. 6. 5	R 7. 6. 5	可 決	厚生文教

4. 陳 情 （4 件）

番 号	件 名	付託年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 5 - 1 号	有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める陳情	R 5. 9. 7	R 7. 6. 5	継 続	厚生文教
第 5 - 3 号	小中学校に特化した食育の指針の策定を求める陳情	R 5.12. 4	R 7. 6. 5	継 続	厚生文教
第 6 - 2 号	補聴器購入に対する助成制度創設を求める陳情	R 6. 6. 6	R 7. 6. 5	継 続	厚生文教
第 6 - 6 号	避難行動要支援者の「個別避難計画」作成促進を求める陳情	R 6. 9. 6	R 7. 6. 5	継 続	厚生文教

5. 常任委員会委員の選任について

(5月12日選任)

委員会名	委員長	副委員長	委員名
総務委員会	森 田 たかし	小 坂 まさ代	鈴木 ちひろ ・ 木 村 徳 尾 沢 しゅう(※) ・ だ て 淳一郎 はぎの 英 輔 ・ 新 海 栄 一
厚生文教委員会	皆 川 りうこ	鳥 居 あかね	高 野 ふみお ・ 松 岡 まり 星 いづろう ・ 木 島 たかし 田 中 政 義
建設環境委員会	中 山 ご う	久 保 けいこ	対 馬 ふみあき ・ 寺 嶋 たけし 高 瀬 かおる ・ 丸 山 哲 平 及 川 妙 子

※5月19日に辞任

6. 議会運営委員会委員の選任について

(5月12日選任)

委員会名	委員長	副委員長	委員名
議会運営委員会	高 瀬 かおる	はぎの 英 輔	対 馬 ふみあき ・ 寺 嶋 たけし 小 坂 まさ代 ・ 皆 川 りうこ 田 中 政 義

7. 特別委員会委員の選任について

(5月12日選任)

委員会名	委員長	副委員長	委員名
公共施設等総合管理 特別委員会	対 馬 ふみあき	だ て 淳一郎	高 野 ふみお ・ 中 山 ご う 木 村 徳 ・ 高 瀬 かおる 丸 山 哲 平 ・ 星 いづろう 久 保 けいこ ・ はぎの 英 輔 田 中 政 義
国分寺駅・西国分寺駅 周辺整備特別委員会	寺 嶋 たけし	新 海 栄 一	鈴木 ちひろ ・ 鳥 居 あかね 小 坂 まさ代 ・ 松 岡 まり 森 田 たかし ・ 及 川 妙 子 皆 川 りうこ ・ 木 島 たかし

(5月19日選任)

補正予算審査特別委員会	小 坂 まさ代	鈴木 ちひろ	松 岡 まり ・ 森 田 たかし 星 いづろう ・ 久 保 けいこ 田 中 政 義

8. 議員の辞職許可について

議員名	議決年月日	結 果	備 考
丸 山 哲 平 及 川 妙 子	R 7 . 5 . 27	許 可	即 決

令和 7 年 第 2 回定例会 日程

月	日	曜日	開議	会 議 名
5 月	8	木	9:30	代表者会議/議会運営委員会
	9	金		
	10	土		
	11	日		
	12	月	9:30	本会議/各常任委員会/各特別委員会/議会運営委員会/ 本会議（一般質問 3 人 通告No. 1～3）
	13	火	9:30	本会議（一般質問 5 人 通告No. 4～8）
	14	水		休会日
	15	木	9:30	本会議（一般質問 5 人 通告No. 9～13）
	16	金	9:30	本会議（一般質問 5 人 通告No. 14～18）
	17	土		
	18	日		
	19	月	9:30	本会議（付託等）
	20	火	9:30	総務委員会
	21	水	9:30	厚生文教委員会
	22	木	9:30	建設環境委員会
	23	金		（委員会予備日）
	24	土		
	25	日		
	26	月		休会日
	27	火	9:30	議会運営委員会/本会議/公共施設等総合管理特別委員会
	28	水	9:30	国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会
	29	木	9:30	補正予算審査特別委員会
	30	金		（委員会予備日）
	31	土		
6 月	1	日		
	2	月		事務整理日
	3	火		事務整理日
	4	水		休会日
	5	木	9:30	議会運営委員会/本会議/総務委員会/厚生文教委員会/ 補正予算審査特別委員会/議会運営委員会/本会議

会
期
25
日
間